

に依存してゐるのである。

狩獵、水産

外蒙國民經濟に於て狩獵は牧畜に次ぐ重要意義を有してゐる。すなはちその獸皮毛は畜産品に次いで輸出額の二〇%を占めてゐる。その主なるものはタルバガン、栗鼠、犴狁、狼、等でケンテイ山脈、ハンガイ山脈の南北斜面、アルタイ山脈に棲息してゐる。一九二五年狩獵法が施行され、獸類の蕃殖を助長しつゝ狩獵業の合理的な發展が企圖されてゐる。獸毛皮の輸出年額は約百萬トウグリクである。

次に共和國河川からする水産も極めて豊富である。セレンガ、オルホン、ケレンの諸河およびイル・ヌール、コソゴル湖等において多くの魚類が獲れる。その種類としては鱒、鱒、リノツク、ヒゲ、カマス、サザン、鯉、鯰、鱧等である。

蒙古人は一般に魚を食ふことをしない。従つて魚獲に手をつけたものは在住

のロシア人であつた。共和國成立以來魚類の捕獲につき法律が設けられ、時期、地區、手段、賃貨、利權等に就き夫々規定されてゐる。なほ最近イル・ヌール湖畔に魚類罐詰工場が建設されたと報ぜられてゐるが、漁業が果して企業として着手されてゐるかどうかは明らかでない。

森林

外蒙は概して森林資源には乏しい。その面積は全國土の約七八%に過ぎず、主としてハンガイ、ハトヒルの兩地區に存する樹種は少くシベリヤ赤松、落葉松、ハリモミ、白樺、ポプラなどである。

外蒙遊牧民は固定家屋を必要とせず、また薪炭燃料をも用ひないため森林資源の開発をあまり行はず、一部都市、寺廟、官廳、在留外人等の建築材、および少數手工業労働者の荷車、家具、農具用材としての外はその需要も無かつたのである。

工業

しかし最近政治文化の發展に伴ひ漸く木材利用も増加し、尙又濫伐や山火事による荒廢を防ぐため一九三〇年政府は山林保護策を講じ監督統制を嚴にしてゐる。山林工業として殆んどみるべきものはないが、ウランバートル附近のイロ河畔に官營製材工場がたゞ一つある。

外蒙における工業は革命後共和國となつてから小規模な企業形態をとるに至つたもので、その以前には露支蒙各民族間に手工業的な範圍において少しばかり行はれてゐたに過ぎなかつた。すなはちフェルトの製造、羊毛皮の精製加工、大工、銀治屋、製靴業、金物細工業、油脂製造、獸腸處理、洗毛、石鹼製造等が蒙古人によつては最も幼稚な手段で、支那人によつては稍大規模に——一九一九年調査支那人企業數三六三、當業者四、二八〇人——ロシア人によつては最も文明的な方法によつて行はれてゐた。

革命後モンツェンコフ(蒙古中央消

費組合)の創立によつてアルタン・ブラクおよびウランバートルに、皮革工場、羊毛皮工場、製靴工場、腸處理工場、油脂工場、シュウバ工場、石鹼工場、蠟燭工場、製菓工場、防寒フェルト靴工場等が外國資本壓迫を克服する意氣込で設立經營されたのであつたがあまり良好な實績を収め得なかつた。後更にソ聯の第一次五箇年計畫に模して共和國工業方面にも五箇年計畫を樹立したが實現を見ずに終り、一九三〇年に至りソ聯援助の契約の下にウランバートルに工業コムビナート(綜合工場)建設の準備が進められた。一九三四年この工業コムビナートが遂に完成し左記部門の活動を開始するに至つた。

- 一、蒸氣洗毛工場(洗毛能力、不潔羊毛二、四〇〇吨)
- 二、織物工場(年生産額、羅紗一〇〇、〇〇〇米)
- 三、フェルト工場(年産七二五、〇〇〇箇)
- 四、皮革工場(生産能力、牛革七〇、

〇〇〇枚、馬革二〇、〇〇〇枚、羊革二五〇、〇〇〇枚)

五、羊毛皮・シュウバ工場(羊毛皮加工能力、一五〇、〇〇〇枚)

六、製靴工場(蒙古靴年産一〇〇、〇〇〇足、洋靴七〇、〇〇〇足)

七、コムビナート發電所(起電力二、五〇〇キロワット)

如上コムビナートの生産總額は一九三六年には一千五百萬トウグリクに達し、一九三九年には三千九百四十萬トウグリクに増大してゐる。その他にも現在次の様な國營工場が營まれてゐる。

- 機械製作工場(ウランバートル、年産額百萬トウグリク乃至百二十萬トウグリク、従業員労働者二百人)
- 煉瓦製造工場(ウランバートル、年産一千萬箇)
- 製肉コムビナート、印刷所、第二洗毛工場、自動車修理工場、製菓工場、鑛泉サイダー工場(ウランバートル)
- 製材工場(イロ河畔)
- 蒸氣洗毛工場(ハトヒル)

是等國營工業はいづれもソ聯の知的技術的援助によつて建設されたもので従業員労働者總數は一九三五年には三千四百九十二人、現在は一萬人に達して居りその過半は蒙古人である。これら工場労働者はいづれもプロソユーズに加盟して居り八時間労働制で少年労働者の保護、療養休養老後扶助等の福利厚生に關し一九四〇年第八回大フルラダンに於て新憲法が制定された。

國家工業に對し更に政府は一九三二年各種手工業を手工業コーペラチーブ・ソユーズ(手工業同盟)に統合し、一九四〇年現在加入アルテリリ數百五十一、加入人員三萬八千二百二十名に達してゐる。この他下層喇嘛を以て組織せる生産アルテリリ數百十八がある。その活動分野は蒙古靴、荷車、金物、馬具の製造、皮革加工、指物業、裁縫業、食料品製造加工等に及び年々種類を増加してゐる。すなはち一九三八年には二百五十五種、一九三九年には三百二十七種に上つてゐる。手工業コーペラチーブ製産品年額は一九



三一年四百萬トウグリクであつたが、一九三九年には一千二百萬トウグリクに達してゐる。なほ人民共和國の國營工業および手工業コーペラチーブ生産品は國內需要の二五%をみたしてゐる。

鑛業

外蒙の地下埋藏資源は決して尠くはないがそれらの開發は未だその緒についてゐない。革命前モンゴル會社が採金事業に着手し、後政府の手に移つたが資金難に陥り中止してゐる。金の他に鑛床として發見されてゐるものに、鐵、銅、銀、鉛、石墨、水銀、アンチモニイ、硫黄等がある。

現在この國にとつて最も重要な意義を有つて採掘されてゐるのは石炭であるが、これはウランバートル東南三十五キロにあるナライハ炭坑が最大のものである。ナライハ炭坑は一九一五年偶然に發見されたもので、その埋藏量は三億噸と稱せられ褐炭である。開發の進行とともにさらに有望な炭層が發見されたといは

れ、炭坑の電化、機械化によつて生産率は上昇し一九三九年産出額は十二萬九千噸に達した。一九三八年ウランバートル・ナライハ間の輕便鐵道が開通して以來ウランバートルの工業コムビナートに對する石炭供給は非常に便利となつた。

その他バイントウメン附近からも褐炭年産三萬噸を産出し、東部アイマクのユゴズイル附近にも最近新炭坑を開發してあり、コソゴル・アイマクのテリギル・ムリン河畔にも極めて有望な石炭層が發見されてゐる。なほ近き將來に於て重要な役割を演ずるであらうとみられるものは、ウランバートル・アルタン・ブラク間の途中にあるウルムクトウイで發見された磁鐵鑛および石炭である。古く知られてゐるウランバートル東方二百五十キロのトウルガドウイヌール鉛鑛も最近鉛鑛銀鑛の結合せる大鑛床なることが判明した。

鑛泉はバイントウメン、ウリヤスタイ、ツエツェルリツク附近十數ヶ所に散在、一部に政府施設の療養所がある。

モンツェンコップは一九二一年に創立された。當初は株主も少數で政府補助金により維持され一九二八年までには支那個人商業と抗争して大體國家商業の四分の一を獲得するを得た。政府の極左政策の下に一九三〇年貿易の完全なる國營が實施され従來の支那相手の取引は完全に杜絶し私商も一時絶滅されるに至つたが、結局極左政策は失敗に歸しふたゞび私商業の復活が計られることになつた。

しかし政府はあくまでも外國貿易の獨占を維持し、國家の統制的役割を保持するため、モンツェンコップと並んで私商人との取引を司る特殊な國營商會社を設置した。すなはち外蒙國內商業者は現在モンツェンコップおよびその委託販賣業者、個人商人、國營商會社によつて行はれてゐるのである。モンツェンコップは下級機關を通じて輸入商品を賣捌き輸出原料の買付を行ふ。個人商人はこれに反して國營商會社から商品の供給ならびに統制を受け、個人商人の買付けた原料毛皮等は國營商會社が買上げる。こ

の兩者の競争的立場により國內における需要活動の發展を促すとともに私商人の不當利益を制し、モンツェンコップは業務内容の改善質の向上を圖らうとするものである。

一九四〇年モンツェンコップの株式資本金百五十八萬二千トウグリク、組合員十三萬三千名、その統率する下級コーペラチーブ百六十一組合、その下に全國に千九十七の商店網および多數の委託販賣業者、組合の従業員總數二千二百三十四名、うち九割は蒙古人である。營業狀態は良好で一九三五年以來利益配當を行つてゐる。しかるに最近支那事變勃發以來再轉して國家經濟のソヴィエト化が急速に行はれ私商業が殆んど清算されんとしてをり、その結果國內商業におけるモンツェンコップの比重は九〇乃至九五%に垂んとしてゐる。その總取引高は年額一億一千八百萬トウグリクに及んでゐる。

【貿易】 共和國成立以前の外蒙に於ける外國貿易機關は前述の如く支那ロシヤ

商業、貿易

【商業】 革命前の外蒙經濟を支配したものは外國商業、就中支那商業資本であつた。これら外國商業資本は外蒙民族の日常生活必需品を供給し外蒙畜産物の貿易事業を獨占し、その民衆生活に食ひ入つて封建的組織と結合し長い間極端に保守的な勢力を維持してきたのである。しかも支那商業は傳統的に掛賣方式を以てしてきたために次第にその高利に搾取せられつひに牧民生活の破綻に面せざるを得なくなつた。蒙古の革命が勃發せる根因がそこにあり、従つて革命政府が外蒙市場における外國商業搾取を驅逐せんとしてその畜産品の掠奪的買占を防止し、貿易方面においては獨立せる國家貿易機關を組織するに至つた所以である。かういふ機關としてはコーペラチーブ（共同組合）において外にはない。すなはちこの要望に應じて創立されたのがモンツェンコップ（蒙古中央消費組合）なのである。

資本の手に獨占され來つたのであるが、一九二四年活佛の遷化とともに人民共和國が成立し憲法は外國貿易の國營を實行することを宣言した。

かくしてモンツェンコップの創設により國內商業に於けると同様外國貿易國營の運營を圖つてきたのであるが、極左時代における商業政策が失敗に終り全面的な私商の復活をみたのに反し、外國貿易においては何等その方針に變更をみなかつたのである。

現在における外蒙の外國貿易は専らソ聯との間に行はれてをり、なほソ聯の外國駐在通商機關を通じてアメリカ、ドイツとも若干行はれてゐた。ソ聯の對外蒙貿易機關の中心をなすものはソヴ・モング・トウヴ・トルグ（ソ・蒙・トウヴ貿易聯合會）である。ソヴ・モング・トウヴ・トルグは營業部の外に運輸部を有し、ボルヂヤ、トウシカ、キャフタ、チユーヤ等の輸送幹線に多數の貨物自動車配し兩國間における物資の輸送に當らせてゐる。しかして國境で外蒙側運輸機



關モンゴルトランスとの間に貨物の受授積換が行はれる。

ソ聯の對蒙輸出品目は最近生活必需品生産機械、文化的生活物資が増加してきてをり、これを一九三六年度における金額順に列記すれば次の如くである。

小麥粉、綿布、茶、菓子類、石油類、煙草類、衣類、日用金物、砂糖、絹織物、輾削、精製皮革、靴、麻製品、トラクタ、自動車部分品、自動車、自轉車、酒類、酒精、バター、燐寸、罐詰、毛織物、化學藥品、藥劑、乾果、鐵板、銅板、染料、硝子及び硝子製品、電氣機械、電信、ラジオ器具、ゴム製品、農業機械、紙類、鐵線、銅線、陶磁器類。

同年度共和國の對ソ輸出品目は同じく金額順に次の通りである。

生畜、羊毛、皮革原料、毛髮、肉用野禽、獸毛皮、製肉、胃腸。

ソ蒙貿易は逐年増加の一途を辿りつゝあるがこれを比較表示すれば(單位トウグリク)

外蒙輸入	對ソ輸出	輸出入總額
一九二四年	1,000,000	1,000,000
一九三九年	14,000,000	17,000,000
	100,000	100,000
	1,500,000	20,000,000

となつてをり數字は倍加してゐる。最近は文化的、經濟的建設資材の大量輸入のため相當額の入超を來してをり、政府は赤字克服のためさらに輸出資源の獲得に努力してゐる。なほソ聯は共和國に對してクレジット其他各種の貿易上の特惠を與へてゐる。

### 歴史概觀

#### 蒙古革命以前

十二世紀の初頭シベリアの南部および現在の人種學的蒙古民族の居住地帯に既に各種の蒙古民族が住んでゐた。これら蒙古民族の中有力なる部族としてタタール、ノイマン、ケレイトの三つが現はれて居り、このタタール、ケレイト兩族の

遊牧地帯の中間ケルレン、オルホン河畔にボルチギンなる民族が遊牧してゐた。この民族が漸次強大となり他の種族を従へて蒙古人なる名稱を與へらるゝに至つた。ボルチギン氏から出たチンギス汗が十二世紀後半に四隣を壓し、獨裁權を確立して、その威勢は全アジア、ペルシヤ、ヨーロッパ・ロシアを風靡する世界帝國を建設するに及んで、從來各自の名稱を有してゐた蒙古各部族が等しく蒙古人と名乗るやうになつた。

蒙古帝國は當初鞏固な中央集權的團結力をもつて外部からの富を獲得し、アジア、中央アジア、ヨーロッパをつなぐ通商路を掌握して蒙古帝國の黄金時代を現出せしめたのであるが、領候各自の經濟力が伸長して封建主義の發達するに従ひ、領主各自の孤立と地方分權化過程が起り、占領地の定住經濟生産力の發展と相俟つてこれに對する蒙古帝國の支配力を弱らしめ、遂にこれを崩壊せしむるに至らしめたのである。かくして占領地各部族の離脱が行はれ一三七〇年蒙古人は

支那から驅逐され十四世紀末ロシアに於て慘敗を喫するに至つた。故郷外蒙に退陣した蒙古民族は東部西部の兩蒙古族間およびその王候間に蒙古の支配權を繞つて同族間の熾烈な抗争が約二百年に亘つて續けられ、つひに東部蒙古族の決定的敗北を以て終末を告げた。

一六八八年西部蒙古族ジュンガリヤの首長ガルダンが東部蒙古ハルハに侵入した際、ハルハ諸族は自力を以てこれを撃退し得ず、露支いづれかに保護を求むべく王候大會を開いたが議決せず、かねてエルデニツウに最初の喇嘛寺院を建立して上下の尊崇をあつめ權勢を擅にしてゐた活佛の主張に基き、遂に清朝に臣事することゝなつた。よつて一六九一年時の康熙帝はドロソノールに親幸して内外蒙王候を引見し援助を約した。かくしてハルハ諸族は清朝の援助により故地に還ることゝしたが、これより後二百年、一九一一年に至るまで外蒙は清朝の隸下に屬するに至つたのである。他方ロシアはこれに對し支那人をハルハ領に植民せざる

こと、軍隊を駐屯せしめざることを、ハルハ民族の内部組織および習慣を尊重することの三事を清朝に約せしめ支那の外蒙に於ける宗主權を認めた。清朝はその對蒙政策として一、喇嘛教を優遇興隆せしめ活佛(ボグド・ゲゲン)の地位をハルハの汗王以上の特權を有つものと認めた。これにより寺廟經濟の搾取的發展が齎らされた。二、外蒙民族の内部的鬭争を助長せしめ王候權力の弱體化を圖つた。三、最後に最も重要な政策として支那高利貸商業を用ひて外蒙を經濟的に侵略したのである。

支那高利貸商業資本は、外蒙の生活必需品たる麥粉、稗、茶、煙草、砂糖、織物、金屬製品等と、外蒙のこれに對する唯一の交換手段たる家畜、畜産原料品の出廻りの季節性を利用して掛賣の方法を以て不當利潤を貪り、つひに外蒙内外の全商業を把握するに至つたのである。支那商館は大盛魁をはじめ二十五、これに對する毎年の利拂ひのみにも莫大なる金額に上りそれが外蒙牧民經濟を破滅に

導きつゝあつたことは、一九三六年第二十一回小フラルダンにおける首相アモールの報告中の次の一節によつて如實に示されてゐる。「支那商館「大盛魁」一軒丈でも年々貸金の利子として馬七萬頭、羊五十萬頭を支那に持去つてゐた。支那に對する我が國土の負債は一九一一年頃には千五百萬兩に達し、牧民一世帯の負債額は約五百兩に及んだ。負債の利子は時には年利五十割餘に達した」

帝政ロシアはブリヤート蒙古を收めた後漸く外蒙に關心を抱き始め支那との間に一六八九年ネルチンスク條約、一七二八年プリン條約を締結、さらに十九世紀中頃から、ビスクを経てコブド、ウリヤスタイ地方にロシア商人の進出をみるに至つた。かくして外蒙民衆經濟は外國資本による壓迫搾取のみならず自然的氣候條件による影響不安、さらに納稅重壓の下に喘ぎ、苦惱せる牧民の反抗となつて爆發するに至つた。それが稍組織的な民衆運動の容をとつて頻發するやうになつてきた



のは一九〇五、六年頃からである。これら牧民の反抗は最初は封建領主に對して向けられてゐたが後には支那の植民地抑壓に對する反抗にまで發展した。王候喇嘛はこの民族運動を利用して外蒙の支那離脱を畫策し、これは恰も支那革命の勃發と清朝倒潰によつて一應の成功をみた。

一九一一年十一月、外蒙はロシアの援助をえて遂に自治を宣言した。しかしこれは帝政ロシアが蒙古王候ならびに牧民の反支那的氣勢を利用して、支那にとつて代つて自らの植民地に置き換へんとしたものに他ならなかつた。すなはちその適例としては東部蒙古におけるトクトホの運動であり、彼はロシア側の指麾をうけ支那政權に叛逆するため友邦ロシアに移住すると稱して露領に入り土地を與へられてロシア官邊の庇護をうけ、屢々ハルハに侵入し支那商館を掠め、牧民に支那主權離脱の宣傳に努めた。自治蒙古成立後トクトホは陸軍大臣に任ぜられた。しかるに第一次世界大戦勃發し一九一

七年帝政ロシアは倒潰し、外蒙に於けるロシア勢力も亦衰ふるに至つた。一九一九年支那主權回復のため徐樹錚はウランバートルに兵を進め、ボグド・ゲゲンの退位と、外蒙自治の取消を迫り、王候はその貴族的特權と或程度の參政權を認められてこれに同意するに至つたが、後さらに白衛軍ウンゲルン男の進入となり、こゝに外蒙は全く外國軍隊の掠奪蹂躪に委せられ、牧民は悲惨のどん底に喘ぐ運命となつた。この秋に當り一九一九年八月革命ソ聯は外蒙國民に對し、一切の舊條約を廢し自治蒙古の民族的獨立を承認する聲明を發したのであるから、一部自覺せる進歩的封建層、民族インテリゲンツイヤがこれに呼應せるもまた宜なりといはねばならぬ。

### 人民共和國の成立

一九二一年三月一日、民族民主主義分子、親ソ派急進分子等十八名がキヤフタに集り第一回會議を開き蒙古人民黨を結成、綱領十ヶ條を發表した。この綱領

は、政權を權得し、國民に平等と福祉を齎し、民族文化を世界的水準に引上げ、自治外蒙を復興し蒙古族の獨立國建設を規定したものである。かくて人民黨はチャグドウイルヂヤツプを首班とする臨時人民政府の成立を宣言した。  
三月二日スー・バートルが司令官となつて六百のバルチザンを率ひシベリア赤軍の歩兵、騎兵の援助の下にキヤフタ、トロイツコサフスク附近に支那軍分遣隊および白衛軍ウンゲルン軍を破り六月八日つひに長驅ウランバートルに無血入城することを得た。

蒙古人民黨は軍政兩權を掌握したが一時人心收攪策としてボグド・ゲゲンを君主とする立憲君主制を採用した。しかるに一九二四年五月二十日ボグド・ゲゲンは遷化し君主制は廢止され、六月十三日人民共和國の成立が宣言された。同年八月における第三回蒙古人民革命大會において初めて外蒙の非資本主義的發展志向のスローガンが掲げられ、ソ聯の指導によつて決定的に社會主義革命に向つて

推進せしめられることになつた。十一月第一回大フルダグンが開催され新憲法の協賛を経た。

しかしながら人民共和國成立後も社會各層の軋轢や政治上の指導權を繞る左右兩派の鬭争が行はれ、この間一九二二年蒙古人民政府首席ボドの喇嘛僧上流貴族層を中心とする陰謀の發覺、一九二四年黨中央委員會會長、政府副總理ダンザンの右傾經濟的革新事件などが起つた。其後も舊封建分子およびこれと結合せる新生官吏富有層の右翼派は、コミンテルンによる革命運動を排撃し、ソ聯の外蒙赤化政策を阻止するの勢を示したが、一九二八年第七回黨大會の討論決議によりつひに政權は親ソ派尖鋭分子の手に移つてしまつた。爾後一九三二年までソ聯に倣つて飛躍的な社會主義國家の實現を目標として極左政策を強行したのである。しかるにこの外蒙牧民の現實社會を無視した不用意な極左政策は各地における牧民の反抗叛亂に達着し黨は一九三二年六月急遽臨時總會を召集して一先づこの左

翼偏向政策を中止し、その誤謬檢討のやむなきに至つた。すなはち七月二日開催された第十七回小フルダグンにおいて外蒙を次の如く定義したのである。

「外蒙は、非資本主義的發達の道程に漸次移行してゆくための基礎を築きつゝある新たなるタイプの民族革命的、反封建的、民主主義共和國である」

かくして右翼政策へ轉向後の外蒙は、表面上資本主義的に内面的には非資本主義的な政策をとりつゝ、ソ聯の指導下に新社會體制を確立するための基礎建設に努めつゝありといふのが現在の實情である。

### 政治機構

#### 憲法

一九二四年十一月二十六日、第一回大フルダグンの決議を経て人民共和國憲法が確認された。憲法は全文十章五十箇條より成り、その内容は大要次の如くである。

第一章。大汗の印璽を政府に接收す。共和政體を以て國體とし、主權の運用を大國民會議（大フルダグン）および小國民會議（小フルダグン）の選出する政府に委ねる。自治蒙古成立の年を以て紀元年號とす。

第二章。封建的神政論的舊秩序世界觀の根絶および共和國新秩序の確立。國土、地下資源、森林、河川等國家財産の私有權否認およびその公有宣言。既往の國際的條約および國家債務の破棄。經濟政策の政府歸一。民衆政治確立と民權暢達。外國貿易の國營實施。人民革命黨の組織。信教、言論、集會、結社、國民教育の自由享有。男女の平等權。活佛の權位稱號領有權廢止。ソ聯邦と一致せる對外政策の遂行。

第三章。國家主權の所在。外交、通商。國境の變更・畫定。宣戰、平和條約、國際條約。財政。貿易制度。國民經濟計畫。特許、利權、運輸、郵電事業、軍政。國家豫算、稅制、幣制、行政區



畫、地役法。裁判所構成法および訴訟法、民法。教育、衛生、度量衡、統計等、共和國最高政治機關一般管掌事項。

第四章。大フラルダン、小フラルダン、小フラルダン幹部會に關する大綱。

第五章。内閣官制。

第六章。經濟會議。

第七章。地方自治制。

第八章。選舉權、被選舉權。

第九章。國家豫算ならびに豫算權。

第十章。國旗、國家の紋章、大フラルダン小フラルダンの召集地をウランバートルと定む。(國家の紋章は、蓮花の臺上にソヨムバと稱する獨立を象徴する象をおいたもの)

### 大フラルダン

大フラルダンはアイマク及び市の住民、軍隊の代表を以て構成せられ、その數は選舉區の人口に比例して決せられ、任期は一年、毎年ウランバートルに召集される。(しかし實際には一九四〇年ま

で八回しか開催されてゐない)大フラルダンは自己の閉會中主權を運用する執行機關として總員三十名を以て構成される小フラルダンを選任する。

### 小フラルダン及小フラルダン幹部會

小フラルダン議員は大フラルダンに選任せられ、小フラルダンは自己の全行爲につき大フラルダンに對して責任を負ふ。小フラルダンは法律、決議、命令を發し政府最高機關の監督に關する事務を統括し、小フラルダン幹部會及び政府事務の範圍を規定し、憲法ならびに大フラルダン決議の實施状況を監督する。小フラルダンの召集は年二回、また小フラルダンは五名から成る小フラルダン常任幹部會及び政府を選任し或ひは委員會を任命しうる。小フラルダン幹部會は小フラルダン會議を指導し、その議案を準備作成し、決議の實施状況を監督する。

### 地方自治組織

共和國の行政區計は十二のアイマクに分たれ、アイマクは更にソモン、バグに分たれバグは行政の最下級單位である。

各アイマク名およびその政治中心地名は次表の通りである。

### アイマク名

### 政治中心地

- 一、東部アイマク      バイントウメン
- 二、ケンテイ・アイマク      ウインドウルハン
- 三、中央アイマク      ウランバートル
- 四、セレンガ・アイマク      アルタン・ブラク
- 五、コソゴル・アイマク      ム      レン
- 六、アラハンガイ・アイマク      ツエツルリツク
- 七、ウブルハンガイ・アイマク      トウインゴル
- 八、ザブヒン・アイマク      デブホラント
- 九、ウブサノール・アイマク      ウランコム
- 一〇、コブド・アイマク      デルゴラント
- 一一、南ゴビ・アイマク      ダラン・ツアダガイ
- 一二、東ゴビ・アイマク      ダライ・サイン・シヤンダ

最近ザブヒン・アイマクからアルタイ・アイマクが獨立分離し、またブラガン・アイマクおよびカザツクアイマクが創設され結局現在十五のアイマクに分れてゐることになる。

アイマクの政治執行機關はソモン、フラルダンによつて選出されたアイマク・フラルダンである。アイマク・フラルダン閉會中の實際行政執行のためアイマク政廳が選任され、五名の政廳員と二名の候補者を以て構成し、この中から互選によりアイマク長官が任命される。

ソモンの執行機關はソモン・フラルダンである。ソモン・フラルダンには最下級行政機關たるバグ・フラルダンの代議員が召集される。

バグは最下級行政政治單位で、住民の密度の高低如何によつて大きさも一定でなく、大體三〇―四〇世帯前後を以て構成されてゐる。バグの執行機關はバグ長及びその代理でいづれもバグ・フラルダンによつて選任され任期は一年である。此のほかウランバートル、アルタン・

### 選舉權

人民共和國臣民は雇傭によつて勞働をなし若くは勤勞生活を營む滿十八歳以上の男女は何人も大フラルダン、小フラルダン、アイマク、ソモン、バグ等各フラルダンの議員の選舉權被選舉權を與へられてゐる。

### 内閣官制

中央政府は保健、文務、司法、牧農、商業運輸、工業建設郵電、内務、外務、財務、陸軍の十省のほか、國家保安部及び國家經濟計畫委員が内閣に直屬しその長官は國務大臣を以て遇せられる。

### 人民革命黨と革命青年同盟

人民革命黨は共和國に於ける唯一の政黨であつて、コミンテルンの指導下にあり、且つこれに加盟してゐる。人民革命黨の使命は一、國家の生産力を發展せしめること、二、封建主義を根絶せしめること、三、富裕支配層及び資本家層を漸次抑壓滅亡に導くこと、四、蒙古國家を危殆に陥らしめんとする外敵を防止するにありとされてゐる。

黨機關の最下級組織はヤチエイカ(黨細胞)である。ヤチエイカの最高機關はヤチエイカ全體會議であり、閉會中はヤチエイカ幹部會である。各アイマクに於ける黨ヤチエイカはアイマク黨委員會に



統一されてゐる。最高権はアイマク黨大會に屬してゐるが、大會の閉會中はアイマク黨幹部會に屬する。黨の最高機關は全國黨大會であつて、その閉會中は中央委員會常任幹部會がこの代行機關である。黨員たらんとする者は人民共和國々民にして二十歳以上の男女にして、黨員たる二名の保證人をたて黨規を嚴守することを宣誓し、ヤチエカ全體會議の承認を求め、これがアイマク黨委員會で決裁になれば許可される。二十歳未満のものは黨の外廓團體たる革命青年同盟に加盟させることになつてゐる。

極左政策の強行當時は黨勢最も旺盛で黨員四萬二千名を算し、つひに政府に容喙し憲法に反するの一大過失を敢てするに至り、これが肅正斷行せられて後黨員一萬二千名に減じた。右翼政策採用後、黨はその誤謬を認め直接政治に干渉することを止め、政治機關の活動の性格を調査決定これが指導に努めるといふ政黨本來の面目に復歸した。爾來外蒙の政情も安定し、文化經濟各般に亘り著しい進歩

のあとが認められるやうになり、その素質も向上し黨員數も亦急速に増大してきてゐる。

人民革命黨の外廓團體として側面的に重要な文化的役割を演じてゐるものは革命青年同盟である。同盟の根本任務は一、勤勞牧民の青年を統一し、教育を施し、黨の交代部隊たるべき成人を養成すること、二、黨の決議決定に従ひ黨の委任事項を遂行すること、三、革命青年同盟及び一般青年層を統一結成せしめ國家の自由獨立を強化し、生産力を發展せしめ、封建主義の殘滓を根絶せしめ、國家の經濟的任務に對應し漸進的に富裕層を抑制し、國防力を強化し、漸次非資本主義的發展コースに進むべき基礎を確立し且つこれらの任務の達成のために一切を動員すること、となつてゐる。

青年同盟が始めて結成をみたのは一九二一年八月、革命新政府樹立の直後である。その後黨および政府部内の左右兩派の勢力争ひの影響を蒙り、革命黨と同盟とが獨立競争的情勢を生じたが、一九三

二年右翼政策採用決定のため同盟の獨立性を否認せられ盟友二萬餘名が半數に減じた。爾來同盟は黨の指導下に専ら社會文化團體として活動し、その重點は一般大衆に對する文化的政治的啓蒙活動におかれてゐる。同盟はその文化的宣傳機關として新聞「ザルチユウデイン・ウネン」(革命青年同盟正義)を有つてをり、特に最近はこの中心として青年層を組織し、これを大衆の生産的文化動員に利用し大なる効果を收めてゐる。

### 財政・幣制・銀行

革命前の自治蒙古においては、中央政府は何等財源を有たざるためロシアからの外債借入と關稅の設定によつてこれを賄はんと欲した。一九一八年までの豫算收入は關稅の増加によつてその大部分が占められて居り、歳出豫算に於ては依然たる消費豫算で、主としてボグド・ゲデンの生活費およびその政廳、寺院費、ならびに貴族に交拂ふべき恩給等から成立つてゐたといふ特徴を示してゐる。革命

以來豫算内容は一變し、豫算は蒙古の國防能力及び封建的鬭争を強化する武器となり、蒙古の生産力と民族的文化を發達させる有力な武器となつてきてゐる。そしてその歳出入額とも逐年顯著な増加の一途を辿つてゐる。すなはちこれを比較するため最近の六ヶ年前及び後間の豫算數字を示せば次の通りである。

○一九三四年度豫算		三〇,〇〇〇,〇〇〇トウグリク
歳入(單位トウグリク)		
直接税		六,九六,〇〇〇
取引税		三,五九,〇〇〇
地方税		二,三六,〇〇〇
間接税		一七,九七,〇〇〇
歳出		
生産經濟建設費		一〇,一七,〇〇〇
社會、文化施設費		四,八六,〇〇〇
官廳支出		三,四四,〇〇〇
○一九三六年度豫算		
歳入		五,八三,〇〇〇
歳出		四七,七三,〇〇〇
○一九三八年度豫算		
歳入		一七,〇〇,〇〇〇

○一九三九年豫算		八八,五九,〇〇〇
歳入		一〇一,一〇〇,〇〇〇
直接税		三三,三三,〇〇〇
間接税		五,〇三,〇〇〇
國家官營機關收		五,九六,〇〇〇
國債、彩票		三,〇三,〇〇〇
其、他		一七,五六,〇〇〇
歳出		九,五二,〇〇〇

右項目中の國債ならびに彩票について一言すれば、外蒙に於ては不安なる國際情勢に備へて國防が喧しく論ぜられ一九四〇年千五百萬トウグリクの國防國債が發行せられてゐるがこれは一九三〇年以來第四回目の内債發行である。彩票は一九三七年國立中央劇場修築のため一百萬トウグリク、一九三八年國防彩票三百萬トウグリク、一九三九年千萬トウグリクで極力國防、經濟、文化各方面の建設に留意してゐる。

幣制については革命前までは殆んど貨幣は存在せず、専ら物々交換が行はれてゐた。革命政府成立して一九二四年蒙古

銀行がウランバートルに設立せられ、翌一九二五年十二月蒙古民族最初の紙幣が發行せられた。すなはち貨幣はトウグリクと呼ばれ、一、二、五、十、二十、五十および百トウグリクの七種で、一トウグリクは純銀十八瓦に相等するものと定められた。紙幣に次いで一九二六年銀貨および銅貨が發行された。銀貨は一トウグリク、五十ムング、二十、十五、十ムングで、銅貨は一、二、五ムングである。一トウグリク銀貨の品位は純銀九〇〇、銅一〇〇で、純銀十八瓦含有總量二十瓦と定められた。しかして一九二八年四月、蒙古人民共和國はつひに金本位制を採用し外國本位通貨と一致されることになつたのである。金トウグリクは十トウグリクを以て單位とし、純金含有量は一ゾロトニク・八〇ドリーヤ(約七・九〇二瓦)と定められてゐる。

蒙古銀行(蒙古商工銀行・モンゴル・バンク)はソ聯政府の援助により一九二四年設立、當初の資本金は五十萬留でソ蒙折半であつた。蒙古銀行は普通一般の



銀行業務の他に特別に次の如き使命が課されてゐる。

即ち定款第一條に於て、蒙古銀行は蒙古人民共和國およびソ聯との經濟的關係を強化せしめ、蒙古に於ける商業工業の發展を助長し、蒙古の通貨を強力化し、且つ蒙古政府の歳出入豫算遂行に關する會計事務の執行、銀行及び政府間の特殊協定に基くその他の政府の委託事項を執行せねばならぬとされてゐる。一九三四年には資本金は三百三十六萬金トゥグリクに増加され、人民共和國に於ける唯一の金融機關として政府の豫算執行に協力し、國民經濟、商業、消費組合、工業、運輸、私經濟等に對して融資を行ひ、國家の文化的經濟的建設に重要な役割を演じてゐる。

個人經濟に對する融資額は一九三四年度七十萬トゥグリク、商工業、運輸、牧畜、農業國民經濟に對する融資總額同年度、六千九百七十五萬三千トゥグリクと増大してゐる。なほ一九四〇年初頭における預金高は一億三千九百萬トゥグリク

と發表されてゐる。蒙古銀行はウランバートルに本店を置きアルタン・ブラク、バイントウメン、チブホラント、ツエツエルリツク、ウンドウルハン、ウランコム、トウインゴル、ムリンフレ、エレンツアボ、ツアガナル等全國主要都市アイマク中心地に支店を有する外、全國各地に代理店および貯金局を設置して浮遊資金の吸收到努めつゝ、これを建設部面の活動に動員してゐる。

### 文化、社會

人民共和國はその國家豫算の二〇%以上を社會文化の部門に支出してゐる。かつて少數の王侯官吏の子弟および喇嘛の外文字を學ぶことのなかつた蒙古大衆も一九三九年度調査においては全識字者數七萬七千八百五十四名を算してゐる。一九四〇年度において小學校數は九十五校、生徒數は九千八百六十八名教師數は三百十五名、中等學校十三校、生徒數二千三百七十五名、蒙古字と併せてラテン文字も教へられてゐる。一九四二年よりは各ソモ

ン内に四年制の小學校を設立し、夏季學校百十九校、冬季學校百十七校設置計畫中である。學齡兒童十三萬八百八十八人。なほ民衆學校の一種なる自由學校(セントライン・ソルゴル)の名が擧げられてゐるが程度は不詳である。若しソ聯の制度に倣ふものとすればこれは成年者に普通教育を施す成人學校に當るもので從來二校あり、生徒は四十名であつたが、一九三九年度には生徒數四千二百九十二名、教員數百九十名になつたといふ。一九四〇年九月より十ヶ年制中學校をウランバートルに開設、生徒八百八十名を收容してゐる。又國內醫學校に二百三十八名、國外醫學校に九名の在學者あり、ソ聯邦のウラン・ウデ及アルタン・ブラク他各地に現在四百七十九名留學中である。

なほ國立中央學校に就て一言すれば、これはオロスン・ソルガゴリと呼ばれ、人民革命黨の中堅幹部を養成する機關で、從來は規模が小さく優秀教師が不足してあり期間も亦短かいといふ缺點があ

つたが、一九四〇年九月以降三ヶ年の準備科を設け百五十名を收容し、學課の改善によりその六五%を黨の政治教育に向けると同時にハサツク族十名を附屬教育し、一九四一年にはソ聯から特別技術教師を招聘し、二百名の收容能力を有する大校舎を建設する豫定であつた。

外蒙における新聞は蒙古人民革命黨中央委員會機關紙「ウネン」「正義」、政府機關紙「アラドウイン・ウンデセネ・エルヘ」(人民の權利)、革命青年黨同盟機關誌「フビスハルタ・ザルチュウドウイン・ウネン」(革命青年的正義)、革命赤軍機關紙「ウラン・オドン」(赤星)、プロソニューズ機關紙「アデルチネ・ソユルイン・ツアム」(勞働文化の道)等五つの蒙古語新聞がある。發行總部數は六萬二千部に達してゐる。この他雜誌七種が發行せられてをり、その發行部數は二萬八千五百部に及んでゐる。ロシア語で發行されてゐるのは「現代蒙古」である。劇場は中央劇場、革命青年劇場その他があり、トーカー常設館は十八ヶ所、移

動映畫隊十九、ラジオ中繼所、勞働俱樂部等が多數存在してゐる。ウランバートルには映畫製作所あり最近の大作としてはソ聯レニングラード撮影所と協力で人民革命の歴史的映畫「スーヘ・バートル元帥」を製作、革命二十周年記念日たる一九四一年七月六日に封切の豫定であつた。

翻つて保健、衛生の方面を觀るに、醫療に對する民衆の認識は漸次深まり、都市、地方の醫療保健設備は漸次普及した。一九四〇年度の保健衛生費豫算は一十萬トウグリクで、醫療所は百四十七ヶ所に設置せられソモン三ヶ毎に一保養所を有するに至つたと云ふ。全醫療所病床數千四百三十一、醫師八十四名、補助醫九十五名、藥局生とも三百名、看護人總數六百六十二名。一九三八年以來の五十餘の都市地方における外科病院新設あり、ウランバートル近郊には五百名を收容するに足る療養所が目下建設中である。

一九三五年以降産院の設置五ヶ所、傳

染病の豫防も著々實績を揚げつゝあり、又醫療の「新力」といふことが擧げられてゐるがこれは現在二千七百七十二名であると報ぜられてゐる。従つて民衆の衛生設備は伸々見るべきものがあり、壯丁の體位は著く向上したといふ。

### 兵制

蒙古人民共和國は現在徵兵制度は國民皆兵の義務制度となつてをり、二十一歳から四十歳までの男子は孰れも兵役に服する義務がある。現役年限は三ヶ年である。軍は中央正規軍と地方(アイマク)軍、國家保安部直系軍の三種に分れてゐる。中央正規軍は軍總司令官兼陸軍大臣の指揮下に屬してゐる。參謀本部は陸軍省を兼ねてをり、旅團、聯隊、軍政治教育局及びその他の各部隊は陸軍省の轄下にある。特科隊には航空、戰車、砲兵、電信隊等がある。

地方(アイマク)部隊は平時は少數の守備隊となつてゐるが、有事の際には基幹部隊に轉換し得るにやうになつてゐ



る。地方部隊は參謀本部及び軍總司令部によつて任命される部隊長が統率してゐる。國家保安部直系軍は、一九三八年の初めに組織されたもので、その所屬は内務省である。直系軍は主として國境の守護警備に任せられ、軍の精銳である。なほ牧畜蒙古に於ては人と馬は不可分のものであり、従つて軍隊は何れも騎馬部隊が主體である。世紀的に自然的遊牧生活に慣らされてゐる蒙古人は、極寒、暑熱、凡ゆる氣候條件に對して極めて抵抗力が強く、殊に視力、聽力の非常に發達してゐること、戰鬥精神の旺盛なこと、迅速敏捷な機動能力を有すること等、軍人として優れた素質を備へてゐる。軍紀もなかなか嚴重で、國防軍としての近代的體容整備に努力してゐる。

蒙古共和國軍すなはち人民共和國赤軍の特異性は、それが國家の經濟的文化的建設活動の中心的存在をなしてゐるといふことである。革命前の外蒙は殆んど國民教育が行はれてゐなかつた。従つて共和國になつてから一般人の教育活動が

いかに急速活潑に展開されたとしても、到底これが直ちに全國民に普及徹底されるわけにはゆかない。かくして毎年の軍隊召者中には尠からぬ文盲があるが、之等が三年間の兵役を終へて歸郷するまでに蒙古語の讀書から普通の數字、牧畜經濟の管理、衛生、政治的知識等につき一通りの初等教育が施されることになつてゐる。軍隊内に於ける一般教育としては教練の他に一週二回二時間宛政治教育が行はれることになつてゐる。兵卒はこれによつて國際關係、人民共和國建國の由來、革命黨、軍隊の任務、友邦たるソ聯邦の事情、一般蒙古國民經濟事情等を教へ込まれる。またこの教育と關聯して最も大きな役割を果してゐるのは軍隊内に於ける人民革命黨の組織である。

軍隊内には革命青年同盟のヤチエイカもある。これは軍隊の黨機關を補け、同盟に加入してゐない新たに入營してきた兵卒と黨機關の聯絡をつける組織で、同一中隊及び大隊内にある同盟員は同盟のヤチエイカに統一され、これは各隊にあ

る黨ヤチエイカによつて指導されることになつてゐる。聯隊内にある全同盟ヤチエイカは聯隊同盟ビュローによつて指導され、同盟ビュローの活動は聯隊の黨ビュローによつて指導されることになつてゐる。同盟の活動の目的は黨ヤチエイカのそれと全く同じである。  
この外軍隊内にある文化教育機關としては猶赤色勞働俱樂部と赤軍俱樂部がある。赤色勞働俱樂部は一般の家屋や寺院内に設けられてをり、社會教育活動を行ふ場所であると同時に娛樂慰安の場所でもある。講演、軍事映畫、劇、射擊競技會等も催され、その他の遊戯、讀書等も出来る。赤軍俱樂部は聯隊内に於ける社會的宣傳、政治教育活動の中心機關で各種の集會、催物等が開催される外、各種の研究部が設けられてをり、各自の希望するところに従ひ部員として入會、専門家の指導の下にそれぞれ専門的知識を修得し、また個人的創意の發表も行ひ得る。この他各種の講習會が開催せられ、その修了者は除隊する時には一人前の自

つその誓約期間を十ヶ年と規定した。  
議定書

自動車運轉手、機械工、會計係、靴工、獸醫、小學校教師等の資格を得て歸郷し、都市及び地方に於ける政治的文化的建設の第一線に立つのである。斯うした文化機關は、一九三四年には既に赤色勞働俱樂部四十、赤軍俱樂部百三十、移動映畫班三十、移動ラジオ二十を算してゐた。なほ軍人の知的水準の向上に於て大きな役割を果してゐるものとしては中隊、大隊、聯隊等に於て黨機關の發行する壁新聞の意義も没却することは出来ない。各兵科の將校はウランバートルの綜合士官學校で養成されてゐる。航空將校、飛行士、機關士はウランバートルのスピー・バートル陸軍航空學校で教育されてゐる。軍機關紙としては「ウラン・オドン」(赤星)が發行されてゐる。現在では軍隊の三〇%は革命黨員、五〇%は革命青年同盟加盟者によつて占められてゐるといはれてゐる。

日滿ソ蒙關係

外蒙はソ聯の指導下に殆んどその屬領

と化しつゝあることは既に述べたところであるが、然らばこれと我國および滿洲國との關係はどうかを一瞥してみよう。滿洲事變に次いだ滿洲國建國の當時、外蒙に於ては時恰も極左政策に對する牧民大衆の叛亂各地に勃發し、政府が危機に當面してゐた時代であつたから、政府は極度に狼狽し叛亂の武力彈壓に努めると同時に右翼政策への大旋回によつて牧民の懐柔に腐心した。他方ソ聯は滿洲國の國家的整備、健全なる發達と共に漸次行政權警察權の滿蒙邊疆に及ぶに従つて強化されに至つた國境の守りと、そのため相互の間に生ずる國境侵犯を繞る紛争、滿蒙國境の緊張等を擧げて逆宣傳に努め、滿蒙兩者間の直接的接觸を嚴禁し、外蒙の安全と獨立を保證する唯一の國家はソ聯であるとして、外蒙政府指導部及び蒙古人民革命黨を説伏し、遂に一九三四年十一月二十七日相互援助に關する紳士協約を締結せしめた。次いで一九三六年三月十二日大要左の如き内容を有する相互援助條約としてこれを成文化し、且

ソヴェート社會主義共和國聯邦政府並びに蒙古人民共和國政府は、赤軍の援助により蒙古人民共和國領土がソヴェート社會主義共和國聯邦領を侵犯しつゝありたる白衛軍より解放せられたる以來兩國の間に存する不變の友好關係に基き、極東の平和を維持し且つ兩國の間に存する友好關係を益々強化せんとする希望に依り、一九三四年十一月二十七日以來兩國間に存し、且つ武力攻撃の脅威に對してはこれが豫防及び警戒することにつき、並びにソヴェート社會主義共和國聯邦或は蒙古人民共和國に對し第三國の攻撃が加へらるゝ場合には相互に援助を與へ支持を爲すことにつき、凡ゆる手段を以て相互に支持することを規定せる紳士協約を本議定書として成文化するに決し、右目的のため本議定書に署名せり。  
第一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦或は蒙古人民共和國の領土に對し第三國より攻撃を加へらるゝ恐れある場合は、ソヴェート社會主義共和國聯邦政府及び蒙古人民共和國政府は、これによりて發生したる事態



につき直ちに協同審査を行ひ、且つ兩國領土の安全を保證するに必要なべき凡ゆる手段を執ることを約す

第二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府並びに蒙古人民共和國政府は締結國の一方に對し武力攻撃が加へらるゝ場合は、軍事的援助をも含む一切の援助を相互に與ふることを約す

第三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府及び蒙古人民共和國政府は一方の軍隊にして第一條及び第二條に記載せられたる義務履行のため双方の合意に基き相手國に駐在する軍隊がその必要無きに至りたる時は、一九二五年に蒙古人民共和國領土よりソ聯軍隊が撤退したる場合に於ける事例に倣ひ直ちに相手國より撤退すべきを當然なりと認む

第四條 本議定書は露蒙兩國語を以て二通作成せられ、兩文とも同一の効力を有す。議定書は署名と同時に効力を發生し、十ヶ年間有効とす

一九三六年三月十二日  
ウランバートルホトに於て  
蒙古人民共和國駐在 ソヴェート社會主義共和國聯邦全權代表 タイローフ

事件がアモールの告罪に際し有力な理由として利用されたことは言ふまでもない。ソ聯赤軍の外蒙進駐は何事かによつて正當なことが立證されねばならなかつた。不幸なるノモンハン事件は斯くして擴大したのであつた。

### 最近の外蒙情勢

革命以來今日迄絶えず繰返されてきた上層大喇嘛、封建層の肅清と、寺院經濟の没落により、今日の喇嘛及び封建層の殘黨は反政府的勢力の母體としては最早單なる殘骸を止めるに過ぎない存在となり、かくしてアモールの没後、政權は全くチヨイバルサン一派の手に獨占されてしまつた。一九四〇年現在の共和國政府の閣員は次の通りである。

- 總理、陸軍、内務、外務大臣 チヨイ・バルサン
- 第一副總理 ドルヂ・ブルブ
- 第二副總理 チヤム・サラン
- 司法大臣 ウルヂ・ホトク
- 商務大臣 ニマラ・ブトン

### 蒙古人民共和國小フラルダン議長

昭和十二年(一九三七年)夏支那事變の勃發をみるや、ソ聯は相互援助條約の義務により國境の守備を嚴にするを名として、急速に外蒙に對しソ聯赤軍を増派し、且つ北支に於ける軍事行動が帝國政府の不擴大方針にも拘はらず愈々擴大に至る情勢にあるを看取するや、ソ聯政府は早速外蒙陸相デミット元帥をモスクワに招致し對策を協議しようとした。しかるにデミットはその途上八月二十二日タイガ驛附近の列車中に於て急死したのである。次いで首相ゲンドウン、東部軍司令官ダムバ將軍、マルヂイ參謀總長、ノイダン等を含む軍及び政府要人十四名、東部アイマク・ユゴズイル廟の有力喇嘛二十三名等を手始めに、政府機關、コーペラチーブ、地方政治機關、軍、黨機關等を通じ凡そ數百名に上る民主主義的愛國主義者一派が肅清の血の刃に倒れ伏し、最後にまたアモールも敢然と刑場の

### 露と消えた。

一九三九年三月、前回より四年目にし初めて第二十二回小フラルダンを開催し、首相チヨイバルサンはこゝに蒙古國民に對し過去に於て極秘裡に行はれた彼等の尊敬すべき領袖等の肅清の事實を公表し、而もその實情を糊塗し肅清の理由を正當化せんがために、誣ふるに日本の大陸政策云々を以てしたのである。すなはちチヨイバルサンによつて代表せられる親ソ派は、支那事變の勃發に對する共和國政府の態度の決定に際し、偶然にもはつきり示されてきたゲンドウン、デミット等の國家的獨立と民族的自治に對する政治的情熱が自分等の行はんとしたことに對して障得となり、又危険なものとしてとつたのである。アモールの斷罪は一九三九年一月十七日に起つたノモンハンの國境監視哨附近に於ける外蒙兵の不法越境、指揮官の逮捕、及びこれが復讐を目的とした滿洲國監視哨の襲撃破壊と、哨煙將に火焰を發せんとする凄慘な嵐の前夜三月のことであつた。此の國境

- 工業建設大臣 ドゴル・ヂヤブ
- 牧農大臣 トムル・バートル
- 保健大臣 チュクドル・ナムヂル
- 同 次官 ダム・デン
- 文部大臣 チヤラガル
- 内務次官 ダンゼクブ
- チヨイバルサン元帥は一八九五年ツイン・アチト・ワン・ホシユンの貧しい牧民の子として生れ、十六歳より自活のため就職し、ウルガの平民學校を経てイルクーツクのロシア學校留學生となり三學年間にロシア語を完全に會得した。一九一四年ウルガに歸つて後、電信局員、通譯、小商人、政府雇員等を轉々し、一九一八、一九二九年に於ける支那軍の侵入、および白衛ウンゲルン軍に對して活動しソ聯政府から赤星勳章を授與された。一九三三年モスクワ陸軍大學に派遣され、スィー・バートル元帥の死後軍總司令官に任ぜられ、爾來幾度か大フラルダン幹部會委員、小フラルダン議長、牧農大臣、その他、黨、政府、軍關係の要職に歴任してゐる。

一九四〇年六月、第八回大フラルダンに於てチヨイバルサンは新憲法、いはゆるチヨイバルサン憲法を制定し、且つ牧畜蒙古を象徴する新國旗を制定した、新憲法は舊憲法と根本的に異なるものではなく、蒙古人民共和國が現在辿りつゝある非資本主義的發展段階の凡ての特質を把握し、且つ國民の牧地使用權、勞働權、社會保障、保健、衛生、教育、文化享有權等を明確に規定してゐる點が特徴である。新憲法は十二章九十五條から成る。かくしてチヨイバルサンは、黨及び大フラルダンの決議に基き、一九五三年までに外蒙の家畜頭數を二億萬頭に達せしめるといふ歴大計畫を發表し、その獨裁下にこの計畫實行と親ソ政策の遂行に邁進してゐるのである。

昭和十六年(一九四一年)四月十三日、モスクワに於て畫期的な日ソ中立條約が締結された。この條約の附屬聲明に於て日ソ兩國は滿蒙兩國の存在に言及し、その領土の保全及び不可侵を相互に尊重することを約した。そしてこれは蒙古人民



共和國內に多大の感激を喚び起さずには  
おかなかつた。

兩國政府聲明

「大日本帝國政府およびソヴィエト  
聯邦政府は兩國間に締結せられたる中  
立條約の精神に基き兩國間の平和及び  
友好關係を保障するため、大日本帝國  
は蒙古人民共和國の保全及び不可侵を  
尊重し、ソヴィエト聯邦は滿洲帝國  
の領土の保全及び不可侵を尊重す」

トウワ人民共和國

地勢

外蒙古の一部を成して從來支那の領土  
たりしトウワ人民共和國（あるひはタン  
ヌ・トウワ人民共和國、トウワ・アラ  
ト共和國）は、北緯五十度乃至五十二度、  
東經八十九度乃至百度の間に位し、面積  
約十七萬平方料、數多の山脈に圍繞せら  
れた地域で、エニセイ河はこの地に源を發  
してゐる。

南部國境は蒙古人民共和國に、東、  
西、北の三方はシベリアに隣接し、北部  
にはサヤン山脈、南部にはタンヌオラ山  
脈、西にはアルタイ山脈が連なり、東部  
國境に跨がるハンディンサルディク山脈  
はサヤン、タンヌ・オラの兩山脈に連續  
してゐる。これらの山脈中の最高峰は海  
抜約五百米である。

エニセイ河の上流は大エニセイ（ベ  
・ケム）、小エニセイ（ハ・ケム）の二大  
支流に分れ、さらは無數の支流となつて  
國內を貫流してゐる。

人口、首都

トウワ人民共和國の人口は一九二一年  
建國當時總數約六萬五千人であつたが、  
その後年々ロシア人の移入多く、現在は  
恐らく九萬人以上と推定されてゐる。こ  
の地方はかつて唐努・烏梁海（タンヌ・  
ウリヤンハイ）と呼ばれ、住民は自らを  
トウワ人と稱してゐた。蓋しウリヤンヒ  
なるツングース語は馴鹿飼養者を意味  
し、トウワ（若しくはトウバ）なる名稱  
は四世紀から六世紀にかけ北支およびそ  
の隣接區域に、今日の山西省大同を首府  
とする北魏を建設した著名な拓跋（トバ）

氏の記憶殘存に依るものではなからうか  
と謂はれてゐる。

すなはち住民の主體を成すものはトウ  
ワ人で總人口の約四分の三を占め、次い  
でロシア人の約二萬人、その他は蒙古人  
および支那人であるが共和國成立以來支  
那人は次第にその數を減じてゐる。

トウワ人はトルコ、蒙古人の混合種族  
と稱はれ、言語もコソゴル湖附近のダル  
カツト族が殆んど純粹の蒙古語を語るの  
を除いては、大體チュルク・タタール語  
系統である。宗教は喇嘛教および回教が  
行はれてゐる。

都市としては首府クズイル・ホト（赤  
い都）があるのみで、人口約一萬、大エ  
ニセイ小エニセイの合流點に位してゐ  
る。帝政ロシア時代にはこの町をベロツ  
アルスク（白きツアアの町）と呼んでゐ  
たが、ソ聯邦になつてからはロシア名で  
クラスヌイと稱されてゐる。

行政地區

全國を分つて次の六行政地區となして



ゐる。

- 一、バヤン・ハヤン・タイギン
- 二、ウラン・ハン・タイギン
- 三、ラシゴル
- 四、イヘ・ケム
- 五、カ・ケム
- 六、トツヂ・タル

これら各地區は人民選出による區長を主班とせる地方政廳によつて統治せられてゐる。

### 資源、經濟

トウワ人民共和國は地理的にも政治的にも孤立した位地にあるため、この國の存在は殆んど一般世人に知られず、従つてその埋藏せる天然資源も一部探險家、旅行者等の報告によつて窺はれるのみであるが、この地方にはあらゆる種類の天然資源が頗る豊富に存在することは意見の一致するところである。しかしながらその經濟的開發は殆んど未だ行はれてゐない。

埋藏礦物資源として、金（主として砂

金）、銀、銅、鐵、鉛、石炭、石油、石棉、雲母、岩鹽、マグネサイト、大理石等多くの有望な鑛床が発見されてゐるが概ね未開拓であり、うち小規模の採金、國內需要を充すための石炭發掘、若干の輸出用石綿採取等が行はれてゐる程度に過ぎない。

全地域の約四分の一を蔽ふ廣大な森林地帯（約一千万エーカー）も未だに工業的開發の手が伸されてゐない。また農耕地面積も優に一萬五千ヘクタールを超え、大小兩エニセイ河流域の肥沃な原野には、黍、大麥、燕麥、小麥等が作られてゐる。

現在この國の經濟上にひとり壓倒的な地位を占めてゐるものは牧畜である。一九三二年の統計によれば共和國人民總收入額は一千百萬留で、そのうち牧畜業四・五・五％、農業一四・五％、山林工業一・五・五％、運輸七・三％等となつてをり、また最近のロシア側調査によれば飼養家畜頭數は次の如くである。

牛 八五、〇〇〇頭

馬	一〇〇、〇〇〇頭
羊及山羊	五〇〇、〇〇〇頭
ヤク	五〇〇、〇〇〇頭
馴鹿	二〇、〇〇〇頭

なほ將來發展を豫想される自然資源としては毛皮獸および有用獸がある。すなはち黒貂、黒狐、栗鼠、川獺、穴熊、狼、山猫、シベリヤ鹿、麋、野生山羊、羚羊等である。

外國貿易はソ聯邦や蒙古人民共和國と同様國家獨占事業になつて居り、その輸出先の主位を占むるものはソ聯邦である。一九三七年對ソ輸出額は三百五十萬留、同輸入額六百五十萬七千留で、主要輸出品目はフェルト、獸皮、羊毛等であり、輸入品目は加工品および鐵である。

國家豫算額は極めて小額で二百萬留内外に過ぎず、その約五％は家畜税によつて賄はれてゐる。なほ銀行としてはソ聯邦の援助によつてなるトウワ國立商工銀行が唯一のものであり他に中央消費組合がある。

### 交通

交通路は蒙古人民共和國側からは、ウリヤスタイ——首都クズイル・ホト間、またソ聯邦からは、ミヌンスク——クズイル・ホト間がある。水路はエニセイ河によりソ聯邦汽船が中央シベリヤのミヌンスクと連絡してゐる。同地とクズイル・ホト間には電信が通じて居り、首都クズイルには電話が架設されてゐる。

### 歴史

本來支那領外蒙古の一部たるこの地方は、清朝末期には之を分つて五旗としてゐた。しかるに一八七〇年以來ロシアはこの地に植民を行ひ、一九一一年の民國革命に際して外蒙古が獨立自治を宣言するや直ちにこの地を併合してこれを露領アルタイ區ウシンスク縣管内に編入し、爾來ロシア革命に至る間常に露支爭奪の的となつてゐた。

一九一九年二月、支那はロシアの内亂に乗じてこの地に派兵し、自國商權の保

護に努めた。次いでシベリアに白衛軍が權力を樹立するや一時その支配下におかれたが、後また赤軍によつて回復せられた。

一九二一年八月十三日ソ聯邦の影響下にトウワ諸旗代表者大會が開催され、初めて獨立國樹立が宣言された。さらに同年十二月十二日、人民大會において正式に獨立宣言、國名をタンヌ・トウワ共和國と稱し、憲法を發布した。

その後も封建的分子や喇嘛僧の叛亂があつたがいづれも鎮壓され、一九二六年十一月四日第四回人民大會においてさらに國名を改めてトウワ人民共和國と決定し、現在に至つてゐる。一九三六年共和國建國十五周年記念式典が行はれたがソ聯邦を除いては慶祝の意を表した國家はなかつた。すなはちこの國は蒙古人民共和國と同様ソ聯邦以外のいかなる國からも公式に承認されてゐないのである。

### 政治

一九二一年八月十三日の獨立宣言と同

時に臨時憲法が發布され、同年十二月十二日の大フラルダン（人民大會）において正式憲法の制定採用をみた。その主要條項は、一、私有權の否認、すなはち土地、埋藏資源、森林、河川等の人民共有、二、共和國成立前の借款契約破棄、三、對外貿易の國家獨占、政教の分離、その他である。

政治機構は大體において蒙古人民共和國と同様で、國家權力は勤勞人民に委ねられ、國家の最高權力は大フラルダン（年一回開會）にある。

大フラルダンは三〇名より成る小フラルダンを選出し、小フラルダンは互選により一名の議長（政府首席）および數名の委員（政府委員）とを選出し、これが國政の常任執行機關となる。

選舉權は二十二歳以上の全市民に與へられてゐるが、貴族および僧侶には資格がない。しかるに斯る政治機構の革新はこの國において隱然たる大勢力を有する喇嘛僧および富民階級の執拗な反抗をうけ、つひに一九二八年革命政府の讓歩に



より喇嘛教を正式に國教として認め、同時に宗教排撃運動も嚴禁せらるゝに至つた。

現在トウワ人民共和國は全面的なソ聯邦の指導下に經濟、文化ならびに生活様式の計劃的再建時代であり、一九三二年第一次建設五ヶ年計畫に着手以來、國民の生活水準向上に努力してゐる。

新

疆

概説

新疆はアジア大陸の殆んど幾何學的中心に位し、北緯四十七度より三十五度、東經七十五度より九十六度に及ぶ廣大な地域で、面積約百五十萬平方キロ、支那最大の省である。東は蒙古、甘肅および青海に接し、南は西藏及び印度に、西および西北はソヴィエト・中央アジアに、東北は蒙古人民共和國に隣接してゐる。新疆はまたしばしば支那トルキスタン、東トルキスタン、支那西域、あるひは支那中央アジア等の名を以て呼ばれる。

こゝに住む民族は極めて雑多、現在十四種族を數へられてゐる。従つてその複雑なる民族構成が齎す國內的紛争が絶えず、屢々争亂の舞臺となり來つたのであ

るが、一九三五年來西隣ソヴィエト聯邦の決定的な壓力ならびに援助の下に、支那側任命の統治者は着々國內諸般整備の實を擧げつゝある模様である。しかし乍らその實際的狀態に至つてはなほ未だ明確に知られて居らず、ソ聯側の多分に政策的宣傳的な文獻によるか或ひは支那側の管見に基づくか、または一二の旅行者の見聞に頼るより他なく、それらの資料によるも數字に關しては發表區々であつて政府當局の公式な調査發表が行はれてゐないのは遺憾である。

新疆は古來アジアの心臟と謂はれまたアジアの眞珠とも稱せられ、かつては東西文化交流の要衝でもあつたのであるが、近代交通機關の變遷に伴ひ一時その地下埋藏の豊富なる資源とともに休眠状態におかれてゐた。しかるに支那事變以

來速かにその重要性が覺醒せられ東亞に於ける國際政局の動向に聯關して見逃しえざる重要地區と目されつゝある。今また大東亞戦争の戦局進展に伴ひ天空に聳える峯々と沙漠と隊商の國新疆が、飛行機や自動車や無電によつて物事を急速に解決しなければならぬ必要に迫られた世界各國人の注視の上に、さらに一段と鮮明に浮び上つてきたのである。

總説

地勢

新疆の全地域の十分の九は山岳と無毛の荒地沙漠によつて占められてゐる。新疆は天山山脈によつて南北に不均等に二分され南方を天山路、北方を天山北路となし、北方には蒙古アルタイ山脈あり、南方には崑崙山脈、南西にはカラコルム山脈がある。天山北路は天山山脈とアルタイ山脈との間に横はる盆地でジュンガリヤ(準噶爾)地方またはイリ(伊犁)と呼ばれ古來支那と中央アジアの交



要衝にあたる。天山南路は天山山脈と崑崙山系に圍まれた盆地でタクラマカン(塔克拉麻干)沙漠を擁しカシュガリヤ(喀什噶爾)地方と稱せられ、アジアに於ける最も長い河の一つであるタリム河が東流してロプノール(羅布諾)湖に注いでゐる。

氣候

氣候は全く大陸性氣候で、氣温の差甚しく冬期は概して寒冷であるが、夏季は暑氣激しい。一年を通じて雨雪は稀で空氣は極めて乾燥し、河川は水量に乏し。

最も寒い一月の平均温度は、北方における零下十四度から南方におけるプラス五度の間を動いてゐる。冬期極めて短期間ではあるが北方において氣温が低下し、數時間の間零下二十五―三十度に下ることがある。最も暖かい八月は二十四度から三十四度の間を上下する。各地の一年間の平均温度は十度以上である。氣温の水點を下らない時期は一年中百五十

日から二百十日も続く。一年間の温度は平地で十五センチメートルに上らない。所によつては二―三センチ以下である。

面積、人口

新疆の面積は正確な調査が行はれてゐないためソ聯側は約百四十二萬六千方キロと算し、支那側は百六十一萬二千千方キロと發表してゐる。これは大體北米カリフォルニア州の四倍に當り、西歐全面積の三分の一に相等する廣大な地域である。新疆を繞る國境の中最も長いものはソ聯との國境線である。それはパミールに始まり天山山脈の根幹、ジュンガル・アラウタ、タルバグタイの各山脈を横切りテルトイにおいて終つてをり、すなはちタヂツク、キルギース、カザフの三聯邦共和國に隣接してゐる。パミールではソ聯、アフガニスタン、英領印度、新疆の四つが落合つてゐる。カラコルム山脈は新疆、印度の國境をなし崑崙山脈は新疆、西藏の境を畫してゐる。ペイシヤン高原地方の東方において青海省、甘肅省

に接し、北方蒙古アルタイ山脈によつて蒙古人民共和國に隣してゐる。

四時雪を頂く天山は新疆を南北に二分し、南方カシュガリヤに横はれる大沙漠タクラマカンはその面積約五十萬平方キロ、すなはち大體フランス一國の大きさである。天山、パミール、カラコルム、崑崙の各山系高山は高度は非常に高く八千米以上に及ぶものもあり、崑崙中心山頂の平均高度は六千米でヒマラヤよりも高く、また反對にツルファン地方と呼ばるゝ所は海面より二百九十八米低く地球上最深の陥没である。これらの山々から流れ出づる水は長年月の間に山麓に黄土を堆積させ若干の耕地を現出せしめてゐる。ジュンガリヤはカシュガリヤに比し全面的な荒地ではなく沙漠、半荒野につゞく草原があり、農耕適地もかなり多く多數家畜をもつた牧場がみられる。

新疆の總人口は正確な調査が行はれてゐないため従來區々に發表せられ二百五十五萬人または三百二十萬人といはれてゐるが最近では一般に約四百萬人と稱せ

られてゐる。従つて人口密度は稀薄であるがたまたまオアシス等に於ては非常に稠密で一平方キロに百人位の所もある。總人口の五分の四は土着してゐる。遊牧民の数は約八十萬、そのうち五十五萬人はジュンガリヤの牧場地帯にあり、同地方ではこれ等遊牧者の數は地方住民の約四割にあたる。また南方カシュガル地方では遊牧民は住民の二割以下である。

住民、都市

新疆の複雑なる政治史の遺産として、その民族的構成は多數種多民族のよせ集めであり、しばしば東方民族博物館の異名を與へられてゐるところであるが、大體その八〇%は回教徒、一〇%は支那民族、殘餘はそれらの混合種族といはれてゐる。現督辦盛世才が執政以來これを分つて次の十四種となしてゐる。

- 漢族、滿族、蒙古族、回族、唯吾爾族、ハザツク族、タヂツク族、タランチ族、タタール族、アルクス族、ウズベツク族、シボ族、ソールン族、歸化族。

いまこの區別に従つて説明すれば漢族は全人口の一割で一、流刑者、二、軍事上または政治上の在留者、三、商業のために来たもの、四、農業に従事するために来たものとなつてゐる。滿族は清の乾隆時代に進出せるもの。蒙古族は現在北方アルタイ山一帯に居住してゐる。回族は漢回と纏回に分け、纏回―頭にターバンを纏ふ故―は後これを唯吾爾(ウエイウル)族と改稱したもので、元來新疆の土着民で絶對多數を占めてゐる。ハザツク(哈薩克)族は回族と蒙古族の間に住み遊牧を生業としてゐるが信仰はイスラム教である。タタール(塔塔兒)族は元來蒙古の韃靼であるが漸次回教に同化され、さらにまたソ聯に影響されて白人化されつゝあり、民族の大半は商業を營んでゐる。タヂツク(塔吉克)以下の各族はいづれも少數民族で特に語る程のこともない。歸化族は白系ロシア人であるが、近年ソ聯の國勢興るに従ひ漸次祖國に再歸化してゐる。

新疆では都市と農村との間に判然たる境界はない。都市住民の多くは農村住民の如く農業に従事してゐる。その上農耕は都市に於ても多くの住民にとつては基礎的生業であり、或ひは唯一の生業としてゐるものも少なくない。オアシスの如き都市では手工業が營まれてゐる。各都市は商業の中心たる機能を果してゐるが都市生活の中心點はその市場の廣場である。新疆における主要なる都會で行政上の中心をなすものは迪化(ウルムチ、人口六萬四千)である。同地は天山の北麓にある大きなオアシスの中央に位置し、邊疆各省を支那内部ならびにソ聯と結ぶ重要道路―自動車路がこれを通貫してゐる。迪化はその人口において葉爾羌(ヤルケンド、十萬人)、伊犁(イリ、八萬人)、喀什噶爾(カシュガル、七萬人)に劣るが、それ以外の諸都市には優つてゐる。すなはち夫等諸都市のうち主なるものは和闐(ホータン、五萬)、阿克蘇(アクス、四萬)、綏定(三萬)、塔城(三萬)、カラチャル(二萬五千)、哈密(ハミ一萬五千)等である。



なほ新疆における都市住民の大多數はチユルク語、すなはちウイグル語、タタール語、カザフ語を話す。

## 歴史

西紀前三十九年まで支那は天山と崑崙との山麓を東から西に貫ける所謂「絹の路」にあつた東部トルキスタンの分立した各國家を隸屬せしめてゐた。西曆第八世紀にアラビヤ人が此地方に進入してきた。九世紀の中葉さらに中央アジアの高原奥地からきた遊牧民チユルク族、すなはち回紇(ウエイウル)族が此地に氾濫し、回教を受入るとともに漸次アラビヤ人の物質的文明を吸収し、この地方の牧場資源の豊富でない地理的環境が自然に遊牧者を土着生活ならびに農耕勤勞の方面へ押し進めたのである。回紇族はかろうして強大な國家を組織し、十三世紀の蒙古帝國の黄金時代に於ても滅ぶることがなかつたのである。蓋し敢て成吉思汗に抵抗しなかつたところの回紇國家が保存されたことは、蒙古がその恐ろしく膨

脹した占領地間との連絡を安全ならしめやうとした政策を物語るものであらう。なほ一二六二年マルコ・ポーロは「絹の路」を通つて蒙古主權者の帝國へ赴いたのだ。

十七世紀、カルムイク族の極格の下に置かれたこの地方は十八世紀またも支那の隸下に屬したが回教と支那との兩勢力争闘は繼續された。一八九〇年代、東干(ツンガン)族が蜂起しウエイウル(回紇)族とともに支那の羈絆から脱さうと試みたが失敗し、新たにヂエツイ・シャールの回教國家が發生した。よつて左宗棠は六萬の支那軍を率ゐて沙漠を横斷し回教徒を鎮壓して全地域を占領した。この軍事的成功によりこの地方は全く支那の領有に歸し、これを邊疆の一省たる新疆省となした。

前清の光緒年間(一八八五年)省政を布いて以來首都を迪化に定め、此地に巡撫以下の諸官を置くことを支那本部のそれと同様にし、別に伊犁に將軍を置いて管下の旗軍を統轄せしめると共に蒙古其

他の諸旗を監督せした。しかるにこれより後支那本部では袁世凱の没後地方軍閥割據時代を経て、南支における共產革命、國民黨の興隆と南京に於ける國民政府の樹立に至るまで、すなはち中華民國の生誕を齎らす動亂が相續いたのであるが、一九一一年民國革命以來新疆省首席たりし楊增新は殆んど中央政局より孤立して舊帝政時代よりの秩序を維持してゐた。一九二八年新疆省政府は改めて南京政府の指令を受くることに決定し現行省政府制度が確立されたのであつたが、同月七日首席楊增新は暗殺せられ、こゝに新疆は擾亂の巷と化するに至つた。

楊增新の後繼者となつた金樹仁の支配下において支那政府と住民間に幾多の紛争問題が展開擴大された。一九三一年甘肅東干軍を率ゐて馬仲英が哈密の回教徒と合流して支那軍に抗戦を續けたが、迪化政府軍は地方ロシア人傭兵に加ふるに新たに滿洲事變のため日本軍に追はれてシベリヤを経て新疆に進入してきた裝備の優れた支那軍部隊の援助を得てこれを

支ふることを得た。同時に一九三三年四月省城にクーデター勃發し主席金樹仁は打倒され、劉文龍が臨時主席となり臨時督辦として盛世才の登場をみるこゝなつた。盛世才は支那參謀本部附として蔣介石の幕下にゐたことがある滿洲出身の軍人であるが馬仲英を撃退すべくソ聯邦の援助を求め、つひにその援助に依て馬仲英を北部新疆より南部に追ひつめ、一九三四年七月カシユガルに立籠つた東干軍は破れて所謂大馬はソ聯領中央アジアに逃走した。

- 一、民族的平等の實現
- 二、信教の自由を保證
- 三、農村救済の實行
- 四、省財政の整理
- 五、官吏の肅清
- 六、教育の擴充
- 七、自治の促進

八、司法制度の改善  
なほ新疆における英露兩國の政治的進出企圖について一言すれば英國はヴィクトリア朝時代すでにカシユガルに使節を派遣してをり、印度通商の保全、北西國境の安寧を名として一九三五年南部和蘭地方に據つた東干軍を援助して同地方の獨立を企圖したものといはれる。カシユガルには古くから英總領事館が設置されてゐる。

ソ聯は一九一七年十月革命によつてかつての新疆に對する帝國主義は中斷されてゐた。當時英國は中央アジアの反革命を援助するために干渉出兵を行つたが、その庇護にも拘はらず中央アジアの反革命分子白衛軍は赤軍に壓迫された。一九三一年新疆省主席金樹仁とソ聯當局との間に通商協定が締結されたがこれは南京政府の許可をえたものではなかつたので紛議を生じた。ソ聯が新疆にその優勢を示したの疑ひもなく一九三五年盛世才が馬仲英を撃退すべくソ聯の軍事的援助を仰いた時に始まる。現在新疆の政

治組織は重慶政權の省制度によるのであるが、事實上何等重慶の威令は行はれず殆んど盛世才の獨裁下に置かれてある。しかし盛世才は軍事的に財政局にソ聯邦から多大の援助をうけてその統治を行つてゐるものであるから新疆におけるソ聯の勢力また推して知るべきである。

支那事變の勃發は新疆地方に新なる重要性を與へた。それは單に新疆が未だ日本軍の爆撃を見舞はれない支那全省における唯一の地方であるからではなく、又重慶抗戰のヒンターランドとして、蔣介石援助のためのソ聯軍需資材輸送の中心地をなしてゐるからではなく、彼等をしていはしむるればそれは地域廣大資源豊富、もつて支那本土數百萬の人間をこゝに移し退いてもなほ生存を頼り得るからであるといふのである。土地が廣大で埋藏物資が豊富であるからといつて直ちにその國家が力強きものとなるものでないことは自明の理であり、重慶政權が奥地新疆を頼らんとする心理は要するにソ聯



ならびに英米の援助をあてにしての假定的な兵站基地を夢みてゐるに過ぎないといへやう。まして新疆は數百年來支那に屬してきたのであるが統治のよく行はれたことは殆んどなかつたのである。全人口の七〇%を占めるウイグル人(纏回)は東干(漢回)と結んで支那人に反抗し、或ひはまた反對に支那側に組して東干人と争ひ、斯の如きことの循環が繰返されて最近にまで至つたことは要するに支那側の悪政の故にである。

しかるに革命ソ聯は一九三一年の馬仲英反亂を機に新疆に對し軍事的にも經濟的にも發言權を獲得することに成功したのである。ソ聯が盛世才を援助してその結果新疆省統治の實權を彼に握らしめたことはソ聯の政治經濟政策的な理由がそこに存したのであつて、當時ソ聯としては貿易の増加が絶對的に必要であり、また新疆は地理的な關係から經濟的にソ聯に依存せざるを得ず、ソ聯は新疆にその勢力を扶植せんがための友人として馬仲英よりもむしろ盛世才を選んだに過ぎない。

### 産業經濟

新疆は支那の眞珠と云はれてゐるにも拘はらずその豊富なる地下埋藏資源は未だ開發をみてゐない。その經濟は農牧を中心とする原始的生産を中心として營業は、若干の生活必需品に對する消費しか行はれてゐない状態である。しかし將來交通の便を得たならばこの一大寶庫觀ある邊疆に脈々生産の血管が波うつ時が來るに相違ない。

新疆に於ける地下埋藏資源は殆んど無盡藏と稱せられてゐる。天山山脈、アルタイ山脈、崑崙山脈等は金、銀、銅、鐵その他の礦物に富み、アルタイ山だけの砂金の埋藏量でも三千二百萬兩以上と推定されてゐる。その他塔城哈圖(ハト)山の金礦も二千二百萬兩以上の埋藏量ありといはれ、鐵および石炭は殆んど各地に埋れてゐる。

### 鑛業

住民の約五分の一が遊牧または半遊牧の生活態形を營みつゝ牧畜に従事してゐる。遊牧者も農耕者の如く社會の階級的部分にわかれてゐる。家畜數及び牧場もやはり水や土地の如く不平等に配分されてゐる。

新疆全體で小角獸千三百萬頭、大角獸百五十萬頭、馬七十萬頭、駱駝八萬頭、その他豚(支那人のみに)、驢馬、鹿(アルタイ地方)、犛(カシユガル地方、西藏國境方面)がある。仔羊の縮毛業も廣く普及されてゐる。遊牧者の經濟部門は種馬や、隊商用獸の市場や、羊、山羊、駱駝の毛、山羊の綿毛、羊皮、羊毛、各々の獸皮や腸、袋角、角等に分散されてゐる。オアシスの養畜業は大部分消費的性質を帯びてゐる故に多くの商品を提供し

石油に至つては恐らく米國よりも豊富ではないかと稱せられてをり、天山北麓の阿雅爾(アヤル)湖南方の油田は、南北二十キロに亘る支那最大の油田であり、その他迪化の附近、タリム河北岸一帯、玉門關附近等石油が小川をなして流

### 工業

近代的意味における工業は殆んど未だ發達してゐないが、最近ソ聯勢力の進出に伴ひ、その資本、技術の援助により紡績業、燐寸製造業あるひは棉花精練工場皮革工場をみるに至つた。迪化には紡績工場がありカシユガルにはソ聯經營の羊毛洗滌工場がある。

新疆固有の手工業はまた専門的に營業されてをり各地夫々の代表的な製品を産してゐる。すなはちカシユガルの鞍や馬具、庫車の皮革精製ならびに着色、阿克

カリヤ全耕地の八五%を占めてゐる。塔城方面およびアルタイ(シヤラスメ)地方は農耕は盛でない。同方面はむしろ牧畜地帯である。

### 牧畜業

新疆に於ける地下埋藏資源は殆んど無盡藏と稱せられてゐる。天山山脈、アルタイ山脈、崑崙山脈等は金、銀、銅、鐵その他の礦物に富み、アルタイ山だけの砂金の埋藏量でも三千二百萬兩以上と推定されてゐる。その他塔城哈圖(ハト)山の金礦も二千二百萬兩以上の埋藏量ありといはれ、鐵および石炭は殆んど各地に埋れてゐる。

### 農業

新疆における住民の四分の三にとつて生存の源泉は農耕である。新疆で既に耕されつゝある土地の面積は百三十萬ヘクタール、今後灌漑の便をうれば開墾の可能性ある土地の面積は六千二百萬ヘクタールに及ぶといはれる。主要農産物は消費生産として小麥、米、玉蜀黍、大麥、燕麥、黍、商品生産として棉花、胡麻等。この外すべてのオアシスには果樹園があり――杏、桃、李、無花果、柘榴、苜蓿等――瓜畑、菜園、葡萄畑がある。カシユガル地方ではこの他に養蠶が廣く行はれてゐる。

新疆において耕作されつゝある全面積の三分の二はカシユガリヤに在り、ジュンガリヤは農業の發達は微々たるもので、極めて地方的に行はれてゐるに過ぎない。ジュンガリヤにおいて耕耘、園藝の比較的大規模に行はれてゐるのは伊犁地方と迪化から哈密にかけての方面である。これら天山地方オアシスではジュン



蘇はフェルト及び薄手のフェルト、カン  
ユガル、吐魯番（トローファン）における  
着色木綿織、カンユガル、和蘭の絨氈等  
著名なものである。

### 貿易

新疆の對外貿易において壓倒的地位を  
占むるものはソ聯邦である。ソ聯は單に  
新疆への貨物供給者であるのみでなく、  
同地からの貨物購買者であり、さらにま  
た現代的な貨物輸送を組織してゐる唯一  
の外國である。その要因の一は實にトウ  
ルクシブ鐵道の敷設開通にある。ソ聯の  
新疆に對する輸出品目の主なるものは砂  
糖、マツチ、皿類、金屬製品、石油製  
品、綿布等であり、新疆の對ソ輸出品目  
は、獸毛、生皮革、毛皮、木綿、生絲、  
家畜、乾果、絨氈、薄手のフェルト等  
である。新疆の對外貿易状態は正常なる發  
展を示して居り、一九一三年第一次歐洲  
大戰前に比して現在約二五%の増加であ  
る。對外貿易の七六%はソ聯の占むると  
ころである。

對外貿易の第二位を占むるものは英領  
印度である。それは全貿易額の八・五%  
である。しかししてこの貿易額は前大戰前  
に比して三分の一に減退してゐる。新疆  
が印度から輸入するものは絹、天鵝絨、  
一部綿布、染料、茶、香料等。新疆の對  
印輸出品目は生絲、絨氈、薄手のフェル  
ト、家内工業綿布、毛皮、馬、貴金屬等  
である。新疆印度間の貿易路はカンユガ  
ル—ヤルケンド—カラガルイク—  
レフ間九百六十六キロと、カンユガル—  
—タシユクルガン—ミンケラ—ギリ  
ギット間五百六十キロの二つであるが、  
いづれも難路で夏季に於ても凍結と雪崩  
の危険がある高山地帯である。この輸送  
に耐えうるものは犛、すなはち西藏の牛  
と綿羊のみである。綿羊は通例カシミ  
ヤ産の綿羊でその毛も高價なものである  
が十六キロの重荷を擔ぐので新疆では高  
價に取引されてゐる。

新疆からアフガニスタンへは薄手のフ  
ェルト、綿布、生絲を輸出し、阿片、扁  
桃、狐皮、種馬を輸入してゐる。その他

### 交通

蒙古人民共和国および西藏とは夫々交換  
的取引を行つてゐる。  
支那からは新疆に茶、煙草、絹布、禮  
拜用器具ならびに支那雜貨が輸入され、  
支那へは毛皮、貴金屬、礦物、駱駝の  
毛、山羊の綿毛、袋角、馬の鬃、剛毛、  
腸等が輸出される。新疆と支那内部との  
間にはトラックが走つてゐるが、貿易の  
一部は未だ駱駝隊商による状態である。  
また新疆内部における貨物輸送も主とし  
て駱駝隊商によつてゐる。チヨールヌ  
イ・イルツインユ河、伊犁川、タリム河  
等の原始的な舟楫の便などはもとよりい  
ふに足らない。新疆の對外貿易額中支那  
との貿易額は僅かに一〇%を超えない。

新疆はその大陸の中央奥地に位置する  
こと、山脈重疊して自然の障壁を成せる  
地勢のため交通至難の地方として喧傳  
されてゐるが、かつて中世紀に於ては東  
西文化交流の要衝にあたり、民族移動の  
咽喉として華やかなりし時があつたので

ある。チンギスカン、タメルランの覇業  
も新疆を通じてはじめて得られたもので  
り、佛教、回教、景教の東方傳來も、ギ  
リシヤ、ローマの文化も新疆をその交流  
點となし、古くはまた支那絹の交易路と  
して天山南路には「絹の路」の名が與へ  
られてゐたのであるが、近代に於ける蒸  
汽機關の發明は南に印度洋の航路を展べ  
北にシベリア鐵道を開通せしめて、つひ  
に東西兩文化圏のエア・ポケツト化し  
て交通脈が休眠せしめらるゝに至つたの  
である。

現在新疆には未だ一ミリの鐵道も延び  
てはゐない。たゞ昔ながらの馬、馬車、  
駱駝を外にしては最近出現した自動車運  
輸があるのみである。

すなはち首府と他の諸地方とを結ぶ自  
動車道路網が次のやうに完成されてゐ  
る。西の迪化—伊犁公路、北の迪化—  
—塔城公路、東の迪化—哈密—星星  
峡公路、南の迪化—カンユガル—和  
蘭公路。以上公路の完成と共に、新疆に  
おける旅行は非常に容易となつた。かつ

て迪化から伊犁までの古い隊商路線を旅  
行するには二十日間を要したが、今日で  
は自動車によつて二日しか要しなくなつ  
た。この道幅は約六メートル、石疊で鋪  
装され雨季にも困難を感じない坦々たる  
公路である。

なほ航空路について一言すれば重慶—  
—モスクワ間の定期航機が新疆の空を  
飛んでゐる。重慶—蘭州—哈密—  
迪化—アルマアタ—モスクワ間を三  
日間で飛ぶ。この他に獨逸の經營する歐  
亞航空会社がベルリン—上海間を五日  
間で飛んでゐたがその後寧夏および蘭州  
止りとなり、更に一九四一年六月獨ソ戦  
が勃發し同年秋、重慶政權は同公司を接  
収してしまつた。

新疆に鐵道を通ぜんとする計畫は各國  
人によつて企圖されたものであるが、就  
中地理的に極めて有利な立場にあるロシ  
ヤは、各方面よりする鐵道計畫を新疆に  
對して持つてゐるやうであり現在着々と  
その工事を進捗させてゐる所もあるとい  
はれてゐる。シベリア鐵道のウランウデ

より分岐した鐵道は、既に外蒙のウラン  
バートルまで完成されてゐるが、此の線  
がやがては新疆の心臟部にまで達せんと  
する希望を持つてゐる事は想像に難くな  
い。一九三〇年五月に完成したトウルク  
シブ鐵道は、殆んど新疆の外廓線に沿つ  
て敷設されてゐるが、このトウルクシブ  
鐵道のセミパラチンスクより分岐して東  
進し、外蒙と新疆との境界線邊り以外蒙  
に入り、ウリヤスタイを経由してウラン  
バートルにまで通ぜんとする外蒙古横斷  
鐵道計畫も、最近その建設に着手したと  
いふ。この鐵道はウランバートルより更  
に東進して賽爾烏蘇（サイルウス）を經  
て綏遠（厚和）にまでも伸長せしめんと  
企圖されてゐたものでこれが完成をみる  
とすれば新疆の西北一帯の國境はソ聯の  
鐵道に依つて包圍された形となるわけ  
である。

しかしして新疆へ直接延びんとする鐵道  
では、先づトウルクシブ鐵道のセルギオ  
ポールから分岐して、塔城、烏蘇經由迪  
化へ出で、更に西安に通せんとする鐵道



計畫がある。これは既にセルギオボー

ル、塔城間は略完成したとも傳へられてゐる。同じくトウルクシブ鐵道のアルマ

アタより、綏定に至り迪化に達せんと計畫中の鐵道があり、別にアルマアタより南下してカシユガルに至る鐵道計畫は、その一部は完成したともいはれてゐる。

支那側よりする新疆鐵道計畫は、寧都、松潘、青海、化迪、伊犁經由露領に入るものがあるが、これも既に重慶政權とソ聯間に建設材料の借款が成立したと傳へられてゐる。また隴海線の現在終點西安から迪化、クルデアまでの延長も考慮されてゐる模様である。

新疆における電信電話通事業もまた近年急速に發展をみやうとしてゐる。目下進行中のものは電信線の擴張、長距離電話網の完成およびラジオ放送局と電話局との建設である。現在新疆には百五十箇の放送装置を有する六十五の放送局および電信局がある。省内に於ける種々の電信線の總延長は一千九百八十支里長距離電話のそれは一千支里に及んでゐる。

### 教育、文化

軍閥政治時代には新疆省における教育は後退の状態にあつた。全省を通じて僅かに二、三の支那人の學校があつた。トルキスタン青年の大部分は回教學校へ送られ、そこでは彼等は一切の大切な近代知識を無視してコーランの勉強に彼等の時間の大部分をあてたのである。今日は少くとも十五萬人の生徒を有する一千五百以上の學校がある。その中四百十二は學生數三千六百六十四人を有する支那人の學校で、残りは他の民族グループの「文化促進協會」によつて設立されたものである。また先年上海から追放された新聞人杜春遠經營の新大學もある。教科書は支那語およびその他の國語でも出版されてゐるが、どの學校でも支那語を必修科目とし、他に自國語を習ふことを許されてゐる。學生の學費、食費等に就いて兩親は負擔の責なく、省政府は卒業生一

人残らず政府の勤務に就かせ、そして毎年百人づゝ留學のためソ聯およびその他の國へ送つてゐると稱せられてゐる。

新聞は支那語新聞、トルコ語新聞がクルデア、カシユガルに於て讀まれて居り、自系露人等のためにはロシア語新聞がクルデアで發行されてゐる。迪化に於て發行されてゐる「新疆日報」は伊犁、カシユガル、塔城、アインシャンに於てそれぞれ地方版を發行してをり、その總發行部數は一日四千部である。

次に社會保健事業としては現在新疆に七つの公立病院と七つの療養所とがあつて患者はすべて無料で取扱はれる。過去五年間に於けるこの方面での最大の成功は阿片吸入の禁止であつた。一九三五年迪化における阿片吸飲者は三千五百四十人であつたが、それが一九三六年には八百十五人、一九三七年には僅かに三百五十二人となつたと記録されてゐる。

### 新疆を繞る日ソ支關係

現在新疆におけるソ聯の勢力の壓倒的

なことは何人も認むるところである。これは地理的にも亦歴史的にも證明せらるゝ所であるがいま記録によつて新疆を繞る露支間の外交的交渉を列記するに帝政時代に左の八つの條約がある。

- 一、伊犁條約（一八五一年七月二十五日）——伊犁及び塔城を商埠地として領事館を設置する通商條約
- 二、北京追加條約（一八六〇年十一月十四日）——カシユガルを商埠地として領事館を設置
- 三、塔城通商議定書（一八六四年十月七日）——境界決定に關する協定
- 四、通商自由に關する露國及びカシユガル間の取極（一八七二年四月二十一日）
- 五、露清ペテルスブルグ條約（一八八一年二月二十四日）——回教徒の反亂の鎮撫を名目とせるロシア軍の伊犁地方占領に對し償金九百萬留をもつて回復、同時に同地方におけるロシア人の土地所有權及び貿易上の特權を付與、迪化、吐魯蕃、古城、哈密に領事館設置に關する條約

六、カシユガル議定書（一八八二年十一月二十五日）——國境協定

七、「バルリク」問題に關する塔城議定書（一八九三年十二月二十日）——租借地バルリツク返還に關する協定

八、ホルゴス河に沿へる境界決定に關する露支議定書（一九一五年六月十二日）  
しかして一九一七年十月、ロシア革命成りボルシエヴィズム政策を以て所謂「國際革命」を企圖したのであるが、その反帝國主義スローガンとして弱小民族の解放を掲げ、中央アジアの白色鎮壓なるや東方赤化の積極策に乗出したのである。

元來支那本土とは地理的に、すなはち遠隔奥地で沙漠に妨げられてゐること等の事情で經濟的に密接な聯關を持たなかつた新疆も、反對に、ロシアとは地理的に當然經濟的關係を持たざるを得なかつた。すなはち十九世紀中葉に於ては新疆、帝政ロシア間の貿易額は約百五十萬留前後であつたが十九世紀初頭に入つてからは四倍に増加し五百五十萬留に達し

た。しかして前世界大戰勃發當時の一九一三年には八百三十萬留となつてゐる。

これがロシア革命のため一時途絶えたのであるが、革命成功したソ聯はこの地方を中央アジアとともに資本主義體制の最も弱い一環として東洋被抑壓民族解放の旗幟の下に赤化を企圖し、これを植民地的な基盤にして支那全土への赤色ルートを作らうと欲したのである。また一面印度から北上せんとする英國の勢力をも驅逐せんと企圖し、東亞に於ける防共の重大使命を擔へる日本とソ聯ならびに英國とは新疆を舞臺としてこゝに國際政局的な場面を展開せんとしつゝあつた。しかるに引續く滿洲事變および支那事變によつて滿洲國は確立せられ北支蒙疆また王精衛氏を主班とする反共和平新國民政府の一翼となるに及び此方面よりする進出意圖を封ぜられたるソ聯は殘されたる赤色路として唯一の進路を新疆省に求めざるをえなくなつた。同時に重慶に逃避せる蒋介石政權はソ聯の軍事援助を仰ぎその通路として所謂援蔣赤色ルートなるも



のが新疆に設けられ支那事變の重要な役割を演じてゐたのである。このために設立せられたソ支合辦の西北航空会社は、重慶、成都、西安、蘭州、寧夏、安西、迪化、塔城の八飛行場を開設し、地上はアルマアタから延安に至る蜿蜒四千五百キロの自動車路を開拓し、迪化にはソ聯領事館、及び武官商務官辦事處、伊犁には領事領分館および商務官辦事處、蘭州には辦事處を駐割せしめてゐる。かくしてソ聯の新疆への政治的・軍事的・經濟的進出は支那事變によつて一層拍車を加へられ、現督辦盛世才の親ソ政策の下に外蒙古と同様の轍を踏んでソ聯邦の一屬領的存在となつてしまつてゐる。

### 大東亞戰爭と新疆

しかるに一九四一年六月二十二日、ヒトラー總統麾下の獨逸軍は突如雪崩を打つてソ聯國境を突破し、海陸空三軍の精銳を以て北はムルマンスクから南は黒海に至る未曾有の大戦線を展開し同年秋季に於てついに首都モスクワならびにレニ

ングラードの兩市は獨逸軍の包圍に陥つたが早くも訪れた「嚴冬將軍」の援助によつて戦況は小康を保つてゐた。ソ聯はもはや重慶に從來の如く援蔣武器を送る餘裕なく、却つて米英からイラン、イラクを通じて軍器資材の援助を仰ぐのやむなき立場となつた。しかして一面同年四月十三日モスクワに於て劃期的な日ソ中立條約の締結成り日ソ關係は調整せられ、ソ聯の新疆を通路とする對蔣物資援助も漸く積極性を失ひつゝあるかに見えた。

同年十二月八日、太平洋を繞つて緊迫しつゝあつた日本對米英蘭支の所謂ABC D封鎖關係はついに決定的破局を齎らされこゝに壯大雄渾な日本の大作戦による大東亞戰爭が勃發するに至つたのである。關戰後一ヶ月足らずに香港、マニラを陥れ、二ヶ月にして英帝國の牙城シンガポールは陥落し、一九四二年三月八日援蔣ビルマルートの基點ラングーンもまた完全に皇軍に占領せられ全ビルマの制壓は單に時間の問題に過ぎなくなつた。従つて獨ソ戰開始以來ソ聯から援助が絶

え今また大東亞戰爭によつてビルマルートは遮斷され、重慶抗日政權の頼るべき外國物資援助路は全く杜絶されるに至つたのである。これに關して二月下旬アメリカ駐在の重慶經濟委員がウエルズ米國務次官を訪問し、最近供與の約なれる五億ドル借款に基く援蔣物資の急遽輸送方を懇へたのに對して同次官のなせる次のやうな答辯が注目される。「ビルマ公路は既に封せられていかなる方法を以てしても武器輸送の便なきを遺憾とする。但し米國はイランおよび新疆を通じての新輸送路を考究中であり、できるだけ重慶援助は繼續する」と。

しからは果して新しき「援蔣路」は何處に可能であらうか。これは日本にとつても一應確かめて置くべき問題であると思はれるが、三月下旬ストックホルム特派の本邦通信社員がこれに關して興味ある大要次の如き報道を齎してゐる。

スエーデンの旅行家として世界的に有名なスヴェン・ヘーデン氏を訪ねて、最近しきりに宣傳されてゐる第二の援蔣路であるが、大東亞戰爭の進展に呼應して自らの寶庫印度に獨立氣運の火の手の揚つた英國は狼狽措くところを知らず急遽クリップス國團尙書を遣はして印度國民會議派アザット、ネール、ガンジー等と會談せしめ印度自治政府成立案を提示したが四月不調に終つた。スタツプオード・クリップスは英勞働黨の大立者で大東亞戰爭前まではモスクワ駐在の英國大使を勤めてゐたがその以前一九四〇年には日本にも來朝したことがあり、しかも來朝に先立つてソ支航空路を利用して重慶から新疆を経てモスクワへ行つてゐる。恐らくこの一行はこの航空路を利用した最初の英國人であらう。彼等はモスクワに三十六時間滞在してソ聯政府當局と外交問題に就き會談を行つた。歸途には自動車でソ聯から北部新疆へと一千哩を走破してゐる。彼が重慶に到着して新聞記者に次のやうに語つてゐる。「ロシア人の新疆占領又は統治の説は虚傳である。未だに役人達は支那に對して忠實である。ロシアは新疆開發のため多大の技

についで質問したところ次の如く語つた。「蔣介石の宣傳してゐる第二の援蔣路なるものはお氣の毒ながら絶対に實現不可能だ。これまでのビルマ公路といふのはラングーンを起點としマンダレーからラシオを経て雲南省に入り、昆明を経て重慶に至るものであつた。第二の援蔣路がどんな徑路を辿るものであるか正確なところは分らないが、多分イラワヂ河を傳はつてパーモにいたり、そこから國境を越えて舊ビルマ公路と連絡するものと考へる。パーモまではさう大した困難はないと思ふが、パーモから東は多量な武器彈藥を輸送し得るやうな道路を建設することは殆んど不可能だ。その理由はこの地方は山岳が重なり合ひ、その間にサルウイン、メコンなどの大河が流れてゐるからだ。そこで重慶側としては先づ絶えざる日本航空部隊の猛威に曝されながら大きな橋を幾本もかけなければならぬ。一寸した軍需品を輸送し得るやうな小路なら簡單に出来るかも知れないが、戦車や大型の砲などを運び得るやう

な道路をつくるなどとは思ひもよらないことだ」それでは現在のビルマ公路に代り得る第二の援蔣路は到底見込みはないかとの記者の質問に次のやうに答へた。「理論的には不可能ではない。往時支那が歐洲との交易に用ひた「絹の路」或はインペリアル道路(天山南路)がある。かつて南京政府が私にその調査を命じたので正確な地圖を作つたが結局採用されなかつた。しかし重慶が現在の道路の復活を思ひつたとしても運輸に必要なだけのガソリンを手に入れることが出来ないからなんにもならないだらう。結局重慶は現在外部から援助を仰ぎ得る途は全然ないわけだ」——因にスヴェン・ヘーデン博士は、一八九三年から九七年にかけてパミール高原、チベットから支那西北地帯を踏破したが、更に數回支那西域の未開地方を探検し、一九三四年には新疆への自動車道路設計のため二年餘奥地を探検した——

以上は新疆を米英側の第二援蔣路とする可能性乏しき所以を説明してゐるもの



術的援助を與へてゐる。ロシアと新疆は最も友好的な關係にある。しかし新疆省主席及び當局者は新疆が支那の缺くべからざる部分であり、支那が日本との戦争に勝つことを望んでゐると主張したいやうだ。回教徒と支那人とのかつての紛争は収まり、すべての民族には、完全な市民的宗教的平等權が許されてゐるが、その中には白系ロシア人も入つてをり、彼等も支那市民と完全に同様の權利を享受してゐる。新疆は今その輕工業、教育施設、農業、交通開發のために第二次三年計畫を遂行中である」と。

英國の駐支外交官として三十年を支那に送つたエリック・タイクマンは一九三五年、英國政府の命によつて新疆の省政府と通商上の協議を行ふため自動車によつて新疆に入りカシュガルを経てパミール、ヒマラヤを越えて印度のニュー・デリーに至つたが有名なその旅行記の終りに於て、此書がアジア紀行についての自分の白鳥の歌になりはしないかを恐れると述べてゐる。これは奇しくも英國が支

那トルキスタン邊疆に於てソ聯の進展を阻み得なかつたばかりではなく、いまや大東亞戦争の赴くところ全面的にアジア全洲から退却を餘儀なくされて居り、まさに東亞に於ける英國の白鳥の歌に外ならなかつたことを豫言したものはあるまいか。

ソ聯重要人物略歴

〔ア〕

アウエルバツハ

一八七二年生。眼科醫として令名あり、最近ソ聯眼科醫學の發達に貢献する所多大、ソ聯邦名譽科學者、モスクワ第二國立大學教授、ヘルムゴルツ病院主任眼科醫。

アノシン・イエス

バンキリヤ州黨委員會書記、ロシア共和國最高會議員。一九三九年三月開催の全聯邦共產黨第十八回黨大會に於いて中央監査委員に選出さる。

アバナセンコ・イ・エル

極東正面軍司令官。上級大將。一九四一年二月開催の第十八回全聯邦黨會議に於いて黨中央委員候補に選出さる。

アブドラフマノフ・ア

ウスベキスタン共和國人民委員會議長。中央監査委員。

アブリユソフ

精神分析學者。一八七五年生。帝政時代より精神分析學の泰斗として知られ、現在聯邦名譽科學者。モスクワ第一國立大學精神分析學部教授。ソヴェート實驗醫學研究所形態學部講師。

アルチノフ・ゲ・ア

アルメニア共產黨中央委員、全聯邦共產黨中央委員候補。

アラীবフ・エム・イ

北太平洋艦隊司令官。少將

アレマソフ・ア・エム

タタリア州黨委員會書記。ソ聯邦最高會議員、聯邦會議資格審查委員會員。全聯邦共產黨中央委員候補。

アレクサンドロフ・ゲ・エフ

「アラウダ」主幹。黨中央委員宣傳部長。黨中央委員候補。

アンドリアノフ・ウエ・エム

スウェルドロフスク州黨委員會第一書記。黨中央委員

アンドレエフ・ア・ア

一八九五年生。一九三二年以來の黨中央委員、一九三四年以來の政治局員にして、組織局、書記局員、黨統制委員會議長。ソ聯邦最高會議員、聯邦會議議長、ロシア共和國最高會議幹部會員を兼ね。元交通人民委員。一九一四年入黨。

アンツエロヴィチ・エヌ・エム

前林業人民委員。第十八回全聯邦黨會議に於いて中央委員を免ぜらる。

〔イ〕

イグナチエフ・エス・デ

ブリヤート蒙古自治共和國黨委員會第一書記。

イソトフ

一九〇二年生。炭坑夫、一九三二年下



ンパス炭田ゴルロフカ坑に於て一日採炭量六〇噸の記録樹立、所謂「イゾトフ運動」の創始者。同運動は突撃隊運動とスタハノフ運動との中間に於ける能率増進運動で三四年レーニン章授與黨中央監査委員。ソ聯邦最高會議員。

**イストーミン・ヴェ・エム**

ハバロフスク地方執行委員會議長

**イワノフ・エス・エム**

ブリヤート蒙古自治共和國人民委員會議々長

**イワノフスキー・ゲ・イ**

黨統制委員會議長代理。

〔ウ〕

**ヴァウイロフ**

農學者極物學者。一八八七年生。レーニン農業アカデミー、ソ聯邦園藝研究所、聯邦學士院、發生學實驗室等の要職に在り、學士院幹部員。

**ヴァルガ・オイゲン**

一八七九年生。聯邦學士院所屬「世界經濟・世界政治研究所」所長。ハンガ

リーの革命家にして世界著名の經濟學者。一九二〇年入ソ多數の著書あり。

**ヴァインスキー・ア・ヤ**

一八八三年生。聯邦外務人民委員部長代理。黨中央委員。聯邦檢事總長として反革命陰謀事件に辣腕を振ふ。一九二二―二五年ロシア共和國檢事兼同司法人民委員代理、三三年聯邦檢事、更に聯邦檢事總長を経て現職就任。一九二〇年入黨。ソ聯邦最高會議員。

**ヴァズネネスキー・エヌ・ア**

一九四二年二月に國防國家委員會議員に任命さる。聯邦人民委員會議長代理、國防工事會議々長、ロシア共和國最高會議員、經濟會議々長代理を兼ね。政治局員候補。

**ヴァロンロフ・カ・イエ**

一八八一年生。國防國家委員會議員。一九二六年以來の政治局員。ソ聯邦最高會議員、ロシア共和國最高會議員、ロシア共和國最高會議幹部會員、國防委員會議長、聯邦人民委員會議々長代理の要職を兼ね。元帥。

一八九五年生。一九三二年以來聯邦國防化學飛行協會々長に就任せるも、赤軍陰謀事件に連座して銃殺さる。

**エイヘ・エル・イ**

一八九〇年生。西部シベリヤ地方黨委員會議書記より農務人民委員に就任し、黨政治局員候補であつたが、失脚す。ラトヴィア人。工場労働者出身。

**エジヨフ・エヌ・イ**

一八九五年生。黨中央委員會議書記兼工業部長黨書記局並に組織局長。黨政治局員候補。黨統制委員會議長。コミンテルン執行委員。一九三六年聯邦内務人民委員(ゲ・ペ・ウ)長官に就任、反對派陰謀分子摘發に辣腕を振つてゐたが、一九三九年四月失脚す。一九一七年入黨。

**エゴーロフ**

一八八五年生。元帥。一九三七年國防人民委員次長就任。

**エヌキーゼ・ア・エス**

一八七七年生。ジョルジャ人。元建築技師。一九三二年聯邦中央執行委員會議

**ウボレヴィツチ**

一八九六年生。元白ロシア軍管區司令官。一九一六年陸軍士官學校卒業翌年入黨。革命時代極東にあり、日本軍との戦闘を以て我國に知られてゐる。ト元帥等赤軍陰謀事件に連座して銃殺さる。

**ウラヂミルスキー・エム・エフ**

一八七四年生。一九二七年以來の中央監査委員。中央監査委員會議長。醫師出身。一八九四年入黨。

**ウリヤノワ女史**

一八七八年生。レーニンの實妹。一八九八年入黨。一九三四年、ソヴェート統制委員會議員に選ばれる。黨長老會員、ソ聯中央執行委員會議員をも兼ねてゐたが、三七年死去。

**ウンダスイノフ・エヌ**

カザフスタン共和國人民委員會議々長。黨中央監査委員。

**エイデマン**

一八八七年生。聯邦學士院會員。經濟學者。黨中央委員候補。世界農業經濟に關する著書多し。一九〇七年入黨。

**オシポフ・ゲ・イ**

ウスリー州黨委員會議第二書記。

**オルジョニキゼ・ゲ・カ**

一八八六年生。一九二六年中央委員會及び中央監査委員會議長になり、次いで重工業人民委員として五ヶ年計畫遂行に盡力せるも、一九三七年二月十八日死亡。黨政治局員。

**オルロフ**

ハバロフスク地方黨統計委員會地方代表。

〔カ〕

**カガノウイチ・エリ・エム**

一八九三年生。國防衛委員會議員。一九三〇年以來の政治局員。組織局長。ソ聯邦最高會議員。ロシア共和國最高會議員。聯邦人民委員會議長代理、聯邦交通人民委員としてソ聯鐵道事業の振興について貢献した。一九一

〔オ〕

**オクチャプリスキー・エフ・エス**

黨中央監査委員。海軍中將。黒海艦隊司令官。

**オシンスキー**



一年入黨。ユダヤ人労働者出身。

カガノウイチ・エム・エム

カガノウイチ・エリ・エムの弟。一九三四年以來の黨中央委員。聯邦國防工業人民委員、聯邦航空工業人民委員。第十八回黨會議に於いて解職豫戒さる。

カガン・シャブシャイ

一八七三年生。電気技師。機械建造中央科學研究所次長。

カチャリン・カイ

イルクーツク州黨委員會書記。黨中央委員候補。

カバノフ・ア・エフ

ペンゼ州黨委員會第一書記。黨中央監査委員。

カフタノエ・エス・ウエ

高等學務委員會議長。ロシア共和國最高會議員。黨中央委員候補。

カメネフ・エリ・ベ

一八八三年生。一九二二年人民委員會議長代理。一九二四年労働國防會議議長。一九三六年八月二十五日銃殺さる。

る。

ガマルニク

一八九四年生。聯邦國防人民委員次長。黨中央委員。政治本部長として赤軍の重職にあり。労働者出身。有數なる極東通。一九一六年入黨。赤軍陰謀事件に連座自殺。

カマーニン

飛行家。一九〇八年生。ソ聯邦民間航空界の第一人者。「ソ聯邦英雄」の稱號所持者。

カールモフ

航空學泰斗。一八九二年生。中央航水力學研究所々長中央航空工業本部附屬學術調査機關と實驗所との副所長。定期刊行雜誌「飛行機技術」編輯長。

カラハン

一八八〇年生。一九三四年來土耳其駐在大使。一九二四年北京駐劄大使として日露協定を締結。ソ聯有數の極東通、肅清せらる。

カリニン・エム・イ

一八七五年生。ソ聯邦最高會議幹部會鋼鐵トラスト長。一八九五年生。マリウポリのアゾフ鋼鐵トラストのトラスト長。以前にはマグニトゴルスクの綜合工場長であつた。

クコレクスキ

理學泰斗。一八七八年生。モスクワ機械、機械製作研究所水力機械部長。博士號制定と共に一九三六年理學博士の稱號を授與さる。

グザロフ・エヌ・イ

モスクワ州黨委員會書記。ロシア共和國最高會議員。黨中央委員候補。

クズネツォフ・ア・ア

レーニングラード州黨委員會書記。ソ聯邦最高會議員、黨中央委員。

クズネツォフ・イ・ア

チタ州黨委員會第一書記。ソ聯邦最高會議員、黨中央監査委員。

クズネツォフ・エム・ゲ

一九〇四年生。聯邦海軍人民委員。海軍大將。黨中央委員、ロシア共和國最高會議部會員。

グヴァシニアニ・エム・エム

議長。一九一九年以來の黨中央委員。

一九二六年以來の黨政治局員。ロシア共和國最高會議幹部會員。貧農出身。

純スラヴ人、一九一九年以來元首として人氣ある徳望家。

カルタシヨフ・カ・カ

聯邦燃料工業人民委員代理、ソ聯邦最高會議員。黨中央委員候補。

カルンベルジン・ヤ・エ

ラトヴィヤ共和國黨中央委員會第一書記。黨中央委員候補。

〔キ〕

キーロフ・エス・エム

一八八六年生。黨中央委員、同政治局員、レーニングラード市及州黨支部書記として黨内に重きをなしてゐた。一九三四年十二月一日、反幹部派の黨員ニコライエフの爲、レーニングラード市モリーヌイに於いて暗殺さる。

キセリヨフ・ウエ・ア

黨中央監査委員。

キルビヂョフ

内務人民委員部沿海地方管理局長官。ソ聯邦最高會議員、黨中央委員候補。

グブキン

一八七一年生。ソ聯邦學士院副總裁。地質學者、專攻は石油關係で、國立石油調査研究所の中に在つて主として活動す。

クラツク

一八七三年生。電気工業の權威。科學者、ソ聯邦科學アカデミー會員。

クラコフ・ペ・ハ

クラスノヤルスク地方黨委員會書記。黨中央委員候補。

クラトフ・テ

キルギスタン共和國人民委員會議長。ソ聯邦最高會議員。黨中央監査委員。

クリエフ・テ・イ

アゼルバイジャン共和國人民委員會議長。ソ聯邦最高會議員。黨中央監査委員。

クリク・ゲ・イ

一八九四年生。聯邦國防人民委員代

キルボノス・エム・ベ

キエフ特別軍管區司令官。大將。黨中央委員候補。

〔ク〕

クイプシエフ・ウエ・ウエ

一八八八年生。黨中央委員、同政治局員、國家計畫委員會議長、ソヴェート統制委員會議長、ソ聯人民委員會議長代理及びソ聯労働國防會議々長代理の要職にあつた。一九三五年一月病歿す。

クウシネン・オ・ウエ

一八八二年フィンランド洋服屋に生る。カレロフィン共和國最高會議々長。黨中央委員。コミンテルン執行委員會委員。

グゲル



理。元帥、黨中央委員、ソ聯邦最高會議員。

グリシン・イ・テ

黨統制委員會議長代理。黨統制委員。

クルヂコフ・ア・デ

聯邦外務人民委員代理。黨中央委員候補。

クルグロフ・エス・エヌ

聯邦内務人民委員代理。黨中央委員候補。

クルバノフ・エム

タジクスタン共和國人民委員會議長。ソ聯邦最高會議員。黨中央監査委員。

クルプスカヤ・エヌ・カ

一八六九年生。レーニン夫人。「レーニン傳」の著者、一九三九年二月二十七日死亡。

クルジヤノフスキー

一八七四年生。黨中央委員。一九二二年より約十ヶ年に亘り聯邦國家計畫委員會總裁として功績顯著。數年前死亡。クルヂコフ

一八六〇年生。化學者、ソ聯邦科學アカデミー化學會の會長。

クローヂキン・ペ・ア

ザバイカル軍管區司令官。中將。

グロモフ

一八九九年生。飛行家。無着陸迂回飛行の世界記録の保持者

グンドービン・エヌ・ア

モロトフ鐵道局長

〔ケ〕

ケストネル

一八七九年生。鐵道技術家。モスクワ機械構造研究所及電氣研究所の教授。

ケレンスキー

一八八一年生。元内閣總理。白系露人。十月革命で失脚し、現在巴里にあつて反ボリシエヴィキ運動を行ふ。

〔コ〕

コシオル・エセ・ウエ

一八八九年生。黨政治局員。ウクライナの黨探題と稱せられてゐたが、失脚

す。

コシオル・イ・ウエ

一八九三年生。黨中央委員。前記コシオルの弟、工場労働者出身。聯邦重工業人民委員部代表として極東工業化を指導中一九三七年七月三日死亡。

コスイギン・ア・エヌ

聯邦人民委員會議長代理。一般民需品會議々長。黨中央委員。

コニヨフ・イ・エヌ

ソ聯邦最高會議員。大將。黨中央委員候補。

コプロフ・ベ・ゼ

聯邦國家保安人民委員代理。黨中央委員候補。

コツキナキ

高度飛行世界新記録保持者。

コアロフ・ゲ・ア

ハバロフスク地方黨委員會第二書記

ゴリコフ・エフ・イ

黨中央監査委員。中將。

ゴルキン・フ・エレ

ソ聯邦最高會議幹部會書記長。ソ聯邦

シキリヤトフ・エム・エフ

一八八三年生。黨統制委員會議長代理。コミンテルン統制委員。民族會議資格審査委員會員。黨中央委員。

ジュダノフ・ア・ア

一八九六年生。レーニングラード市州黨委員會第一書記。一九三〇年以來の黨中央委員。政治局、組織局、書記局員。ソ聯邦最高會議幹部會員。聯邦會議外務委員會議長。ロシア共和國最高會議々長

シチエルバコフ・ア・エス

ソ聯情報局長。黨中央委員、政治局員候補、組織局員、モスクワ市州黨委員會書記。聯邦會議資格審査委員會議長

シチャデンコ・イ・エ・ア

一八八七年生。政治一等大將。第十八回黨會議に於いて黨中央委員から黨中央委員候補に降等さる。

シユテルン・ゲ・エム

一九〇三年生。大將。黨中央委員張鼓峰事件の指揮官。

シャフリン・ア・イ

最高會議員、黨中央委員候補。

コアロフ

一八六六年生。植物學者。聯邦學士院總裁。ペテルブルグ大學卒業後一八九五年よりソ領東亞、滿洲及び朝鮮を踏査して「滿洲植物誌」三卷をものす。

コリツオフ

一八九八年。「ブラウダ」紙外報記者、ソ聯作家同盟外國部長。ソ聯新聞界の特異の存在。一九一八年入黨。

コルニエツ・エリ・エル

ウクライナ共和國人民委員會議長。ソ聯邦最高會議幹部會議長代理。黨中央委員。

コロトチエンコ・デ・エス

ウクライナ黨委員會第三書記。ウクライナ黨政治局員、組織局員。黨中央委員。

コロンタイ・ア・エム

一八七二年生。一九二三年諾威駐劄ソヴェート公使として世界最初の女流外交官となる。小説「赤い戀」の作者。

〔サ〕

ザチオンチエンコ・エス・ベ

ドネプロペトロフスク州黨委員會書記。黨中央委員。

ザボロジエツ・ア・イ

聯邦國防人民委員代理。政治一等大將。赤軍政治部長。黨中央委員候補。

〔シ〕

シウエルニク・エヌ・エム

一八八八年生。全聯邦勞動組合評議會議長。一九二六年以來の黨中央委員。政治局員候補、組織局員、民族會議々長。

ジウコフ・ゲ・カ

聯邦國防人民委員代理。赤軍參謀總長軍大將。黨中央委員候補。

シエルフェル

科學アカデミー會員。一八八五年生。科學者にして專攻は電氣工學、ソ聯邦電氣技術科學調査研究所の教授。理學博士。



聯邦航空工業人民委員。ロシヤ共和國最高會議幹部會員。ゴリキー州黨委員會書記。黨中央委員。

シヤボシニコフ・ベ・エム

一八八二年生。聯邦國防人民委員代理。帝露コーカサス軍の大佐であつたが、革命と共に赤衛軍に投ず。元帥。ソ連邦最高會議員。黨中央委員候補。

シユミツト

一八九一年生。北洋航路局長。數學者、大學教授。國立出版所長、共產アカデミー自然科學部長を経て、その後専らソ連極地の探險に従事。三七年北極探險に成功。

ジノヴィエフ・ゲ・イエ

一八八三年生。第三インタナショナルの初期よりの執行委員長黨政治局員であつたが、反革陰謀事件に連座して一九三六年八月二十五日銃殺さる。

〔ス〕

スヴィツイン

一八七八年生。科學者にして技師、專

聯邦肉乳工業人民委員、黨中央監査委員。極東第二軍司令官、中將。

スムシケウイチ・ヤ・ウエ

空軍長官、航空中將。黨中央委員候補。ソ連邦最高會議員。

〔セ〕

セージン・イ・カ

聯邦石油工業人民委員、イワノウオ州黨委員會書記。黨中央委員。ロシヤ共和國最高會議幹部會員。

ゼムリヤチカ・エル・エス

一八七六年生。聯邦人民委員會議長代理、黨中央委員、モスクワ市黨委員書記、ソ連邦統制委員會議長、ソ連邦最高會議員。ソ連邦に於ける婦人政治家中の白眉である。

セミヨーノフ

一八八二年生。元ゴザツク軍司令官、日本軍のシベリヤ出兵當時反革命軍を組織して日本軍と共同動作をつた。敗北後日本に亡命、現在大連に居住してゐる。

攻は冶金工業、ソ連邦冶金工業再建の技術監督官の任にあつて、特にマグネトゴルスク冶金工業の生産能力増進に努力してゐる。

ズウエレフ・ア・ゲ

聯邦財務人民委員、ソ連邦最高會議員、黨中央委員

スクウオルツォフ・エヌ・ア

カザフスタン黨中央委員書記。黨中央委員。

ススロフ・エム・ア

オルジョニキーゼ地區黨委員會書記。

スタハーンノフ

炭礦労働者。貧農の出、一九三〇年から探炭鑛夫となつた。一九三五年八月末探炭の合理化を提唱し、自ら探炭量の新記録を作る。生産能力を高める所謂スタハーンノフ運動の創始者。

スターリン・イ・ウエ

一八七九年生。國家防衛委員會議長。國防人民委員、聯邦人民委員會議々長。一九一七年以來の黨中央委員會、政治

セルゲーエフ・ヴエ・エヌ

聯邦國家保安人民委員代理。ウクライナ黨政治局員、黨中央委員候補。

〔ソ〕

リスニン・エリ・ア

聯邦建築材料工業人民委員、黨中央委員候補、ロシヤ共和國最高會議員。

リトフ・ウエ・ベ

聯邦食料品工業人民委員、黨中央委員候補。

〔タ〕

タラソフ・エス・エヌ

リヤザン州黨委員會書記。ソ連邦最高會議員、黨中央監査委員。

〔チ〕

チカロフ

ソ連中央飛行機製作所航空士。三七年第一回北極經由米ソ連絡飛行に成功。

チエレウイチエンコ・ヤ・テ

局員。一九二二年以來の黨中央委員會書記長、組織局員、一九二五年以來のコミンテルン執行委員會幹部會員。長期間黨書記長として事實上の全ソ連の獨裁者であつたが、獨ソ戦開始の前後より前記の通り政治の表面に現はれ、名實共に全ソ連の獨裁者となる。

スタルチエンコ・ウエ・エフ

ウクライナ共和國人民委員會議長代理。黨中央委員候補。

ステルン女史

一八七八年生。生理學者。教育人民委員部管下生理學研究所の指導者、モスクワ第二醫科大學生理學教室主任教授。ソ連名譽科學者

スピリドノフ

ハバロフスク地方執行委員會副議長。スベランスキー

スベランスキー

神經病理學權威。一八八七年生。生理學、病理學方面的權威、ソ連邦實驗醫學研究所神經病理學部長。ソ連邦名譽科學者

スマイルノフ・ペ・ウエ

オデッサ軍管區司令官、大將、黨中央委員候補。

チモシエンコ・エス・カ

一八九五年生。獨ソ開戦後中部戰線總司令官に就任。元帥、黨中央委員、ウクライナ黨政治局員、ソ連邦最高會議幹部會員、民族會議資格審査、外務委員會員。

チユバロフ・ベ・カ

沿海地方執行委員會議長。

チユレネフ・イ・ウエ

モスクワ軍管區司令官、軍大將、黨中央委員候補。

チユバリー・ウエ・ヤ

一八九一年生。黨政治局員、聯邦財務人民委員、聯邦人民委員會議長の要職にあつたが、失脚す。

〔テ〕

テウオシャン・イ・テ

一九〇〇年生。聯邦黑色冶金人民委員。黨中央委員、ソ連邦最高會議員。

デカノゾフ・ウエ・ゲ



駐獨大使、グルジア黨中央委員會書記  
黨中央委員、ソ聯邦最高會議員。  
デニソフ・エム・エフ  
聯邦化學工業人民委員、黨中央委員候補、第十八回黨會議に於いて解職豫戒さる。

デポリーン

一八八一年生。哲學者。聯邦學士院會員。以前にはソヴェト哲學者の第一人者として知られたが、その誤謬を批判され、現在は逆境にある。唯物論に關する著書多し。

テレンチエフ・イ・エヌ

ウズリ州黨委員會第一書記。

〔ト〕

トウボレフ・ア・エヌ

一八八一年生。飛行機製作設計者。永らく中央航空力學研究所にあつて、飛行機設計に従事し、同氏の頭文字を取つて命名されたANT型十數種は、主として同氏の指導下に同研究所に於いて設計されたものである。肅清さる。

る。

ドケリスキー・エス・エス

聯邦海洋船舶人民委員、黨中央監査委員、第十八回黨會議に於いて解職豫戒さる。

トハチエフスキー・エム・エヌ

一八九三年生。國防人民委員代理、黨中央委員候補、元帥、陰謀事件に連座。一九三七年六月十二日銃殺さる。

トリアツ・ウエ・エフ

バルト艦隊司令長官、海軍中將、黨中央監査委員。

トロツキー・エリ・デ

一八七九年生。ロシア革命の元勳、レーニンの死後スターリンを主とする幹部派のために斥けられ、黨から除名され、トルキスタン地方に流刑され、ついで一九二九年國外に追放され、一九四〇年八月二十一日メキシコに於いて暗殺さる。

ドロズドコフ・イ・ペ

チタ州執行委員會議長  
トロヤノフスキー

一九一〇年生。女流化學者、カルボフ化學研究所の有名なバツハの娘で、同じくカルボフ研究所にあり、ソ聯科學界の女性として花形である。

パニウシキン・ア・エス

駐支大使、黨中央監査委員。

パニン・イ・デ

北洋航路管理本部長、黨中央監査委員

バルチン

一八七〇年生。冶金學者、クヅネツクのスターリン第一冶金工場の技術的指導者で、同工場が同氏の指導下に好成績を挙げた功で、レーニン章授與さる。

〔ヒ〕

ピヤタコフ・ユ・エリ

一八九〇年生。元國立銀行總裁。經濟學者。ジノヴァイエフ等と共に、並行本部事件に連累し、一九三七年一月三十日銃殺せらる。

ピヤトニツキー・イ・ア

一八八二年生。電氣工出身。黨中央委員、革命後は専らソ聯代表としてコミ

一八八二年生。一九二七年駐日大使、一九三三年歸國後國家計畫院總裁、同年十一月米ソ復交に伴ひ初代の駐米大使となり、歸國後青年外交官の養成に従事す。

〔ニ〕

ニコラエフ・カ・イ

一八九三年生。一九三四年以來の黨中央委員、ソ聯邦最高會議幹部會員、書記局員、聯邦會議資格審査、豫策委員會員、全聯邦勞働組合中央評議會幹部會員の要職にある。一九〇九年入黨す。

〔ノ〕

ノセンコ・イ・イ

聯邦造船人民委員、黨中央委員候補。

〔ハ〕

バウロフ・デ・ゲ

ロシア共和國商業人民委員、黨中央委員候補、ソ聯邦最高會議員。  
バガエフ・エス・イ

ソテルン運動を指導。一八九九年入黨す。

ビルジャン・ア・エス

アルメニア共和國人民委員會議々長。黨中央監査委員。ソ聯邦最高會議員。

ビルマン

一八九一年生。製鋼トラスト長。バルデンと共にソ聯製鐵業に於ける大立物。

〔フ〕

フアチエフ・ア・ア

一九〇一年生。ソヴェト作家同盟幹部員。黨中央委員。

フアヴォルスキー

一八九三年生。化學者。科學專門學校の有機組織の實驗室の指導者。

フエルスマン

一八八三年生。鑛物學者。學士院會員。多くの地質學的探究の指揮者であつて、特に燐灰石の鑛床に造詣が深い。

フダイベルゲノフ・ア

トルクメニア共和國人民委員會議議

聯邦交通人民委員代理、黨中央委員候補、ロシア共和國最高會議員。

バギロフ・エム・デ

アゼルバイジャン黨中央委員會書記、黨中央委員、ソ聯邦最高會議幹部會員

バクラゼ・ウエ・エム

グルジア共和國人民委員會議々長、黨中央委員候補、グルジア黨中央委員會書記

バダエフ・ア・イエ

一八八三年生。ソ聯邦最高會議幹部會議長代理、ロシア共和國最高會議幹部會議長。一九二五年以來の黨中央委員

バシユカニス

一八九〇年生。ソヴェト法學の最高權威、司法人民委員代理に就任したが、法律論問題で三七年同職罷免さる。

バツハ

一八九三年生。ソ聯物理化學界の最高機關たるモスクワのカルボフ物理化學研究所の最高指導者。生物化學研究にも兼務す。

バツハ女史



長。黨中央監査委員。ソ聯邦最高會議員聯邦會議資格審査委員會員。

ブリュンヌイ・エス・エム

一八八三年生。黨中央委員。元帥、聯邦國防人民委員代理。騎兵監として著名、獨ソ戰闘開始と共に西南軍總司令官に就任。

ブハリン・エヌ・イ

一八八八年生。經濟學者、評論家としても名高し。黨中央委員會政治局員、一九三四年「イズヴェスチヤ」紙の主筆に任命さる。反スターリン陰謀事件に連座して、一九三八年三月十五日銃殺さる。

ブリユヘル・ウエ・カ

一八八九年生。元帥。ソ領東亞赤軍司令官。黨中央委員候補。張鼓峰事件以後の行方不明。

ブリツケ

一八八一年生。細菌學權威。化學者、ソ聯邦科學アカデミー會員。専門部門は細菌學で、受精媒介物、殺菌、殺菌科學調査研究所の最高指導者。

ブリヤニシコフ

一八六九年生。農學者。專攻は農業化學及び土壤學、ソ聯邦農業研究所鑛物肥料部教授。

ブルデンコ

一九七八年生。外科醫學者、神經外科研究所講師、モスクワ第一國立大學外科臨床講師、ロシヤ共和國保健人民委員部科學醫學會議々々長、全聯邦外科醫學會々々長等、ソ聯邦外科醫學の最高權威「ソ聯邦名譽科學者」の稱號を有す。

ブルガニン・エヌ・ア

一八九五年生。黨中央委員。ソ聯邦最高會議員、民族會議外務委員會議長。聯邦人民委員會議長代理、冶金化學會議々々長。聯邦國立銀行總裁、ロシヤ共和國最高會議員の要職を兼ねてゐる。一九一七年入黨。

フルシチヨフ・エヌ・エス

一九三四年以來の黨中央委員、ウクライナ黨政治局員、組織局員、ウクライナ黨中央委員會第一書記。ソ聯邦最高會議幹部委員。聯邦會議外務委員會員。

ボコモレツツ

一八八一年生。ウクライナ科學アカデミー總裁。生理學者。ソ聯邦科學アカデミー會員。

ボスクレブインヨフ・ア・エヌ

一八九〇年生。黨中央委員、ソ聯邦最高會議員、民族會議外務委員會員。

ボス・ペロフ・ペ・エヌ

一八九八年生。黨中央委員、プラウダ主筆。

ボチコフ・ウエ・エム

聯邦檢事總長。黨中央監査委員。

ボチヨムキン・ウエ・ペ

一八七六年生。黨中央委員。ロシヤ共和國教育人民委員。

ボノマレンコ・ペ・カ

白ロシヤ黨中央委員會第一書記。黨中央委員、聯邦最高會議幹部會員。

ボブコフ・ペ・エス

レーニングラード市ソヴェート議長、

ブルミステンコ・エム・ア

黨中央委員。ウクライナ黨政治局員、ウクライナ黨中央委員會第二書記、ソ聯邦最高會議員、民族會議資格審査委員會員、ウクライナ共和國最高會議長。

フルンゼ・エム・ウエ

一八八五年生。一九二四年トロツキイ失脚後陸海軍人民委員となつたが、一九二五年秋病死す。

ブロシチャネンコ・ア・エフ

沿海地方執行委員會副議長

プロニン・ウエ・ペ

モスクワ市ソヴェート會議長。黨中央委員。ロシヤ共和國最高會議員。

〔ハ〕

ペーゴフ・エヌ・エム

沿海地方黨委員會第一書記。

ペトルシエフスキー

一八六三年生。歴史家。聯邦學士院委員會員。彼の主要な研究は英國の封建制度崩壞の分析にある。

ペトロフスキー・ゲ・イ

黨中央委員候補。ロシヤ共和國最高會議幹部會員。

ホフロフ・イ・エス

黨中央委員候補、ロシヤ共和國人民委員會議長々々長、ソ聯邦最高會議員、民族會議豫算委員會議長、全聯邦勞働組合中央評議會幹部委員、聯邦、ロシヤ共和國消費組合中央聯合會幹部會議長。

ホボフ・エム・エム

レーニングラード軍管區司令官、中將

ホボフ・ゲ・エム

モスクワ市黨委員會第二書記。黨中央委員。

ホルコフ・ゲ・ア

黨中央委員。ハバロフスク地方黨委員會第一書記。前ノウオシビルスク州黨委員會書記。

ボルソイエフ・イ・ベ

ブリヤート蒙古自治共和國最高ソヴェート幹部會議長。

ホルトノフ

内務人民委員部チタ州管理局長。

一八七七年生。黨政治局員候補、カリニン補佐役であつたが、失脚す。

ベリヤ・エリ・ペ

一八九九年生。一九三四年以來の黨中央委員、政治局員候補、聯邦内務人民委員。國防國家委員會議長、聯邦會議外務委員、國家保安コミサル總長、聯邦人民委員會議長々々代理。

ペルウヒン・エム・ゲ

聯邦人民委員會議長代理。黨中央委員。ロシヤ共和國最高會議員。燃料電力會議々々長。

ペレスイプキン・イ・テ

聯邦通信人民委員、聯邦人民委員會議長々々代理。黨中央監査委員。

ペロフ・ゲ・ウエ

黨統制委員。黨統制委員會議長代理、同事務局書記長、同參與會議議長代理。

〔ホ〕

ホイツォフ・イ・ベ

カリニン州黨委員會第一書記。黨中央委員候補。



ボロシヤツク

一八七二年生。自然科学者、地質學者にして古生物學者。全聯邦數學自然科学部員、科學アカデミー古生物研究所の講師。彼の指導の下に、中央亞細亞、近東方面に數回に亘つて探險隊が組織された。

〔マ〕

マール

一八六四年生。言語學者、聯邦學士院會員。彼は現在のコーカサスの諸語及びビレ・ネのバスク人の言語並に古代の中海沿岸諸語を研究。

マイスキー・イ・エム

一八八四年生。黨中央委員候補。駐英ソ聯大使。駐日ソ聯大使館參事官として二七—二八年に日本に駐在し、ソ聯外交官中有數の極東通。

マスロフ

一八六七年生。農業經濟學者、聯邦學士院會員。

マスレニコフ・イ・イ

委員、聯邦人民委員會議議々代理。

メルクロフ・ウエ・エス

一八九五年生。黨中央委員。聯邦國家保安人民委員。

メレツコフ・カ・ア

黨中央委員候補、聯邦國防人民委員代理、軍大將。

メンズビル

一八五五年生。動物學者。聯邦學士院會員。彼の著書中「ロシヤの鳥類」は鳥類學者の必携書と言はれてゐる。

〔モ〕

モスカトフ・ベ・ゲ

黨中央監査委員、ソ聯邦最高會議幹部會員、勞働豫備隊管理本部長、全聯邦勞働組合中央評議會書記。

モロコフ・ウエ・エス

黨中央監査委員、航空少將、航空局長官。

モロトフ・ウエ・エム

一八九〇年生。一九二一年以來の黨中央委員、一九二四年以來の黨政治局

聯邦内務人民委員代理。黨中央委員候補。

マヌイリスキー・デ・ゼ

一八八三年生。一九二三年以來の黨中央委員。ユダヤ人。コミンテルン執行委員會幹部會員書記局員。ソ聯邦最高會議員、聯邦會議外務委員會員。

マルイシエフ・ウエ・ア

黨中央委員。ソ聯邦最高會議員。聯邦人民委員會議々長代理。聯邦中機械製作人民委員。機械製作會議々長。

マレンコフ・ゲ・エム

黨中央委員、政治局員候補、組織局、書記局員、ソ聯邦最高會議幹部會員、ロシヤ共和國最高會議員。國家防衛委員會會議員。

〔ミ〕

ミコヤン・ア・イ

一八九五年生。一九二三年以來の黨中央委員。一九三四年以來の政治局員。聯邦人民委員會議長代理、聯邦外國貿易人民委員部長、ロシヤ共和國最高會議員。

議員、國家防衛委員會會議員。

ミーチン・エム・ベ

マルクス・エンゲルス・レーニン研究所長。黨中央委員書記

ミネヴィツチ

一八八三年生。科學者、專攻は冶金工學、モスクワ鋼鐵研究所分科長教授で、ソ聯製鐵業の發達に貢獻する處甚大で、「ソ聯邦名譽科學者」と理學博士號を持つてゐる。

ミハイロフ・エヌ・ア

黨中央委員、組織局員、全聯邦コムソ

ミロシニチエンコ・ア・ヴェ

ウズリー州ソヴェート執行委員會會議長。

〔メ〕

メフリス・エリ・ゼ

一八八九年生。黨中央委員、組織局員、赤軍政治一等大將。ソ聯邦最高會議員、聯邦會議外務委員會員、ロシヤ共和國最高會議員、聯邦國家統制人民

〔ユ〕

ユスポフ・ウ

黨中央委員、ウズベキスタン黨中央委員會第一書記。ソ聯邦最高會議幹部會員、聯邦會議立法委員會員。

ユマシエフ・イ・エス

黨中央監査委員、太平洋艦隊司令長官、海軍中將。

ユレネフ

一八八九年生。ユダヤ人。新聞記者出身。一九三三年以來駐日大使。三七年駐獨大使に轉任。其後行方不明。

〔ヨ〕

ヨツフエ・ア・ア

一八八三年生。醫師出身、一九二二年には長春會議ソ聯側全權、引續き北京駐在極東全權たり。更に日本へ渡航し、日ソ復交豫備交渉を遂げた。トロツキー派の失脚せる一九二七年十一月極度の神經衰弱で自殺を遂げた。

ヨツフエ



一八八〇年生。理學者、聯邦學士院會員、磁氣及電氣に關する科學的新説を發表す。多くの著書あり。

〔ラ〕

ラウレンチエフ・ペ・ウエ

黨中央監査委員。

ラザレフ

一八七八年生。科學アカデミー會員。物理學者、有名なレベヂエフ教授の直弟子、初め醫學を修め、後物理學、生物學者となる。聯邦科學アカデミー會員、物理學、生物物理學研究所、レントゲン研究所を指導してゐる。

ラデツク

一八八五年生。評論家。一九三六年以來のジノヴィエフ事件の連累として禁錮十年の刑に處せらる。

ラピンスキー

一九七七年生。經濟學者、世界政治經濟評論家、ソ領東亞問題、特に支那問題の權威であつたが、逮捕さる。

リニコフ・ア・イ

一八八一年生。レーニンの死後人民委員會議長となり、一九三〇年末に及んだ。黨内右傾派の指導者となり、一九三八年三月十五日銃殺さる。

ルイーキン・エス・ゲ

黨中央監査委員、聯邦輕工業人民委員

ルスタク・ヤ・エ

一八八七年生。聯邦交通人民委員、聯邦人民委員會議長代理、黨政治局員

ワニコフ・ベ・エリ

黨中央委員、聯邦銃砲製造人民委員の職を四一年六月免ぜらる。

ワフルシヨフ・ウエ・ウエ

黨中央委員、聯邦石炭工業人民委員、ロシヤ共和國最高會議員

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

及同候補の要職にありしが、失脚す。

〔レ〕

レオノフ・ア・ペ

黨統制委員、黨統制委員會參與會書記長。

レヴァネフスキー

一九〇二年生。ソ聯のリンデーの名ある飛行家、三四年チエリユスキン號遭難船員の救出飛行に成功、三六年九月ロスアンゼルス・モスクワ間一萬八千料の大飛行を完成。「ソ聯英雄」稱號を有す。三七年米ソ連絡飛行中行方不明となる。

ロクチホノフ・ア・デ

黨中央委員候補、大將、聯邦國防人民委員代理。

ロゴフ・イ・ウエ

黨中央委員、聯邦海軍人民委員代理。

ロゾフスキー・エス・ア

一八七八年生。黨中央委員、ユダヤ人

ワニコフ・ベ・エリ

黨中央委員、聯邦銃砲製造人民委員の職を四一年六月免ぜらる。

ワフルシヨフ・ウエ・ウエ

黨中央委員、聯邦石炭工業人民委員、ロシヤ共和國最高會議員

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

及同候補の要職にありしが、失脚す。

〔レ〕

レオノフ・ア・ペ

黨統制委員、黨統制委員會參與會書記長。

レヴァネフスキー

一九〇二年生。ソ聯のリンデーの名ある飛行家、三四年チエリユスキン號遭難船員の救出飛行に成功、三六年九月ロスアンゼルス・モスクワ間一萬八千料の大飛行を完成。「ソ聯英雄」稱號を有す。三七年米ソ連絡飛行中行方不明となる。

ロクチホノフ・ア・デ

黨中央委員候補、大將、聯邦國防人民委員代理。

ロゴフ・イ・ウエ

黨中央委員、聯邦海軍人民委員代理。

ロゾフスキー・エス・ア

一八七八年生。黨中央委員、ユダヤ人

ワニコフ・ベ・エリ

黨中央委員、聯邦銃砲製造人民委員の職を四一年六月免ぜらる。

ワフルシヨフ・ウエ・ウエ

黨中央委員、聯邦石炭工業人民委員、ロシヤ共和國最高會議員

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。

ワゴフア・ウエ

黨中央監査委員、キルギスタン黨中央委員會第一書記。



日ソ外交

概観

日ソ外交を説くに先づ露西亞の東漸を知る必要がある。西曆一五七九年エルマツクのゴザツクによるタール征伐の結果タールの根據地イルヂス河のシベルを占領し之によつて西伯利亞の語源が生じたと云はれる。越えて一五八四年我が天文十年には此のゴザツクに次で進出したのが獵夫で其の次が流刑人であつた。一六〇七年我が國では慶長七年將軍秀忠の時代には露西亞人は既にエニセイ河に到着してゐたのである。一六三二年にはヤクーツに進出したが此の時即ち三代將軍家光の時代には我が松前藩が寛永十二年(一六三五年)に樺太の探訪を行つてゐたのである。元々我が國に於ては第三十七代齊明天皇四年(西歴六五八年)に

阿部引田比羅夫が肅慎を征伐し樺太より黒龍江を廻り今の沿海州地方に及んだと云ふ記録があるが、其の後國內體制の整備或は西方諸國との國交等によつてこの北方への進出は閉却されたのである。一六四四年(正保四年)にはセミヨン・デジニエフによつてアナデル河まで進路が開け一六九七年にはアトラフは遂にカムチャツカに到達してゐる。寛永二十年にはオランダスの樺太探險、次いでセルデンスクの東樺太探險と次第に日本に接近して來たが、一九二八年ピョートル大帝の命を享けたウイテス・ベーリングによつて海峡が発見されたのである。然し一説には其より八十年前既にゴザツクのセミヨン・デジネフによつて発見されたのであるが、ベーリングは大帝の勅命による探訪でありデジネフはヤクーツ總督管

下の徴稅吏であり且其の報告書はベーリングの報告に遅れること八年後に発見されたと云はれる。一七九一年には露西亞地理學者キリール・ラツクスマンの探險、スペインメルグ少佐の極東探險となつたが同少佐は元文四年(一七三九年)千島探險の後、日本近海にまで南下し奥州仙臺、或は房州沖にまで渡來したと云はれる。其の間露西亞は天明年間より寛政に至る迄に遂に樺太地方を侵犯し且此の地方に漂着した日本商船々頭等を露都に連行したり等したのである、其の主なる者は大阪傳兵衛、伊勢津太夫、太黒屋幸太夫等で露西亞政府は之等漂着民によつて日本の事情を知ると共に時の徳川幕府に通商交渉を要請して來たのである。日ソ國交交渉は實に此の時に始まつたと云へる。

第三部 日滿ソ支關係



して日露通商の開始を迫つたのである。時の宰相松平定信が大いに國防の重大を説いたのも此の時である。天明六年には最上徳内の千島探險、寛政十年には近藤重藏、間宮林藏の探險と相次いで北方への關心が向けられ同十一年には幕府は北方經營に乗り出すこととなり、享和二年には奉行を蝦夷地に設置したのである。文化元年には使節レザノフが長崎に來着漂流民津太夫を伴ひ通商開始を強硬に迫つたが入れられず翌年レザノフは遂に樺太、擇捉を侵犯したのである。同五年には間宮林藏、松田傳十郎の北樺太探險あり、同八年には高田屋嘉兵衛がゴロウニと争つたことは餘りにも有名である。一八五七年（安政四年）長髮賊の亂を好機にムラビヨフは清國と愛暉條約を結び次いで英佛の調停によりウスリー沿岸各州を領有し、一六八九年のネルチンスク條約により範圍を擴大したのである。

七月十一日日露國交の第一歩たる日露和親條約が締結せられ且千島群島の得撫、擇捉兩島を以て兩國境界と定められたのである。翌六年には東部シベリヤ總督ムラヴィヨフは艦隊を率いて長崎に來航次いで品川に到り竹内下野守と會談して樺太の露領を主張し宗谷海峡を以て境界とせんと提議したが、幕府は北緯五十度を主張して談判は決裂したのである。文久元年和親條約實施期に當り時の内外情勢により之が延期交渉として外國奉行松平石見守を露都に派遣し國境協定につき商議し、翌二年石見守はペテルブルグに於て北緯五十度國境協定をなし兩國委員は樺太踏査をなすべきことを約したが幕末多事の裡に遂に實行し得なかつたのである。慶應二年函館奉行小出大和守を露都に派遣し交渉する處あつたが維新前後の騷亂は交渉に見るべきものを與へなかつた。明治三年樺太開拓使が設定せられ同五年千島買収交渉があつたが征韓論のため消滅し同八年九月（一八七五年）初代公使榎本・ゴンチャロフ會談により千島

樺太交換條約となつたのである。越えて二十年（一八八七年）にはシベリヤ鐵道建設となり同三十一年（一八九八年）には露國は遂に南下して旅順大連を租借したが、然し明治三十七八年戰役は露西亞の東漸南進を阻止することが出来且つポーツマス條約によつて我が國では南樺太及漁業權並に鑛業權、南滿鐵道等を取ることが出来たのである。第一次歐洲大戰によつて露西亞は一九一七年革命勃發し露國は暗黒時代を現出するに至り一九一八年には日米英のシベリヤ出兵となつたが、一九一九年の尼港事件は眞に遺憾の不祥事であつた。一九二一年十一月極東共和國外務次長コゼウニコフはモスクワ中央政府のユーリンと共に對日國交調整のため大連に會談を提議したが不調に終り、次いで翌大正十一年（一九二二年）我が外務省松平恒雄歐米局長とヨツフェ極東全權と長春に會談したが之も亦不調に了つた。然し翌大正十二年（一九一三年）六月川上全權公使とヨツフェ全權とは東京に會談を再開して日ソ國交復



交につき豫備交渉を行つたが、翌大正十三年五月（一九二四年）には北京に於て當時の芳澤吉駐支大使とカラハン駐支露大使との間に會談が進められ、翌十四年（一九二四年）一月漸く日ソ國交回復の北京條約が成立したのである。其の後日ソ兩國は文化交流等に友好的關係を續けたが、日本に於ける共産黨事件、無産運動等相次ぐ思想的不祥事件の頻發により日ソ文化の交流は自然停滯するの止むなきに至つたのである。

昭和六年（一九三一年）の滿洲事變、上海事件の勃發次いで同十二年（一九三七年）の北支事變は支那事變と進展し、ソ聯の對蔣援助或は滿ソ國境越境事件對ソ利權の壓迫張鼓峯事件等相次ぐ不法行為をなすに至り遂に同十四年（一九三九年）ノモンハン事件を敢へて犯すに至つたのである。

然しながら我が國の平和的努力交渉は日ソ關係の好轉を招來し、同年九月東郷・モロトフ會談によるノモンハン停戰協定となり、次いで十一月滿ソ國境確定

委員會の開催となつたのである。之を契機として東郷モロトフの日ソ通商取極交渉が促進され、同十五年一月（一九四〇年）には日ソ通商本交渉第一回會談が東郷大使、松島公使等によつてミコヤン外國貿易人民委員、カガノウイツチ（ユ）同次長等との間に行はれたのである。同年八月の東郷大使歸國の際には我が大使館に於いて行はれた午餐會に、モロトフ外務、ミヤコン外國貿易の兩人民委員をはじめソ聯要人多數が出席し日ソ國交好轉の前兆を示すに至つたのである。

### 昭和十六年度日ソ外交

東郷大使の後任として赴任した建川大使は日ソ國交關係の友好的打開に努力し、一月には第六次日ソ漁業暫定協定の成立したのをはじめとし本交渉に關する混合委員會の設定、或は松尾造船所問題、インデギルカ號問題等次々に日ソ間諸懸案が解決され、之に加へて松岡外相の訪歐は日ソ間に多大の貢獻を齎らし遂

に日ソ中立條約の成立となり、日ソ通商協定の成立となつたのである。而して第二次歐洲大戰によつてソ聯の與へられた地位は重要な物資中繼の役目をなし歐亞を結ぶ唯一の交通路たるシベリヤ經由の貨客の復轉は尨大なる數字を示すに至り、駐日大使館員の増員、駐日インツィリストの擴充等を行つたが、我が方も亦日本海航路の擴充整備等に乗り出すことになつたのである。然るに六月二十二日勃發した、獨ソ開戦は躍進的ソ聯外交に一頓坐を來たしたことは勿論ソ聯崩壞の危機となるに至つたのである。而して獨ソ戰を契機として米英ソ連衡となつたがソ聯當局はロゾフスキー情報局長を通じて日ソ關係の不變を事毎に釋明し、且十一月以來續行せられつゝあつた日米交渉に對し重大なる關心を持つてゐたのである。倣岸米英を膺懲すべき大東亞戰爭は遂に十二月八日切つて落されたが、ソ聯は米英聯合の情勢下にあるため多大の關心を持たざるを得なくなつたが、日ソ中立條約の嚴守はソ聯當局をして東亞

に於ける安定を認識せしめ、且赫々たる日本軍の戰果に對日協調の歩度を高めつつある状態となつて來たのである。

### 第七回ソ聯最高會議 モロトフの對日演説

昭和十五年八月一日第七回ソ聯邦最高會議はクレムリン宮殿に於て開催されアンドレーフ議長司會の下に開會宣言に引續き議長より六議題を提出、滿場一致之を可決採擇の上同日午後七時より聯邦、民族兩會議の合同會議を開催し之を審議した。モロトフ外務人民委員は此の一日夜の最高會議席上ソ聯政府の外交方針に關し演説を行つたが、先づ中立政策堅持を説き次いで獨ソ關係、伊ソ關係、英ソ關係、ベツサラヴィア併合、バルト三國關係、ソ聯の人口的躍進、對芬蘭關係、對バルカン關係、對米關係、ソ支關係等長文に互つてなした。

右演説中日ソ關係に於て日本との國交調整を希望する意味の發言を行ひ近衛新内閣が其の對ソ外交方針を闡明すること

につき意見を表明した。其の演説要旨は左の通りである。

日ソ關係については最近稍々平常性を取り戻し始めたこと云ひ得るであらう、殊に去る六月九日昨年来係争を惹起したハルハ河一帯の國境確定に關し協定が成立したことは其の實例である。この問題の解決が延引してゐたため、日ソ滿蒙等諸國に好ましからざる影響を生じ、國交調整を阻害してゐた事實に鑑み特筆するべきである、數日の中に國境確定に關する日滿ソ蒙混合委員會が開催されるであらう。

大體から見ると日本側に最近日ソ關係を改善しようとする兆候があると云つても差支へあるまい。日ソ兩國が相互の利益を承認し且つ既に必要のなくなつた或る種の妨害物を除去する必要を理解することになれば兩國々々の改善は可能となるであらう。而して日本の新政府が企てゝゐる所謂「新政治體制」の建設に就いては尙判然しない部分があると云つても差支へなからう。日本

の政界の指導者達が日本諸新聞が騒いでゐる様に歐洲戰爭の齎した機會を利用し南方に發展することに少からず魅惑を感じてゐることは明瞭だが、何れにしても之等指導者達の眞の政治的意圖に就いては猶釋然たらざるものがある。之が亦日ソ國交調整問題の將來に對し關聯を有するものである。

### 我大使館招宴にソ聯最高官多數出席

昭和十五年八月、日ソ外交上に盡力した東郷大使は歸國することとなり其の歸國挨拶を兼ねて同月十日帝國大使館に午餐會を開催しソ聯要人を招待したがモロトフ外務人民委員をはじめミコヤン外國貿易人民委員、ヴィシンスキイ、ロゾフスキー兩外務人民委員次長、ソボレフ總務局長等ソ聯首腦者多數出席し、ソ聯としては稀に見る親日振りを示して東郷大使を中心に和やかに宴を終了したことは、日ソ外交上の一轉期として注目された。東郷大使に代つて駐ソ大使となつた建



川美次中將は十月二十三日赴任したが、越えて十一月十日の我が國紀元二千六百年祝典の祝賀晩餐會開催に當つては、チモンエンコ國防人民委員、ブデヨンスイ國防人民委員次長、メレツコフ參謀總長、クヅネツオフ海軍人民委員、ヴィンンスキイ外務人民委員部次長等多數のソ聯高官要人が出席し日ソ國交の好轉を示すに至つたのである。

### 第六次漁業暫定協定成立

昭和十六年一月二十一日午前一時(日本時間午前七時)モスクワに於て我が建川駐ソ大使とモロトフ外務人民委員との間に署名を了した日ソ漁業第六次暫定協定に關して、同日午後六時情報局は左の如く發表した。

△情報局發表(二十一日午後六時)

二十日夜半モスクワに於て建川大使とモロトフ外務人民委員との間に漁業暫定取極の署名を了したが、其の要旨は左の通りである。  
一、現行漁業條約を其の儘今年末迄延

長する。

二、暫定取極は本年中に締結せらるべき新漁業條約に依つて置換へられる、尙右暫定取極は客年未交渉の際にはソ聯邦側から借區料等の支拂方法につき漁業者の負擔を極度に加重する如き提案があつた爲め成立に至らなかつたが、今回はソ聯邦側に於て右提案を一應撤回することに同意し、本年度は漁區の借區料及び抵代税の二割に相當する追加支拂を爲す事を以て妥結したものである。

右の如く第六次日ソ漁業暫定取極めは、昭和十四年末東郷リトヴィノフ間に締結された現行條約を其のまゝ延長したものであるが、今回の協定には從來の借區料及抵代税の支拂方法に關して前年度協定の二割だけを增加支拂することとして妥結をみた旨が發表されてゐる、而して此の暫定取極めは昭和十六年中に締結されるべき長期本條約に換へられることが規定されて居り、此の本條約締結の協議に關する日ソ兩國混合委員會の設置につ

ても發表された。

### 漁業暫定協定交渉經過

第六次日ソ漁業暫定協定については、昭和十五年十二月十三日より交渉開始以來實に會談を重ねること七回に及び、十二月末日に至るも成立の見込みが立たぬために、一旦交渉を打ち切り、其の儘昭和十六年を迎へたのであつた。斯くて一月十七日に至りモロトフ外務人民委員より會見を申込み來り交渉は再び開始されたが、一月二十日に至つて會談は好轉し、同日午後十時半建川大使はクレムリンに赴きモロトフ外務人民委員と深夜に及ぶ最終討論を行つた結果、翌二十一日午前一時に至り双方の意見一致し茲に第六次日ソ漁業暫定協定の調印を完了したものである。

### 第六次漁業暫定協定内容

一月二十九日、日ソ漁業暫定協定の效力延長に關する議定書は、臨時樞府本會議で可決されたので直ちに建川駐ソ大使

に右議定書承認方をソ聯政府に通告せしめたが、右に關し三十日政府は情報局より議定書全文を發表した。

△情報局發表(一月三十日午後一時)

本年一月二十日モスクワに於て建川大使が政府の承認を條件として署名した日ソ漁業條約の效力延長に關する議定書に對しては、政府は早速之が承認方に關する國內手續を進めてゐた處、廿九日右手續きを完了したので即日建川大使をして帝國政府の右議定書承認をソ聯邦政府に通告せしめた。仍て本件議定書は茲に完全なる效力を發生することとなつた。右議定書の内容は左の通りである。

### 議定書

千九百二十八年一月二十三日署名せられ、千九百三十六年五月二十五日、同年十二月二十八日、千九百三十七年十二月二十九日、千九百三十九年四月二日及び同年十二月三十一日夫々署名せられたる議定書に依り、効力延長せられたる日本國「ソウイェート」社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間

は千九百四十年十二月三十一日満了したるに因り又千九百四十年十二月三十一日前に新條約締結せられざりしに因り、大日本帝國及「ソウイェート」社會主義共和國聯邦の政府は左の通り協定せり。

#### 第一條

千九百二十八年一月二十三日署名せられる日本國、「ソウイェート」社會主義共和國聯邦間漁業條約及一切の附屬文書は千九百四十一年十二月三十一日に至る迄効力を存續す

#### 第二條

本議定書は日本國及び「ソウイェート」社會主義共和國聯邦の政府間に目下交渉中にして千九百四十一年中に締結せらるべき新條約に依り代らるべきものとす

### 漁業本條約交渉日ソ混合委員會顏振れ

前述の漁業暫定協定に引續き本條約締結の協議に關する日ソ兩國混合委員會の設置については兩國間に合意成立し、日本側に於て左の如く五氏の決定を見た。  
委員長、特派公使西春彦、委員、大使館

參事官宮川船夫、同一等書記官齋藤輝

宇良、同一等通譯官廣岡任、同間宮秀文

ソ聯邦側委員は同月二十五日左の如く

宮川參事官宛ツアラブギン外務人民委員部第二極東部長より通告して來た。

委員長、外務人民委員部次長ロゾフスキー(エス・ア)、委員長代理外務人民委員部第二極東部長ツアラブギン(エス・カー)、委員、外務人民委員部法律部長パウロフ(アー・ベ)、同外國貿易人民委員部東方部長クムイキン(ペー・エヌ)、同財務人民委員部貨幣部長ゾロビン(イー・テー)、主任書記外務人民委員部極東部長代理パウリイチエフ(ゲー・イー)

右日ソ漁業條約實施事務に關し專任の農林省關係者配屬も決定し、一月二十日の農林部内臨時職員設置制改正に伴ひ、農林省水産局に專任事務官一名、同技師二名、同屬同、技手五名、並に同條約改正準備の事務に従事する專任技師二名、同屬、同技手二名を配屬することとなつた。

而して前記日ソ混合委員會による會談



は二月十二日ソ聯外務人民委員部に於て第一回會談に關する豫備交渉が行はれた。

### 松岡外相外交方針演説

第七十六議會休會明け第一日の貴族院本會議に於て近衛首相の一般施政方針演説に次ぎ松岡外相は外交方針に關する演説を行つたが、近年稀にみる緊張した大演説で大東亞共榮園の建設と、東洋平和確保のために帝國不斷の努力を費してゐる旨を述べたが、就中日ソ兩國の國交調整の必要を強調したのである。日ソ關係に就いての演説要旨は左の通りである。

大東亞共榮園を建設し、東洋平和を確保するためには、此際日ソ兩國の國交を現在の儘に推移することは望ましくないので何とかして相互の誤解を除き、出来るならば進んで全面的に且根本的に國交の調整を計りたいと云ふ考へを以て折角努力中である。滿蒙國境問題、漁業問題、北樺太利權問題等について鋭意交渉を續けて居り、就中

漁業問題に關しては漁業本條約改訂のための日ソ混合委員會設置並に取敢へず本年度漁業に關する暫定取極めにつき既に合意を見た様な次第である。三國條約第五條の規定もこの趣旨を以て本條約がソ聯邦に對するものでないことを明かにしたものであるが獨伊兩國も亦同感であるのである。ソ聯邦が速に我方の眞意を諒解するに至り、兩國が互讓妥協の精神を以て國交調整に成功せしむることを希望してゐる。

### 松尾造船所對ソ紛争解決

長崎の松尾造船所と駐日ソ聯通商代表部との間に四ヶ年に亙る同造船所が對ソ受註船建造契約履行に關する紛争問題は日ソ間の一懸案とまでなつてゐたが、日ソ兩國政府の斡旋により昭和十六年一月二十二日に至つて、兩當事者間に和解が成立したので同二十四日外務省より右に關する發表があつた。

△松尾造船所訴訟事件解決に關する件  
(昭和十六年一月二十四日外務省發表)

が請負ひ五月上旬頃被雷、潜水夫三十餘名がハマキンベツの現場に到着、直ちに船體の浮揚作業を開始し六月に入るや本格的作業に入り海國日本の技術を遺憾なく發揮した。

### 豫算總會に於る松岡外相の日ソ關係の答辨

二月十四日の第七十六帝國議會の衆議院豫算總會に於ける議員の日ソ關係に關する質問に對し、松岡外相は日ソ國交調整は順調に進展してゐる旨を言明した。其の要旨は次の通りである。

日ソ國交調整には重大なる關心を以つて出來得る限りのことをしてゐると同時に非常に困難なことであることを認めてゐる。其れに相手が仲々氣の長い連中で、北樺太に於ける我が利權に關する問題又は滿ソ國境劃定の問題等が半年やそこらで行くものでないと云ふことは事實である。其れが突如として漁業暫定取極めに應じて來た、そうして兎も角成立したと同時にそれだけで

なく先日もこゝで述べて置いた通りあの時は未だ重要な條約としか云へなかつたが、實は通商條約の問題である。之は北京基本條約締結によつて明かに規定されてゐるに拘らず、幾らやつても行詰りのため條約成立の見込みがなかつたのである。それから今一つはよし漁業暫定取極めが出來ても一昨年の暫定取極めの時に約束をした漁業に關する本條約を新に締結することなんかも殆んど絶望視せられたのであるが、之も亦通商條約と同様に之から交渉して果してどうなるか判らぬが、兎も角混合委員會を作つて協議せしめやうと云ふ我が提案に仲々應じそうもなかつたが、恰も時を同うしてまた之に應じた。應じたのみならず人の任命を向ふから督促して來たやうなわけで立ちどころに双方の委員は任命されて今現に委員會で議してゐるやうなわけである。其れから通商條約もどうなるか今日豫斷は出來ないが、今までになく之を成立させやうといふ態度でソ聯邦側

昭和十一年九月松尾造船所は在京ソ聯通商代表部との間に貨物船三隻の建造契約を締結したが、右契約履行の問題に關して紛争を生じ四ヶ年に亙り解決を見ず訴訟問題とまでなり日ソ間の一懸案であつた處、今回日ソ兩國政府が斡旋の結果、双方の讓歩によつて一昨二十二日兩當事者間に和解の成立を見た。

### インヂギルカ號處分契約

昭和十五年十二月十二日に宗谷海峡附近で暗礁に衝突し遭難したカムチャツカより歸航中のソ聯邦汽船インヂギルカ號(四千噸)は、船體の復舊見込みなく徒らに北海の風雨に曝され其の處分について種々日ソ間に交渉中の處、我が外務省の斡旋で在京ソ聯通商代表部と三菱商事會社との間で賣買方を交渉中であつたが、昭和十六年二月に入り右の契約が成立し三菱商事では船體の處分に着手することになつた。

右船體の引揚げは大坂河北海事會社

も應じてゐる、あの氣の長い相手にしては相當順調に交渉が進行してゐるのである。滿ソ國境の問題とか北樺太利權問題等は又我が政府で重きを置いてゐる。唯今も交渉の歩を進める決心でゐる。交渉は未だ進めてゐないが時期を見計らつてやる積りである。私の考へ方はどうしても先方とこちらが本當に兩國が國交調整をしやうと云ふ誠意が先づ確立されなければならぬ。其の誠意に疑ひないと云ふ感激が出來ぬと個々の問題に入るとも中々抄らない、然し建川大使が行つて其れをやつて居り同大使も努力して段々とモロトフ氏の人爲りも判り、モロトフ氏も亦建川大使の人格を段々と諒解して來たらしい、其處に持つて來て一番にソ聯が疑つてゐたことは、日本はあんなことを言ふがどうも國交調整を本氣でやる氣ではない、本當に欲して居らぬ、然し最近になつてソ聯大使と私が對談して見たが、其れが近頃になると本當に日本政府は國交調整を欲してゐるのだと



言ふことが稍々分つたらしい。私が先日言明したやうに、モロトフ氏即ちソ聯政府が日本も國交を調整したいと言ふても向ふには向ふの注文があるが、日本は或る所まで互讓精神で入つて来るならば國交調整をやりたい、こう云ふことはすつと以前からモロトフ氏が持つてゐたあの氣持で、今尙變つて居らぬやうに感ずる。

斯くの如く双方が本當に國交調整したいといふことが段々分つて來たので三國同盟の關係から獨逸の方も關係して來た、又獨逸戰爭の影響も相當大きいだらうと思ふが、又米國の施策も相當影響するところがあらう。更に我が對支の動きも餘程關係してゐるから非常に複雑してゐる簡單に斷案は下せぬが氣心が今申したやうに徐々に分つて來る處まで來た。そう悲觀すべきものではなからうが相手がロシア人であるだけに焦るといふことは禁物である。(一)三國條約第五條については條約だけ見れば心配の餘地もないではない

政府に於ても深甚な考慮をこの問題について拂ひつゝあると云ふことを申し上げたい。

其れからモロトフ氏の言明であるが、氏は日ソ問題の國交の障礙となるやうな條約等は取除いたらあとは何でもなく國交調整が出来るのぢやないかと斯ふ云ふ言明である。然しもう其の中の意義を失つて來てゐる。國交に障礙となつてゐる條約へは必ずしも防共協定を指すのではなく、この點についてはモロトフ氏は從來演説で公に言明した通りの方針又は精神で談合してゐる。其れは件の條約であつて、其の會談の中で防共協定については一度もしなかつた。唯ロシアに多少苦情があると云ふことは聞くことはある、これを廢止した方が都合がいゝだらうが、此の點については餘り今日迄は言つて居らぬことは事實である。云々

### 日ソ通商交渉愈々開始

日ソ兩國の通商關係は昭和十二年以來

が、元來この條約締結當時は日ソ間の國交調整を實現せんとの目的に重點を置いたのである。外務は條約のみによつて行はれるものではない、刻々の情勢の變化に對應して行かねばならぬのであるから、將來萬一日ソ間の關係が最悪の場面に立ち至る恐れあれば必ず之に先んじて第五條補正の途は講ずる決心である。日ソ不可侵條約其他具體的事項については此處で言明出來ない。

(一)日ソ國交調整の上から云つたら防共協定などは廢した方が都合がいゝことは問題はない、然し又之に付いては非常に重大な考慮を私も要すると思つてゐる、唯是だけは明らかにして置き度いが、大體近衛内閣成立以來の政府の態度は防共とは共產黨、共產主義を排除すると云ふ意味であつて、必ずしも直ちにソ聯政府又はソ聯邦國を排斥すると云ふ意味でない。ソ聯邦も從來から共產黨とソ聯政府は別物であると云つて兎も角すつと主張して來てゐる。

停頓してゐたが、昭和十四年秋、新任瑞典公使として赴任の途次にあつた松島鹿夫氏が、モスクワに於てミコヤン外國貿易人民委員との間に、日ソ通商交渉に關する話合ひが始められた。然るに翌年の昭和十五年三月に至るも遂に意見の一致を見ずして、再び會談停滯の状態となつたのである。茲に於て右通商關係調整のため我が建川駐ソ大使とモロトフ外務人民委員との間に下交渉を開始した處、漸く意見の一致を見るに至り、昭和十六年二月十六日より我が建川大使とカガノウイツチ外務貿易人民委員代理との間に正式交渉が、モスクワに於て開始されたのである。

#### △内閣情報局發表

(昭和十六年二月二十日午後零時半)

日ソ通商交渉開始に關して、さきに駐ソ帝國大使建川美次中將とソ聯外務人民委員モロトフ氏との間に意見の一致を見たが、同交渉は本月十七日モスクワに於て開始された。日本側から建川大使を始め宮川參事官、大江書記官、

る。

其の主張に合はず譯でもないが、我々の方は東亞日本も含めて全體に互つて共產黨の活動、共產主義の宣傳は嚴乎として從來と毫も異なる所なく排斥排除の決心を持つてゐる。此の決心を以て其の後も獨伊その他と防共協定を締結してゐる。かういふ建前である。次に獨逸も他面ソ聯と不可侵條約は締結したが、日本との防共協定は廢止して居らぬ。そうして其の後之を廢止しやうかどうかと云ふやらな話もまだ今日までは出たことがないのみならず却つて日本としては十一月三十日に極く最近に中華民國とも防共を一つの大きな問題として明確な取極めをしてゐるのである。

此の取極めも今申したやうな解釋で必ずしも之が日ソの國交調整に關係はないと云ふ建前をとつてゐる。唯私は卒直に云ふがソ聯の方に機嫌が悪いだらうと思ふし苦情もあるだらうと思ふ、然し之は非常に重大な問題であるから

#### △内閣情報局發表

(同年二月二十日午後五時)

本二十日情報局より發表せられたるモスコウに於ける日ソ通商交渉にはミコヤン外國貿易人民委員がソ聯側首席代表として之に出席せるにつき追加發表す。以上の如くソ聯邦側委員は、ミコヤン外國貿易人民委員を首席代表とし、カガノウイツチ同代理、クヌイキン同情報部長が爾今この衝に當ることになつたのである。

### 松岡外相の訪歐出發

松岡洋右外務大臣は月獨伊三國同盟の結成以來盟邦の獨伊を中心とする歐洲諸國の眞相を究めんと目的の下に訪歐の意圖を有して居たが、偶々泰佛印紛争の東京調停會議に帝國調停委員として活躍し、昭和十六年三月十一日完全妥結を見



るに至り、泰佛印紛争調停東京會議は同日調印署名を終了したので、松岡外相は直ちに訪歐の御裁可を経て、習十二日午後十時三十分東京驛發途中伊勢参拜の上、一路訪歐の壯途に上つたのである。右に關して外務省では左の如く發表した。

△外務省發表(昭和十六年三月十一日)

松岡外務大臣は三國條約成立に關し、獨伊兩國の首腦者等と親しく慶祝の意を交換し且會談を遂ぐる爲め近く兩國を訪問する豫定である。右外相の旅行に就いては三國條約締結の際、三國政府間に話合が行はれたのであるが、公務多忙の爲是迄實現されなかつたものである。尙外相は序を以て歐洲情勢の現地視察を爲す筈である。

外務大臣渡歐隨行者氏名

- 外務省歐亞局長 坂本 瑞 男
- 外務大臣秘書官 加瀬 俊 一
- 外務事務官 法眼 晋 作
- 外務省調査官 長谷川 進 一
- 外交官補 野口 芳 雄

- 外務屬 草野 城 吉
- 同 船越 光五郎
- 外務省囑託 中西 敏 憲
- 同 西園 寺 公 一
- 同私設顧問 窪 井 義 道
- 陸海軍側 陸軍大佐 永井 八津次
- 海軍中佐 藤 井 茂

◆◆◆

松岡外相の訪歐發表がモスクワに傳はるやモスクワ外交界に於ては多大なるセンセーションを捲き起し、この旅行使命につき稱々の觀測が行はれてゐるが、歐洲各國のラヂオ放送も松岡外相渡歐ニュースを傳へ之がモスクワにも送られて、其の成果が期待されてゐたのである。

翌二月十二日には駐ソ帝國大使建川美次中將は大使館邸に盛大な夜會を催したが、モロトフ首相兼外相をはじめ、ヴァシンスキイ及びロゾフスキイ兩外務次官の外多數のソ聯政府高官連も出席した。斯くの如く在ソ帝國大使館をモロトフ首相が再度訪問したことに關して、當地政

界に於ては日ソ關係の益々好轉しつつある證左であつて多大の關心を以て見られるに至つたのである。

◆◆◆

二月十七日滿洲里に到着した松岡外相は、我が關谷滿洲里領事、ベツクマン獨領事、リーシン・ソ聯領事等と會見、先着の法眼事務官等と共にソ聯側提供の特別車に乗車、定刻二時モロトフ鐵道第一號列車によつて、モスクワに向つたが、ソ聯側は松岡外相一行のために接待員と共に特別列車二輛を提供し國賓として好意を示したのであつた。

十八日チタ驛着、十九日イルクーツク着、二十日オムスク、二十一日スウエルドロフスク、二十二日キエロフ、二十三日午後三時三十分モスクワに到着した。

モスクワ驛頭には我が建川大使をはじめロゾフスキイ外務人民委員部次長、バルコフ同儀典局長、ツアラブキン同極東第二局長、シュレーンブルグ獨大使、ロゾーイ大使、クリストフイー洪公使、テイムソ・スロヴァキヤ公使、スマタノフ勃

公使、ガフエニコ羅公使外日獨伊蘇各關係者多數出迎へたのである。

松岡スターリン第一回會談

三月二十三日モスクワに到着した松岡外相は翌二十四日午後四時(モスクワ時間)建川大使並に宮川参事官を帶同してクレムリン宮殿を訪問し、スターリン黨書記長、モロトフ人民委員會議々長兼外務人民委員と會見、挨拶を交はし會談一時間半の後辭去したのである。

而して松岡外相はスターリン書記長との第一回會談を了へるや、同夜午後十一時五分白ロシア驛發列車で一路伯林に向つたのである。

モスクワに於ける松岡外相

獨伊訪問を終へた松岡外務大臣一行は四月七日午前十一時二十分再びモスクワに到着したが、同日午後四時クレムリン宮殿を訪問しモロトフ人民委員會議々長兼外務人民委員と再會第一回會談を行つ

たのである。翌七日は在モスクワ帝國大使館に建川大使主催の下に晚餐會を開催し、松岡外務大臣をはじめモロトフ人民委員會議々長兼外務人民委員其の他ソ聯側要人、及在モスクワ樞軸國大公使等多數出席し盛大に舉行されたのである。九日には松岡外相は再びクレムリンにモロトフ氏を訪問三時間半に亘り第二回會談を行つたが、同夜モロトフ人民委員會議々長主催の晚餐會開催、日本側より松岡外務大臣一行と建川大使以下館員主腦、ソ聯よりはモロトフ議長をはじめヴァシンスキイ外務人民委員部次長、ミコヤン外國貿易人民委員部並に貿易人民委員部要人等多數出席和氣霽々裡に終了した。右晚餐會終了後松岡外相はレニングラードを訪問十日をレ市視察に費し翌十一日モスクワに歸着するや同日午後五時よりモロトフ人民委員會議々長と第三回會談を行ひ二時間十五分に亘り、日ソ懸案の諸問題につき彼我の意見を交換したが同夜はソ聯政府の招待によりモスクワのオペラを觀劇したのである。十二日午後五時松岡

日ソ中立條約成立

△情報局發表(昭和十六年四月十三日)

帝國代表松岡外務大臣及び建川大使並にソヴァエート聯邦代表モロトフ人民委員會議々長兼外務人民委員は四月十三日午後三時(モスクワ時間)モスクワに於て日ソ中立條約に調印せるが其の要旨左記の如し。

日本國及ソヴァエート聯邦間中立條約要旨、大日本帝國及ソヴァエート聯邦は兩國間の平和及友好の關係を鞏固ならしむるの希望に促され中立條約を締結することに決し左の如く協定せり。



第一條 兩締結國は兩國間に平和及友好の關係を維持し且相互に他方締約國の領土の保全及不可侵を尊重すべきことを約す。

第二條 締約國の一方が又は二以上の第三國よりの軍事行動の對象となる場合には他方締約國は該紛争の全期間中、中立を守るべし。

第三條 本條約は兩締約國に於て其の批准を了したる日より實施せらるべし、且五年の期間効力を有すべし、兩締約國の何れの一方も右期間満了の一年前に本條約の廢棄を通告せざるときは本條約は次の五年間自動的に延長せられたるものと認めらるべし。

第四條 本條約は成るべく速に批准せらるべし、批准書の交換は東京に於て成るべく速に行はるべし。

尙右中立條約調印と同時に日ソ兩國政府は左記要旨の聲明を行ひたり。  
大日本帝國及ソヴィエト聯邦政府は兩國間に締約せられたる中立條約の精

の國々に第二の帝國主義戦争が蔓延してゐる、此の際調印された故を以て、此の中立條約の重要性は益々大であると云はねばならぬ。現在の如き時局に於ては、日ソ國交の正常化と改善とは平和の將來に重要な役割を有するものであり、總ての隣邦と平和關係を保たんとするソ聯の政策に完全に合致するものである。中立條約並に宣言は、漁業協定、通商條約等を含む日ソ間の顯著なる懸案が、すべて解決さるべき前途を明かにしたのである。

之等の懸案は其の重要性なるにも拘らず、日ソ間の經濟問題解決に根本的に必要な、政治的一致がなかつたことにより、解決が遅延したことが多かつた。今や日ソ兩國が友好關係の維持に努力する旨を嚴肅に宣言したので、双方の政治關係、經濟關係の發展に妨害してゐた凡ゆる障碍は此處に除去されたのである。

嘗つて日本の政府はソ聯との善隣關係維持に對して悟らなかつたが、近衛公

神に基き兩國間の平和及友好關係を保障するため、大日本帝國は蒙古人民共和國の領土の保全及不可侵を尊重しソヴィエト聯邦は滿洲帝國の領土の保全及不可侵を尊重す。

### 日ソ中立條約とブラウダ紙論調

日ソ中立條約成立の翌十四日は、ブラウダ紙を除く他のソ聯新聞は何れも休刊日であつたが、ブラウダは日ソ中立條約及び不侵略宣言に就いて第一面の殆んど全部を費して社説に於て日ソ關係の歴史的回顧を記述し、次いで同條約により兩國間の諸懸案は總て一切解決するであらうと兩國の善隣關係の維持を期待した。そして第一面及第二面に四段抜きの寫眞を掲載し、一枚は我が松岡外相の條約にサインする光景、他の一枚はモロトフ首兼外相のサインする場面で松岡外相のモスクワ出發並にスクーリン黨書記長、モロトフ首外相、ミコヤン外國貿易相の見送り等まで詳細に報じたのである。次に

ブラウダ紙の社説は左の如く論じてゐる。

日ソ中立條約及び不可侵宣言は兩國政府が日ソ兩國間の平和的、友好的關係を強化する希望に基いたものであるから、日ソ關係の改善に重要地歩を占むるといふ意味を有するものである。中立條約は日ソ間の友好關係維持と領土の保全及び不可侵の相互的尊重の企てを含んでゐる。又條約國の一方が一個或は數個よりなる第三國の武力行動の對象となつた場合、他の締約國は當該紛争の繼續期間中中立を維持すべきことを規定してゐる、更に此の中立條約の精神に合致すべく蒙古人民共和國と滿洲國との領土保全と不可侵を相互に尊重すべきことを企圖せる宣言の重要性は極めて大なるものがある。之は滿洲國と蒙古人民共和國のみならずソ聯と日本との間に於て國境の平和を攪亂し絶えず紛争を起して居た凡ての國境事件を終焉せしむるものである。今や第一次歐洲大戰よりも、より多く

を首班とする松岡外相は、今の日本政府として日ソ間の平和關係及び善隣關係が兩國人民の發展と繁榮にとつて最も重要な必要條件をなすものであることを十分認識したのである。此の條約に調印することによつて、日ソ兩國は明白に其の義務を負ふことになるのであるが、日ソ兩國が發達を遂げる爲には、何を措いても兩國共に善隣、即ち其の歴史的使命を相互に認識し、不協和且つ敵對的行爲を惹起するが如き原因は、凡て之を除去することが絶對的に必要である故に、此の義務の遂行に就いて兩國は悦んで其の責任を果すべく努力することであらう。

### 日ソ中立條約の發効

我々は中立條約と不可侵宣言とを歓迎すると共に其れが日ソ兩國間の平和と友好關係の樹立に役立ち、兩國民の親善關係を増進するものであると云ふ固き信念を茲に表明するものである」云々

△情報局發表（四月二十五日）

日本國及ソヴィエト聯邦間中立條約に對し我方は四月二十五日御批准を了し、ソヴィエト聯邦側に於ても同日批准を了したるを以て同日より効力を發生せり。



チモンエンコ元帥  
日ソ條約成立禮讚

ソ聯邦最大の祭日たるメーデーが例年の通り各地で催されたが、モスクワの赤い廣場でも恒例のデモンストレーションが行はれ、スターリン書記長以下ソ聯邦幹部が悉く出席した。此の席上に於て國防人民委員チモンエンコ元帥は日ソ中立條約の成立を以て日ソ關係改善に重大なる貢獻をなしたのであると演説したが、其の内容は大要左の如くであつた。

ソ聯邦政府は最近日本と中立條約を締結したが右は重大なる政治的重要性を有するもので、右條約は日本との關係改善に重要な一步を進めたものである。然し國際政治分野に於て吾々の贏ち得た成功及び吾々が有する國防能力の強化は決して吾々が赤軍に休息を與へるものではない。

現在の國際狀勢は凡ゆる不意の驚きを吾等は與へる危険を包蔵してゐる。斯る狀勢下に於て赤軍は不斷に火藥を乾

燥せしめ、常に動員準備の態勢にあらねばならぬ。

近衛首相獨伊ソ三國  
大使招待

近衛首相は曩に松岡外相の訪歐に對し獨伊ソ國朝野が示した歡迎に應へると俱に外相並に隨員一同の勞を犒ふ目的のため、五月十七日午後零時半より首相官邸に獨伊ソ三國の駐日大使を主賓に同大使館員全員並に三國同盟參加國たるグレスコ羅公使、バグレスコ公使、ハーバソン洪代理公使等を招待し盛大なる午餐會を開催した。

日本側よりは近衛首相はじめ松岡外相、東條陸相、及川海相、鈴木企畫院總裁、木村陸軍次官、澤本海軍次官、富田書記官長、村波法制局長官、伊藥情報局總裁、坂本歐亞局長、他渡歐隨員全員並に外務省各局長等約八十名に及び、デザートコートに入るやオット獨大使の發聲の下に聖壽萬歳を奉唱し、次いで近衛首相起つて各國元首のために乾杯を行つ

の日本に對する友情及好意に負ふ所でありまして、私は茲に日本國民に代り衷心より三國政府に對し感謝の意を表するものであります。

右の近衛首相の挨拶に次いでオット獨大使の挨拶があり、次のスメターニン・ソ聯大使並にインデリ伊大使の挨拶があつたが、ソ聯大使の挨拶は左の通りである。

△スメターニン駐日ソ聯大使挨拶

本使は閣下の御懇切なる午餐の御招待を感謝し且つ松岡日本外務大臣閣下の弊國への御旅行が無事なりしこと及び其の受けられたる接待に御満足なりしことを欣ぶものであります。大臣閣下の「ソヴェイェイト」聯邦御滞在が成果あり、兩國間中立條約の署名として現はれましたことは本使として甚だ満足とするところであります。

締結せられたる中立條約は平和の具であり且偉大なる兩國民の歡迎するところでありますが、本條約は「ソヴェイェイト」聯邦及日本間の善隣友好關係將

來の發表のため堅い基礎となることでありませう。

此の機會に於て本職は閣下並に閣下の最も近き輔佐役たる松岡外務大臣閣下が「ソヴェイェイト」聯邦及日本間の中立條約締結の如き斯くも意義あり歴史的なる事件に進んで關與せられたることに對し、本國政府及本使自身の感謝の意を表したいと存じます。以上の如くスメターニン駐日ソ聯大使は挨拶した。而して同日の會合は儀禮的なものながら極めて意義深きものであつたのである。

日ソ中立批准書交換

日ソ中立條約はモスクワ成立後、同二十五日より效力を發生したが、同條約第四條に基く批准書交換のため五月二十日午後三時半より外相官邸に於て松岡外相とスメターニン駐日ソ聯大使との間に批准書の交換が行はれた。

批准書交換の後、引續き同四時より官邸庭園に於て松岡外相以下外務省首脳部

た。而して松岡外相の渡歐の際三國の熱意ある歡迎に對し日本國民に代つて心からなる感謝の意を表したが、之に對しオット大使、インデルリ伊大使、スメターニン蘇大使より順次謝辭を述べ最後に松岡外相の發聲で三國同盟及び日ソ國交友好親善のため乾杯し同二時半和氣霽々裡に散會したのである。

△近衛首相挨拶要旨

松岡外務大臣は往復八週間に亘り獨伊及びソ聯邦を訪問し歸朝しましたが、各國に於ける滞在は短時日に限られたりとは云へ此の間に各國指導者と膝へて懇談するの機會を得、且つ各國家の躍進を目の當り觀ると共に國民の熱誠なる歡迎に接し日本との親交増進の目的を充分達し歸朝せられたのでありまして、現職の外務大臣の歐羅巴訪問と云ふ嘗つて例のなき事でもあり我國民に多大の感銘を與へましたことは三大使閣下に於ても既に御承知の事と存じます。此の外務大臣旅行の使命が達成せられたるは申す迄もなく三國政府

及び陸海、農林、商工各省對ソ事務關係者、スメターニン駐日ソ聯大使以下館員、日本側民間ソ聯關係團體代表等二百名參集し中立條約の成立を祝した。

日ソ通商協定成立

昭和十四年十一月二十日の東郷モロトフ會談の結果日ソ通商交渉の曙光を見るに至つたため、翌十五年一月七日東郷大使は瑞典に赴任の途にあつた松島瑞典公使と共に第一次會談をミコヤン貿易人民委員との間に行ひ、次いで一月十二日第二次會談、一月二十日第三次會談と討議を重ねたが遂に完成を見るに至らず爾來日ソ通商交渉は停滯状態にあつた。然るに獨英戰の經過は次第に極東への安定の必要に迫られ、危惧を傳へられてゐた昭和十六年度北洋漁業問題をはじめ二三の日ソ間諸懸案が相次いで解決され、其の後東郷大使に代つた建川大使によつて通商交渉が進められて居たが、モロトフ外務人民委員との間に意見の一致を見るに至り二月十七日建川モロトフ第一回會談



が行はれたのである。

帝國政府に於ても同二十日通商交渉開始の旨を情報局より發表され、帝國議會に於ける松岡外相の演説も亦日ソ通商の必性的を表示したが、ソ聯に於ても第十八回ソ聯邦共産黨會議に於てヴオスネヘンスキー國家計畫委員會議長は、極東に於ける供給ルートの必要を強調したのである。次いで二月十五日には日ソ漁業本條約協議のため混合委員會の設置を見た、越えて四月十三日の世界的且歴史的な日ソ中立條約が我が松岡外務大臣とスターリン黨書記長及モロトフ外務人民委員との間に締結されたことは既に周知の通りである。之に伴ひ日ソ通商交渉も好轉したことは勿論であつて建川大使はミコヤン外國貿易人民委員との間に幾多の細目的折衝を重ねた結果、六月初旬に及んで日ソ通商協定の成案は完成し同月十二日右條約の案文決定を見るに至つたのである。

日ソ通商協定假調印

建川駐ソ大使は赴任以來東郷大使の後を享けて通商協定の交渉を開始し協定案文を中心に相互の意見を開陳し努力し來つた結果、遂に昭和十六年六月十一日通商並に貿易及支拂協定の妥結を見るに至つたのである。  
△日ソ通商交渉妥結に關する共同コミニユニケ(昭和十六年六月十一日)  
日ソ通商交渉並に貿易及び支拂協定締結のため建川駐ソ大使とミコヤン・ソ聯貿易人民委員との間に二月十七日以來會談を重ねつつありたるところ、右交渉は双方の互讓的精神により順調に進み、六月十一日右二つの協定の案文決定のため手續を了せり。  
△ソ聯政府も右に關しタス通信を通じて十一日發表した。

ロゾフスキー日ソ關係 不變強調

ロゾフスキー外務人民委員部次長は七月二日の新聞記者團會見に於て、獨ソ戰に關する我が松岡外相の聲明につき次の

如く語つた。  
自分は松岡外相の聲明全文を未だ受取つて居らない。従つて之を讀んでゐないから其れについては慎重に研究した上でなければ何とも云へないが、然し松岡外相がモスクワを訪問のとき樹立した日ソ關係に就いては何等の變化はないと思ふ、次に獨逸が國民政府を承認したことについてはソ聯は何の關係もないことで獨逸のみに關係があることだ。  
其れより米國の援ソ政策に及び次いで赤軍の敗亡とモスクワの放棄は事實無根だと述べ獨軍の進撃は何等恐るゝに足らず、獨軍のモスクワ入城急進説に對し、英國の歌にもある通り「チツペラリーへの道は遠い、だがモスクワへの送は尙遠い」のであると聲明したが、日ソ中立條約については不變なることを強調した。

建川大使ソ伊外交官 交換盡力

獨ソ戰の勃發と同時に獨と軍事同盟に

ある伊太利も直ちに對ソ宣戰を布告したが、之によつてソ・伊國交關係が斷絶したことは勿論である。建川大使は六月二十九日午後大務人民委員部にヴィンスキイ外務人民委員部次長を訪問し、帝國駐ソ大使館がソ聯邦領内に於ける伊太利權益の保護に當る旨を通告した。越えて七月二日ヴィンスキイ外務人民委員部次長と會見し、駐ソ伊太利大使並に大使館員に駐伊ソ聯大使並に大使館員との交換斡旋に關する取極めを行つたのである。

獨ソ開戦に脅えた駐日ソ聯大使館員家族引揚

駐日ソ聯大使館に於ては獨ソ開戦以來、日獨提携の誼を持つ日本の態度に戦々兢々たる有様であつたが、ソ聯政府の在外々交官一部歸還命令のあるを機に駐日大使館員家族婦女子をも歸國せしめることになり、七月五日第一回三十餘名を敦賀、浦潮經由にて出發せしめた。然し乍ら日ソ中立條約を重んずる毅然たる日本の態度は何等變る所なく、ために本國

よりの歸還中止の指令により之等引揚婦女子は再び東京に舞戻ることになり、従つて七月十日出發の第二回歸國組も一時引揚中止となつたのである。

然るに獨軍の進撃は急にして八月に入るや既にレニングラードの危機が傳へられ駐日大使館付武官補エゴリチエフ海軍少佐以下館員及家族二十二名が八月六日歸國したが、次いで同月二十一日館員家族三十二名、九月十五日第三回歸國組のスマターニン大使夫人以下五十九名の家族、及び最後の十月二十七日のジュニコフ參事官夫人以下館員家族二十八名の本國引揚げにより駐日ソ聯大使館員家族は全部戰亂の故國に歸還したのである。

ロゾフスキー情報局次長 重ねて日ソ關係不變強調

獨軍の對ソ攻撃は着々進捗しソ聯の危機は切迫しつゝあつたが、ソ聯は遂に英と軍事協定を締結するに至り七月十二日モスクワ・クレムリン宮殿に於て、モロトフ外務人民委員及クリツプス駐ソ英大

使との間に調印された。此の英ソ軍事協定成立によつて、日本對ソ聯の動向が注目されるに至つたのでロゾフスキー・ソ聯情報局次長は、翌十三日の記者團會見に於て英ソ軍事協定成立につき發表したが、日ソ中立條約に對しては何等の影響なき旨を強調したのである。其の言明内容は左の如くである。

英ソ軍事協定成立は國際情勢を一變せしめる歴史的な重大事件である。獨逸並に其の衛星諸國は今回自由を愛する民衆の眞に強力な提携に直面したこととなるものである。二大強國たる英ソ兩國は對獨戰遂行の爲相互援助を誓約し、世界最大工業國たる米國亦英國の側に立つてゐる。ドイツはソ聯に襲ひ掛かつた時にすら英ソが共同戦線を張り得ぬであらうと打算して居つたが、其の打算は今や完全に誤算となり獨逸は相手を順次倒して行く方法を採用し得ずして多面な戦線を持つに至つたのである。英ソ軍事協定は歐洲並に全世界の支配を目標とする獨逸ファシズ



ムの絶滅を不可避的に齎すであらう。又英ソ協定と日本との關係について云へば同協定は、ソ聯政府が第三國と締結した如何なる條約義務にも影響を及ぼすものではないのである。従つてソ聯政府は日ソ中立條約によつて規定された地位を遵守するであらうし、其れが理論的にも政治的にも當然のことであらうと信ずる。

ロゾフスキー・ソ聯情報局長は八月七日の記者團會見に於て、「極東に於て日ソ間に紛争が発生してゐるやの噂が種々流布されてゐるが、日ソ關係は中立條約締結當時と同様何等の變化も生じてゐない」と述べた。

越えて八月八日、ロンドン・タイムス及びデイリー・テレグラフ兩紙は日本がソ聯に對して或種の要求を提出したとの報道記事を掲載したが、ロゾフスキー・ソ聯情報局長は九日の記者團會見に於て、右の記事は事實無根であつて甚だ遺憾であるとして述べた。

憾である前提して、次の如く日ソ關係に變化なきことを再度強調したのである。

デイリー・テレグラフ及ロンドン・タイムスは上海特電として、日本がソ聯に對し或種の案を提議した旨報道してゐるが、このセンセーショナルな報道は眞實から最も遠いもので事實無根の報道である。余は英國の二大新聞がかかる有害且つセンセーショナルな方法を採用したことについて甚だ遺憾とする處である。

### 上海ソ聯總領事館復活 在東京大使館の管轄下

日ソ中立條約成立以來ソ聯の極東方面に對する不安が除去されたので、經濟的進出が可能とされたが、之に加ふるに獨ソ開戦による歐洲路の閉鎖は急激にソ聯の東亞發展を餘儀なさしめたのである。上海に於けるソ聯領事館は昭和十四年以來閉鎖されて諾威總領事館が事務管掌を代行して居たが、ソ聯は再び上海總領事館

復活することになり、八月十五日諾威總領事より書類一切の移行を受け二年振り開館した。而して上海總領事館の管轄は在東京ソ聯大使館の下に屬することになった。

### 米の援ソ物資浦鹽廻航 に抗議

獨ソ戰勃發次來嘗つて相反目した英米は急に親ソ援助政策に乗り出すことになり、七月に入るや對ソ禁輸品解除を發表し且つ米西海岸諸港と浦潮間の船舶輸送強化を採用するに至つたのである。加へて米當局は對ソ禁輸の解除品目を相次いで發表しソ聯の對米貿易に優先權を與へる旨を公表したが、八月七日にはソックス米石油調整官は新聞記者團との會見に於て米政府は油槽船四隻を近くソ聯に譲渡する旨を明示したのである。

外電は頻りに援ソ物資の浦潮向け輸送を報じて居り且つ戰闘機爆撃機等がアラスカ經由でソ聯向け空輸中と傳へてゐたが、米の援ソ浦潮ルートの実施は事實行

はれるに至り然も航空機用高級ガソリンを満載せるセント・ペーアス號他三隻は八月末浦潮向け出發したのである。其の後もなほ米船ソ聯船によつて續々浦潮向け高オクタン價ガソリンが輸送される現況に對し、斯く米國が對日輸出禁止をなした高級ガソリンを帝國の沿岸を通過して輸送される事實に、帝國政府は關係兩國に對し之等物資の性質及其の穩かならざることを指摘して抗議的申入れを行つたのである。

### ソ聯側浮流機雷流失頻々

ソ聯邦當局は獨ソ開戦以來何故か極東の動勢に怯え浦潮を中心とする沿海地方の海面に多數の機械水雷を敷設したが、其の敷設法の不完全さは、其等の機雷が頻々として索を離れて流出し、潮流の關係により其が朝鮮北東岸方面に浮流するに至り、昭和十六年八月下旬以降北鮮沖に出没せる該機雷を鑑定せし處黄色のマークが記載されて居り、明かにソ聯製なることを認むるに至つた。越えて九月に

入り我が沿岸漁業用船舶の被害を蒙むるもの續出し之がため海洋航路も危殆に瀕するに至つたので、帝國政府は其の都度ソ聯邦政府に嚴重抗議を發し、其の善處方を要望したのである。昭和十六年九月十八日乃至我が外務省は左の如き當局談を發表した。

### 流失ソ聯邦機雷に關する 外務當局談

(昭和十六年九月十八日發表)

去る八月二十五日以來北鮮東海岸の帝國領海内或は公海に於て漂流の機雷十數個を發見拾得したが、九月一日拂曉西水羅南方海面に於て朝鮮帆船(六十トン)一隻浮流機械水雷に接觸爆沈し、漁夫五名行方不明となりたる他九月十日機雷を拾得せる一漁船内に於て右機雷爆發し漁夫四名即死するに至れり。調査の結果によれば、以上の機雷は何れもソ聯邦製の機雷にして發見せられたるもの外なほ多數漂流する疑ひあり、北鮮方面に於て夜間の航行を禁止し且つ海上の搜索清掃

に努めつゝあり。本件機雷は本年七月、ソ聯邦がウラジオ港前面に敷設せる機械水雷が流出せるものと認められ、現にウラジオ無電局も日本海の航行危険なる旨の警報を發しをれるが、帝國政府は當初よりかかる危険の起るべきを憂へ再三ソ聯邦政府に向つて善處方を要望し來れるもソ聯邦側に於て適切なる措置を講ぜざりしたため、遂に前述の如き危険なる事態の發生をみるに至れるものにして、帝國政府は右事故の發生及び危険状態の存續に關し、ソ聯邦政府に對して最も嚴重なる抗議を提出せり。蓋し日本海の平和及び靜謐は帝國政府の最も念慮するところにして其のためには帝國乃至第三國の船舶が機雷に觸れて沈没するが如き危険は一刻も速やかに之を除去する必要あればなり。

### 我が駐ソ大使館モスクワ撤退

獨軍のモスクワ街道猛攻は南部ウクライナ戰線の進撃と相俟つて逐日ソ聯の危



機を傳へモスクワの攻略戦が迫つたため、ソ聯外務人民委員部に於ては在モスクワの外交團移轉を實行するに至り十月十五日午後二時電話を以て在モスクワ帝國大使館に對し同日夕刻までにモスクワ撤退の準備を完了する様申入れを行つて來た。而して撤退後の行先は何等指示されなかつたが、我が帝國大使館をはじめ在モスクワ外交團と共にモスクワを撤退することに於て十六日午前カサン驛を順次出發したのである。

我が建川大使は館員及陸海軍武官等二十名並に東日同盟特派員と共にモスクワを引揚げたが、モスクワの大使館には小林、高橋兩館員、佐々木陸軍武官輔佐官、畑中朝日特派員の四名が籠城殘留することとなつたのである。モスクワ引揚げの一行は途中五日間に亘る長旅を終へ、二十日に至りクイヴィンエフに到着したが、ソ聯政府の一部もクイヴィンエフに遷都し茲にソ聯陣容の建直し企圖せられんとしたのである。

### オットセイ保護條約の失効

明治四十四年日米英露四國間に締結されたオットセイ保護條約に付き帝國政府は昭和十五年十月二十三日右條約の第十條規定により一ヶ年間の豫告期間を以て關係國政府に對し廢棄を通告したが、愈々この十六年十月二十二日が其の期限満了日であり當然右條約失効することとなつた。即ち右條約締結當時オットセイの数は僅々十四萬頭餘に過ぎなかつたが現在では二百二十萬頭に達し附近魚族に與へる被害が甚大であつて、我國の如き漁業國に於ては黙視できないので關係國に對し右條約の改訂方を交渉し、米國の反對により日本の單獨廢棄通告になつたものである。然して政府は本條約の失効に對處して現行のラッコ、オットセイ獵獲禁止法を改正することとなり、改正法案は來議會に上程する豫定の下に農林省水産局に於て考究中であつた。然しオットセイ等の獵獲に關しては自由企業的な

計畫を排して嚴正な國策の方針によることになつたのである。右につき農林省平岡水産局長は十一月二十二日左の談き談話を行つた。

明治四十四年日、英、米、露四ヶ國間に締結されたオットセイ保護條約は本日を以て失効することとなつたが、本條約の失効に對處し現行の明治四十五年法律第二十一號ラッコ、オットセイ獵獲禁止に關する方針等其の他各般の措置に付ては目下當局に於て慎重考究中である。仍ち之等が決定せらるる迄は依然國內的には從來通り何等變りはないのであるから、國民は法律其他從來の政府の措置に違反することが出來ないことは云ふまでもない。尙將來法律改廢等の他の措置に付ては右に述べた様に未決定であるが、本件に關しては當局としては自由企業的な計畫は絶対に之を拒否すべく嚴正な國策の方針に據ることとなるべきは今日より前言して憚らざるところである。

### 日本海汽船氣比丸遭難事件

日本海に流失せるソ聯の機械水雷は、我が當局の再三に亘る嚴重なる申入れにも拘らず瀕々として南下浮流し、其の危険は日本海航行船舶を脅すに至つたが、端なくも十一月五日午後二時清津港を出帆した日本海定期航路の日本海汽船氣比丸（一、五二二ト）は同日午後十時頃清津より距る八十七海里の地點（東經百三十一度、北緯四十度四十分）で遂に浮流機雷に觸れ遭難する至つた。五日午後十時若狭無電局は同船より「左舷前方大破し、浸水甚だしく機雷に觸れたものと認む、至急援助を乞ふ」の無電を接受したが僅か三十分にして無電應答絶えたと發表した。一方清津無電局に於ても氣比丸遭難の報に接するや現場附近航行中の各船舶を呼出し、現場へ急行せると共に清津、羅津等よりも救助船を急行せしめた。斯くて現場到着の鎮海要港部白海丸、盛京丸をはじめとし同社船白山丸、

乾汽船平榮丸、乾榮丸、朝鮮總督府高麗波丸他十數隻の救助船は遭難船氣比丸の捜査に盡力したが、氣比丸に時既に沈没し終り漂流中の氣比丸ボート十隻を收容し、之に避難中の二百八十七名を救助し得たが行方不明者は百二十六名の多きに及んだのである。

茲に於て西外務次官は六日午後三更にスメターニン駐日ソ聯大使を外務省に招致し、嚴重なる抗議を提出すると共にソ聯政府の最も誠意ある回答を要求したのである。然して右に關し同日次の如き外務當局談を發表した。

△外務當局談（六日午後六時）  
氣比丸の遭難は同船よりの無電その他諸般の狀況に鑑みソ聯邦水域より流出せる機械水雷によるものなること明白なので、六日午後西外務次官はスメターニン在京ソ聯大使の來訪を求め最も嚴重なる抗議をなしソ聯政府の誠意ある回答を要求した。

### 氣比丸遭難の原因を論じ海相閣議で説明

此の氣比丸の遭難事件に關し、同月七日の定例閣議に於て島田海軍大臣は詳細なる説明をなし、今回の遭難事件は全くソ聯側が故意に敷設した機雷に觸れ爆破沈没した旨を明かにし、過去に於て我が方が再三ソ聯政府に對し機雷流失の防止方に付き外交々渉を重ねたにも拘らず、ソ聯側の不誠意により今回の不祥事を惹起したことを強調し閣僚の注意を喚起したのである。其の説明要旨は左の通りである。

去る八月二十九日以来北鮮並びに樺太西海岸方面にソ聯浮流機雷多數浮流しつゝありて、我が國船舶の同方面の航行が危険になりたるを以て外交々渉と併行し、我軍としては北鮮方面には鎮海要港部より特務艦艇を急派して海面の監視、清掃並に機雷處分に從事し來つたのである。然るに今日に至るもソ聯側は何等有効適切なる手段を講ぜざ



りし結果、五日午後十時三十分北日本汽船所屬氣比丸は北緯四十度四十分、東經百三十一度の地點に於て觸雷沈没するに至つたのである。遭難の悲報に接するや我が鎮海要港部は直ちに乗員の救助に努めた結果、現在までの所乗員八十五名、乗客三百四十二名計四百二十七名中救助された者二百六十四名（内死亡十七名、重傷九名）で同船遭難の原因はソ聯機雷によるものなることは同船よりの遭難第一電に「觸雷危険に瀕す」とあること並に同方面に多數の敵敷設機雷あることによりソ聯の敷設機雷によるものなること明かなりと認む。又浮流機雷に付いては十月二十四日まで北鮮方面に於て發見せる數は實に六十九個、揚收機雷五十一個（内爆發機雷四十五個）未揚收機雷十八個で揚收機雷は全部羅津防備線に收容し證據品として保存中である。

防共協定更に五ヶ年延長

昭和十一年十一月二十五日、日獨間に

締結された日獨防共協定は翌十二年十一月六日には伊太利の参加となり、次いで滿洲國、洪牙利、西班牙等各國の参加を見るに至つたが、昭和十六年十一月二十五日を以て五ヶ年の有効期間満了となつたので帝國政府は依然として防共協定の存続を必要とする現下國際情勢に鑑み更に同協定の有効期間を五ヶ年間延長することに決したのである。

昭和十六年十一月二十五日我が大島駐

獨大使は伯林に於て同協定及び附屬議定書の存続に關する調印を無事完了したが、同時に三國條約加盟のルーマニア、ブルガリア、スロヴァキア、クロアチア及ドイツの歐洲新秩序建設工作に協力しつゝある芬蘭、丁抹が参加し、更に東亞新秩序の一翼たる南京政府も同協定に参加することとなり何れも右協定一切の手續を同時に完了するに至つたのである。尙日ソ中立條約と防共協定との關係は注目される處であるが日ソ中立條約は歐洲戰の實情に即して東亞に其の影響の波及することを防止せんとする平和的條約で

あつて、今次の防共協定延長が日ソ中立條約に影響を與へざることは勿論である。右防共協定延長に關して情報局及外務當局談として其々左の如く發表した。

防共協定効力延長に關する新議定書調印に對する情報局發表

昭和十一年十一月二十五日日獨兩國間に締結されたる共産インターナショナルに對する協定即ち所謂防共協定は翌昭和十二年十一月六日伊太利國が原署名國として加入したる外爾後滿洲國、洪牙利國、西班牙國の加入を見、加盟國六ヶ國を數ふに至り、其の効果を發揮し來つた次第であるが、五ヶ年の同協定有効期間は今回満了することとなつたので、締結國間に於て協議の結果本協定の効力を更に五ヶ年延長することに意見一致し、二十五日伯林に於て日獨伊滿洪西の六ヶ國全權との間に本協定効力延長に關する新議定書の調印を了した。

抑々共産インターナショナル即ちコミンテルンは國際的の組織を有し世界各

協力の關係に付關係を遂げべし。右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名調印せり。

防共協定新加入國に關する情報局發表

昭和十六年十一月二十五日伯林に於て日、獨、伊、滿、洪、西、六ヶ國全權依り署名調印を了したる防共協定の効力延長に關する議定書第二條に新に規定せられたる参加手續に從ひ、中華民國、ルーマニア、ブルガリア、フィンランド、スロヴァキア、クロアチア及びデンマルクの七ヶ國は二十五日附を以て防共協定に参加した。

七十八臨時議會の劈頭演說に東郷外相日ソ關係不變を表明

東郷外務大臣は十二月十六日開催される第七十八帝國臨時議會の劈頭、東條首相の決意披瀝演說に次いで特に重大外交演說を行ひ、日清、日露兩役に數倍する今次戰爭に於ける帝國の大義明分を的確ならしめ戰爭目的貫徹への國民の覺悟を

地に於て共産主義的擾亂工作を行ひ居ることは累説する迄もなく從つて之が防衛工作も亦國際的なるを要するのであるが、東亞の新秩序確立を國策の基幹とする帝國としては益々防共の必要を痛感するものであつて從つて今回防共協定の更新を見たるのみならず、新議定書の條項に基き新に志を同じうする諸國家の協定参加を豫見せらるるに至つたことは既に慶祝に堪へない次第である。

議定書

大日本帝國政府、ドイツ國政府及イタリア王國政府並にハンガリー王國政府、滿洲帝國政府及スペイン國政府は共産インターナショナルの活動に對する防衛のため右諸國政府が締結したる協定の最も効果ありしことを認め且右諸國の一致せる利害が又更に右共同の敵に對する其の緊密なる協力を要求することを確信し該協定の有効期間を延長することに決し此の目的の爲左の諸規定を協定せり。

第一條 千九百三十六年十一月二十五日の

協定及附屬議定書並に千九百三十七年十一月六日の議定書よりなり且「ハンガリー」國が千九百三十九年二月二十四日の議定書に依り、滿洲國が千九百三十九年二月二十四日の議定書に依り及「スペイン」國が千九百三十九年三月二十七日の議定書に依り参加したる共産「インターナショナル」に對する協定は千九百四十四年十一月二十五日より五年間延長せらるべし。

第二條 共産「インターナショナル」に對する協定の原署名國としての大日本帝國政府、「ドイツ」國政府及「イタリア」王國政府の勧誘に依り右協定に参加せんとする諸國は其の参加宣言を文書を以て

「ドイツ」國政府に通達すべく「ドイツ」國政府は之が受領を他の締結國政府に通達すべし右参加は「ドイツ」國政府が参加宣言を受領したる日より効力を生ずべし

第三條 本議定書は日本文、「ドイツ」文及「イタリア」文を以て作成せられ其の各本文を以て正文とす本議定書は署名の日より實施せらるべし

締結國は第一條に規定する五年の期間満了前適當の時期に於て爾後に於ける其の



新たにすべきを強調したのである。

先づ十二月八日の米英兩國に對する宣戰の大詔發より始まり、日米交渉と米英の不遜態度と敵性行爲の經過を述べ、次いで滿洲國及中華國民政府の關係、並に泰、佛印等南方共榮圈の態度、獨伊樞軸關係等を説明した後、日ソ關係に言及し大要左の如く説いたのである。

最後にソ聯邦との關係については、前議會に於ても明かに致し置きました通り、帝國政府の北方の安全を確保せんとする態度に何等の變更なきものであります。ソ聯邦政府に於ても日ソ中立條約を遵守するの意向は屢々之を表明致してゐる次第であります。

と日ソ關係の不變を明瞭ならしめ、最後に今次大東亞戰爭は長期戰を豫想せらるために一億一心鐵の結束を以て、戰爭目的の貫徹に必勝の信念を以て邁進すべきことを強調したのであつた。

### 我戰果にソ聯紙の論調變化

大東亞戰に對するソ聯の態度は米英連衡上の建前から日本の赫々たる戰果に絶對的賞讃を與へると云ふことが爲し得ざる状態にあるが、ソ聯の意向はソ聯各紙の論調に反影してゐることを見ても大差ないことであると云へる。大東亞戰勃發當初の十二月十二日のブラウダ紙の大東亞戰に對する最初の論説及びヴォルガ・コムリナ紙掲載のトロヤノフスキ前駐日ソ聯大使の論述等は日本を侵略者と稱し且つ日本の不利を豫言したが、同月二十九日のコムソモルスカヤ紙は「日本は地理的優位に在り之に據つて凡ゆる方面から自己を防衛し得る」と論じ、三十日のブラウダ紙に「ザラウスキイの署名入りでマニラの無防備都市宣言聲明に對しマニラ當局を卑怯者臆病者として之を難じた。

越えて一月三日にはゾオガ・コムリナ紙は米國側發表の日本軍マニラ入城をトツプ・ニュースとして掲載するに至り、各紙ともマニラ陥落を大きく扱ひクラスタヤ・ズラエズダ紙は「大東亞戰の轉機」と思ふ。

又漁業條約については昨年六月までに双方の間に交渉を進め相當進捗してゐるが、御承知の如く、獨ソ戰爭が勃發し、ソ聯政府において交渉に應ずるだけの餘裕を持たない等のことによつて會談が十分に進みかねてゐたのであるが、其の後昨年十二月初旬に於て先方に對し更に本交渉を促進するの必要を説き交渉に入つたのであるが、何しろ漁業條約は廣汎に互つてゐる關係上、

昨年中に之を終了する見込みが立兼ねた譯である。従つて今年中取敢へずこれに應急の措置として暫行協定を締結しやうと云ふ話を昨年十二月中に申出た次第である。此の問題については只今でも交渉を續けてゐるわけであつて、大體の點については會談は既にまとまつてゐるけれども尙一二些細な點に於て妥結あれぬものがあり未だ終結しないわけであるが、本問題は遠からず解決に至ることに致したいと存じてゐる。

と云ふ三段抜きの見出しで論評を載せ且つ日本の勝利は開戰當初より既定の事實であると稱するに至つた。

### 衆議院豫算總會に於ける東郷外相の日ソ問題説明

昭和十七年一月二十三日開會中の衆議院豫算總會に於て對ソ外交諸問題に關する質問に對へて、東郷外相は大要左の如く言明し遷延された本年度日ソ漁業暫定協定につき大綱的意見の一致を見てゐると説明した。

日ソ間に嚴存する中立條約については、さきに本會議の演説中に申し上げた通り、兩國に於て之を守るといふことについては何等の變化はないのであつて、この點についてはソヴィエト政府において大東亞戰爭勃發後も之を嚴守するものであると云ふことは一再ならず言明した。又最近において東京に駐在するソ聯邦大使ともこの點について篤と懇談したやうなわけで、其の邊については何等變化がないといふこと

### 在ソ日本利權企業西外務次官の説明

一月三十一日の衆議院豫算分科會に於てソ聯領内に在る我が利權企業の現状並に將來に關する實問に對し、西外務次官は次の如き答辨を行ひ現状平穩なる旨を述べた。

我が利權企業の正常な運営については從來繰り返し交渉努力を續けてゐる。ソ聯當局では利權契約に依る我が利權企業者との直接交渉の建前をとつてゐるが、我が政府としても側面から交渉の圓滑、補助に努めてゐる。昭和十一年以來ソ聯側の壓迫が加重され、爾來之が除去のため交渉努力を續けてゐるのであるが、未だこの壓迫が完全に除去されたとは云へないので今後も之に關して努力する次第である。現在利權現地の我が従業員が雇入、渡航などにつき、又生活上に於て特に悪い待遇を受けてゐることはない。殊に獨ソ戰開始以來の狀況は次第に良好になり現

を御承知を願ひたいのである。

氣比丸事件については、損害賠償及び斯る危険なる機雷を設置してゐる危険區域を撤廢するやうにとの要求は度々申入れてゐる譯である。ソヴィエト側に於ては只ソヴィエト製の機雷には十分なる安全裝置を施してあるものであるから之が危険を生ずる筈はないと抗辯して來たが、當方より之に付いて篤と論談した結果、これについては日ソ共同調査を行ふといふ申入れをソ聯側より提出し來つたわけである。勿論我方としては何等の間違ひがないと言ふことを信するものであるけれども、事件の解決促進に資する目的のため其の申出を受けて其の話し合ひを進めてゐるのであるが、未だ意見の一致しない所があつて今日まで實施を見るに至つてゐない次第である。尙この問題について今後とも鋭意交渉を續けて參つて根本的に解決を致す所存である。本件は既に御承知のことでもあるから之以上申述べるとは差控へたい



在は全く平穩である。

### 帝國駐ソ大使更迭 後任に佐藤尙武氏

昭和十五年九月、當時の松岡外相に懇請されて駐ソ大使となつた建川美次中將は一年有半をモスクワに活躍し、松岡外相訪歐の送次に於ける斯の日ソ中立條約の締結に際し、陰の盡力を與へたことは周知の通りである。次いで日ソ通商貿易協定が成立し、且又日ソ漁業本條約締結に關する豫備交渉等日ソ間の明朗化に努力しつゝあつたが、歐州の勢は遂に獨ソ開戦となり更に大東亞に於ける米英打倒戰勃發となつて今や國際政局は愈復雜且微妙となつて來たのである。世界外交の方途は益々重大化し日ソ兩國々交も亦重要性が倍加されて來たことは勿論である。

獨ソ戰の進展によりモスクワよりクイブイシエフルに移つた各國外國中にあつて活躍しつゝあつた建川大使は其の後建康勝れず辭意を表明するに至つたが、建

川大使の健康回復と其の活躍とを期待してゐた東郷外相も結局更迭を決意し、元外相、現外務省外交顧問佐藤尙武氏を後任に推すことになり閣議決定の上御裁可を経て、二月二十八日發令されたのである。

正三位勳一等 佐藤 尙武  
任特命全權大使ソヴィエト聯邦駐在被仰附

從四位勳三等 守 島 伍 郎  
任特命全權公使ソヴィエト聯邦出張被仰附

興亞院書記官 武 内 龍 次  
任大使館一等書記官ソヴィエト聯邦在勤ヲ命ズ

### ソ聯各紙も新大使歓迎

佐藤駐ソ大使任命について二日附モスクワ各紙は東京タス通信を二段抜で大々的に掲げ、且つソ聯紙としては稀な外國使臣の略歴を附し外交的豊富な經驗の點を述べてゐるが、之はソ聯が新大使歓迎の意を表明したものととして外交界に注目

された。之と同時に日本軍のジャヴァ島上陸成功を逸早く報じてゐる等對日關心を極度に高めてゐることを示すものである。尙米英側が日ソ關係を惡化せしめんとする日ソ間不和に關するデマ宣傳に對してもタス通信は事實無根なる旨を事毎に聲明して日ソ關係の平和的不變なることを強調した。

### 第七次漁業暫定取極成立

日ソ兩國の懸案の一たる漁業條約は昭和十六年度第六次暫定協定成立後長期本條約の締結のため交渉中のところ、偶々獨ソ開戦となり一時中絶の形となつてしまつた。茲に於て昨年十二月末日を以て満期となつてゐる暫定協定を再び昭和十七年末まで延長せしめることになり種々交渉を重ねた結果、三月二十日クイブイシエフに於て我が建川大使とヴィンスキイ外務人民委員代理との間に第七次漁業暫定協定の調印を完了した。

△情報局發表（七月二十三日）  
日ソ漁業條約締結に關する交渉は昨年

も續き進行中なりしか、偶々獨ソ戰勃發せる等のため中絶の形となり昨年末までに右長期條約に關する交渉成立するに至らざりしを以て、十二月以來現行漁業條約の効力を本年末まで延長せしむる暫定取極締結方話合中のところ今回妥結に達し、三月二十日クイブイシエフ市に於て建川大使とヴィンスキイ外務人民委員代理との間に右暫定取極の調印を了せり。

昭和十六年一日成立の第六次暫定協定締結に於て漁業條約の効力を本年末まで延長せしむると共に「目下日ソ兩國政府間に交渉中の一九四一年中に締結せらるべき新條約により代るべき」旨を規定せられ、是によつて兩國混合委員會の設置を見るに至り交渉を繼續中のところ計らずも獨ソ戰勃發し歐露の危機切迫とともに、ソ聯政府機關及外交關係のモスクワ撤退等のために相當進捗せる同交渉も一時中絶の止むなきに立至つたのであつた。而して第六次暫定協定の満了も近づいた十二月に入り我が方より交渉再開方

を提議したが、右本條約の同年内妥結の見込が立ざる爲め本條約の他に現行の暫定協定の効力を更に一ヶ年延長せしめるための提議をなして交渉中の處三月に入り日ソ相方の意見一致を見るに至り、二十日午後五時建川參事官、齋藤一等書記官を帶同しクイブイシエフのソ聯外務人民委員部に於て、ソ聯側ヴィンスキイ外務人民委員代理、ロゾフスキイ外務人民委員代理兼情報局長、ツアラブキン第二京方部長等列席し

「日本國及ソヴィエト聯邦間漁業條約の第七回効力延長に關する議定書」に調印を完了したのである。

△ソ聯側もタス通信を以て左の如く發表した。  
一九二八年締結される漁業條約の期限は一九三六年五月満了したものである。それ以來新漁業條約が締結せられざる事實に鑑み日ソ兩國政府間の協定により一九二八年條約は毎年一ヶ年宛延長せられ來つた。斯くて一九二八年漁業條約は一九三六年の殘期間へ延長

され其の後一九三七年、一九三八年、一九三九年、一九四〇年及び一九四一年の各年毎に更新され來つたのである。一九二八年漁業條約の一九四二年度延長に關しクイブイシエフに於て行はれたる交渉の結果日ソ兩國政府は今日の協定に到達したのである。

### 駐ソ帝國公館一覽表

△駐ソ帝國大使館（昭和十七年三月現在）

（モスクワ、マイラヤ、ニキーツカヤ二三）

大使	佐藤尙武
公使	守島伍郎
參事	宮川船夫
參事館	今井一男
一等書記官	齋藤輝次郎
同	武内龍次
同	大江晃
二等書記官	永田俊郎
三等書記官	戸田盛國
外交官補	石田久恒
同	廣岡
一等通譯官	任







△函館事館(函館市船見町一二五)  
領事 　　ザベールン(アー・イー)  
同書記 　　アレクセーフ(アー)  
△敦賀領事館(敦賀市泉二の三六)  
領事(兼) 　　ザベールン  
同秘書 　　ヤサーノフ(ビー・エム)  
同書記 　　クイシーナ(ゲー・エム)  
△大連領事館(大領市京公園町)  
領事 　　アルブゾフ(ヴィ・エヌ)  
同書記 　　レオンチエフ(エヌ・エヌ)  
同書記 　　ジューコフスキイ(エム・ウー)

主要日ソ間  
條約契約及協定

日ソ基本條約

日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の關係を律する  
共和聯邦間の關係を律する  
基本的法則に關する條約

日本國及ソ聯邦社會主義共和國聯邦は兩國間に善隣及經濟的協力の關係を促進せむことを希望し右關係を律する基本的法則に關する條約を締結することに關し之が爲左の如く其の全權委員を任命せり

日本國皇帝陛下  
支那共和國駐劄特命全權公使 從四位勳一等 芳澤謙吉  
ソヴェート社會主義共和國聯邦 中央執行委員會  
支那共和國駐劄大使 レフ・ミハイロヴィチ・カラハン

右委員は互に其全權委任狀を示し之が良好妥

當なることを認めたる後左の如く協定せり

第一條 兩締約國—本條約の實施と共に兩國間に外交及領事關係の確立せらるべきことを約す

第二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦は一九〇五年九月五日のポーツマス條約が完全に效力を存續することを約す

一九一七年十一月七日前に於て日本國と露西亞國との間に締結せられたる條約、協約及協定にして右ポーツマス條約以外のものは兩締約國の政府間に追て開かるべき會議に於て審査せらるべく且變化したる事態の要求することあるべき所に從ひ改訂又は廢棄せられ得べきことを約す

第三條 兩締約國の政府は本條約實施の上は一九〇七年の漁業協約の締結以後一般事態に付發生したることあるべき變化を考慮し右漁業協約の改訂を爲すべきことを得ず右改訂規程の締結に至る迄の間ソヴェート社

會主義共和國聯邦政府は日本國臣民に對する漁區の貸下に關し一九二四年に確立せられたる實行方法を維持すべし。

第四條 兩締約國の政府は本條約實施の上は左記の原則に從ひ通商條約の締結を爲すべく且右條約の締結に至る迄の間兩國間の一般交通は右原則に依り律せらるべきことを約す

(一) 兩締約國の一方の臣民又は人民は他方の法令に從ひ(イ)其の領域内に到り、旅行し且居住するの完全なる自由を有すべく(ロ)身體及財産の安全に對し恒常完全なる保護を享有すべし

(二) 兩締約國の一方は私有財産權並通商、航海産業及其の他の平和的業務に従事するの自由を最も廣き範圍に於て且相互條件の下に他方の臣民又は人民に對し自國領域内に於て自國の法令に從ひ附與すべし

(三) 自國に於ける國際貿易の制度を自國の法令を以て定むるの各締約國の權利を害することなく、兩國の通商航海及産業を成るべく最惠國の地步に置くは兩締約國の意嚮なるに依り兩締約國は兩國間の經濟上又は其の他の交通の増進を妨ぐるに



至ることあるべき禁止、制限又は課金を  
他方締約國に對し差別的に行ふことな  
るべきものとす

又兩締約國の政府は兩國間に於ける經濟上  
の關係を調整し且促進する爲通商及航海に  
關聯する特別の協定を締結するの目的を以  
て事態の要求することあるべき所に從ひ隨  
時商議を爲すことを約す

第五條 兩締約國は互に平和及友好の關係を  
維持すること自國の法權内に於て自由に自  
國の生活を律する當然なる國の權利を充分  
に尊重すること、公然又は陰密の何等かの  
行爲にしても苟も日本國又はソヴェエト社  
會主義共和國聯邦の領域の何れかの部分に  
於ける秩序及安寧を危殆ならしむることあ  
るべきものは之を爲さず且締約國の爲何等  
かの政府の任務に在る一切の人及締約國よ  
り何等かの財的援助を受くる一切の團體を  
して右の行爲を爲さしめざることを希望及  
意嚮を嚴肅に確認す

又締約國は其の法權内にある地域に於て  
(イ)他國の領域の何れかの部分に對する政  
府なりと稱する團體若は集團又は(ロ)右團  
體若は集團の爲政治上の活動を現に行ふも  
のと認めらるべき外國人たる臣民若しくは人

民の存在を許さざるべきことを約す

第六條 兩國間の經濟上の關係を促進する爲  
又天然資源に關する日本國の需要を考量し  
ソヴェエト社會主義共和國聯邦政府はソヴ  
エート社會主義共和國聯邦の一切の領域内  
に於ける礦産森林及其他の天然資源の開  
發に對する利權を日本國の臣民、會社及組  
合に許與するの意向を有す

第七條 本條約は批准せらるべし

各締約國の右批准は成るべく速に其の北京  
駐劄外交代表者に由り他方の政府に通知せ  
らるべく且本條約は右通知中後に爲された  
るものより完全に實施せらるべし  
批准書の正式交換は成るべく速に北京に於  
て行はるべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てし  
たる本條約二通に署名調印せり

一九二五年一月二十日北京にて作成す

芳澤謙吉  
エル・カラハン

議定書(甲)

日本國及ソヴェエト社會主義共和國聯邦は  
兩國間の關係を律する基本的法則に關する條  
約に本日署名するに當り同條約に關聯する諸

國民は一切の他の條件にして均しきに於て  
はソヴェエト社會主義共和國聯邦政府が同  
様の問題に付他の何れの國の政府又は國民  
に與ふことあるべきものよりも不利益なる  
地位に置かるゝことなかるべし

又締約國の一方の政府の他の政府に對する  
請求權又は締約國の一方の國民の他方の政  
府に對する請求權に關する一切の問題は日  
本國政府とソヴェエト社會主義共和國聯邦  
政府との間の將來の商議に於ける調整に留  
保せらるゝことを約す

第三條 北サガレンに於ける氣候の状態が現  
に同地方に駐屯する日本國軍隊の即時輸送  
を妨ぐるに鑑み右軍隊は一九二五年五月十  
五日迄に同地方より完全に撤退せらるべし  
右撤退は氣候の状態が之を許すに至らば直  
に開始せらるべく且日本軍隊の撤退したる  
北サガレンの總ての地方は直にソヴェエト  
社會主義共和國聯邦の當該官憲に完全なる  
主權に於て還付せらるべし

行政の引渡及占領の終了に關する細目はア  
レクサンドロウスクに於て日本軍占領軍司  
令官とソヴェエト社會主義共和國聯邦代表  
者との間に協定せらるべし

第四條 兩締約國は其の一方が何れかの第三

國と結びたる軍事同盟の條約若は協定又は  
其の他の秘密協定にして他方締約國の主權  
領土權、又は國家的安全に對する侵害又は  
脅威と成るべきもの現に存在せざること  
を互に聲明す

第五條 本議定書は同日附を以て署名せられ  
たる日本國及ソヴェエト社會主義共和國聯  
邦間の關係を律する基本的法則に關する條  
約の批准と共に批准せられたるものと看做  
さるべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以て  
したる本議定書二通に署名調印せり  
一九二五年一月二十日北京に於て作成す

芳澤謙吉  
エル・カラハン

議定書(乙)

兩締約國は日本國とソヴェエト社會主義共  
和國聯邦との全權委員間に本日署名せられた  
る議定書(甲)第三條に規定せられたる所に從  
ひ日本國軍隊が北サガレンより完全に撤退し  
たる日より五月内に締結せらるべき利權契約  
に對する基礎として左の如く協定せり

一 ソヴェエト社會主義共和國聯邦政府は日  
本國代表者に依り一九二四年八月二十九日

問題を規定するの有益なることを認め其の各  
全權委員に由り左の諸條を協定せり

第一條 各締約國は他方の大使館及領事館に  
屬する動産及不動産にして自國の領域内に  
現存するものを右地方に引渡すことを約す  
東京に於て前露西亞國政府の占有したる土  
地か東京の都市計畫又は公共の目的の爲に  
する事業に對し支障と爲るが如き位置に在  
り認めらるゝ場合に於てはソヴェエト社  
會主義共和國聯邦は右支障除去の爲日本國  
政府の爲すことあるべき提議を考慮するの  
意嚮あるものとす

ソヴェエト社會主義共和國聯邦政府はソヴ  
エート社會主義共和國聯邦の領域内に設置  
せらるべき日本國大使館及領事館に對する  
相當の敷地及建物の選定に付一切の適當な  
る便益を日本國政府に與ふべし

第二條 前露西亞國政府即ち露西亞帝國政府  
及之を繼承したる臨時政府の發行したる  
公債及國庫證券に依り日本國の政府は臣民  
に對して負へる債務に關する一切の問題は  
日本國政府とソヴェエト社會主義共和國聯  
邦政府との間の將來の商議に於ける調整に  
留保せらるゝことを約す

尤も右問題の調整に當り日本國の政府又は

聯邦の代表者に交付せられたる覺書に記載  
せらるゝ北サガレンに於ける油田の各の地  
積五割の開発に對する利權を日本國政府の  
推薦する日本國當業者に許與することを約  
す右開發の爲日本國當業者に貸付せらるべ  
き地積を決定する目的を以て右油田の各は  
各十五乃至四十デシヤティンの碁盤目方形  
に區分せらるべく且全地積の五割に相當す  
る右方形の數は日本人に割當てらるべし但  
し右日本人に貸付せらるべき方形は原則と  
して相隣接すべからざるも日本人の現に掘  
鑿又は作業中なる一切の坑井を包含すべき  
ものとす右覺書に記載せらるゝ油田中貸付  
せられざる殘餘の地區に關してはソヴェエ  
ト社會主義共和國聯邦政府が右地區の全部  
又は一部を外國人の利權に提供することに  
決するときは日本國當業者は右利權に關す  
る事項に付均等の機會を與へらるべきこと  
を約す

二 又ソヴェエト社會主義共和國聯邦政府は  
利權契約締結の後一年内に選定せらるべき  
一千平方ヴェルストの地積に亘り北サガレ  
ンの東海岸に於て五年乃至十年の期間油田  
を調査試掘することを日本國政府の推薦す  
る日本國當業者に許可することを約す又油



田が日本人に依る右調査試掘の結果確定せられたる場合に於ては右確定せられたる油田の地積五割の開發に對する利權は日本人に許與せらるべし

三 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は利權契約に於て決定せらるべき特定の地積に亘り北サガレンの西海岸に於て炭田の開發に對する利權を日本政府の推薦する日本國當業者に許與する事を約す又ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は利權契約に於て決定せらるべき特定の地積に亘りドゥエ地方に於ける炭田に關する利權を右日本國當業者に許與することを約す又前二項に掲げらるべき特定の地積以外の炭田に關してはソヴェート社會主義共和國聯邦政府が之を外國人の利權に提供することに決するときは日本國當業者は右利權に關する事項に付均等の機會を與へらるべきことを約す

四 前諸號に規定せらるる油田及炭田の開發に對する利權の期間は四十乃至五十年たるべし

五 日本人たる利權取得者は右利權に對する報償として炭田の場合に於ては其の總産額の五分乃至八分を又油田の場合に於ては其の總産額の五分乃至一割五分をソヴェート社會主義共和國聯邦政府に對し毎年提供すべし但し自噴油井の場合に於ては右報償は其の總産額の四割五分迄之を増加することを得

六 右日本國當業者は企業目的に要する木材を伐採することを且交通並に物資及生産物の運輸を容易ならしむる爲諸般の施設を爲す事を許さるべし右に關する細目は利權契約に於て定めらるべし

七 前記の報償に關し又企業が當該地區の地理上の位置及其の他の一般状態に依り受くべき不利益を考慮し右企業に要する又は之より得たる何等かの物資又は生産物等の輸入及輸出は無税にて許可せらるべく且右企業は其の収益的經營を事實上不可能ならしむることあるべき如何なる課税又は制限をも加へらるることなきことを約す

八 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は右企業に對し一切の適當なる保護及便益を與ふべし

九 前諸號に關聯する細目は利權契約に於て

協定せらるべし

本議定書は同日附を以て署名せられたる日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てしたる本議定書二通に署名し

芳澤 謙吉  
エル・カラハン

聲明書

ソヴェート社會主義共和國聯邦及日本國間の關係を律する基本的法則に關する條約に本日署名するに當りソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員たる下名は本國政府に於て一九〇五年九月五日のポーツマス條約の効力を承認することは同國政府に於て右條約の締結に付前帝政府と政治上の責任を分つことを何等意味せざる事を聲明するの光榮を有す

一九二五年一月二十日北京に於て

交換公文

エル・カラハン

以書翰啓上致候陳者本官は日本國の全權委員に依り一九二四年八月二十九日ソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員に手交せられたる覺書に記載せらるる油田及炭田に付北サガレンに於て現に日本人の實行中なる作業は日本國軍隊が北サガレンより完全に撤退したる日より五月内に行はるべき利權契約の締結に至る迄續行せらるべきことにソヴェート社會主義共和國聯邦政府に於て同意すること本國政府の名に於て聲明するの光榮を有し候但し左記條件は日本人に依りて遵守せらるべきものに候

一 作業は一九二四年八月二十九日の覺書に掲げられたる地區、使用せらるる労働者及専門家の數、機械並其の他の條件に關しては右覺書の記載事項に嚴に準據して續行せらるべし

二 石油及石炭の如き産出物は之を輸出し又は販賣することを得ず右作業に關係ある従業員及裝備の用に限り之を充つることを得べし

三 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府に依り許與せらるる作業續行の許可は將來の利權契約の規定に何等影響を及ぼさざるべし

四 北サガレンに於ける日本國無線電信所の運用に關する問題は將來の協定に留保せらるべく且私人及外國人の無線電信所設置を禁止するソヴェート社會主義共和國聯邦の現在法令に合致する方法に於て調査せらるべし

本官は茲に閣下に向て敬意を表し候 敬具  
一九二五年一月二十日北京に於て  
エル・カラハン

日本特命全權公使芳澤謙吉閣下  
(往翰)

以書翰啓上致候陳者本官は閣下よりの本日本國政府の全權委員に依り一九二四年八月二十九日ソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員に手交せられたる覺書に記載せらるる油田及炭田に付北サガレンに於て現に日本人の實行中なる作業は日本國軍隊が北サガレンに於て現に日本人の實行中なる作業は日本國軍隊が北サガレンより完全に撤退したる日より五月内に行はるべき利權契約の締結に至る迄續行せらるべきことにソヴェート社會主義共和國聯邦政府に於て同意すること本國政府の名に於て聲明するの光榮を有し候但し左記條件は日本人に依りて遵守せらるべきものに候

一 作業は一九二四年八月二十九日の覺書に掲げられたる地區、使用せらるる労働者及専門家の數、機械並其の他の條件に關しては右覺書の記載事項に嚴に準據して續行せらるべし

二 石油及石炭の如き産出物は之を輸出し又は販賣することを得ず右作業に關係ある従業員及裝備の用に限り之を充つることを得べし

三 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府に依り許與せらるる作業續行の許可は將來の利權契約の規定に何等影響を及ぼさざるべし

四 北サガレンに於ける日本國無線電信所の運用に關する問題は將來の協定に留保せらるべく且私人及外國人の無線電信所設置を禁止するソヴェート社會主義共和國聯邦の現在法令に合致する方法に於て調査せらるべし

本國政府の名に於て本官は日本帝國政府は右書翰に全然同意なる旨を陳述するの光榮を有し候本官は茲に閣下に向て敬意を表し候

一九二五年一月二十日北京に於て 敬具



ソヴェート社會主義共和國聯邦大使  
レフ・ミハイロヴィチ・カラハン閣下

附屬公文

ソヴェート社會主義共和國聯邦及日本國間の關係を律する基本的法則に關する條約に本日署名するに當りソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員たる下名は茲に日本國政府に對し一九二〇年のニコラエウスキ事件に對する誠實なる遺憾の意を表すの光榮を有す  
一九二五年一月二十日北京は於て  
エル・カラハン

署名議定書

支那國駐劄日本國特命全權公使芳澤謙吉及支那國駐劄ソヴェート社會主義共和國聯邦大使レフ・ミハイロヴィチ・カラハンは良好妥當と認められたる各自の全權委任狀に基き本日北京に會合して左の文書を審査せり  
一 日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約

二 議定書二通  
三 聲明書一通

四 交換公文一件  
五 附屬公文一通

全權委員は同文書に掲げられたる總ての用語及條項に同意したるを以て正式に各文書に署名調印せり

尙全權委員は日本國全權委員に依り一九二四年八月二十九日ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員に手交せられ且日本人が北サガレンに於て作業中なる油田及炭田の狀態に關する説明を掲げたる覺書を本議定書に添附すべきことを約す  
右證據として兩締約國の各全權委員は英吉利語を以てしたる本議定書二通に署名調印せり

一九二五年一月二十日北京に於て作成す

芳澤謙吉  
エル・カラハン

一九二四年八月二十九日、日本代表よりソ聯邦代表に交付された覺書

一 此等試掘作業は政府の爲に株式會社北辰會に依りて行はれ居れり  
二、建設物其他

作 業	位 置	地 積	井 掘 試	
			出 油	無 油
オハ	オハ河の流域に於てウルクト灣の西2哩半	エーカー 2,500	4	7
エハ	エハビ灣の西1哩	1,600	ナシ	3
ビルト	ビルトウン河に沿ひキヤツクル灣の南西6哩	1,200	ナシ	3
ヌト	ヌトヴオ河口より西5哩	2,500	1	2
チアイ	ボアタシン河に沿ひチアイヴオ灣の西3哩	1,200	1	1
ヌイ	ノグリツク河トウトミ河の支流の流域に於てヌトヴオ灣の西7哩	1,600	1	1
ヴイ	トウイミ河の流域に沿ひ同河の河口の南3哩	800	ナシ	2
グ	ナピリスキー灣の北カタンگری湖の岸	1,600	1	4

建設物表	オハ	エハ	ビルト	ヌト	チアイ	ヌイ	ヴイ	グ	カタン
職員及労働者家屋	30	1	2	7	8	6	1	15	
掘鑿用機	11	5	3	3	1	2	2	5	
機關場	6	—	—	1	—	—	—	—	
貯油所(土製)	3	—	—	—	—	—	—	—	
燃料油タンク(鋼製)	4	—	—	—	—	—	—	—	

三、使用せらるる専門家二〇、労働者四〇〇

四、機械

ハイドロリック、ロータリ式 三スタンダード、ケーブル式五深掘用  
ダイアモンド、ボーリング式 二スプリング、ボーリング式(人力に依るもの)一〇淺掘用

五、設備

(イ)通信用 各所の作業を連絡する電話線  
オハ及チアイヴオに於ける無線電信所

(ロ)運搬用 舢舨及傳馬船十二隻の外各所の作業を連絡する爲夏季使用せらるる小型蒸気船一隻及發動汽船數隻

六、建設物 (前頁下段表参照)

(ハ)建設物 (前頁下段表参照)  
ウルクト灣とオハに於ける工場との間二哩半に亘るトロツコ線及カタンگری、ナピル間約三哩に亘る他の線なし

七、石油の輸出

(炭坑作業)  
一、作業者・ドゥーエ鑛山 三菱會社は占領軍の爲に作業し居れり、ロガトウイ鑛山スタヘエフ會社及三菱會社が合同事業として作業し居れり

二、鑛山の位置・ドゥーエ鑛山 海に近きヌトヴアヤの流域に於てアレクサンドロウスク港の南約六哩、現に作業中の水平坑は二但し堅坑なし一九二三年の産額約五萬噸

ロガトウイ鑛山は海に面しアレクサンドロウスク港の南約十哩、現に作業中の坑二、堅坑なし一九二三年の産額約三萬噸

三、専門家及労働者の數

専門家 労働者  
ドゥーエ鑛山 五約二〇〇  
ロガトウイ鑛山 三約一五〇  
(右數は夏季のものとする)

四、機械 ドゥーエ鑛山に於ては小型機關車は石炭を運搬の目的の爲に使用せらる、ロガトウイ鑛山に於ては機械を使用せず採掘及運搬は人及馬に依りて行はれ居り

五、建設物 ドゥーエ鑛山より海岸に至る一哩強のトロツコ線及ロガトウイに於ける四分の一哩弱の他のトロツコ線を除き炭坑用には特殊の建設物なし

六、輸 出 ドゥーエ鑛山の産額は占領軍及占領区域内の住民に依り消費せられ島外に搬出せらるるものなしロガトウイ鑛山の産額の三萬噸は三菱及スタヘエフに依りて一九二三年に輸出せられたりとのことなり



日露媾和條約

(明治三十八年九月五日調印)

芳澤謙吉

日本國皇帝陛下及露西亞國皇帝陛下は兩國及其人民に平和の幸福を回復せむことを欲し媾和條約を締結することに決定し之が爲に日本國皇帝陛下は外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下を全露西亞國皇帝陛下は「プレジデント、オブ、ゼ、コムミツテイ、オブ、ミニスターズ、オブ、ゼ、ゼムバイア、オブ、ロシア」「セクレタリ、オブ、ステート」「セルジ、ウキツテ」閣下及亞米利加合衆國駐特命全權大使「マスタ、オブ、ゼ、イムピリアル、コールド、オブ、ロシア」男爵「ローマン、ローゼン」閣下を各其全權委員に任命せり因て各種全權委員は互に其委任状を示し其良好妥當なるを認め以て左の諸條款を協議決定せり

第一條 日本國皇帝陛下と全露西亞國皇帝陛下との間及兩國臣民の間に將來平和及親睦あるべし  
第二條 露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政治上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導保護又監理の措置を執るに方り之を阻碍し又は之に干渉せざることを約す韓國に於ける露西亞國民は他の外國の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるべく之を換言すれば最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし  
兩締約國は一切誤解の原因を避けんが爲露韓兩國の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上の措置を執らざることに同意す  
第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す  
一 本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ遼東半島租借權が其效力を及ぼす地域以外の滿洲より全然且同時に撤兵すること  
二 前記地域を除くの外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し又は其監理の下に在る滿洲全部を擧げて全然清國專屬の行政に還附すること露西亞帝國政府は清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等領土上の利益又は優先的若し專屬的讓與を滿洲に於て有せざること

とを聲明す

第四條 日本國及露西亞國は清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻碍せざることとを互に約す  
第五條 露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順港、大連並其附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其一部を組成する一切の權利特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す露西亞帝國政府は又前記租借權が其效力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す  
日本帝國政府に於ては前記地域に於ける露西亞國臣民の財産權が安全に尊重せらるべきことを約す  
第六條 露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及其一切の支線並同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産同地方に於て該鐵道に屬し又其利益の爲に經營せらるる一切の炭坑を補償を受くることなしく且清國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す  
兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾するに至る迄の間兩國通商關係の基礎として相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す而して輸入税及輸出税、税關手續、通過税及噸税並一方の代辯者、臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は何れも前記の方法に依る

を得べきことを互に約す  
第七條 日本國及露西亞國は滿洲に於ける各々の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し決して侵略の目的を以て之を經營せざることとを約す  
該制限は遼東半島租借權が其效力をも及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものと知るべし  
第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府は交通及運輸を増進し且之を便易ならしむる目的を以て滿洲に於ける其接續鐵道業務を規定せんが爲成るべく速に別約を締結すべし  
第九條 露西亞帝國政府は薩哈連島南部及其附近に於ける一切の島嶼並該地方に於ける一切の公共營造物及財産を完全なる主權と共に永遠日本帝國政府に讓與す其讓與地域の北方境界は北緯五十度と定む該地域の正確なる境界線は本條約に附屬する追加約款第二の規定に従ひ之を決定すべし  
日本國及露西亞國は薩哈連島又は其附近の島嶼に於ける各自の領地内に堡壘其他之に類する軍事上工作物を築造せざること互に同意す又兩國は各宗谷海峡及韃靼海峡の自由航海を妨礙することあるべき何等の軍事上措置を執らざることを約す

第十條 日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞國臣民に付てはその不動産を賣却して本國に退去するの自由を留保す但し該露西亞國臣民に於て讓與地域に在留せむと欲するときは日本國の法律及管轄權に服従することを條件として完全に其職業に従事し且財産權を行使するに於て支持保護せらるべし日本國は政事上又は行政上の權能を失ひたる住民に對し前記地域に於ける居住權を撤回し又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す但し日本國は前記住民の財産權を完全に尊重せらるべきことを約す

第十一條 露西亞國は日本海オホーツク海及ベーリング海に瀕する露西亞國境領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す  
前項の約束は前記方面に於て既に露西亞國又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及ぼることとに双方同意す  
第十二條 日露通商航海條約は戰爭の爲廢止せられたるを以て日本帝國政府及露西亞帝國政府は現下の戰爭以前に效力を有したる條約を基礎として新に通商航海條約を締結

第十三條 本條約實施の後成るべく速に一切の俘虜は互に之を還附すべし日本帝國政府及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし一方の政府の收容に係る一切の俘虜は他の一方の政府の特別委員又は正當に其委任を受けたる代表者に引渡し同委員又は其の代表者に於て之を受領すべし而して其引渡及受領は引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すべき便宜の人員及引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふべし

日本帝國政府及露西亞國政府は俘虜引渡完了の後成るべく速に俘虜の捕獲又は投降の只より死亡又は引渡の時に至るまで之が保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし同計算書を交換の後露西亞國は成るべく速に日本國が前記の用途に支出したる實際の金額と露西亞國が同様に



支出したる實際の金額との差額を日本國に拂戻すべきことを約す

第十四條 本條約は日本國皇帝陛下及露西亞亞皇帝陛下に於て批准せらるべし該批准は成るべく速に且如何なる場合に於ても本條約調印の日より五十日以内に東京駐劄佛蘭西公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を経て日本帝國政府及露西亞帝國政府に各之を通告すべし而して其終りの通告の日より本條約は全部を通じて完全の效力を生ずべし正式の批准交換は成るべく速に華盛頓に於て之を行ふべし

第十五條 本條約は英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り之に調印すべし其各本文は全然符合すと雖も其解釋に差異ある場合には佛蘭西文に據るべし  
右證據として兩帝國全權委員は茲に本講和條約に記名調印するものなり  
明治三十八年九月五日即一九〇五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス(ニュー・ハムプシヤ州)に於て之を作る

小村 壽 太 郎(記名) 〇  
高 平 小 五 郎(記名) 〇  
セルシウ・ウキツテ(記名) 〇  
セルシウ・ウキツテ(記名) 〇

日ソ漁業條約

日本國ソヴェート社會主義共  
和國聯邦間漁業條約(正文英文)

(昭和三年一月二十三日モスクワ市に於て調印。同年五月二十三日東京に於て批准書交換)

日本國皇帝陛下及ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は一九二五年一月二十日北京に於て締結せられたる日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約第三條の規定に従ひ漁業條約を締結する爲左の如く各其の全權委員を任命せり

日本國皇帝陛下  
ソヴェート社會主義共和國聯邦駐劄  
特命全權大使 正四位 勳一等

田 中 都 吉  
ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委  
員會

ソヴェート社會主義共和國聯邦外務人民  
委員代理レフ・ミハイロヴィチ・カラハ  
ン及露西亞社會主義聯邦ソヴェート共和  
國農務人民委員部參與會員マルチン・イ  
ヴァノヴィチ・ラツィヌ

同上追加約款

明治三十八年九月五日ポーツマスに於て調  
印同年十月十六日公布

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及  
第九條の規定に従ひ下名の全權委員は左の追  
加約款を締結せり

第一 第三條に付

日本帝國政府及露西亞帝國政府は同時に且  
講和條約の實施後直に滿洲の地域より各其  
軍隊の撤退を開始すべきことを互に約す而  
して講和條約實施の日より十八箇月の期間  
内に兩國の軍隊に遼東半島借地以外の滿洲  
より全然撤退すべし前面陣地を占領する兩  
國軍隊は最先に撤退すべし

兩締約國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を  
保護せむが爲守備兵を置くの權利を保留す  
該守備兵の數は一キロメートル毎に十五名  
を超過することを不得而して日本國及露西  
亞國軍司令官は前記最大數以内に於て實際  
の必要に顧み之に使用せらるべき守備兵の  
數を双方の合意を以て成るべく少數に限定  
すべし

滿洲に於ける日本國及露西亞國軍司令官は  
前記の原則に従ひ撤兵の細目を協定し成る  
べく速に且如何なる場合に於ても十八箇月

因て各全權は互に其の全權委任狀を示し之  
が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定  
せり

第一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦は河  
川及入江を除き日本海オホーツク海及ベー  
リング海に於けるソヴェート社會主義共和  
國聯邦の屬地の沿岸に於て臘脂獸及臘虎を  
除きたる一切の種類魚類及水産物を捕獲し  
採取し及加工するの權利を本條約の規定に  
従ひ日本國臣民に許與す右例外に含まるゝ  
入江は本條約附屬議定書(甲)第一條に之を  
列擧す

第二條 日本國民は魚類及水産物の捕獲、採  
取及加工の目的を以て特に指定せられたる  
海上及陸地に亘る漁區に於て之に従事する  
こと自由たるべし右漁區の貸付は競賣に依  
りて之を爲し日本國臣民とソヴェート社會  
主義共和國聯邦人民との間に何等の差別を  
設くることなかるべし、尤も前項に對する  
例外として兩締約國政府の合意ありたる漁  
區は競賣に依らずして之を貸付することを  
得るものとす

漁區の競賣は毎年二月ウラザヴオストツク  
に於て行はるべく又之が爲指定せられる日  
及場所並に賣却せらるべき各種の漁區の貸

を越えざる期間内に撤兵を實行せむが爲双  
方の合意を以て必要なる措置を執るべし

第二 第九條に付

兩締約國に於て各任命すべき同數の人員よ  
り成る境界劃定委員は本條約實施後成るべ  
く速に薩哈噠島に於ける日本國露西亞國領  
地間の正確なる境界を永久の方法を以て實  
地に就き劃定すべし該委員は地形の許す限  
り北緯五十度を以て境界線となすことを要  
し若し何れかの地點に於て同緯度より偏倚  
するの必要を認むるときは他の地點に於け  
る對當の偏倚に依りて之を填補すべし該委  
員は議與中に包含せらるる附近島嶼の表及  
明細書を調製するの任に當り且讓與地域の  
境界を示す地圖を調製し之に署名すべし該  
委員の事業は兩締約國の承認を経ることを  
要す

前記追加約款は其附屬する講和條約の批准と  
共に批准せられたるものと看做さるべし  
明治三十八年九月五日即一九〇五年八月二  
十三日(九月五日)ポーツマスに於て

小村 壽 太 郎(記名) 〇  
高 平 小 五 郎(記名) 〇  
セルシウ・ウキツテ(記名) 〇  
セルシウ・ウキツテ(記名) 〇

付に關する必要な細目は競賣の少くとも  
二月前に於てウラザヴオストツク駐在日本  
國領事官に正式に通告せらるべし競落者な  
き漁區に付ては該漁區は前回の競賣後十五  
日以内に且五日より早からずして再び競賣  
に付せられるべし

鯨及鱈並に特定の漁區内に於て捕獲し又は  
採取すること能はざる一切の魚類及水産物  
の捕獲は特別の免許狀を具ふる航海船に搭  
乗せる日本國臣民に許さるべし

第三條 本條約第二條の規定に従ひ漁區の貸  
付を受けたる日本國臣民は該漁區の境界内  
に於て岸地を自由に使用するの權利を有す  
べし右日本國臣民は該岸地に於て自己の漁  
船及漁網に必要な修繕を行ひ之を岸に引  
上げ並に自己の捕獲物及採集物を陸揚し、  
加工し及貯藏することを得べく又之が爲該  
岸地に建物、倉庫、小屋及乾燥場を建て又  
は之を移轉すること自由たるべし

第四條 漁業に關して徵せらるべき税金課金及  
手数料に付ては日本國臣民は左の條件に従  
ふべく又如何なる場合に於てもソヴェート  
社會主義共和國聯邦の人民に與へらるゝ所  
に比し不利益なる待遇を受くることなかる  
べし



(一) 漁業権を有する日本國臣民に課せらるべき營業税の額は右日本國臣民が捕獲し、採取し又は加工したる魚類及水産物の漁場に於ける價格の百分の三を越ゆることなかるべし

(二) 右日本國臣民は營業税並に本條約附屬議定書(甲)第九條に掲ぐる税金課金及手数料を除く一切の種類税課金及手数料を免除せらるべし

(三) 營業税並に他の税金、課金及手数料の支拂は兩政府間の特別取極に依り之を處理することを得

(四) 日本國に住所を有し且日本國臣民に貸付せられたる漁場に於て季節的勞働に従事する日本人たる被使用者の所得に對しては何等の税金又は課金を徴收することなかるべし

第五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦はソヴェート社會主義共和國聯邦の極東水域に於て捕獲せられ又は採取せられたる魚類及水産物に對しては該魚類及水産物が製造工程を経たると否とに拘らずソヴェート社會主義共和國聯邦より日本國に輸出せらるべきものなるときは、何等の税金を徴することなかるべし

物の輸出に付ては右日本國臣民は之が輸出に要する手續に従ふべし

右日本國臣民は専ら自己の漁業の爲及自己又は自己の被使用者の爲に使用することを目的とする必需品を何等の輸入免許を要せずして輸入すること自由たるべし

前記貨物の輸入に對しては何等の税金及課金を徴することなかるべし右貨物及其の數量は毎年適當なる時期に於て權限ある地方官憲がソヴェート社會主義共和國聯邦の中央官憲の承認を経て作成すべき品目表中に明記せられるべし

第十條 漁業権を取得したる日本國臣民及其の被使用者にしてソヴェート社會主義共和國聯邦人民に非ざるもの、人國、滞在移轉及出國に關してはソヴェート社會主義共和國聯邦の官憲に依り制定せられ又は制定せらるることあるべき簡易規則を本條約第一條に特定せらるる地方に適用すべし他の一切の場合に於ては日本國臣民は外國人のソヴェート社會主義共和國聯邦への入國、之に於ける滞在及之よりの出國に關し制定せられ又は制定せらるることあるべき法令及規則に従ふべし

第六條 本條約第一條に特定せらるる地方に於て、魚類及水産物の捕獲、採取及加工に従事する日本國臣民の被使用者の國籍に付ては何等の制限を設けることなかるべし

第七條 魚類及水産物の加工方法に付てはソヴェート社會主義共和國聯邦は本條約第一條に特定せらるる地方に於て漁業権を取得したる日本國臣民に對しては該地方に於て漁業権を取得したるソヴェート社會主義共和國聯邦人民が免除せらるる何れの制限をも加へざることを約す

第八條 漁業権を取得したる日本國臣民はソヴェート社會主義共和國聯邦の權限ある領事官が日本國に於て發給したる航海證書及日本國官憲が發給したる健全證書を具ふる航海船を日本國より自己の漁場へ自己の漁場より他の漁場へ及自己の漁場より日本國への直航の用に供する事を得又右船舶は搭載せる魚類及水産物にしてソヴェート社會主義共和國聯邦の極東水域に於ては捕獲せられ又は採取せられたるもの、第三國への輸出に要する手續に従ふに於て漁場より直接右第三國へ航行することを得前記船舶は漁業に必要な人及物件並に捕獲及採集物を課金及税金を徴せらるることなく運搬すること自由たるべし

漁業権を取得したる日本國臣民は自己の漁區又は本條約第二條末項に掲ぐる免許狀を具ふる船舶の間に於て前記の人、物件、捕獲物及採集物の陸上岸に沿ひ又海上漁船に搭載して課金及税金を徴せらるる事なく運搬することを得

本條の規定は各自別々の漁區又は免許狀を有する者が共同して一の船舶又は漁船を使用する場合にも均しく適用せらるべし

本條の規定は貸付期間の満了したる漁區内に在る殘留財産の他の漁區又は日本國への移轉に適用せらるべし

前記の船舶及漁船は他の一切の點に付ては沿岸貿易に關し制定せられ又は制定せらるることあるべきソヴェート社會主義共和國聯邦の法令に従ふべし

第九條 漁業権を取得したる日本國臣民は日本國臣民が捕獲し又は採取したる魚類及水産物を何等の輸出免許を要せずして日本國に自由輸出することを得又右日本國臣民は右魚類及水産物を之が輸出する手續に従ひ第三國に輸出することを得

ソヴェート社會主義共和國聯邦の國營若は他の企業又人民より購入したる魚類及水産物は社會主義共和國聯邦の極東水域に捕獲せられ又は採取せられたる魚類及水産物に對しては該魚類及水産物が製造工程を経たると否とに拘らず何等の輸入税を課せざることを得

第十三條 日本人たる被使用者は日本國に居住し日本國に於て雇傭せられ及季節的漁業の勞働に従ひたる後日本國に歸還するものなること、其の慣行及習俗は日本人に特有のものなること、日本國及漁場間の無賃往復並に全雇傭期間中の無料給食を許與せらるること、正規の賃銀以外に捕獲物及採集物の配當を與へらるる事並に醫療及他の救恤手段の無料施設ある事を認むるに因りソヴェート社會主義共和國聯邦は制定せられ又は制定せらるることあるべき勞働の保護及規律に關する其の法令及規則を本條約の規定に依り日本國臣民に貸付せられたる漁場に於ける日本人たる被使用者の勞働に適用するに當り前記事實に適合せしむることを約す

第十四條 本條約に於て特に規定せられざるも本條約第一條に特定せらるる地方に於ける漁業に關する事項に付ては日本國臣民は右地方に於て漁業権を取得したるソヴェート



ト社會主義共和國聯邦人民に與へらるる所と同一の待遇を受くるの權利を有すべし  
第十五條 本條約は八年間引續き效力を有すべく且右期間の終に於て修正又は更新せらるべく爾後本條約は每十二年の終に於て修正又は更新せらるべし

締約國の一方は本條約の終了の十二月前に於て本條約を修正するの希望を他方に通告することを得右修正の爲の商議は右十二月以内に結了せらるべし  
締約國の何れも右修正の爲めの通告を爲さざる時は本條約は更に十二年間引續き效力を有すべし

第十六條 本條約は批准せらるべく又其批准書は成るべく速に且如何なる場合に於ても之が署名後四月より後ることなく東京に於て交換せらるべし  
本條約は其の批准書交換の日の後五日目より實施せらるべし  
右證據として各全權委員は英吉利語を以てせる本條約二通に署名調印せり  
一九二八年一月二十三日モスクワ市に於て之を作成す

田 中 都 吉  
エル・カラハン

議定書(甲)

(昭和三年五月二十六日告示)  
外務省 第九十三號

本日、日本國ソヴェート社會主義共和國聯邦間漁業條約に署名するに當り兩締約國の全權委員は左の如く協定せり

- 第一條 漁業條約第一條に掲げらるる例外たる入江は左の如し
  - 一 セント、ローレンス灣(ブナウゲン岬よりハルギリラフ岬に引きたる直線に至る)
  - 二 メナグメ灣
  - 三 コニヤム灣(ベンケグネイ灣)
  - 四 アボレシエフ灣(カラガン灣)
  - 五 ルミレイト灣
  - 六 プロヴィデンス灣(リソフスキ岬よりルイサヤ・ガラヴァに引きたる直線に至る)
  - 七 ホーリー・クロツス灣(メエチケン岬の緯線に至る)
  - 八 アナディル灣(セント・バツリアス岬よりゲーカ岬に引きたる直線に至る)

- 九 セント・バヴラ灣
- 十 シリニューボチナヤ灣
- 十一 テヌイレン湖
- 十二 シツクス・フイート湖
- 十三 バロン・コルフア灣の北部
- 十四 カラーガ灣
- 十五 ベチエヴィンスカ灣
- 十六 アヴァチア灣(ベズイミヤンヌイ岬よりダルニー岬に引きたる直線に至る)
- 十七 ペンツィンスク灣(マメート岬の緯線に至る)
- 十八 ミルカチンスキ岬
- 十九 ヤムスカヤ灣
- 二十 アヤン灣
- 二十一 コンスタンチン太公灣
- 二十二 セント・ニコラス灣(ラムズドルフ岬よりグロト岬に引きたる直線に至る)
- 二十三 スチアースチア灣
- 二十四 バイカル灣(チアウノ岬よりヴィトフタ岬に引きたる直線に至る)
- 二十五 ヌイスキー灣
- 二十六 ナビルスキ岬
- 二十七 クレストヴァヤ灣
- 二十八 スタルカ灣
- 二十九 ヴァエナ灣(ウエツセリ岬よりア

一 ルヌイ岬に引きたる直線に至る)  
三十 ソヴェート港(ミリュエーチナ岬よりプチアチナ岬に引きたる直線に至る)

三十一 テルネ灣(ストラシヌイ岬の緯線に至る)  
三十二 セント・ウチナイミル灣(バリユ一セク岬よりヴァトフスカゴ岬に引きたる直線に至る)

三十三 プレオブラジエーニヤ灣の北東部に在る小なる入江(マトウエーエヴァ岬の緯線に至る)  
右例外は公海に適用せられざるべきは勿論とすポドカゲルナヤ河の河口よりアヤン灣に至る迄のオホーツク海の北岸に付ては前記例外中に入るべき入江はベンツィンスク灣(第十七參照)、ミルカチンスキ岬(第十八參照)、ヤムスカヤ灣(第十九參照)及アヤン灣(第二十參照)を除き左の定義に従ひ決定せらるべし

本土に入込める灣にして其の長さ(最深き本道に依り測りたる)灣口の幅の三倍を超ゆるもの右の外左の灣内に於ては漁業は他の外國人に對すると同様日本國臣民に對し禁止せらるべし但し公海を含まざるを勿論とす

- 一 デ・カストリ一灣及フレデリツクス灣(カストリ一岬よりク羅斯ター・カンパ岬に引きたる直線及ク羅斯ター・カンパ岬よりオストルイ岬に引きたる直線に至る)
- 二 セント・オルガ灣(マホフスカゴ岬よりシニコータ岬に引きたる直線に至る)
- 三 ビーター大帝灣(灣内に在る諸島を包含しバヴァロートヌイ岬よりガモヴァ灣に至る)
- 四 ボシエツト灣(ガモヴァ岬よりブタクコフ岬に至る)

第二條 河川と海との境界に關する事項に付ては兩政府は國際法の原則及慣例に従ふべし

第三條 漁業條約に依り日本國臣民に許與せられたる黒龍江海灣(リマン)に於ける漁業權は左の特別規定に従ふべし  
(一) 日本國臣民はソヴェート社會主義共和國聯邦人民と同一の地歩に於て競賣に依り右地方に於て漁區を取得することを得  
(二) 漁區を取得したる日本國臣民は漁業の關する限り一切の點に付漁區の競落者たるソヴェート社會主義共和國聯邦人民と均しく黒龍江流域に於ける河川漁業に

關し制定せられ又は制定せらるることあるべき法律、規則及命令並に右地方に於ける漁區借受人が外國人たる労働者を使用することを禁止せる規定に従ふべし

第四條 日本國臣民は漁業條約第一條に特定せらるる地方の何れかの部分に於ける漁區の貸付の申請を爲すときは右條約第二條の規定に依り右貸付を受くることを得但し前記地方に於ける魚類の養殖及保護、之に密接の關係ある産業の取締並に漁業に關する他の一切の事項に關しソヴェート社會主義共和國聯邦に於て制定せられ又は制定せらるることあるべき法律、規則及命令に従ふべし

捕獲せらるる漁種が漁區貸付契約中に明記せられざる場合に於てはソヴェート社會主義共和國聯邦は捕獲せらるる魚類に對し何等の制限を其の鮭鱒族の保護に必要と爲らざる限り課することなかるべし

第五條 日本國臣民間並に日本國臣民及ソヴェート社會主義共和國聯邦人民間の漁業權の移轉に付てはソヴェート社會主義共和國聯邦の法令に依り定められたる手續に従ひ右移轉の申請ありたるときは之が許可を與ふべし



第六條 漁區の貸付期間は左の如く之を定む  
漁業條約の實施前既に開かれたるも未だ經營せられざりし漁區又は實施後初めて開かれたる漁區に付ては一年

一年以上經營せられたる漁業に付ては三年  
三年以上經營せられたる漁區に付ては五年  
漁業條約第二條第二項同條約附屬文書の規定に依り特別貸付を許與せらるべき漁區に付ては前記期間は之を變更することを得るものとす

第七條 漁業條約の期間の満了の日に於て未だ期間の満了せざる漁業權は漁業條約自體に關し兩締約國の爲すべき決定の如何に拘らず右漁業權の全存續期中引續き有效たるべし

第八條 漁業條約第一條に特定せらるる地方に於て既に存在する漁區は漁業條約の全存續期間利用の爲開き置かるべし

第九條 漁業條約第四條(二)の規定に關しては日本國臣民は左の税金、課金及手数料を免ぜらるべし  
(一) 運搬手段(馬、自動車、自轉車、自動車、自轉車)に對する地方課金  
(二) 汽機、壓力に依り運轉せらるる装置

昇降機及起重機械の検査證明書の手数料  
(三) 現に都市に於て實施中なる建物に對する地方課金が漁場の存在する地方に適用せらるべき場合には右地方課金  
(四) ソヴェート社會主義共和國聯邦の中央官憲に依り設けられたる印紙税、公證人手数料、裁判手数料並に他の同様の税金、課金及手数料にして漁區及漁場の設備に間接の關係を有するもの並に取引所に於て行はれ又は登録せられたる取引に對し地方官憲に依り設けられたる地方税金  
(五) ソヴェート社會主義共和國聯邦への入國、之に於ける滞在及之よりの出國に關する領事手数料及登録手数料  
(六) 文書の發給又は證明に對する領事手数料又は他の手数料  
(七) 漁區貸付契約の登録手数料  
(八) 森林より賣出されたる木材に對する課金  
(九) ソヴェート社會主義共和國聯邦に於ける消費の爲の魚類及水産物の賣却より生ずる利益に對する所得税並に右魚類及水産物に關する運搬税  
第十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府

第一條 船舶が回航せんとする一箇又は數箇の漁區の貸付を證明する書類  
第二條 證明ある在船者名簿にして在船者の身分證明の書類を添付したるもの  
第三條 船舶の載貨が單に漁業條約第九條第九項に掲ぐる貨物のみより成ることを證明する書類、右書類には又載貨の數量を表示すべし

航海證書には左の事項を表示すべし  
一 船名及船籍港名  
二 一箇又は數箇の漁區の一人又は數人の借受人の名  
三 船舶が回航せんとする一箇又は數箇の漁區の明示  
四 載貨の性質及數量  
五 乗組員の名

前記證書及健全證書を具ふる船舶は航海證書に記載せられたるソヴェート社會主義共和國聯邦の沿岸の地點のみに到り及留まることを得税關の存在する港は右船舶に對し常に開放せらるるは勿論とす  
漁業條約第二條末項に依りソヴェート社會主義共和國聯邦の極東水域に回航する日本國船舶は特に指定せられたるソヴェート社

會主義共和國聯邦の港の一に先づ到るべく同港に於てはソヴェート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲は右船舶に對し魚類及水産物の捕獲、採取及加工の爲の特別免許狀を發給すべし該免許狀は又日本國に於けるソヴェート社會主義共和國聯邦の領事官を経て之を受け得べく此の場合に於ては右船舶は前記港の何れにも航行することを要せざるべし  
第十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は各別の日本國臣民に貸付せられたる漁場間に於ける日本國船舶(ルイボロヴヌイエ・ロドウキ)の個々の航海に對し何等の異議を有せず發動機を具ふる漁船が曳船を爲し又は爲さずして航海する場合に於てはソヴェート社會主義共和國聯邦の地方官憲より許可を受くべし  
第十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の水域内に於て漁業又は其の補助的任務に従事する日本國汽船は航海日誌の露西亞語又は英吉利語の翻譯文を具ふべし日本國の航海發動機船又は航海帆船は成るべく右規定に従ふべし  
第十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は漁業條約第九條に掲ぐる品目表を作成

は一箇又は數箇の特定の第三國に關し之に輸出せらるる一般貨物に適用せらるべき税金を變更する場合を除くの外ソヴェート社會主義共和國聯邦の極東地方より輸出せらるる魚類及水産物に對し税金を免除する現行法規を漁業條約の存續期間中維持することを約す  
ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は日本國に於て加工せられずしてソヴェート社會主義共和國聯邦に再輸入せらるる魚類及水産物に付てはソヴェート社會主義共和國聯邦の産物又は製造品たる再輸入品に對し税金を免除する自國の現行規則を漁業條約の存續期間中維持することを約す  
第十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民が釀及價值少き他の魚種並に魚類及水産物の加工の際生ずる廢棄物より肥料を製造することに對し何等の異議を有せず又ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民が日本式方法により鱈鱈族の魚類に加工し及之を鹽藏することに對し何等の異議を有せず  
第十二條 漁業條約第八條第一項に掲ぐる航海證書は左の書類の提出ありたるときはソヴェート社會主義共和國聯邦の領事官に依

し及承認するに當りては日本國臣民の漁業の實際の必要が充分考慮せらるべきことを保障す  
第十六條 漁業の何れかの部門の作業に適する日本國臣民は總計百人を超えざる限り、ソヴェート社會主義共和國聯邦への入國及之に於ける居住に關する法令及規則に従ふに於ては日本國臣民に貸付せられたる漁區に於て越年するの權利を有すべし右漁區に於ける越年に要する番人はソヴェート社會主義共和國聯邦人民中より之を雇備すべし  
第十七條 蕃殖の爲保護の措置を要することあるべき魚類及水産物の捕獲及採取に對しては右捕獲及採取の數量を限定することあるべき標準はソヴェート社會主義共和國聯邦の官憲に依り極東に於けるソヴェート社會主義共和國聯邦の河海兩方面に於ける右魚類及水産物の蕃殖の實際の傾向を考慮の基礎として決定せらるべし日本國臣民に貸與せられたる一切の漁區に於ては河口に最近接近せる漁區を除くの外建網の使用を許さるべし又河口に最近接する漁區に付ては曳網を以てする漁業を該漁區に於て行ひ得ざることと判明したる場合に於て建網の使用を許さるべきことを約す尙何れの漁區に於てもウ

り發約せらるべし



インチ・エスカレーター、コンヴェーヤー  
キヤプスタン、ブロック又は漁業の作業を  
容易たらしむる其の他の器具、機械及設備  
の使用に對し何等の制限を加へらるゝこと  
なかるべし

第十八條 漁業條約及同條約附屬文書中に於  
て使用せらるる「日本國臣民」及「ソヴェ  
ート社會主義共和國聯邦人民」なる語は夫  
夫日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦  
の公私の企業を含みソヴェート社會主義共  
和國聯邦人民たる語は特別の待遇を享くる  
地方農民及地方漁民を含まざるものとす又  
漁業條約第四條及本議定書第九條に特に規  
定する事項に付てはソヴェート社會主義共  
和國聯邦の國企業及コオペラティヴ組合は  
特別の地位を與へらるるものとす

第十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦政  
府は漁業條約の存続期間の第一年に於ける  
漁業の競賣の行はれたる後何時にても漁業  
條約第一條に特定せらるる地方の何れかの  
部分に在る漁區の貸付を該部分に現に定住  
し又は定住することあるべき地方農民及地  
方漁民に對し競賣に依らずして許與せるこ  
とを得右許與は漁業條約の存続期間中引續  
き二年間本議定書第四條に掲ぐる申請なき

地方又は右許與の直前引續き三年を超ゆる  
期間中競賣なき漁區に付てのみ之を與ふ  
ることを得ソヴェート社會主義共和國聯邦  
は日本國臣民の爲に開かれたる極東水域に  
於ける漁業上の活動範圍を右許與に依り縮  
少せしめざる爲及權限ある官憲をして日本  
國臣民の新漁區開設の希望に副はしむる爲  
必要の措置を執るべし  
ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は地方  
農民及地方漁民に右の方法に依り貸付せら  
れたる漁區が引續き二年間經營せられざる  
場合に之を競賣に付すること並に地方農民  
又は地方漁民以外の何れかの者への右漁區  
の轉貸又は移轉を禁ずることを約す  
地方農民及地方漁民は漁業條約第二條の規  
定に従ひ競賣に依る漁區の貸付を受くるこ  
と自由たるも斯く漁區の貸付を受けたる者  
は本條に依り許與せられ、轉貸せられ又は  
移轉せらるゝ漁區を右と同時に有すること  
を得ず  
右地方農民又は他方農民の地位は労働者を  
使用することなく自己の生計の爲自ら漁業  
に従事する者及其の家族にのみ與へらるゝ  
ことを約す

第二十條 漁業條約及同條約附屬文書中に使

業に必要な被服及他の物品並に住居を支  
給することに付ては右被使用者の國民的慣  
行及習俗が相當考慮せらるべし

(二) 基本賃銀の額は極東地方の漁業上の慣  
例に従ひ日本國の通貨を以て且全漁季に對  
し之を取極むることを得被使用者が希望す  
る場合に於ては右基本賃銀の一部は右被用  
者に前拂せらるべし且全漁季間に對する  
右基本賃銀は使用者が雇傭契約に依り被使  
用者の運送及給食の費用を負擔する場合  
並に使用者が所謂「九一」又は同様の慣行  
に依り其の被使用者に對し捕獲物及採集物  
の一定の割合に相當する特別給與を與ふる  
場合と雖も一月十五圓に相當する額を下る  
ことなかるべし

右規定は一方最低賃銀に關するソヴェート  
社會主義共和國聯邦の法令並に他方日本國  
に於ける經濟上及社會上の現狀を考慮して  
採用せられたるものなるに付右規定が不適  
當なるに至れる場合に於ては新事態に適應  
せしむる爲兩政府間の合意に依り必要なる  
更生を爲し得ることを約す

(三) 漁場に於ける労働時間は原則として一  
日八時間とするも漁業の特質に鑑み且季節  
的労働に於ける労働條件を規定するソヴェ

ソヴェート社會主義共和國聯邦の法令に従ひ使用  
者は全漁季に對しても労働時間及賃金に付  
労働人民委員部の權限ある地方機關と取極  
を爲すに於ては其の被使用者との合意に依  
り之をして一日八時間を超え労働せしむる  
ことを得

尤も漁撈作業に於ける労働に付ては漁季中  
何時たるを問はず魚類が大群を成して來る  
場合に於て被使用者の同意あるときは正規  
の時間外、休日及夜間に於て之をして労働  
せしむることを得べく之が爲労働人民委員  
部の前記機關との何等かの取極を要するこ  
となかるべし  
罐詰作業に於ける労働に付ては前項は魚類  
が大群を成して來る場合に於ける捕獲物の  
著積過多に因り、生産物の品質の低下を防  
ぐ爲超過労働を必要とする場合に限り適用  
せらるべし但し當該使用者は超過労働に關  
し使用者及被使用者間に爲されたる合意の  
條件を成るべく速に且如何なる場合に於て  
も當該年の漁季の終了前に地方労働機關に  
通知すべし

(四) (イ) 使用者がソヴェート社會主義共和  
國聯邦の法令に従ひ社會保険料を支拂ふの  
義務を負ふ場合に於ては被使用者(日本國

用せらるゝ「魚類及水産物」なる語は臘腸  
獸及臘虎を除くの外一切の種類の魚類、動  
物植物及他の水産物を謂ふものとす  
第二十一條 本議定書は本日署名せられたる  
漁業條約の批准と共に批准せられたるもの  
と看做さるべく且該條約と同一の存続期間  
を有すべし  
右證據として各全權委員は英吉利語を以て  
せる本議定書二通に署名調印せり  
一九二八年一月二十三日モスクワ市に於て  
之を作成す  
田 中 都 吉  
エル・カラハン  
エム・ラツイス

議定書(乙)

(昭和三年五月二十六日告示)  
外務省告示第六十三號

本日、日本國ソヴェート社會主義共和國聯  
邦間漁業條約に署名するに當り兩締約國の全  
權委員は左の如く協定せり  
漁業條約第十三條の規定に鑑み労働の保護  
及規律に關する法令及法則を漁業權を有する  
日本國臣民及其の日本人たる被使用者に適用  
するには左の條件を附せらるべし

(一) 使用者が自己の被使用者に對し其の作

に歸還したる後に於ても)又は日本國に在  
る其の家族はソヴェート社會主義共和國聯  
邦人民又はソヴェート社會主義共和國聯邦  
内に居住する其の家族と同一の權利を享  
有すべし

(ロ) 社會保険金額が日本國に居住する日  
本國民又は其の家族に支拂はるべき場合  
に於ては右社會保険金額は漁季に對する  
社會保険料が支拂はれたる後四月以内に  
ソヴェート社會主義共和國聯邦政府に依  
り該政府の日本國駐在領事館を経て右日  
本國臣民又は其の家族に支拂はるべし  
(ハ) 社會保険に關する一切の計算及支拂  
に於ては時價に依る爲替相場に代り日本  
國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の各  
通貨の純分比價に依るべし  
(ニ) 使用者の社會保険上の義務は左の三  
種の場合に限らるべし  
一、被使用者が一時労働能力を失ふとき  
二、被使用者が事故の爲廢疾と爲り又は  
死亡するとき  
三、被使用者が醫療を必要とするとき

(ホ) 使用者はソヴェート社會主義共和國  
聯邦の衛生官憲との合意を以て醫療の供  
與を引受くる場合に於ては(ニ)の三の場



合に對する保險料の支拂を免除せらるべし使用者の團體又は他の組織がソヴェエト社會主義共和國聯邦の社會保險中に規定せらるる所に比し被使用者の爲同等又は有利と爲るべき救恤措置を日本國官憲に依り承認せられたる規則に従ひ引受くる場合に於ては使用者は(ニ)の一及二の場合に對する保險料の支拂を免除せらるべし

(五) 被使用者が自己の意思に依り契約を取消したるときは右被使用者は漁場より日本國への旅費を負担すべきことを雇傭契約中に規定することを得但し使用者は被使用者の日本國への乗船に對し責任を負ふべきものとす

使用者は其の漁場に於て被使用者を雇解したるときは右被使用者の日本國への歸還費を支拂ふべし

使用者又は被使用者が被使用者の日本國出發前に相當の事由なくして雇傭契約を履行せざる場合に於ける賠償金の支拂に關し右雇傭契約中に一の規定を挿入することを得るは勿論とす

本議定書の規定は兩政府間に爲さることあるべき合意に依り變更せられ又は補足せられ

るべし

本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存続期間を有すべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てせる本議定書二通に署名調印せり  
一九二八年一月二十三日モスクワ市に於て之を作成す

議定書(丙)

(昭和三年五月二十六日告示) 外務省告示第六十三號

田中 都 吉  
エル・カラハン  
エム・ラツイス

本日、日本國ソヴェエト社會主義共和國聯邦漁業條約に署名するに當り兩締結國の全權委員は左の如く協定せり

漁業権を有する日本國臣民が漁業條約第一條に特定せらるる地方に於て罐詰工場を設置し及經營することに付ては左の條件を附せらるべし但し罐詰工場に關する一切の事項に付ては日本國臣民はソヴェエト社會主義共和國聯邦の私人又は私企業に對し與へらるる所に比し不利益なる地位に置かるることなかるべし

(甲) 競賣に依り日本國臣民に貸付せられたる漁區に於ては右日本國臣民はソヴェエト

(五) (四)に掲げらるる特別契約を締結せんと欲する日本國臣民は日本國臣民は日本國政府に依りソヴェエト社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に推薦せらるべし

(六) 罐詰工場の經營に對する特別報償金(ドリエツオエ、オツチスリエニエ)は關係罐詰工場に於て加工せられたる漁類及水産物の實際の數量に對し左の率に依りソヴェエト社會主義共和國聯邦の金貨幣を以て計算せらるべし

一 紅鮭に對しては一函に付二十コペツク  
二 銀鮭、鱒の助及鮭に對しては一函に付十六コペツク

三 鱒に對しては一函に付九コペツク  
四 蟹に對しては一函に付四十コペツク  
右に關して罐詰品一函は各一ポンド入なる罐四十八箇又は各半ポンド入なる罐九十六箇を包含するものとす

右特別報償金は之に對し課せらるべき税金課金及手数料と共に毎年十二月中に支拂はるべし

特別報償金の前記の率は當該商品の現在の市價が著しく變動したる場合には雙方の合意に依り之を變更することを得

(七) 税金、課金及手数料に付ては漁業條約

ト社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に豫告を爲し日本議定書(乙)(一)(二)(三)(七)及(九)の規定の適用を受くることを條件として其の貸付期間の漁季中罐詰工場を設置し及經營することを得

(乙) 日本國臣民が所有する罐詰工場にして漁業契約の締結の當時現に存在するもの經營に付ては左の條件に従ひソヴェエト社會主義共和國聯邦の權限ある官憲と關係日本國臣民との間に特別契約を締結すべし

(一) 日本國臣民は其の罐詰工場の規模及設備の變更を爲すこと自由たるべし但し右日本國臣民は右變更を爲したるときはソヴェエト社會主義共和國聯邦の規則に依り定められたる手續に従ひソヴェエト社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に之が通知を爲すべし尙日本國臣民は他の借受人に許與せられたる漁區より右罐詰工場へ魚類及水産物を運搬し又は之に加工することを禁止せられ又は制限せらるることなかるべし

(二) 罐詰工場の存在する漁區に於けるソヴェエト社會主義共和國聯邦の政府又は人民に屬せざる一切の財産は特別契約の期間の満了後他の漁區に若しソヴェエト社會主義共和國聯邦外に關係日本國臣民に依り運搬

第四條の規定及同條約附屬文書の規定を適用す右に關しては右附屬文書中に使用せられたる「報償金」なる語は漁區の貸付に對する報償金及(六)に規定せらるる罐詰工場の經營に對する特別報償金(ドリエツオエ、オツチスリエニエ)を包含すと解せらるべきものとす

(八) (三)の規定に従ひ貸付せられたる漁區に對する普通報償金の額を決定する爲左の方法を採用すべし

競賣に依り貸付せられ且罐詰工場に配屬せらるる漁區に最近漁區にして右配屬漁區に於けると同種類の捕獲せらるるもの成るべく總計四箇を三年毎に取りて之を標準と爲し、右漁區に對する報償金の合計を右漁區の漁獲標準高の合計を以て除して得たる商を基本單位と看做すべく、當該報償金は右基本單位に當該漁區に割當てらるる漁獲標準高に乘じて之を算出しソヴェエト社會主義共和國聯邦の金貨幣を以て表示すべし

(九) 罐詰工場及漁區の經營に關する一切の事項にして本議定書に特に規定せられざるものに付ては漁業條約及同條約附屬文書の規定を適用すべし

(十) 現に存在する罐詰工場に關する特別契

せられ又はソヴェエト社會主義共和國聯邦政府の許可を得てソヴェエト社會主義共和國聯邦の領域内に於て賣却せらるることを得右財産は右契約の期間の満了後一年以内に前記の如く處分せられざるときは無償にてソヴェエト社會主義共和國聯邦政府の所有に歸すべし

(三) 現に存在する罐詰工場の經營に付ては各罐詰工場には該工場の存在する漁區及其の附近に在る他の一漁區を配屬せしむべく右兩漁區は共に漁業條約第二條第二項の規定に従ひ競賣に依らずして貸付せらるべし

日本國臣民が漁區内に罐詰工場を設置する爲漁業條約第二條第二項の規定に従ひソヴェエト社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に對し右漁區の貸付を申請する場合に於てはソヴェエト社會主義共和國聯邦政府は事情の許す限り右貸付を許與するの目的を以て日本國政府と商議することに同意すべし

(四) (三)に掲げらるる罐詰工場に關する特別契約の期間は十年とす右特別契約の期間の満了後罐詰工場に關し執るべき措置に付ては兩政府は漁業條約の改訂に關する商議の際又は右期間の満了の一年前に於て之が商議を爲すべし



約を締結する爲關係日本國臣民は本議定書に依り競賣に依らずして取得せんとする漁區を明に表示してソヴェト社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に對し商議の開始を成るべく速に申請すべし商議は漁業條約の實施後二ヶ月以内に結了せらるべし

(十一) 右商議が所定の期間内に結了せざる場合に於ては關係日本國臣民は本議定書(乙)の規定を基礎として兩政府間に協定せらるべき取極に従ひ關係漁區に於ける罐詰工場を経営を繼續することを得前記商議は爾後六月以内に成るべく結了せらるべし

日本國臣民の所有する罐詰工場にして漁業條約の締結の當時現に存在するものに關する特別契約が何等かの理由に依り締結せられざるか又は締結せられたる特別契約が無効と爲りたる場合に於ては一箇又は數箇の當該罐詰工場に割當てられたる漁區は其の利用の繼續を保障するの目的を以て競賣に付せらるべきは勿論とす

本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存續期間を有すべし  
右證據としては各全權委員は英吉利語を以てせる本議定書二通に署名調印せり

一九二八年一月二十三日モスクワ市に於て之を作成す

田 中 都 吉  
エル・カラハン  
エム・ラツイス

最終議定書

(昭和三年五月二十六日)  
外務省告示第六十四號

本日、日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約並に同條約附屬の議定書(甲)及議定書(乙)に署名するに當り日本國及ソヴェト社會主義共和國聯邦の全權委員は左の聲明を爲せり

第一部

一、漁業條約第二條に關するもの

(甲) 漁業條約第二條第一項の規定に關しソヴェト社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く聲明す

(一) 既に經營せられたる漁區の競賣に於ける最低価格は平常の状態の下に於ては前回の競賣に於ける最低価格を標準と爲し決定せらるべく前回の競賣後右漁區の經濟上の價值に何等かの變動ありたる場合に於ては其の最低価格は之に應じて調節せらるべきことを得るものとす利用の爲新に開かれたる

と協議すべし  
(四) 競賣に依らずして國營企業に貸付せられることに定まれる漁區にして國營企業が實際に經營せざるものは一年以上貸付の爲當該年度の漁季前適當の時期に於て競賣に付せらるべき又は地方農民及地方漁民に競賣に依らずして貸付せらるべし斯く貸付せられたる漁區は國營企業に依り經營せらるべきものと看做されざるべきは勿論なりとす

(五) 漁業條約及同條約附屬文書に關する限り國營企業なる語は資本の過半額がソヴェト社會主義共和國聯邦又は之を構成する一個若は數個の共和國の機關に依り投資せられたるか又は理事の過半数が右機關に依り任命せられたる一切の種類企業を謂ふものと解せらるべし右部類に屬せざる企業にして右機關が何等かの形式に於て参加するもの又はソヴェト社會主義共和國聯邦に於ける各種の地方行政組織の或機關が形式又は方法の如何を問はず全部又は一部に参加する企業に付てはソヴェト社會主義共和國聯邦政府は漁區の取得に關し右企業が競賣に参加するを得べきや又は本議定書中に指定せられたる國營企業の部類に包含せらるべきやを決定する爲日本國政府と協

べきものとす右以外の漁類及水産物の捕獲又は採取に當てられたる漁區の場合に於ては右許與は捕獲及採集物の合計が各魚類及水産物の捕獲物及採集物の總高の百分の二十に相當する漁區に限らるべし

(二) 國營企業が自ら前記限度内の一切の漁區を全部且完全に經營したる場合に於てソヴェト社會主義共和國聯邦政府が提案するときは兩政府は右企業に對し許與せらるべき漁區の標準高及漁區の數の増加に關し更に商議を爲すべし

(三) 國營企業に貸付せらるべき漁區を選定するに當りてはソヴェト社會主義共和國聯邦政府は捕獲物及採集物の種類及數量に従ひて分類せらるる漁區の各部類に對し前記(一)に掲げらるる歩合を割當つるの原則に成るべく従ふべく且ソヴェト社會主義共和國聯邦政府は關係日本國臣民が有することあるべき合理的希望及一九二七年即ち漁業條約の締結の爲の商議の時に於て國營企業の經營せる漁區が當時利用の爲貸付せられたる一切の漁區の百分の二十を超えず日本國臣民の經營せる漁區が其の百分の八十を超えたるの事實を相當考慮し右選定に關する最終の決定を爲すに先ち日本國政府

漁區の場合に於ては其の最低価格は附近の漁區に對し支拂はるる報償金と該漁區に割當てられたる漁獲標準高との割合を標準と爲し決定せらるべし

(二) 競賣に於て競落者なかりし漁區に付ては其の最低価格は競賣後直に公表せらるべく且右漁區を次回の競賣に付するに當りては競賣人に對し成功の好機會を與ふるの目的を以て其の最低價格の決定に付相當の考慮を加ふべし日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

(乙) 漁業條約第二條第二項の規定に關し日本國及びソヴェト社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す  
(一) ソヴェト社會主義共和國聯邦政府は漁業條約の存續期間中其の國營企業に對し該企業自らの利用の爲競賣に依らず且該條約附屬議定書(甲)第六條第一項に規定せらるる貸付期間を以て該條約第一條に特定せらるる地方に存在する漁區の貸付を許與することを得鮭鱒族の魚類の捕獲に當てられたる漁區の場合に於ては右貸付の許與は漁獲標準高が右漁業條約の實施の時に於ける漁獲標準總高の約百分の二十に相當する合計二百ポンドを超えざる漁區に限らる

とすべし但し何れかの企業にしてソヴェト社會主義共和國聯邦之を構成する一箇若は數個の共和國又は地方組織の機關との普通の商取引中に於て後者に對し債務者の地位に立ち又は其の持分の小部分が一時後者の所有に歸することあるべきものは右規定の範圍外に在るものと看做さるべし

(六) 漁業條約及前諸項の規定に拘らずソヴェト社會主義共和國聯邦政府は黒龍江海灣(リマン)に於て開かれ又は開かることあるべき漁區を其の數に關係なく競賣に依らずして國營企業及各種のコオペラティヴ組合並に地方農民及地方漁民に貸付することを得尤も黒龍江海灣(リマン)に於ける魚類が著しく増加したる場合に於ては又本規定は兩政府間の合意に依り之を變更し得ることを約す

(丙) 漁業條約第二條末項の規定に關しソヴェト社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) ソヴェト社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民が漁業條約第二條末項に掲げらるる免許狀を受くるに付準據すべき規則を近き將來に於て發するの責を有す



(一) ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は漁業に従事する日本國民に對し捕鯨の爲の根據地として五箇を超えざる數の陸上地區を貸付するの用意を有す  
日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

二、漁業條約第三條に關するもの

漁業條約第三條の規定に關しソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 漁區の陸上區域が傾斜急なるか若は沼地なるか又は狭小なる爲漁業に必要な設備を施す能はざること判明するときは附近に於ける岸地の貸付を申請することを得ソヴェート社會主義共和國聯邦の官憲は右申請に對し相當の考慮を加へ理由ありと認めたる時は右申請を許可すべし  
(二) 漁業作業に於て生ずる廢棄物は之を沖合に投棄することを得

(三) ソヴェート社會主義共和國聯邦の官憲は漁業に必要なときは漁區外より木材燃料及水を得る爲の申請を許可するに付何等の異議を有せざるべし  
右に關し要することあるべき費用及課金は關係者に依り支拂はるべきは勿論とす  
(四) 漁業條約第三條の規定に従ひ建てられ

みに負擔せしめられざる限り漁業條約第四條の範圍外に在るものと看做され一般規則に従ひ日本國國民に課せらるべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

四、漁業條約第六條に關するもの

(一) ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第六條中使用せられたる「國籍」なる語は露西亞語の「グララヂュダンストヴォ」及「ボツダダンストヴォ」に相當すと解せらるべきことを聲明す  
日本全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

(二) 日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す

漁業權を有する日本國國民は能ふ限り且日本入たる労働者に適用せらるゝと均しき條件の下にソヴェート社會主義共和國聯邦人民たる労働者を既に使用し且之を使用するの用意を常に有するに鑑み右日本國國民が右聯邦人民たる労働者の若干數を使用するの問題は事情の許す場合に於ては兩政府間に於て商議せらるべし  
五、漁業條約第八條に關するもの

たる建物、倉庫、小屋及乾燥場は當該漁區の貸付期間の満了後一年以内之を除去するか又は右漁區の新借受人に移轉すべし  
日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

三、漁業條約第四條第十條並に議定書(甲)第九條に關するもの

ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 漁類及水産物の「漁場に於ける價格」の決定は日本國又は何れかの第三國に於ける右商品の各種類の主要なる市場に於ける當該種類ノ平均價格より運賃及運送に關する他の費用を控除して之を爲すべし  
尤も個々の漁區間に行はるゝ魚類及水産物の取引に對する營業税は實際に支拂はるゝ價格を基礎として徴收せらるべし  
(二) 漁業條約第十條第一項前段に掲げらるる日本國國民のソヴェート社會主義共和國聯邦への入國及之よりの出國に關する領事手數料は右日本國國民が團體査證の爲提示せられたる名簿に包含せらるゝ場合に於ては一人に付五十五コペックの割合と定めらるべし  
又右日本國國民のソヴェート社會主義共和國

日本國全權委員の質問に對する回答としてソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は日本國船舶及日本國漁船が海難の場合に於てソヴェート社會主義共和國聯邦の沿岸の何れの地點にも避難するの權利を享有すべきは勿論なることを聲明す

六、漁業條約第九條に關するもの  
ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す  
(一) ソヴェート社會主義共和國聯邦の水域に於て日本國國民が捕獲し又は採取したる魚類及水産物の日本國への輸出に關し要することあるべき輸出免許以外の手續きは右輸出に對し何等禁止的又は制限的性質のものたることなかるべし

(二) 前記第九條第三項に掲げらるゝ貨物のソヴェート社會主義共和國聯邦への輸入に關し要することあるべき輸入免許以外の手續きは右貨物が同條に掲げらるゝ品目表中に合まるゝ限り右輸入に對し何等禁止的又は制限的性質のものたることなかるべし  
(三) 魚類及水産物の日本國國民に依る輸出にして(一)に掲げらるゝもの以外のものに關し要することあるべき手續は簡易のものたるべし

國聯邦に於ける滞在に對する登録手數料は一人に付十コペックとす

(三) 前項に掲げらるゝ者を除き日本國國民(議定書(甲)第十六條に掲げらるる者を含む)に對する領事手數料及登録手數料はソヴェート社會主義共和國聯邦の領域に到る外國人に適用せらるる一般規則に従ひ課せらるべし

(四) 漁區の貸付契約に對する登録手數料は當該漁區に對する報償金の百分の三を超ゆることなかるべし

(五) 漁區並に漁區に遺留せらるゝことあるべき設備及私有品の相續に關する問題は死亡者が日本國國民たる限り日本政府との特別取極の目的たるべし

(六) 議定書(甲)第九條の規定は同條に掲げらるゝ税金、課金、課金手數料の何れかの用語の變更を妨ぐるものと解せられざるべし但し右に依り變更せられたる税金、課金及手數料は以前と同一の性質を保持することを要す

(七) ソヴェート社會主義共和國聯邦に於て購入せられたる物件に對する消費税及輸入税並に漁場外に於て行はれたる行爲に關し徴收せらるべき税金及課金は日本國國民の

(四) 漁業權を有する日本國國民は魚類及水産物がソヴェート社會主義共和國聯邦より輸出せらるゝことに定まれるものなる限り漁業權を有する他の日本國國民又はソヴェート社會主義共和國聯邦の人民若は各種の企業より右魚類及水産物を購入し又は之に販賣すること自由たるべし

(五) 漁業權を有する日本國國民が其の魚類及水産物をソヴェート社會主義共和國聯邦の國內市場の爲に大量取引を以て販賣せんと欲する時は毎營業年度に於ける右販賣及其の數量に關しソヴェート社會主義共和國聯邦の權限ある地方官憲を取極を爲すべし  
右日本國國民が右魚類及水産物を地方住民に販賣する場合の如く個々に行ふ少量取引に付ては右取極を要することなかるべし  
日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

七、漁業條約第九條及第十條に關するもの  
ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第九條及第十條の規定は日本國國民をして密輸入を防止する爲適當なる措置の適用を毫も免れしめざるは勿論なることを聲明す  
日本國全權委員は右と同一の意見を有することを聲明す



八、漁業條約第十三條及議定書乙に關するも

日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員は漁業條約第十三條の規定及同條約附屬議定書(乙)の規定は議定書(甲)第十六條に掲げらるゝ者に對し何等の適用なく右の者に對しては勞働の保護及規律に關し制定せられ又は制定せらるゝことあるべき法令及規則が總て適用せらるゝことを約す

九、議定書(甲)第一條に關するもの

日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員は議定書(甲)第一條に掲げらるゝ特定の入江に關し將來の誤解を防ぐ爲右入江の精確なる境界を示す地圖を本最終議定書に添附することに同意せることを聲明す

一〇、議定書(甲)第三條に關するもの

日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す

(一) 黒龍江海灣(リマン)なる語は左の境界内に包含せらるゝ水域を表示す北はベトロフスコエ沙嘴よりチャウノ岬に引きたる直線

南はラザレフ岬よりゴゴ岬に引きたる直線

西はソヴェート社會主義共和國聯邦の極東

線

置を執るべし  
(ロ) 或漁區に於ける捕獲總高が割當てられたる標準高に達するに先ちたる最後の揚網の結果として右標準高を超過する場合に於ては右超過高は適法の捕獲と看做さるべし

(二) 議定書(甲)第十七條第二項に掲げらるゝ建網に關し日本國全權委員は「建網」なる語は通常の建網及中抜網のみならず所謂改良網をも指すと主張するに對しソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は主義に於て日本國全權委員の主張に反對せず、日本國臣民に依る改良網の使用は該使用がソヴェート社會主義共和國聯邦の國營コオペラティブ又私營企業、何れかに許さるゝとき自動的に許さるべきことを聲明す

一五、議定書(甲)第十九條に關するもの

(一) 日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員は議定書(甲)第十九條第一項に規定せらるゝ期間は漁業條約の實施前方農民及地方漁民に對し競賣に依らずして許與せられたる漁區に適用なきことを約す

(二) 議定書(甲)第十九條第一項の規定に關しソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

地方の海岸線

東は北サガレンの海岸線

(一) 議定書(甲)第三條(二)に掲げらるゝ國籍に關する制限は支配人監督者等の如き勞働者の部類に屬せざる者に對し適用せらるべからざるは勿論とす

(ロ) 一年を越ゆる期間を以て漁區の貸付を受けたる日本國臣民は右漁區より半ウエルストを越ゆる距離に在る場所に於て一年未滿の期間を以て魚類の加工に使用せらるべき陸上區域の貸付を受けることを得右陸上區域及一年未滿の期間を以て貸付せられたる漁區に於ては同所に於て使用せらるゝ勞働者にして實際漁撈に従事せざるものゝ國籍に付何等の制限を加ふることなかるべし

一一、議定書(甲)第八條に關するもの

ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は議定書(甲)第八條の規定は自然力に原因する漁區の閉鎖の場合に適用なかるべきは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一二、議定書(甲)第十一條に關するもの

日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の全

權委員は日本國臣民が捕獲したる鮭鱒族の魚類の總高中百分の六十以下は之を撤漬法に依り加工し得ること及練よりの肥料は日本國臣民に貸付せらるべき十箇の漁區に於て之を製造し得ることを約す

一三、議定書(甲)第十三條に關するもの

日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員は三馬力以下の發動機を具ふる漁船は議定書(甲)第十三條前段に掲げらるゝ漁船(レイボロヴヌイエ・ロドウキ)の部類に屬することを約す

一四、議定書(甲)第十七條に關するもの

(一) ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(イ) 各漁區に付定めらるべき漁獲標準高は當該漁區(該漁區が既に經營せられたる場合)又は當該漁區(當該漁區が新に開かれたる場合)に最も近き漁區の過去に於ける實際の漁獲高を先づ考慮し之を決定す從て日本國臣民が右に依り決定せられたる標準高の變更を詳細なる理由を具して申請する場合に於てはソヴェート社會主義共和國聯邦の官憲は右申請に對し相當の考慮を加へ理由ありと認めたるときは右標準高を變更するに必要なる措

(二) ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は議定書(甲)第十九條の規定は同條末項に掲げらるゝ地方農民又は地方漁民が單獨に又は自己の家族と共に自ら漁業に従事する場合に於て二人以下の勞働者を使用することを妨げざることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一六、議定書(乙)(二)に關するもの

ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は被使用者が希望するに於ては使用者が被使用者に支拂はるべき一切の種類の賃銀及特別給與を日本國に於て支拂ふことを得るは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一七、議定書(乙)(三)に關するもの

ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 日本人の漁場に於ける追加勞働の賃銀は漁業の平常の狀態の下に於ては概して全漁季に對する基本賃銀の百分の五十に相當すべしとの見解に對し何等の異議なかるべし

(二) 右(三)に掲げらるゝ「勞働人民委員部

議定書(甲)第十九條第一項に依れば引續き三年を越ゆる期間中競買人なき漁區は競賣に依らずして之が貸付を地方農民及漁民に許與することを得るも競賣に於てソヴェート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲と定むる漁區の評價額は該漁區の經濟上の價值及該漁區(該漁區が既に經營せられたる場合)又は附近の漁區(該漁區が新に開かれたる場合)の當時の報償金を考慮して決定せらるべきものなるに鑑み且競買人が其の申込價格を決定するに當り同一要素を考慮するに鑑みソヴェート社會主義共和國聯邦政府は一箇又は數箇の漁區に對し實際に競買人ある場合に於ても其の申込價格が前記基礎に依りソヴェート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲が決定したる評價額と著しく差異あるときは右漁區を競賣に依らずして地方農民及地方漁民に貸付し得るものと看做すの權利を留保す

本聲明はソヴェート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲が個々の漁區に付公正なる評價額を決定するの權利を毫も制限するものに非ずと解せらるべきは勿論とす

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

地方の海岸線

東は北サガレンの海岸線

(一) 議定書(甲)第三條(二)に掲げらるゝ國籍に關する制限は支配人監督者等の如き勞働者の部類に屬せざる者に對し適用せらるべからざるは勿論とす

(ロ) 一年を越ゆる期間を以て漁區の貸付を受けたる日本國臣民は右漁區より半ウエルストを越ゆる距離に在る場所に於て一年未滿の期間を以て魚類の加工に使用せらるべき陸上區域の貸付を受けることを得右陸上區域及一年未滿の期間を以て貸付せられたる漁區に於ては同所に於て使用せらるゝ勞働者にして實際漁撈に従事せざるものゝ國籍に付何等の制限を加ふることなかるべし

一一、議定書(甲)第八條に關するもの

ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は議定書(甲)第八條の規定は自然力に原因する漁區の閉鎖の場合に適用なかるべきは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一二、議定書(甲)第十一條に關するもの

日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の全

權委員は日本國臣民が捕獲したる鮭鱒族の魚類の總高中百分の六十以下は之を撤漬法に依り加工し得ること及練よりの肥料は日本國臣民に貸付せらるべき十箇の漁區に於て之を製造し得ることを約す

一三、議定書(甲)第十三條に關するもの

日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の全權委員は三馬力以下の發動機を具ふる漁船は議定書(甲)第十三條前段に掲げらるゝ漁船(レイボロヴヌイエ・ロドウキ)の部類に屬することを約す

一四、議定書(甲)第十七條に關するもの

(一) ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(イ) 各漁區に付定めらるべき漁獲標準高は當該漁區(該漁區が既に經營せられたる場合)又は當該漁區(當該漁區が新に開かれたる場合)に最も近き漁區の過去に於ける實際の漁獲高を先づ考慮し之を決定す從て日本國臣民が右に依り決定せられたる標準高の變更を詳細なる理由を具して申請する場合に於てはソヴェート社會主義共和國聯邦の官憲は右申請に對し相當の考慮を加へ理由ありと認めたるときは右標準高を變更するに必要なる措

(二) ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は議定書(甲)第十九條の規定は同條末項に掲げらるゝ地方農民又は地方漁民が單獨に又は自己の家族と共に自ら漁業に従事する場合に於て二人以下の勞働者を使用することを妨げざることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一六、議定書(乙)(二)に關するもの

ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は被使用者が希望するに於ては使用者が被使用者に支拂はるべき一切の種類の賃銀及特別給與を日本國に於て支拂ふことを得るは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一七、議定書(乙)(三)に關するもの

ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 日本人の漁場に於ける追加勞働の賃銀は漁業の平常の狀態の下に於ては概して全漁季に對する基本賃銀の百分の五十に相當すべしとの見解に對し何等の異議なかるべし

(二) 右(三)に掲げらるゝ「勞働人民委員部



の地方機關なる語はハバロフスクに在る機關を指し又ソヴェト社會主義共和國聯邦政府は右機關に對し日本人の漁業に最有利なる條件を以て該企業と右(三)に掲げらるゝ取極を爲すことを命ずる必要なる訓令を發すべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一八、議定書(乙)(四)に關するもの

ソヴェト社會主義共和國聯邦全權委員は右(四)の(三)に掲げらるゝ三種の保險の全部に對する保險料は被使用者に支拂はるべき賃銀の百分の八・三とし且將來變更せらるることあるべきことを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一九、議定書(乙)に關するもの

ソヴェト社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第一條に特定せらるゝ地方に於ける日本人の漁業企業は本最終議定書に附屬する該企業に對する模範規則を内部管理規則として採用することを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

第二部

日本國及ソヴェト社會主義共和國聯邦の全權委員は、本日署名せられたる漁業條約の實施と同時に一九二五年一月二十日締結せられたる、北京條約第三條第一項の規定は完全に實行せられたるものと又一九〇七年の漁業協約は爾後何等の效力なきものと看做さるべきことを約したり

一九二八年一月二十三日モスクワ市に於て英吉利語を以てせる本書二通に署名せり

田 中都 吉  
エル・カラハン  
エム・ラツイス

第一附屬書

日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約第一條に特定せらるゝ地方に於ける日本國臣民に漁業企業に對する内部管理に關する模範規則

第一條 各漁場に於ける平常の労働日及特別の労働日の始時又終時は漁場の借受人と労働人民委員部の権限ある地方機關との合意に依り定めらるべし

第二條 労働日の前記始時及終時は鐘、號笛又は他の同様の方法に依り之を被使用者に

の條件の下に漁場の借受人に依り決定せらるべし

第十四條 被使用者に對しては左の事項を禁止す

(イ) 喫煙を禁ずる旨の掲示ある場所に於て喫煙すること

(ロ) 何等の必要な場合に作業の種類を變更すること

(ハ) 規定に反し機械、工具及作業用具を濫に使用すること

(ニ) 就業中骨牌を弄び悪口し及喧嘩すること

(ホ) 酩酊の状態に於て就業すること

(ヘ) 管理部の許可なくして就業時間中及他の時間に於て自己の消費の爲に魚類加工し並に加工したる魚類を自己の需要に供すること

第十五條 管理部は企業に必要な場所に手洗の爲の石鹼を具ふる洗面臺を設置することを要す

第十六條 住宅の附近及他の便利なる場所には充分なる数の洗面器を備附け之を清潔に保ち且整頓し置くことを要す

第十七條 管理部は就業の場所及被使用者の住宅に充分なる数の便所を設置し之を整頓

合圖す

第三條 合圖後十五分を経過して就業せざる者及労働日の終時前に離業する者に關しては右不在に對し相當の理由を擧げ得ざる限り右不在時間に對し賃銀並に「九一」及他の形式の報酬を削減することを得

第四條 正當の事由に依り缺勤し、遅刻し又は労働日の終了前に離業せんと欲する被使用者は直接の上役に通知して其の承諾を得ることを要す

第五條 被使用者は食事及休息の爲の中憩時間と與へらるべし

第六條 被使用者は其の職務に關し管理部及役員は一切の命令を遂行することを要す

第七條 管理部は被使用者間に仕事を分配すべし

第八條 仕事の性質上機械、工具及作業用具を取扱ふべき被使用者は之に對し適當の注意を爲すことを要す

第九條 管理部は機械、工具又は作業用具が生命及健康に對し何等の危険を生ぜざる様配意し且必要なる豫防設備を之に施すことを要す右の外管理部は初て就業し又は初て工具、道具等を受くる被使用者をして其の使用法を習得せしめ且右工具、道具等の危

し且清潔に保つことを要す右用途に充てられざる他の一切の場所は之を使用することを禁ず

第十八條 管理部は漁場が清潔に保たれる様配意し且衛生上の一切の必要な措置を執ることを要す被使用者は同様に其の就業する場所を清潔に保つる責任を負ふべし

第十九條 被使用者は自己の健康の爲め一切の衛生規則及一切の労働保護規則を遵守することを要す右規則は見易き場所に掲示せらるべし

第二十條 天災に伴ふ労働は企業は一切の被使用者に對し義務的にして管理部の要求あり次第其の實行せらるべき時の如何を問はず之を遂行することを要す

第二十一條 本規則は一方被使用者と他方管理部との合意に依り且労働人民委員部の権限ある機關の承認を経るの條件の下に之を補足し又は修正することを得

第二十二條 内部管理規則は一般に知らしむる爲見易き場所に日本語及露西亞語を以て之を掲示することを要す

第二附屬書

左の境界を示す地圖(圖省略)

險なる部分及作業の危険又は有害なる點を右被使用者に特に警告することを要す

第十條 機械、工具及作業用具を取扱ふ被使用者は豫防措置を執り最注意して之を取扱ふことを要す

第十一條 工具、機械及作業用並に其の作業を安全ならしむる手段が不良と爲り又は不適當と爲りたる場合に於ては被使用者は直に之を其の上役に通知することを要す

第十二條 就業中被使用者に何等かの事故生じたるときは右被使用者は直に之を其の直接の上役に通知し且醫療を受ける爲醫療所に赴くことを要す負傷者が自ら之を爲すこと能はざる場合に於ては其の同僚たる労働者は直に管理部に通知することを要し管理部は直に右負傷者を醫療所に送り且之と同時に事故の起りたる當該作業に關し一切の可能な豫防措置を執るべし

第十三條 労働人民委員部の特別規則に依り豫見せらるゝ作業の部門に於ける被使用者には特別の衣服及履物並に豫防具を支給することを要す極東地方の漁業に於ける右作業の部門にして右特別の物品を支給せらるべきもの並に右物品の種類及數量は労働人民委員部の権限ある地方機關の承認を経る

の條件の下に漁場の借受人に依り決定せらるべし

第十四條 被使用者に對しては左の事項を禁止す

(イ) 喫煙を禁ずる旨の掲示ある場所に於て喫煙すること

(ロ) 何等の必要な場合に作業の種類を變更すること

(ハ) 規定に反し機械、工具及作業用具を濫に使用すること

(ニ) 就業中骨牌を弄び悪口し及喧嘩すること

(ホ) 酩酊の状態に於て就業すること

(ヘ) 管理部の許可なくして就業時間中及他の時間に於て自己の消費の爲に魚類加工し並に加工したる魚類を自己の需要に供すること

第十五條 管理部は企業に必要な場所に手洗の爲の石鹼を具ふる洗面臺を設置することを要す

第十六條 住宅の附近及他の便利なる場所には充分なる数の洗面器を備附け之を清潔に保ち且整頓し置くことを要す

第十七條 管理部は就業の場所及被使用者の住宅に充分なる数の便所を設置し之を整頓







以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

以書翰啓上致候陳者本全權委員はソヴェト社會主義共和國聯邦政府は一九二八年の競賣後何時にても兩政府の何れかゞ提議するときはソヴェト社會主義共和國聯邦の各種のコオペラテイツ組合が漁區の貸付を受くる方法は兩政府間に於ける商議の目的たるべく且爾後右商議の決定に従ふべきものと爲すことに同意する旨を本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候

商議が次回の競賣前相當の期間内に結了せざる場合に於て執らるべき措置に付ては兩政府間に暫定取極協定せらるべく候  
本全權委員は日本國政府が右書翰に全然同意することを本國政府の爲に陳述するの光榮を有し候  
本全權委員は茲に貴全權委員に向て敬意を表し候 敬具

一九二八年一月二十三日モスクワに於て  
田 中 都 吉  
ソヴェト社會主義共和國聯邦  
全權委員 エル・カラハン殿

一九〇七年漁業協約改訂に關する日ソ間會議錄

(昭和三年五月二十六日告示) 外務省告示第六十三號

第七號

第七回會議

一九二八年一月二十三日午後八時三十分  
莫斯科に於て開會  
莫斯科に於て開會  
エル・エム・カラハン氏議長と爲る

列席者

ソヴェト聯邦全權委員

同 エル・エム・カラハン

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

同 エム・イ・ラツイス

を陳述せり

(二) 漁業條約附屬議定書(甲)第十條の規定に關しソヴェト聯邦全權委員は日本國全權委員の質問に對し左記の回答を爲せり  
前記條文第一項に於ける

“Except in the case when with regard to a particular third state or states, the duties applicable to goods in general exported thereto are to be altered.”

なる文句はソヴェト聯邦政府が一箇又は數箇の特定の第三國に對し關稅戰爭を爲すことあるべき場合に於て見るが如きソヴェト聯邦政府に於て輸出稅率に變更を加ふるの止むる得ざるが如き非常の場合に關するものとす

(三) ソヴェト聯邦全權委員は漁業條約の規定に従ひ經營の爲開かれたる漁區が議定書(甲)第十九條の規定に依り競賣に依らずして地方農民及漁民に貸下げられたるときは議定書(甲)第六條第一項に規定せられたる漁區貸下期間は前記貸下に對し適用せらるべきものなるは勿論なる旨陳述せり

日本國全權委員は右に同意せり  
(四) 日本國及ソヴェト聯邦全權委員は最終議定書第一節第十五節第二號の宣言の第

一段は漁區の競賣に對する不當の入れ値を防止することを目的とするものにして最終議定書第一節第一節(甲)號(一)の規定に何等影響を與ふべきものに非らざること同意す

(五) 日本國及ソヴェト聯邦全權委員は兩國政府の執れの一方に於ても其の他方の専門家に於て公式又は非公式に漁業關係事項に付技術的又は科學的の調査を爲さんと欲するものに對し必要の便宜を供與するの用意あること及將來兩國政府の何れかの一方が望ましきものと認むるときは右兩國政府の一方は前記調査に協力せしむる爲他方の専門家を招くべき旨聲明せり

(六) ソヴェト聯邦全權委員はソヴェト聯邦政府が漁業條約國內の地方に於て日本國臣民の從事する漁業の大なる經濟的意義を認め前記條約に従ひ日本國臣民の正當にして合法的なる利益が侵害せらるゝ事なからしむことに付適當の考慮を加ふる用意あることを聲明す

會議が首尾好く好了せることに付祝辭の交換ありたる後會議は閉會を宣せり

日本國全權委員 田 中 都 吉  
同 書記官 宮 川 船 夫

一、日本國及ソヴェト聯邦間漁業條約  
二、議定書三通即ち議定書(甲)、議定書(乙)及議定書(丙)  
三、最終議定書一通及其の附屬書二通  
四、交換公文四件

全權委員は右文書に記載せられたる條文及規定に付合意に達したる後當該文書に正式に署名調印せり

全權委員は前記文書に署名するに當り夫々次の陳述を爲せり右陳述の英文は本會議錄に添附す

(一) 漁業條約第十五條の規定に關し日本國全權委員は左記意見を開陳せり

漁業條約改正の商議が前記條文に規定せられたる期間内に終了せざるが如きことある場合には兩國政府間に暫定取極協定が爲さるべきものなるは勿論とす

ソヴェト聯邦全權委員は右に同意見なる旨

ソヴェト社會主義共和國聯邦政府は(以下政府と稱す)露西亞社會主義共和國聯邦ソヴェト共和國政府の名儀に依り一九二八年十月三十日附ソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員會議の規定(議事録第二八一號七項)に基きて行動する露西亞社會主義共和國聯邦ソヴェト共和國最高經濟會議々長代理アルイコフ・アレクサンドル・ペトロウキチ氏及び露西亞社會主義共和國聯邦ソヴェト共和國農務人民委員長グビヤク・ニコライ・アフアナシエウキチ氏に依りて代表せらるる露西亞社會主義共和國聯邦ソヴェト共和國最高經濟會議並に露西亞社會主義共和國聯邦ソヴェト共和國農務人民委員を通じ、又在莫斯科日本大使のソヴェト社會主義共和國農務人民委員會宛一九二八年六月十八日附の通告によれば本政府によりて推薦せられたる……たること明かなるものにして一九二八年一月二十三日附日ソ漁業條約議定書(丙)、(乙)の第五項によりて規定せられたる……(以下利權

ソヴェト聯邦全權委員 エル・カラハン  
同 書記官 ツアレムチエク

莫斯科 一九二八年十一月三日

罐詰工場經營の特別契約

日本國全權委員 田 中 都 吉  
同 書記官 宮 川 船 夫



者と稱す)は登録番號第...號によりて一九二八年...月...日在函館ソヴェト社會主義共和國聯邦領事館に届出でたる前記...の委任狀に基きて行動する眞藤慎太郎を通じ左の如く本契約を締結す

第一條 一、政府は本契約の條件に基き利權者に對し自由の材料を以てする容器に入れたる鮭鱒族魚類及蟹並に水産物の罐詰の製造及販賣を目的とする企業の建設及經營權を與ふ

備考 利權者は利權企業に於て主要製造方法たるべき罐詰製造に關係なく必要の場合第四條記載の漁區に於ける漁獲物の一部を以て鹽漬、燻製冷凍及乾燥品を漁獲物の六割を超えざる範圍に於て製造するの權利を有す

二、右の外利權者に對し利權企業に於て(イ) 價值尠き魚類(肥料及魚油の製造が禁止せらるる鱈及鯨以外)並に魚類及水産物加工の際生ずる廢棄物を以てする肥料又は魚油

(ロ) 魚卵 (ハ) 利權企業製品包装物を製造する權利を與ふ 第二條 本契約は一九三八年十二月一日まで

蟹漁區に於ては製魚...箱及...蟹漁區に於ては製魚...箱の數量に於て且つ一般規定せる方法によりて行はるゝものとす

四、捕獲に用ふる前記網の外に各漁區に於て尙豫備網を有することを利權者に許可す (蟹漁區のみの場合は本三項を削除す)

五、本條に記載せる漁獲制限高は日ソ漁業條約最終議定書第十四條第一項「イ」の規定に依り政府によりて變更せらるゝことあるべし

六、當該漁區の爲め制定せられたる漁獲制限高を滿たす可き最後の揚網の結果漁獲の總數が此制限高を超過することあるも漁獲の過分は正當なる取得と看做すべし

七、若し...河が新河口を海に開き而して前記漁區中何れか...河の爲めに規定せられたる河口附近禁獲地域内にあること明かなりたる時は漁獲區に於ける漁獲は河床の變動を生じたる時期の漁期終了と同時に停止せらるゝものとす

此の場合に於ては政府は利權者に他の自由なる漁區を提供するか又は利權者が租借使用の漁區中より一漁區を本契約の條件に基きて經營することに同意す

第五條 一、利權者は第三條に記載せる地域より當人が合法手續きによりて獲得せる隨意

の期間に對し締結せらるゝものとす 備考 特に規定なき限り本契約に記載せる凡ての期限は契約發効當日より起算せらるゝものとす

第三條 一、第一條に記載されたる生産事業の實現の爲め政府は利權者に對し本契約期間を通じ...河口...露里所在五〇〇×二〇〇米の面積の地域を右地域に存在する「...」ライン所有罐詰工場の建物住宅及非住宅並に凡ての施設物件及特別の設備と共に使用する權利を與ふ

二、本條に規定せられたる地域擴張の必要ある場合は利權者は適當なる陳情書を政府に提出することを得而して政府は前記の問題に關し利權者と交渉を行ふ可し

備考 本條に記載されたる地域は以下「利權地域」と稱す而して其境界は農務人民委員會極東漁業廳の監視官吏が利權者の經費によりて天然物に標記す

第四條 一、政府は利權者に對し「鮭鱒族魚類」捕獲の爲め二ヶの漁區即ち第一漁區は...の名稱を有し...河口...露里に存在する...號第二漁區は...の名稱を有し...河口...露里に存在する...號にして各海岸に沿ひて四〇〇米の延長を有する水域

の他の地域に利權工場を移轉することを得、然れども若し利權者が此權利を利用し政府の許可なく第四條に記載せる漁區に工場を移轉したる場合は本契約の效力は停止せらる可く而して第四條に記載されたる漁區は日ソ漁業條約の規定に基き經營の爲め政府の處分に移さる

二、不可抗力の現象の結果第三條に記載せる工場が消滅したる場合は利權者は之れを再興するの權利を有す、但本契約の期限は之れが爲めに延長せらるゝことなかるべし

第六條 一、利權者は利權企業に於ける加工の爲め利權者又は第三者其經營漁區に於て捕獲せる第一條記載の魚類及水産物を獲得し及運搬するの權利を有す

但し該運搬の爲め漁業條約の定むる規則を遵奉するものとす 二、利權者は本契約第一條記載の魚類及水産物を自由に購入販賣することを得但し前記魚類及水産物を生魚又は製品として外國に輸出する目的を有する場合に於てのみ許さるゝものとす

三、利權者は日ソ漁業條約の規定に據り本契約第一條に記載せられたる魚類及水産物を製品又は未製品としてソ聯邦國內市場に販

並に右水域に沿ふ四〇〇×一二〇米面積を有する陸上地域を有するものを提供す 右陸上地域は第三條に記載されたる地域と合致されたる限り後者の地域以外に提出せらるゝものとす

「蟹漁區の場合には水域及地域に關し左の條件を設く」 「蟹漁區は海岸に沿ふて五・三〇米の水域を有し漁撈は水深二・八〇米以上に於て行ひ其陸上地域四〇〇×一二〇米とす」

(一ヶ漁區のみを有する工場契約中には本第四條の第一項の次に備考を設け左の條件を加ふ) 「將來政府と利權者との間に前記工場に他の第二の漁區に附屬せしむることに關し協定成立したる場合は政府は其漁區を本契約全期間を通して前記第一の漁區に對すると同様の條件に於て貸下るものとす」

二、各漁區に於て利權者は一箇の建網或は曳網を以て毎年漁區...號に於て魚類...布度以内又漁區第...に於て魚類...布度以内を製品に於て捕獲することを得但し露西亞社會主義聯邦ソヴェト共和國に於て制定せる漁業規則を義務的に實行するものとす

三、蟹漁區に於ける蟹の捕獲は刺網を以て...賣することを得 第七條 利權者は利權漁區に於て生産の必要上又は企業の労働者及從業者の必要上新しき建物及施設を建築及造作する權利を有す

但し此際利權者は利權漁區に於ける建築及施設の豫定配置計畫を適時に參考までに政府に提出する義務あるものとす

利權者は建築物及施設實施に際しソ聯邦技術及衛生上に規則並に斯種建物に關するソ聯邦現行法に服従するものとす但し新築住宅は日本労働者及從業者の民族的慣習風俗に適合したるものたることを得

第八條 一、本契約實施上必要な資本は利權者が外國よりソ聯邦に輸入する義務あるものとす 二、資本充實の必要ある場合は利權者は之れに要する資本を利權者企業經營に依り取得したる利益又は外國より追加資本を輸入することによりて繰入する義務あるものとす

三、利權企業の必要上各種の現金をソ聯邦に送金する時は必ずソ聯邦内に在る銀行を経由して行はるゝ送金爲替に依るものとし而して外國よりの送金に關して制定せる規則を遵奉することを要す

四、本條記載の條件の實行に就ては利權者は

賣することを得

第七條 利權者は利權漁區に於て生産の必要上又は企業の労働者及從業者の必要上新しき建物及施設を建築及造作する權利を有す

但し此際利權者は利權漁區に於ける建築及施設の豫定配置計畫を適時に參考までに政府に提出する義務あるものとす

利權者は建築物及施設實施に際しソ聯邦技術及衛生上に規則並に斯種建物に關するソ聯邦現行法に服従するものとす但し新築住宅は日本労働者及從業者の民族的慣習風俗に適合したるものたることを得



政府の要求に依り適當なる證明書を以て確  
證する義務あるものとす

第九條 罐詰工場施設の爲め必要なる物件の  
輸入は利権者が本契約の全期間の全期間を  
通して無税にて行ふことを得

二、第十條に記せる諸材料及供給品の輸入以  
外の輸入許可書は利権者に對し當人がソ聯  
邦駐日通商代表廳へ適當の請願書を提出せ  
し日より七日間内に下附せらるゝものとす

第十條 利権者は利権企業の事業の爲必要な  
る諸材料及労働者並に従業者に對する供給  
品を漁業實施上必要な物件に付、日ソ漁  
業條約に規定せられたると同一の基礎に於  
て外國より輸入することを得

第十一條 利権企業製品の外國への輸出は利  
権者は日ソ漁業條約を以て制定せる條件に  
基きて實行するものとす

第十二條 一、利権企業に於ける労働社會保  
險労働者及従業者の雇傭解雇手續の條件は  
日ソ漁業條約の規定を當該の場合に適用す  
ると共にソ聯邦の労働法典及條件に關する  
ソ聯邦の現行法令及其他の規則に従ひて決  
定せらる可し  
二、利権者に利権企業の労働者及従業者に對  
し充分なる程度に於て住宅を保證するもの  
とす

とす

第十三條 利権者は其の企業に支障なき限り  
商業的採算の基礎に於て行動する國營企業  
と同一の基礎に於て技術學校に學生を實習  
の爲又斯種技術學校出身者を其履歷の爲に  
毎年利権企業の事業に採用す

第十四條 一、利権者は提供せられたる利権  
に對し毎年十二月十五日以前に正味二・  
三二キログラムの目方を有する罐詰一箱に  
付き金錢を以て左の割合の特別報償金を政  
府に支拂ふ義務あるものとす即ち  
紅鮭 二十哥  
鮭、銀鮭、鱒ノ助 十六哥  
鱒 九哥  
蟹 四十哥

備考 若し利権者が第一條に基き罐詰工  
場に於て水産物の製造を希望する時は  
該製品に對する特別報償額は相互の合  
意によりて定めらるべし  
二、何れかの年に於て不可抗力か技術上の  
故障を有せずして第三條記載の工場に於て  
罐詰に製造したる魚類の數量が第四條記載  
漁獲高の四割に達せざる場合は利権者は右  
製造不十分に對て罰金として罐詰一箱に付  
十八哥を支拂ふものとす(所定の數量に從

ひ生魚を罐詰に換算す)(註、一ライン工場  
契約には本條二項なし)

三、罐詰工場が三ヶ年連續休業する時は政府  
は本契約を解除することを得

四、前記特別報償金の定格は若し日ソ兩政府  
に於て漁業條約議定書(丙)第六項の定む  
る定格を同條末項に基き双方の合意上變更  
するに於ては適當に變更せらるゝものとす  
第十五條 一、本契約第四條に基き利権者に  
提供せられたる漁區の使用權に對して利権  
者は政府に毎年租借料を支拂ふものとす  
二、租借料の額は一九二九年度漁區競賣後日  
ソ漁業條約の條件に應じて定めらるゝもの  
とす  
三、利権者は前記租借料を毎年一月二日及七  
月一日より遅からず半期毎に前納するもの  
とす  
四、前記租借料額は日ソ漁業條約の指示する  
ところに從ひ三年毎に改定せらるるものと  
す

第十六條 利権者は第十四條及第十五條に定  
められたる支拂金を期日に支拂はざる場合  
第二十九條の規定に不拘日歩一厘の過怠金  
を支拂ふべし  
第十七條 利権者は日ソ漁業條約の規定に基  
き凡ての一般國稅及地方稅を支拂ふものと  
す

第十八條 利権者は本契約に特別の條件なき  
限り本契約實施の目的を以て所定の手續に  
於て必要なる商談を締結し財産を租借又は  
獲得し及之れを讓渡し原告又は被告として  
裁判所に出廷する等凡て法建上許されたる  
行爲を爲すことを得

第十九條 本契約又は日ソ漁業條約に何等か  
の例外を規定し在らざる限り利権者は凡て  
のソ聯邦現行法令及規定を遵守すべきもの  
とす

備考 本契約中に「ソ聯邦現行法令又規則」  
とあるは規定調印當時現に效力を有する  
か又は將來一般聯邦又は聯邦を構成する  
共和國の政治乃至地方官廳の發布するこ  
とあるべき法律規定、訓令等を意味し又  
「日ソ間漁業條約」とあるは一九二八年一  
月二十三日締結せられたる日ソ間漁業條  
約並に之に對する一切の附屬文書を意味  
するものとす

第二十條 利権者は利権契約の範圍に於て其  
の裁量に依り利権契約の管理財政經濟及技  
術方面の處分管理を爲すものとす  
第二十一條 大修理實施企業の改造又増設に

際し基本財産の一部が不要となりたる場合  
は利権者は之れを無税にて且つ輸出手数料  
を支拂ふことなく外國に輸出し又日本漁業  
者の經營する他の漁區に輸送するか若くは  
ソ聯邦政府の許可を得てソ聯邦内に於て之れ  
を賣却することを得該財産のソ聯邦内に於  
ける賣却の事件は政府と協定することを要  
す

第二十二條 一、利権者が本契約に於ける自  
己の權利及義務の全部又は其の一部を第三  
者に讓渡するには必ず政府の許可を要する  
ものとす  
二、利権者は政府の許可なくして利権企業又  
は其の一部を貸下ぐることを得ず  
備考 政府の許可なくして第三者を共同經  
營者及之れに關する者として利権企業經  
營者に加入せしむることは利権者が自己の  
權利を第三者に讓渡せしものと看做さる  
べし

第二十三條 利権者は公開報告規則及公開報  
告の義務を有する當該企業に適用せらるべ  
き決算書作製規則に服従するものとす  
第二十四條 一、政府は利権者の該契約實施  
を監督する權利を有す  
二、前記監督實施の目的を以て利権者は監督

機關並に利権局の要求に依り一定の形式に  
依り利権者の本契約實施に關する完全なる  
報告を提出する義務あるものとす  
三、政府は利権者の本契約實施の監督上必要  
なる範圍に於て利権企業、其生産狀態及帳  
簿を調査する爲め之れに對し政府の委任を  
有する者を利権企業に流達することを得、  
右の者は利権企業の業務に干渉すること能  
はず、然れども利権契約實施に關する提議  
を爲すは此の限りにあらず  
第二十五條 利権者は左の義務を有す  
一、第四條に記されたる漁區の所有家屋に於  
て第二十四條に記せる者並に漁業官吏稅關  
及國境監督官吏の爲め彼等の要求次第宿泊  
所を提供すること  
二、第一項に記せる者の要求あり次第船舶よ  
り漁區への上陸並に其反對に漁區の沖合に  
碇泊する漁船及網の檢査及漁區附近に在る  
河川渡過の爲めに乗物を提供すること  
第二十六條 一、利権者が本契約によりて負  
擔せる何等かの義務を履行せざる時は政府  
は利権者に對し一ヶ年の租借料の二十分の  
一以内の金額に於て保證金(第二十九條)  
より控除せらるべき罰金を課す權利を有す  
二、政府は次の場合に於て本契約を解除する



ことを得

- (イ) 利権者又は利権企業がソ聯邦又は外國の裁判機關の法律上效力を有する決定により支拂無能の負債者たることを發表せられたる場合
  - (ロ) 裁判により立證せられたる組織的又は故意的契約の不履行及漁業規則に對する同様の違反行爲ありたる場合
  - (ハ) 本契約により獲得したる權利を政府の許可なく第三者に讓渡したる場合
  - (ニ) 租借料又は特別報償金の支拂を一ヶ月半以上遅延したる場合
  - (ホ) 利権者に保證金填補の必要を通知したる後期中に保證金を補充せざる場合
  - (ヘ) 政府の許可なくして本契約第三條及第四條に規定せられたる以外の地面を使用したる場合
  - (ト) 雜誌工場が三年連續休業したる場合
- 三、漁獲高記帳を正確に行ふべきことの要求  
同一作業年度に於て三回違反したる場合に於ては利権者は第四條により提供せられたる漁區中反則行爲ありたる漁區の經營權を喪失す而して其の漁區は沒收せられ利権者は他の漁區の附屬を要求するの權利を有せず

第二十七條 一、利権者は利権期限満了後利権企業の財産を日ソ漁業條約の規定に基きて利用することを得

- 二、本契約が期限満了前中止せらるる場合に於ては本契約第二十九條に規定せらるる保證金は政府の所有に歸す但し右は利権者が本契約に違反せる結果生じたる損害の賠償を要求する政府の權利を失はしむるものには非ず
- 三、本契約が第四條に記せる漁區の經濟的價値低下の結果利権者の申請により政府によりて解除せらるる場合は政府の支配下に於ける保證金は利権者に返還せらるるものとす
- 第二十八條 本契約の解釋及實施に關する政府及利権者間の爭議は露西亞社會主義聯邦ソヴェート共和國の當該裁判機關に於て解決するものとす
- 第二十九條 一、本契約に依る義務を正確に實行することを保護する爲め利権者は利権契約調印と同時に保證金として……留の金額を政府の名宛にて國立銀行に納入したることに關する受領證を政府に提出するものとす該保證金は本契約實施期間内は政府の管理下に置くものとす
- 二、第四條に記載せられたる漁區に對する租

借料が第十五條に依り……留以上に計上せらるる場合には保證金額は半年分の租借料迄増加せらるる可く利権者は右に従ひ一ヶ月以内に右保證金を填補すべきものとす又若し租借料が低減せらるる場合は保證金は其に比例して減少せらるるべく而して其の差額は利権者に返還せらるるべし

- 三、保證金に對し銀行が計算せる利息は利権者の所有に屬するものとす
- 四、前記保證金中より罰金(第二十六條第一項)又は過怠金(第十六條)を控除したる結果右保證金が減少したる場合利権者は一ヶ月間内に其の當初の金額迄に保證金を補充する義務あるものとす
- 五、本契約破棄の場合は保證金は違約金として政府の所有に歸するものとす
- 六、利権者は保證金の外ソ聯邦及外國に在る利権者の全財産を以て本契約に依りて負擔せる凡ての義務を正確に履行することを保證するものとす
- 七、本契約の期限満了し且つ利権者が契約により負擔せる凡ての義務を實行したる時は政府は其の支配下に在る保證金を利権者に返還す
- 第三十條 本契約はソ聯邦人民委員會議の全

權代表者及利権者若しくは必要なる委任狀を有する其の代表者に依りて調印せられ外務人民委員會に依りて契約確認せられたる後發効するものとす

第三十一條 一、本契約は利権者の負擔に於て印紙税を支拂はる可し

本契約に對する印紙税は契約全期間に對し利権者より政府に支拂ふべき租借料及特別報償金の金額より之れを計算するものとす而して租借料(複數)金額に對しては……留……( )の金額を印紙税として契約調印の際支拂ふべく又特別報償金に對しては五厘に相當する金額を印紙税として本契約第十四條に依る特別報償金の納入と同時に毎年ソ聯邦國立銀行地方支店に納入するものとす

二、第十五條に依り租借料の引上げられたる場合に於ては利権者は右に準し印紙税を追納すべきものとす

第三十二條 契約本文はソヴェート聯邦人民委員會議總務部に於て保管し利権者には契約の證明せられたる寫を交付するものとす

第三十三條 一、政府の法律の所在地……二、利権者の法律の所在地……の爲め義務的のものにして該所在地宛にて

送達せられたる書面は受取人の受領書ある場合は手交せざるものと看做さる

三、所在地變更に關しては兩當事者は直ちに書面を以て通知すべきものとす

臘脂獸保護條約

(明治四十四年十二月十四日條約第十三號)

第一條 各締結國は相互に左の事項を約する各締結國の人民又は臣民及凡て其の法令條約に服従すべき者並其の船舶が本條約の有効期間内令海、勘察加海、オホツク海及日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋の海洋に於て臘脂獸の海上獵獲を爲すを禁止すべきこと右の禁止を犯したる者及船舶は各締結國の海軍將校其の他相當の權限ある官吏に於て之を拿捕抑留するを得ること但し拿捕は他の締結國の領海内に非ざる場合に限る

拿捕抑留せられたる者又は船舶は成るべく速に拿捕地最近の地點其の他互に協定することあるべき場所に於ける其の所屬國の當該官吏に引渡すべきこと右の犯罪を審判して之に刑罰を科するの權は獨り犯罪者又は船舶の所屬國官憲のみ之を有すること  
右犯罪立證の爲必要な證人及證據にして

荷も締結國の管領内にあるものは成るべく速に其の犯罪審判の管轄權を有する當該官憲に之を提供すべきこと

第二條 各締結國は自國に於ける何れの港灣たるも其の領土内に於ける何れの場所たるを問はず第一項に掲ぐる保護區域内の海洋に於ける臘脂獸海上獵獲の作業に關聯する目的の爲何人にも又如何なる船舶にも之を使用せしめざることを約す

第三條 各締結國は第一條に掲ぐる保護區域内の北太平洋の海洋に於て獵取せられたる臘脂獸皮及獸群の蕃殖地を領有する締結國各自の權内に於て獲取せられ官にて記號を附し其の旨を證明したるものを除くの外米露若は日本の獸群に屬しカロールヒマ・アラスカヌス、カロールヒマヌ・ウルシヌヌ若はカロヒヌヌ・クリレンシヌと稱する種族と看做されたる臘脂獸皮は何れの締結國の版圖内にも之を輸入又は移致せしめざることとす

第四條 各締結國は第一條に掲ぐる海洋の沿岸に棲息する印甸人アイヌ人アリユート其の他の土人が他船を以て運搬せられ又は他船と相關聯して使用せられざるカヌー艇にして専ら櫂權の類又は帆を用ひて推進し一



隻の乗員五人を超過せざるものに依り従來慣行の方法に従ひ銃器を使用することなくして臘腸獸の海洋獵獲を行ふ場合に付本條の規定を適用せざることを約す但右は該士人々が他人に使用せられず又其の獲取したる獸皮を他人に引渡すの契約を爲さざる場合に限る

第五條 各締約國に其の人民若は臣民又は船舶に對し本條約第一條に掲ぐる海洋の何れの部分たるを問はず其の領土の海岸線より三海里外に於て獵虎の獵殺又は追獲を許さざることを約す

第六條 各締約國は前數條の規定を有效ならしむるに必要な法令を制定施行し其の違反に對する相當の罰則を付すべきことを約す

第七條 合衆國、日本國及露西亞國は保護に付特に利害關係を有する臘腸獸群の來集する海洋に於て前數條の規定を實施するに必要な限り各自警衛又は巡邏の設備を爲すべきことを約す

第八條 各締約國は第一條に掲ぐる禁獵區域内に於ける臘腸獸の海上獵獲防止する爲適當にして且有用なる措置を執るに付相互に協力すべきことを約す

第九條 本條約に於て海上獵獲と稱するは如何なる方法を以てするを問はず海上に於て臘腸獸の獵殺、捕獲又は追獲を爲すを謂ふ

第十條 合衆國はプリピロフ島又は第一條に掲ぐる海洋に在り將來臘腸獸群の來集することあるべき同國所屬の他の島嶼及海岸に於て同國の權内に於て年々獲取する臘腸獸の總數中數量及價格の孰れよりするものが百分の十五に相當するものを加奈陀政府の公認代表者に同上總數及價格の百分の十五に相當するものを日本政府の公認代表者に毎獵季の終にプリピロフ島に引渡すべきことを約す但し此の規定は合衆國が何時にても其の管轄内に在りて臘腸獸群の保護保存又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海岸に於て臘腸獸皮を獲取することを全然停止するの權利並に何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保護保存又は蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の拘束を加ふるものに非ず

第十一條 合衆國は日英兩國が本條約の規定に依り各自取償の權利を有する臘腸獸皮の各二十萬弗に相當すべき數量に代へて前拂

金として本條約實施の際大不列顛國に二十萬弗日本國に二十萬弗を支拂を約す而して

獸皮は前拂の報償として合衆國之を保留すべし右の計算は獸皮の引渡を爲すべき際に於ける未精製品の倫敦市價「プリピロフ島よりの運賃を引去る」に基き之を爲すべく若し該市價に付爭議を生じたるときは其の場合に依り或は合衆國と大不列顛と或は合衆國と日本との間に協定する審判官之を決定すべきものとす

合衆國は其の獸群より獲取したる獸皮中本條約の規定に依り大不列顛及日本國の各自領すべき配分額が毎年一千枚を下らざるべきことを約す此の數量が其の年に於ける公定獵殺數の百分の十五を超過する場合と雖亦同じ但し合衆國が島嶼に棲息する土人の衣食用又は船用の外如何なる目的たるを問はず臘腸獸の獵殺を絶対に禁止したる年に於ては此の限に在らず此の場合に於ては合衆國は其の禁獵年間獸皮の配分に代へて大不列顛國及日本國に對し年々各一萬弗を支拂ふべきことを約す而して大列顛國及日本國は獵殺再始後兩國各自の受領額より前項の規定に依り前拂金回收の爲合衆國が保留すべき獸皮を引去りたる後尙右兩國の受領額

が各特定の最少限たる一千枚を超過したる年に於ては合衆國が該超過獸皮を更に保留して本項に規定する支拂金の回收に充當するの權利を有することに同意す但し右更に保留すべき獸皮の數量は其の前項規定の市價に基きて算出せられたる金額が右支拂金の總額に年四分の利子を加へたるものに相當するを限度とす

然れども合衆國島嶼に來集する臘腸獸の總數が官の調査上十萬頭以内に下りたる年に於ては臘腸獸の獵殺は其の數が官の調査上再び十萬頭を超過するに至る迄獸皮の配分又は之に相當する金額の支拂を爲すことな

くして前記土人の生計に必要な少量の供給を除くの外一切之を停止することを得

第十二條 露西亞國はコンマンダー島又は第一條に掲ぐる海洋に在り將來臘腸獸群の來集することあるべき同國所屬の他の島嶼及海岸に於て年々獵取する臘腸獸皮の總數中數量及價格の何れよりするものが百分の十五に相當するものを加奈陀政府の公認代表者に、同上數量及價格の百分の十五に相當するものを日本國政府の公認代表者に毎獵季の終にコンマンダー島に於て引渡すべき

ことを約す但し此の規定は露西亞國が本條約期間の最初の五年間何時にても其の管轄内に依りて臘腸獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海岸に於て皮を獲取する事を全然停止するの權利並本條約の有効期間何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保護又は蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の約束を加ふるものに非ず尤も露西亞國は本條約期間の最後の十年間年々其臘腸獸蕃殖地及集合地に於ける臘腸獸總數の百分の五を下らざる數を獵殺すべきことを約す但右は上記百分の五が其の年に上陸する三歳牡獸の百分の八十五を超過せざる場合に限る

然れども露西亞國島嶼に來集する臘腸獸の總數が官の調査上一萬八千頭以内に下りたる年に於ては其の數が官の調査上再び一萬八千頭を超過するに至る迄前掲獸皮の配分を爲さず且島嶼に棲息する土人の生計に必要なものを除くの外一切の臘腸獸の獵殺を停止することを得

第十三條 日本國は海約島又は第一條に掲ぐる海洋に在り將來臘腸獸の來集することあるべき同國所屬の他の島嶼及海岸に於て年

年獲取する臘腸獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするものが百分の十に相當するものを合衆國政府の公認代表者に同上數量及價格の百分の十に相當するものを加奈陀政府の公認代表者又同上總數及價格の百分の十に相當するものを露西亞國政府の公認代表者に毎獵季の終に海約島に於て引渡すべき事を約す但し此の規定は日本國が本條約期間の最初の五年間何時にても其の管轄内に在りて臘腸獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海岸に於て臘腸獸皮を獲取する事を全然停止するの權利並本條約の有効期間何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保護蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等かの約束を加ふるものに非ず尤も日本國は本條約期間の最後の十年間年々其の臘腸獸蕃殖地及集合地に於ける臘腸獸總數の百分の五を下らざる數を獵殺すべき事を約す但し右は上記百分の五が其の年に上陸する三歳の牡獸の百分の八十五を超過せざる場合に限る

然れども日本國島嶼に來集する臘腸獸の總數が官の調査上六千五百頭以内に下りたる年に於ては其の數が官の調査上再び六千五



百頭を超過するに至る迄前掲獣皮の配分を爲さず且島嶼に棲息する土人の生計に必要なものを除く外一切の臘脂獸の獵殺を停止することを得

第十四條 大不列顛國は第一條に擧ぐる海洋に在る同國所屬の島嶼及海岸に將來臘脂獸群の來集する事ある場合に於ては本條約期間右獸群より年々獲取する臘脂獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之が百分の十に相當するものを合衆國政府の公認代表者に同上總數量及價格の百分の十に相當するものを日本國政府の公認代表者に及同上總數量及價格の百分の十に相當するものを露西亞國政府の公認代表者に毎獵季の終に引渡すべきことを約す

第十五條 合衆國及大不列顛國は一九一一年二月七日兩國間に締結したる臘脂獸に關する條約の規定にして本條約の規定と牴觸又は重複する部分に付ては本條約の規定を以て之に代ふべきことを約す

第十六條 本條約は一九一一年十二月十五日より之を實施し同日より十五年間及其の後締約國中の或者より爾餘の締約國に對し爲したる十二月前の書面通告を以て廢棄せらるる迄引續き効力を有する右の通告は十四

年を経過したるとき、又は其の後何時にても之を爲すことを得又本條約終了前何時にても締約國中の一國より請求あるときは各締約國は直に代表者を會合せしめ本條約の期間延長及若し必要あらば之と共に追加修正を協議し成るべく之に同意すべきことを約す

北樺太石油利權契約

一、利權契約要項

一、利權の目的

北樺太東海岸の既開油田未開油田(別記の通り)の試掘採掘並に其附帶事業

二、地域

A、既開油田(別表の通り)

B、未開油田(壹千平方露里)

(イ) 本地域の選定は契約締結後一ケ年内に露國政府と利權者双方協定の上決定す

(ロ) 右地域確定の上は該地域内に於て九六〇(デシヤチン)(三・一七六一七・六坪)の地積を有する試掘地域を數と箇所を制限なく利權者之を選定し試掘することを得右九六〇(デシヤチン)の形狀は南北に參、東西に貳の比なる形にして更

に之を壹區劃八〇(デシヤチン)其形狀は東西に貳南北に壹なる比の矩形十二個二列に區分す

三、利權期間

四十五ケ年(契約効力發生日一九二五年十月二十四日)

四、利權者の特典並に權利

- (イ) 産出物無稅輸出の特典
(ロ) 事業用品並に従用員食糧等の無稅輸入
(ハ) 事業用材伐權
(ニ) 土地、水面、水力の使用權
(ホ) 事業用電話線架設の權利
(ヘ) 築港施設權

太運賃の公定を見たる場合は同市價より運賃保險料其他諸掛りを控除したるものに依ることを得

B、課税 單一税とし生産高に對する三・八%

C、社會保險 労働者の賃銀總額に對する一六%

D、火災保險 利權企業を組成する財産中罹災の憂少なきものを列擧して附保の義務なき事とし罹災の際保險金を掘權者名義にて國立銀行に預入れ復興の爲めに使用し得

E、露國政府財産使用料 政府財産は利權者の希望するものに限り引受け毎年之が使用料として右財産の評価の四分を納入するものとす(當該財産の評価は兩者協定の上之を決定す) 利權地域の現存財産中如何なるものが政府の所屬のものなるかは爾來日露兩國政府間の交渉に依り決定するものとす

六、産油優先買上權 露國政府は買上權なし 七、労働者並に従業員雇傭 A、労働法の適用を受く B、傭入割合 左記割合にて外國人(露國人にあらざるも)雇入することを得

既開各油田面積

Table with 5 columns: 油田名, 形状, 全面積, 一地區の面積, 地區數. Rows include オハビ, エリツ, ビット, チヤイ, ヌイオ, ウイタ, カダン.

「デ」はデシヤチン (1 デシヤチン=3,334坪838) 「エ」はエーカー (1 エーカー =1,224坪)

(ト) 工作物建設の權利

(チ) 附帶設備をなす權利

(リ) 送油管敷設權

(ヌ) 農事施設の權利

(ル) 既設無線電信所オハ、チャイオの使用權並に新設の權利

(ヲ) 船舶入港の權利

前記の權利は無償にて附與せらるべし

五、利權者の義務

A、報償

(一) 報償率

(イ) 普通井の場合 三萬噸まで總生産高の五%一萬噸を増すごとに貳厘五毛を増率し四十五萬噸の時一五%となる

(ロ) 噴油井の場合 拾噸迄は普通井と見做す十噸乃至五十噸迄一五%それより七噸を増す毎に五%増率し百噸以上に至つて四五%となるガソリン・プラツト一千立方尺に對し二ガロン迄一〇%、一ガロンを増す毎に五%増率し六ガロン以上は三五%とす

(二) 報償支拂方法

金納單一制とす此場合算出方はボーメー二五度以下は加洲原油山元値段ボーメー二五度以上はメキシコ灣原油値段に依るものとす、但し横濱市價及樺



(イ) 事務員、技術員、高級労働者五〇%  
(ロ) 中位以下労働者二五%

但し管理者、工場長、各部長は右の制限を受くることなし浦鹽労働部長が前記の場合に依るものを供給し能はざる場合には利権者は其不足数だけ任意に雇傭し得べく浦鹽支部が供給したる外国人(露國人にあらざるもの)の區別に關係なきものとす非常の場合起りしときは任意に技術者及労働者を雇傭することを得

C、募集は毎年四月及七月十日迄に浦鹽労働支部に申出ること

前記雇傭關係の規定は大正十五年航海終期迄之を猶豫するものとす

八、争議調停條項

本契約並に附屬書及補充書の解釋三實行に關し政府並に利権者の間の凡ての争議及不一致はソヴェート社會主義共和國聯邦大審院之を決定す

利権者並に第三者との間に於ける私權の性質を帯びたる例へば國營機關一般組合其他の機關及個人間の争議は通常三方法によりソヴェート社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す本條は相互の合意により兩者間の争議決定を第三者の審問に移すことの權利

効力延長暫定取極(正文)  
留換算率に關する取極(正文)

北樺太炭礦利權

北樺太炭礦會社の

利權契約内容

一、ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は利権者に對し一般法令の除外例として本契約の範圍内にて本契約所定の地域に於て鐵山調査(試掘)鐵山業(探掘)及其附帶事業を營み且其の事業より生ずる利益を收得する權利を許與す

前項の目的の爲に政府は本契約所定の期間中契約に定むる條件を以て本契約に指定せるソヴェート社會主義共和國聯邦に屬する財産を利権者に併用せしむると共に本契約所定の條件に従ひ新設備をなし及設備を利用することを利権者に許與す

利権者は本契約に於て許されたる權利及其特權の範圍内に於て行動し又適當に經營せらるゝ商工業に適應する方法を以て其の事業を遂行すると共に本契約所載の一切の義務を履行するものとす

二、本契約に特別の規定無き限り利権者はソ

を排除するものに非ず

九、其他要項

利権期間満了の際引渡すべき財産に對する政府の補償

A、利権期間最後の十ヶ年間に設備したるものにして償却未済の額に就ては財産引渡後政府より利権者に對し之を支拂ふと  
B、償却率、石造建物、タンク鐵管三%、機械及設備、七木造建物及辭五%

C、利権企業を組成する財産は之を沒收徵發其他強制處分の目的と爲すことを得ず

一〇、本契約中別段の規定なき限り利権者は現行の法律及將來公布せらるべき一般法律並に法律に基く官憲の命令處分を遵守すべし

一一、中央政府又は地方官憲の命令其他の規定又は處分力本契約に依る利権者の權利を制限し又は無効たらしめたるときは政府は其損害を賠償す

一二、政府は其一方的意思に依り契約の効力を制限し又は無効たらしむることなし

猶ほ契約全條項は四十數項であつて右は其の重要條項中決定したること明かなるもの手續上の問題及び利権者と露國政府との間に争議の起りたる際に採るべき調停方法の問題で

ソヴェート社會主義共和國聯邦領土内に於てソヴェート社會主義共和國聯邦に於ける現行の一般法令並に將來發布せらるることあるべき一般法令を遵奉すると共に之等の法令に基く官憲の命令に服従するを要す

三、利権者は本契約實行の爲本契約に特別の規定無き限りソヴェート社會主義共和國聯邦の一般法令に従ひ契約を締結し財産を租借し取得し處分し原告又は被告として裁判所に出現する權利を有し尙ソヴェート社會主義共和國聯邦内に存する法人に對する一般規定に従ひ法人としての權利を享有し決算書を公表するの義務を負ふ

四、權利消滅後本契約に従ひ政府に引渡さるべき利権企業を組成する財産は之を他人に移轉し又は擔保の目的となすことを得ざると共に利権者に對する債權者の請求の目的となすことを得ず炭坑設備の修理、模様替及完成に際し不用となれる古機械設備品及材料は利権者の完全なる支配に移り政府の許可を得て賣却することを得

本條の規定は現存する設備の外今後輸入せらるべき設備にも適用せらるゝものとす

五、利権企業を組成する財産は徵發沒收其他の強制處分を受くることなし但利権者は

ある。

試掘地積の新規利權契約要綱

一、利権地積は1北部オハ、2エハビ、3クキドキラリン、4ポロマイ、5北部ボアターシン、6南部ボアターシン、7チエメルニインダーキ、8ガタノキノオグリナ9ムキンゴ10コング、10チャクレリーナンビーチャムグウ、11ヴエンゲリーシャーツプウシの十一ヶ所合計一千平方露里

二、利権期限千九百二十五年十二月十四日「既開油田契約當時」より四十五ヶ年とし試掘期限は十ヶ年とす

三、利権者は十ヶ年の試掘期限内に採掘さるべき鐵區をソヴェート炭礦監督官に報告し採掘を設定する事

四、採掘鐵區は一九二五年十二月十四日の利權契約に基きソヴェート政府と利権者が市松方形に分割す

五、試掘中の採油に對する報償は千九百二十五年十二月十四日の契約に依る

※左記諸項は北洋漁業の部参照  
昭和十二年度漁區貸付條件  
廣田カラハン漁區安定取極(正文)

戰時軍の必要に基く徵發に關する一般規定の適用を受くるものとす此場合には公平なる賠償を受くべし又利権者は交通及連絡線の用に供する土地の使用除外に關する法律規則に服するものとす

本條はソヴェート社會主義共和國聯邦に於ける現行の租稅郵便及關稅に關する一般法令に基く徵收手續を變更するものにあらず

六、權利契約の効力發生後に於てソヴェート社會主義共和國聯邦の中央及地方官憲の發布する命令其他の規定又は指圖により本契約による利権者の權利を受け又は消滅したるときは政府はこれに依りて生ずる總ての損害を賠償するものとす

前項の規定は第三十三條に規定する場合の外期間終了前に於て政府の一方的行爲により利權契約を廢棄又は變更することを意味するものに非ず

七、本契約實施期間中利権企業は絶対に利権者の經濟的使用及支配に屬するもの政府は利権者の生産及商業上の行爲の進行を自己の權限ある代表者をして監視せしむる權利を保留す但し政府代表者は右監視に付利権者がソヴェート社會主義共和國聯邦の法令及利權契約の條件に違反せざる限り生産並



八、利権者は政府より派遣せらるる地質學者  
鑛山技師者が利権企業に於ける作業の研究  
をなすことを許容する義務を有す尙利権者  
は、一九二三年五月二十日附命令(一九二三  
年政府の法令及命令集第四九號四八四條)  
に基きソヴェト社會主義共和國聯邦の高  
等技術學校學生及卒業生を實習のため自己  
の企業に毎年雇入るゝ義務あるものとす

九、利権者は政府の許可を得たる場合に限り  
本契約は權利義務の全部又は一部を第三者  
に譲渡することを得  
一〇、政府は利権者に對し本契約に記載せら  
れたる期間及條件を以て北樺太西海岸の下  
記區域に於て石炭の試掘及探掘の獨占的權  
利を許與す

(一) 土威地方の境界

- a、北方 ウゴリヤナ溪を以てし其河口よ  
り第一及第三マカリエフスキー探掘鑛區  
の西部境界と其延長線の交叉迄
- b、東方 第一第三マカリエフスキー探掘鑛  
區の西部境界と其延長線のウゴリヤナ溪  
に達する迄、第三及第四マカリエフスキー  
探掘鑛區の南部境界線、第二及第四マカ  
リエフスキー探掘鑛區の東部境界の延長

線に従ひ第四マカリエフスキー探掘鑛區  
東南角より利権者に與へたる地區の南部  
境界を形成する線との交叉迄

c、南方、オゴロドナヤ溪河口より南方一  
直線に一露里半の海岸地點より緯度線に  
従ひて利権者に與へられたる地域の東部  
境點線の交叉迄

d、西方 ウゴリヤナ溪河口より利権者に  
與へられたる地域の南部境界線の起點迄  
の範圍内に於ける海岸線

(備考) マカリエフスキー探掘鑛區の境界は  
政府により確認されたる一九一〇年の土  
地區劃に従ふ而して本契約書に添附され  
たる一八二五年の測量に係る縮尺一萬二  
千分の一の土威地方圖面に符記せり

(二) ウラザミロススキー炭坑地方の境界

- a、南方 第三溪流河口より緯度線に従ひ  
東方五露里の地點間  
(備考) 第三溪流河口はノヤミ河口の南方海  
岸線に添ひ約三露里の地點に存す
- b、北方 ノヤミ河口より北方一直線に  
〇・四露里の海岸地點より緯度線に従ひ  
て東方へ

(備考) 右北方境界はムガチ炭坑のアナ  
スターゾエフスキー探掘鑛區を侵害する

を得ず

c、東方 南部境界の東端地點より北方へ  
子午線に従ひて利権者に與へられたる地  
域の北方境界を形成する線との交叉迄

d、西方 第三溪流河口より北部境界の起點  
迄の範圍内に於ける海岸線

(三) マーチ河地方の境界

a、南方 クルシュエーブナイ河口より緯度  
線に従ひ東方二露里八分の五地點間

b、北方 シロイカヤ河口より南方一直線  
に一露里の海岸地點より緯度線に従ひて  
東方四露里の地點間東方南北兩境界線の  
東端地點の結合線

c、西方 クルシュエーブナイ河口より北部  
境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線  
本條に擧げたる三ヶの地域は本契約書によ  
る利権地域を形成す

二、試掘並に探掘の爲利権者に許與せらるべき  
地域の範圍に存在する政府所屬の建物及  
備品は利権者の使用に之を引渡す引渡さる  
べき總ての財産は双方代表者立會の下に其  
の目錄及評價表を作り其の引渡に關し特別  
なる調査を作成し双方契約代表者之に調印  
す本調書は本利権契約書に添附せらるべき  
ものとす

一、利権者は其の許與せられたる地境に於  
てソヴェト社會主義共和國聯邦の鑛業法  
規により許されたる方法に則り炭鑛調査(試  
掘)並に探掘を行ふものとす

利権者に本契約の效力發生の日より一ヶ年  
以内に炭層開拓の順序を明示したる利権地  
域内の一般探掘計畫を極東鑛山局に提出せ  
ざるべからず探掘の計畫實行の方法は堅坑  
及坑進毎に經濟的價值を有する石炭の全法  
を採掘し一般に埋藏炭の規則正しき且經濟  
的なる探掘を確保する様立案せられざるべ  
可らず

是等の計畫は五年内に作成せらるべく而し  
て極東鑛山局の同意を得ることを要す

利権者は試掘並に探掘事業の結果たる總て  
の材料及技術上及統計上の資料を鑛山監督  
機關と協定したる期間内に提出せざるべか  
らず右の外鑛山監督機關は利権者が遂行中  
の試掘及探掘事業を隨時檢閲に際し充分の  
便宜を與へ其要求によりては試掘明細表圖  
及其他技術上報告を提出するべきものとす  
一三、本契約有効期間は本契約の效力を發生  
したる日より起算し四十五ヶ年とす  
一四、本契約により許與せられたる權利並に  
特約に對し利権者は總出炭額に對し以下の

報償を仕拂ふものとす

總年産額

一〇〇、〇〇〇佛噸迄	五・〇〇%
一五〇、〇〇〇 同	五・二五%
二〇〇、〇〇〇 同	五・五〇%
二五〇、〇〇〇 同	五・七五%
三〇〇、〇〇〇 同	六・〇〇%
三五〇、〇〇〇 同	六・二五%
四〇〇、〇〇〇 同	六・五〇%
四五〇、〇〇〇 同	六・七五%
五〇〇、〇〇〇 同	七・〇〇%
五五〇、〇〇〇 同	七・二五%
六〇〇、〇〇〇 同	七・五〇%
六五〇、〇〇〇 同	七・七五%
六五〇、〇〇〇 同以上	八・〇〇%

利権者は報償航海期間中(即ち毎年五月一  
日より九月十五日に至る)に現物を以て仕  
拂ふものとす

報償の引渡は各利権企業の積出地點に於て  
利権者により行はれ、汽船の船荷證による  
FOB渡とす

報償として利権者より引渡さるべき石炭の  
炭質並に種類は各炭坑別に販賣炭の平均炭  
質及種類に應ぜざるべからず而して右は技  
術上の分析により證明せらるべきものとす

利権者が報償仕拂延滞の場合には不適時引  
渡に關聯して生じたる損害を賠償するの外  
未納の報に對し一ヶ年償一分の割合を以て  
する過怠を支拂ふものとす報償仕拂の延滞  
一ヶ年に及ぶときは政府の本契約第三十三  
條に基き利権契約を解除するの權利を有す  
利権者の責に歸すべからざる事由により九  
月十五日迄に完了せざりし報償の支拂は翌  
年航海期迄繰越し之を延滞と看做さず

一五、利権者に何等の支障なく且無税にて自  
己探掘石炭を海外に輸出するの權利を有す  
ソヴェト社會主義共和國聯邦内市場に於  
ける石炭販賣は各作業年度に於て其數量を  
豫め當該極東政府機關と協定せざるべから  
ず但利権企業に従事する汽船に供給する焚  
料炭は以上の協定を要せず

政府は前年度利権企業の探掘數量の五割を  
超えざる數量に於て内地消費の爲必要な  
石炭を利権者より買入する優先權を有す右  
方法に依る買入石炭の値段は相互の協定に  
より決定せらるべきものたるも政府の申  
込前一ヶ年間に於ける横濱CIF平均卸値  
(樺太横濱港の普通運賃を控除しより高か  
らざるものとす右自己の希望に就て政府は  
各作業年度開始前少くとも六ヶ月前に利権



者に豫告するものとす

一六、裁判費並に本契約に於て特に定められたる税金及支拂を除く有らゆる一般國稅地方稅並に手數料の代價として利權者は總産額より政府に支拂ふべき報償を控除したる年額出炭額の樺太EBO賣値の三・三三%を政府に仕拂ふものとす

一七、利權者は利權企業に供給又は設備の爲各種の機械及其部分品又は技術上の物件及材料を關稅及特許料を支拂ふことなくして輸入する權利を有す又企業に必要にして北樺太に輸入を禁止せられざる労働者及従業員に供給の食糧品の日常品も亦同然たり以上の利權を行使する爲利權者は當該年度に於て輸入せらるべき物品の數量を示せる正確なる明細表を日本に於るソヴェト社會主義共和國聯邦の通商代表部の認可を得る爲め毎年提出するものとす

日本に於けるソヴェト社會主義共和國聯邦通商代表部の許可を受けたる目録表に記載さるゝ總ての物件に對してはソヴェト社會主義共和國聯邦稅關機關は別個の許可を要せずして輸入せしむべきものとす  
利權企業の労働者並に従業員に對する最も必要な食料品及物件は外國より輸入品たるものとす

の普通埋藏物の利用はソヴェト社會主義共和國聯邦鑛山法的一般規定に基き許可せらるものとす

二二、利權者は許與せられたる地域内に於て無償にて水、水面及水力を使用する權利を有す尙之が爲めに利權者は地方官憲の許可の下に各種の營造物を建設する權利を有す許與せられたる利權を行使するに際し權利者は以下の義務を負ふものとす

- イ、水、水面及水力使用に際し隣接地區の利益を侵害せざること
- ロ、隣接地區より排水し又は引水する爲め自己の地區内を通してなす溝渠排水路其他の工作物の築造を許諾する事及隣接地區より利權地域を通過して道路其他の運搬設備の建設を妨げざること
- ハ、一般共用の流水に關して衛生取締規定に準據する事
- ニ、水、水面水力使用に際しては如何なる場合に於ても漁業交通に關し地方住民の權益を侵害すべからず、利權地域外に於ける水の使用は地方官憲との特別なる協定により無償にて許可せらるべし

二三、利權者は販賣の目的に非ずして企業に必要な限り利權地域上に存する森林使用

るとソヴェト社會主義共和國聯邦内の購入品たるは問はず北樺太鑛山地方の長官の認可したる値段により利權者之を供給するものとす

一八、前項(一七)に従ひ利權者により外國より輸入されたる總ての日常品並に食料品は當該地方政府機關の認可なくしては之を内地市場に販賣することを得ず

若し右の認可の與へられざる場合は利權者は前項記載の物品を自由に且つ支障なく外國に返送するの權利を與へらる

一九、石炭探掘並に調査試掘作業に必要な程度に於て利權地域内の地表を作用するの權利を利權者に許與す、此目的の爲め利權者は前記の地域に於て住宅に非ざる建物及各種技術上の建設物等を建設することを得土威利權地の南東部分に於て探掘さるる石炭運搬の爲利權者はポストカヤ並に同河支流の沿岸一帯及マカリエフスキー鑛區の地域に於て石炭運搬の爲建設せらるべき總ての建設物並に建物ガマカリエフスキー炭田の正當なる稼行に障礙とならざる限りマカリエフスキー探掘鑛區地域の地表を使用することを得  
利權者の請願により農務人民委員會地方機關の利權を有す

の利權を有す

利權地域外に於て利權者は極東土地廳との協定の下に北樺太に於て自己企業の用に供する爲め必要な伐木林地區を獲得することを得

利權は自己に許與されたる伐木林地區に於て造材したるものにして利權企業の爲に使用せられざる木材を一般規定に基き外國に輸出するの權利を許與せらる  
政府は利權者に開發の爲め許與したる伐木林地區に於て利權者に上記伐木林地區の引渡をなしたる期間中他の伐採者を入れしめざる義務を負ふ

二四、利權者の企業に於ける労働條件はソヴェト社會主義共和國聯邦の現行法令並に將來之に付發布する事あるべき法令及利權者と當該職業(組合同盟)との團體契約により規律せらるものとす

以上の條件は國籍の如何を問はず利權企業に於ける總ての労働者及従業員に適用せらるるものとす労働者及従業員の社會保險料は同種國營企業と同一率により利權者に於て仕拂ふものとす

二五、利權企業の爲利權者は以下の利權を有す

關は利權者の企業及其労働者及従業員に供給のため必要な農村經濟を營む地所及住宅地を利權地域内の地表に於て分與すべし農村經濟地區の使用一般法令に準據することを要す

二〇、利權者は利權期間を超えざる期間内利權地域内及本目的の爲め特別の條件に基き獲得せる利權地域外の地域に於て引込道路修理工場鍛冶場倉庫等の如き企業に直接必要な各種附帶建設物を建設して之を使用し又利權者の企業の従業員及労働者の必要とする供給品及日用品の生産の爲各種の工場及糧食倉庫を建設するの權利を有す  
其他利權者は北樺太に於て利權地域外に事務所及倉庫(倉庫は其都度地方長官憲の許可の下に)並に莫斯科ハバロフスク浦鹽斯德各市に代理店設置の權利を有す  
利權者は地方官憲並に鑛山労働者職業組合(同盟)との協定により利權企業の労働者及従業員の爲各種の文化教育及醫療衛生機關を設置する權利を附與せらる

二一、利權者は利權地域内に於て他人に販賣の目的に非る限り利權企業に必要な粘土砂石、石灰等各種の普通埋藏物を無償にて採取することを利權地域以外に於ける右

イ、外國人たる事務員技術者高等の資格ある労働者及従業員各別に其五割迄雇備すること

(備考) 上記の制限は取締役及鑛山支配に適用せられず  
二、炭切夫は高の資格有る労働者と看做す  
ロ、中等及下等の資格有る外國労働者人夫を總數の二割五分を超えざる範圍にて雇備すること

(備考) 利權契約の效力を發生したる日より最初の五ヶ年間海上に於ける石炭積込に従事する労働者は本條(イ)項に従ひ五割の内を含む  
若し極東労働支部が利權者の要求に對しソヴェト社會主義共和國聯邦の市民或は其領土内居住の外國人より必要な數量の勞力を提供すること能はざる場合には利權者は不足數だけの外國労働者及従業員を任意雇備することを得  
イ及ロ兩項に示されたる外國労働者及従業員は漸次減少せめべく且三年毎に改定せらるべきものとす

二六、利權企業の労働者及従業員並に其家族



の北樺太田入に際して旅券手續に付合理的なる便法講ぜらるべしこれが爲めソヴェエト社會主義共和國聯邦政府は東京及函館駐在の自國領事館並に北樺太に於ける外務人民委員會の派遣員に適當なる命令を與ふべし

二七、各利權地區の範圍内に於て其の内部連絡を保證する爲め利權者は任意に電話線を新設し又既設線を使用するの權利を許與せらる

利權者が利權者の支配下に非る地域に局部に即ち自己の企業と亞港市又は隣接せざる利權地區間を連絡せしむる爲め電話線架設を希望する場合は右權利は前記電線の架設及使用に付郵便電信人民委員會の規定及標準に準據し且つ該委員會會地方機關の監督を受ける條件付にて利權者に許與せらるる本條件の利權地域外にある既設電話線にも適用せらるものとす

利權者は利權企業の作業の妨げとならざる限り電話設備を北樺太に於ける政府機關並に其代理人の使用に供すべき義務を負ふ右使用の條件は利權者と政府機關の合意により定めらるべし

二八、利權企業の船舶及利權者の備船はソヴェエト社會主義共和國聯邦の現行法令に従

ひ北樺太海岸に於ける開港場に入港するの權利を有す

北樺太沿岸の他の地點にこれらの船舶の寄港は此地點に付豫め交通人民委員會と協定をなすの條件に於てのみ許可せらるべし此場合に於て船舶は利權者の選擇により最寄税關に於て検査を受け其證明書を得るか又は積荷及荷卸の地點に於て船舶の検査を受ける事を得後者の場合に於て税關官吏の派遣費は利權者を之を負擔す

開港灣税は將來北樺太沿岸に於て開渡せられたる場合一般規定に基き利權者より徴收さるものとす

勞務に對する仕拂は一般規定に據る  
上記の船舶は利權企業生産品及其設備品並に供給品の運搬、企業の労働者及従業員の食糧品並に供給品の運搬及労働者、従業員並に其家族の輸送にのみ使用するものとす  
石炭貯の曳船、木材及利權企業上必要なる供給品及労働者従業員並に其家族の運搬に従事する利權企業的小型補助船舶(六〇馬力迄の小蒸汽船及發動船)は北樺太西海岸に沿ひ自由航行並に何等の支障なく亞港に寄港するの權利を有す

二九、豫め地方官憲當該機關の承諾を得防波

堤積込棧橋及繫留所を建設し並に起重機及其他の荷揚及積込用設備を設置する權利を利權者に許與す

利權者は前項の防波堤棧橋及繫留所附近に於て船舶の積込陸揚に際し何等の支障なく且自由に海面を使用する權利を有す

若し將來企業發展に關聯し利權者が築港の必要を認むるときは港の位置計畫及築港の條件に付豫め交通人民委員會と協定せざるべからず

利權者の建設したる港は交通人民委員會の支配に移る而して交通人民委員と協定せる條件により港の一定區域を利權者の營利的使用に許與すべきことを豫め決定す

三〇、利權企業の總ての建物及築設物は其總ての設備とも利權者はソヴェエト社會主義共和國聯邦保險機關に自己の勘定を以て政府の名義により附保せざるべからず  
利權者に對する保險料率は同種國營企業と同一とす

火災の爲附保財產消滅又は損害を受けたる場合政府は保險金を利權者の名義によりソヴェエト社會主義共和國聯邦銀行に預金す該保險金は政府の監督の下に只利權企業復興の爲にのみ利權者は支出するものとす

ナ

三一、利權期間の満了に際し利權企業は總ての建築物、改良工事設備及備品と共に本契約に従ひ最後の五年間維持せられたる平均生産に劣らざる生産を支障なく可能ならしむる状態に於て無償にて政府に移轉すべし但政府は本契約有効期間最後の十ヶ年間に於ける費用に付政府の承諾を得て利權企業に對し設備せる建物及改良工事にして左記の原價償却せられざる部分を利權者に賠償する義務を有す

即ち利權者の出費に對する毎年原價償却率は石造建築物三分、機械及設備七分、木造建築物及貯五分とす

材料、食糧品及供給品にして貯藏中のもの製品、半製品、資金及其他の流動資産は利權者の所有に残る

利權者の利權期間の終了の日より三ヶ月内に本條の條件を守り企業を政府に引渡す義務を有す此期間中に利權者は政府と總清算を終了せざるべからず上記條件を遂行したる後利權者の所有に屬する財産は利權者に於て一ヶ年以内に何等の支障なく且無税にて利權地域より搬出することを得べし  
指定の期間に利權地域より搬出せられざる

利權者の財産は無償にて政府の所有に歸す

利權者の如何なる負擔及義務は何處にて發生したるを問はず政府に移轉することなし

三二、若し本契約の有効期間中に契約の全部又は一部の履行が不可抗力の爲不可能となりしときは不可抗力の繼續期間中當該義務履行の延期を相互に於て許與する義務を有す但契約の基本期限を延長することなし

三三、政府は左の場合に限り期間中企業を中止するの權利を有す

イ、ソヴェエト社會主義共和國聯邦の裁判機關又は法律機關の法律上有效となりたる判決により利權者が支拂不能の債務者として宣告せられたるとき

ロ、利權者が本契約の第十二條第一項及第三項第九四條末項第十六條及第十八條に記載されたる條件違反の場合

政府は契約破棄前一ヶ月の間隔を以て書面により二回の通告を發せざるべからず是等の場合に於て利權企業は契約中止に際し存在する状態に於て本契約第三十一條の條件を守り無償にて政府に移轉するものとす  
政府は本條項に従ひ權利を中止せずして前條の條件違反により政府に蒙らしたる損害

賠償を利權者に要求し且何時にても右契約違反行爲の排除を要する權利を留保す

三四、政府は本契約違反により蒙りし損害を利權者に要求する權利を有す

三五、本契約並に附屬書及補足書の解釋及實行に關し政府並に利權者間の總ての爭議及不一致はソヴェエト社會主義共和國聯邦最高法院に於て決定するものとす

利權者並に第三者例へば國營機關、コペラチープ其他の機關及個人との間に於ける私權の性質を帯びたる爭議は通常の法によりソヴェエト社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す  
本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を仲裁々判に付する權利を排除するものに非ず

三六、本契約の效力發生の日より利權者は本契約第十一條により政府より利權者に引渡さるる財産に對し本契約第十一條に定められたる評價に従ひ此財産價額の四分の割を以て一ヶ年の借料を政府に仕拂ふものとす

借料は各作業年度終了後三ヶ月以内に浦鹽斯德に於けるソヴェエト社會主義共和國聯邦國立銀行支店に納入するものとす  
三七、本利權契約は利權地域内に於て露顯す



ること有るべき石炭以外の有用なる埋藏物の探掘利権を利権者に許與するものに非ず三八、本契約は不定金額契約として一九二三年國家印紙税法適用に關する命令第十三條a項に從ひ普通印紙税を仕拂ふものとす本契約に依る比例印紙税は本契約調印に際し正確に決定し得ざる報償金並に毎年度終了後利権者より政府に支拂ふべき其他の支拂金に對し計算せらるるものとす毎年支拂はるべき比例印紙税は本契約第十四條に定約したる報償支拂と同時に利権者によりソヴェト社會主義共和國聯邦國立銀行當該地方支店に納入するものとす

御名 御璽  
攝政名  
大正十四年三月三十日  
内閣總理大臣 子爵 加藤 高明  
農商務大臣 高橋 是清  
外務大臣 男爵 幣原 喜重郎  
司法大臣 小川 平吉  
法律第三十七條  
契約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に於ては勅令を以て特別の規定を設け之に準據せしむる事を得

勅令第八號  
大正十四年法律第三十七號は大正十五年三月十日より之を施行す  
朕日本國及ソヴェト社會主義共和國聯邦國の關係を律する基本法則に關する契約關係議定書(乙)に基く利権契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の探掘に關する帝國株式會社に關する件を裁可し並に之を公布せしむ  
御名 御璽  
攝政名  
大正十五年三月五日  
内閣總理大臣 若槻禮次郎  
商工大臣 片岡直温  
勅令第九號  
第一條 日本及ソヴェト社會主義共和國聯邦國の關係を律する基本的法則に關する契約關係議定書(乙)に基く利権契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の探掘に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關しては勅令に別段の定あるものを除くの外商法及付屬法令の規定を適用す  
第二條 會社の發起人は株金第一回拂込前定款及事業、目論見書を具し商工大臣に會社設立の免許を申請すべし  
前項の免許の申請には株式申込證の謄本を

北樺太利權に關する勅令及法律

朕帝國議會の協賛を経たる契約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に關する法律を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽  
攝政名  
大正十五年三月五日  
内閣總理大臣 若槻禮次郎  
外務大臣 幣原喜重郎  
司法大臣 江木 翼  
商工大臣 片岡直温

對して讓渡する場合に於ては其の代價は會社の設立登記後四年目以後に於て其配當し得べき利益金額が拂込資本金に對し一年百分の十の割合を超過したる年の翌年より起算し十年以内に於て之を年賦償還せしむる事を得  
第十條 會社は商工大臣の認可を受けるに非ざれば利益の處分することを得ず  
第十一條 每營業年度に於て配當し得べき利益金額が拂込資本金額に對し一年百分の十の割合を超過するときは會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし但し當該營業年度を除き其の前三年に包含せらるる營業年度に於ける配當し得べき利益金額(該利益金額中政府に納付したる金額あるときは之を控除す)を通算し拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合に達せざるときは其の不足額を當該營業年度に於ける配當し得べき利益金額より控除し其の殘額が申込資本金額に對し一年百分の十五の割合を超過する場合に限り會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし

添付すべし

第三條 株式は記名式とし帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人にして議決權の過半数が外國人若は外商法人に屬せざるものに非ざれば之を所有することを得ず

對して讓渡する場合に於ては其の代價は會社の設立登記後四年目以後に於て其配當し得べき利益金額が拂込資本金に對し一年百分の十の割合を超過したる年の翌年より起算し十年以内に於て之を年賦償還せしむる事を得  
第十條 會社は商工大臣の認可を受けるに非ざれば利益の處分することを得ず  
第十一條 每營業年度に於て配當し得べき利益金額が拂込資本金額に對し一年百分の十の割合を超過するときは會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし但し當該營業年度を除き其の前三年に包含せらるる營業年度に於ける配當し得べき利益金額(該利益金額中政府に納付したる金額あるときは之を控除す)を通算し拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合に達せざるときは其の不足額を當該營業年度に於ける配當し得べき利益金額より控除し其の殘額が申込資本金額に對し一年百分の十五の割合を超過する場合に限り會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし

第四條 定款變更、合併及解散の決議並に重要財産の讓渡は商工大臣の認可を受くべし前項の重要財産の範圍は商工大臣之を指定す

第十二條 會社は臨時總會開會前に財産目録貸借對照表、營業報告書、損益計算書、收支決算書及株主名簿を商工大臣に提出すべし

第五條 會社は營業年度毎に事業計畫を定め收支豫算を添へ商工大臣の認可を受くべし事業計畫を變更せむとするときも亦前項に同じ

第十三條 商工大臣は必要ありと認むるときは會社の業務若は財産の狀況の報告を命じ又は官吏をして之を檢査せしむることを得

第六條 商工大臣は必要ありと認むるときは位置及深度を指定して試掘を命じ其の他事業計畫の變更を命ずることを得

第十四條 商工大臣は會社の業務に關し監督上必要な命令を發することを得

第七條 會社の採取したる石油に付ては政府は時價を標準として優先して之を購入することを得

第十五條 商工大臣は會社の決議、法令若は定款に違反し又は公益を害すると認めたるときは其の決議を取消すことを得、商工大臣は取締役の行爲法令若は定款に違反し若は公益を害すると認めたるとき又は取締役商工大臣の命じたる事項を執行せざるときは之を解任することを得

第八條 會社の採取したる石油の購入に付ては隨意契約に依ることを得

第十六條 第五條、第六條、第九條、第十條の規定は石炭の探掘に關する事業を營むことを目的とする會社に關しては之を適用せず  
附則  
本令は大正十五年三月十日より施行す

第九條 政府の北樺太に於ける財産を會社に

附則  
本令は大正十五年三月十日より施行す







が、新條約實施第一年たる昭和四年計らずも日ソ兩國漁業關係に未曾有の紛糾を惹起した、これは

(イ) 出漁諸條件に關する日ソ兩國の對立

(ロ) 宇用貫一郎の日魯經營漁區奪取事件

の二つであるが、(イ)はソ聯邦側より入札保證金の引上、冷凍冷蔵以外の製魚禁止、漁撈及陸揚の際における機械使用の禁止、最終漁期を九月七日に短縮する等日本側の利益を無視せんとする不法な要求に端を發し兩者の對立となつたものであり、(ロ)は浦鹽における漁區入札競賣において宇田一派が未曾有の高値で競落し、日魯漁業を苦境に陥れると共にソ聯邦側をして日本側の内部不統一を利用せしめる機會を與へんとした事件で、我が露領漁業史上最も多端な秋であつた、幸ひに兩事件共(イ)は當時の駐日ソ聯邦大使トロヤノフスキイと我が外務省通商局との折衝、又(ロ)は郷誼之助氏の調停により妥協解決したが、同年における我

が經營漁區數はソ聯邦側漁業の進出によつて僅かに二漁區を増加せるに對しソ聯邦側は一躍四倍の激増振りを示した、即ち日本人漁區數二百五十七に對しソ聯邦側は一躍百六十二に増加したのである。爾來ソ聯邦側の我が露領漁業に對する壓迫は陰に陽に加はり、露領漁業問題は日ソ兩國の國交問題にまで發展する可能性を呈した。

然るに時なるかな、ソ聯邦側の逐年に亘る進出に刺戟され我が北洋漁業大合同計畫は進展し昭和六年初秋、果然日ソ漁業新交渉の機運は到來して、我が全權廣田駐ソ大使は現行條約實施以來發生せる各種の問題と條約解釋上の不一致點等に關する解決を期し、更に邦人現有漁區の安定によつて將來における紛議勃發を未前防止すべく具體案を提げて眞剣な交渉に入つた。交渉一星霜、昭和七年八月十三日邦人漁區安定に關する協約の調印は廣田・カラハン兩全權の間に行はれた、これを一般には廣田・カラハン暫定協定と稱してゐる。

然るに昭和三年締結の日ソ漁業條約は昭和十一年五月二十二日滿期となり、之に伴ひ右暫定協定による邦人漁區安定期限も同月二十二日を以て滿了するので同條約の改訂によつて安定漁區の期限延長を條文化し、邦人漁業權の確立を再強化するため露都において太田大使と外務人民次長ストモニコフ氏との間に折衝を開始し、幾多の曲折を経て昭和十一年十一月二十日露都において正式調印の段取にまで進んだが、偶々日獨防共協定成立の内報がソ聯邦側に達したため彼は種々の口實を設けて右改訂條約の調印を拒否するに至つたので、止むなく右條約改訂交渉に於て成立せる條件を基礎に同年十二月末一ヶ年有効の漁業暫定協定を取結んだ。

其後も幾多の折衝に對しソ聯邦側は極めて曖昧なる態度で誠意を示さず年來幾他の紛糾を重ねつゝ數次に亘る暫定協定を取結び十五年度に至つてゐる。以上の如く、多くの史的國際關係の過程を経て獲得確保せる我が露領漁業の行

はれる區域、即ち所謂條約水域はソ聯邦領域の日本海、オホーツク海及びベーリング海に亘る一帯の沿岸で、其の海岸線延長は實に五千哩に及んでゐる。

- 一、沿海區(沿海州)
- 二、薩哈連區(北樺太)
- 三、ニコラエフスキー區(黒龍江下流)
- 四、オホトスキー區(オホツク)
- 五、クウイスキー區(同)
- 六、ギジギンスキー區(同)
- 七、イーチンスキー區(勘察加半島西海岸)
- 八、キクチンスキー區(同)
- 九、ボリンエレツキー區(同)
- 十、東勘察加區(勘察加半島東海岸)
- 十一、カラギンスキー區(同)
- 十二、キチギンスキー區(同)
- 十三、オリユートルスキー區(ベーリング海)

十四、アナドルスキー區(同)  
昭和十五年度に於ける漁區總數は七百三十三、其の中日本側借受漁區は三百四十九、ソ聯邦側は三九〇にしてソ聯邦の五二%に對し我方は四七%弱である。

日本側漁區三百四十九の中、鮭鱒漁區は三百三十二、蟹漁區は十七、ソ聯邦側漁區三九〇の中鮭鱒漁區は三百六十七蟹漁區は二十三である。漁獲標準高總數に於ては、日本側鮭鱒漁區は百十七萬八千七百五十八ツエントネルで、ソ聯邦側の九十五萬五千六百七十九ツエントネルに比して多く、日本側の優勢を示してゐる。昭和十五年度鮭鱒、蟹、罐詰の製造高及漁獲高は左の通りである。

紅 鮭	二四八、二二二
鱒	六九〇、四五九
蟹	五四、四五二
銀 鮭	二九、一三五
鮭ノ助	二、〇二九
合 計	一、〇二四、二九七
△漁獲高(單位尾)	
紅 鮭	三、六七四、〇〇〇

白 鮭	八、八三〇、〇〇〇
鮭ノ助	六六、〇〇〇
銀 鮭	四三一、〇〇〇
鮭	三〇、二一六、〇〇〇
シヨマ	三六、〇〇〇
合 計	四三、二五三、〇〇〇

斯の如く我が露領漁業はポーツマス條約に於て確立されて以來、滿蒙の權益と等しく國家の重大なる權利であつて、本格的發展への道程を辿つてをり我が國民の理解と認識とを要する重要對象であり、現在は三百五十ヶ所前後の漁區と三十餘ヶ所の罐詰工場とを經營し従業員約二萬、船舶百三十一隻、三十一萬噸前後を動員して一ヶ年五千萬圓近き生産を擧げてゐる。

公海漁業(日本側經營)

我が露領漁業を繞り日ソ兩國間に種々の紛争が頻發した當時、我が北洋漁業關係官民の間には露領水域外三哩の公海に於ける漁獲なるものが考慮せられるに至つた、之は露領沿岸に於て多量の漁獲高を擧げつゝある事實に鑑み、沿岸三哩外



の公海に於ても亦相當量の漁獲の可能性あることを看取したからである、公海なるが故にソ聯邦側に對する租借料も要らず、國際的紛争も起らず一舉兩得の企てであるが、果して所期の如き成果を擧げ得るや否やは經驗豊富なる我が北洋漁業家と雖も一抹の不安なきを得なかつた。併し試験的にもせよ右の公海漁業、所謂沖取漁業を開始しようといふ氣運が先覺當業者の間に擡頭し昭和三、四年頃よりこの新漁業に従事する者が現はれてきた。そこで我が農林省も種々調査の結果昭和四年之が取締規則を設けるに至り北緯五十一度以北の公海を沖取漁業の區域と定め許可漁業に制定した、昭和八年には此の沖取漁業、正確には母船式鮭鱒漁業は本格的に獨立の企業として確立するに至つた。

即ち昭和四年僅かに一隻の出漁に止り又其の漁獲高も僅かに七千數尾に過ぎなかつた爲めに沖取漁業は果して企業として成立するや否やを怪しまれた程であつた、それが翌五年には母船は八隻に増加

年 度	母船數 (隻)	漁獲數(尾)
昭和八年	三〇	五、六五、八三二
同 九年	一六	八、九三、五〇二
同 十年	八	一、五四、〇五七
同 十一年	七	一〇、〇七、三六六
同 十二年	七	一〇、一五、〇五一
同 十三年	七	九、八二、九〇八
同 十四年	二	一、六三、一三七
同 十五年	一〇	一〇、九七、〇〇〇

斯くの如く沖取漁業の發展並びに其の事業の好成績は遂に魚族保護の見地よりする漁獲制限問題と對ソ漁業政策上よりする北洋漁業統制問題を惹起するに至り農林省は國策的立場より沖取各社に對し合同の極めて必要なることを慫慂した、

北千島漁業

北千島の鮭鱒漁業は前記勘察加沿岸近海の母船式鮭鱒漁業の大發展に刺戟され勃興したもので昭和六年十年北海道廳は溫禰丹海峽以北、北緯五十一度に至る北千島附近の海面を鮭鱒流網使用許可區域

に指定して以來急激に發達した、昭和七年には其の業績は未だ見るべきものなく着業僅かに六隻、其の漁獲高も鮭鱒合計僅かに六萬二千尾に過ぎず、又、罐詰は全く製造されなかつたのであるが、昭和八年一躍して母船式鮭鱒漁様に比肩する重要漁業となり、其の漁獲高も五百萬尾を越えるに至り、同九年には更に飛躍的發展を遂げ、今や北千島は世界の鮭鱒罐詰産地と化したのである。

年 度	鮭鱒漁獲高(單位千尾)
昭和十年	三五、四六一
同 十一年	五一、八九九
同 十二年	八四、三六五
同 十三年	八二、六八九
同 十四年	一三〇、九五三
同 十五年	一六、九九七

鮭鱒流網船には其の許可事項として夫々漁業根據地が定められてゐるが、幌筵島摺鉢灣を根據とするもの最も多く、其數百十二隻に達してゐる、次ぎに幌筵島

柏原灣、占守島、村上灣同、片岡灣等である。鮭鱒流網漁業に次いで重要なものは鮭鱒建網(定置)漁業である、此の建網は沖出普通二、〇〇〇間内外、最大なるものは三、〇〇〇間に達し、一ヶ統につき普通五〇人餘、最大なるものは八〇人の従業員を使用する。北千島の鮭鱒罐詰業は水産物罐詰製造取締規則の規定により、北海道廳長官の許可を受くるにあらざれば營むことが出来ないことになつて居り、鮭鱒漁業の權利を有する者と雖も、必ずしも鮭鱒罐詰業を營むことは出来ないものである。従つて罐詰製造業者で漁業權を有しない者は罐詰原料購入契約を締結し、その買魚によつて製造に従事するのである。

昭和十五年度北千島定置漁況

昭和十五年の北千島建網漁業は昨年の七十七萬石に比し其の一割に達せざる未曾有の大凶漁で一ヶ統の水揚高は十五萬

北千島漁業統制

圓以上は無く、着業せる百三十九ヶ統の網揚は十五日前後に完了切揚したが、本年度定置漁業の豫定高は百六十萬石で、實際の漁獲高は北洋水産の四萬五千石を筆頭に總計十三萬六千八百四十五石、損害高は總概算實に一千萬圓に至ると云ふ大損害で一方此の大凶漁に依つて、しきりと定置合同問題が濃化、唱へられてゐるが又此の損害高如何が同問題の中心點になるものではないかと見られてゐる。

昭和十一年秋、北千島漁業監督權の農林省の移管問題が起つた。これは北洋漁業統制の立場から、小會社群立の現状を統一せんとして立案されたものであつたが、地方當業者筋より猛烈なる反對に逢着、遂に翌十二年に至るも實現に至らなかつた、之は移管によつて監督取締が嚴重となり且つ日魯漁業會社に統一合同せられる前提ではないかとの危惧に據るものと見られてゐるが、昭和十三年三月鮭鱒流網漁業が合同して北千島水産株式會



社(資本金一、〇〇〇千圓)を設立し北千島漁業企業統制のトップを切つた。鮭鱒建網漁業は全面的統制の域に達してないが、北洋水産(日水系)と大北漁業(日魯系)二社に大部分包括せられ同漁業を二分した形である。他に林兼商店、荻布、坂本、齋藤、成田、北海道漁業罐詰、搾提水産、國策漁業等を主として多くの企業家が分立してゐる。

北千島定置漁業統制問題

北洋漁業の一元的統制完遂工作の爲、北千島定置漁業も包含統制すべく本年七月、農林當局は函館に於て官民協議會を開催、其の必然性が強調された。

農林當局の包含統制理由として挙げられるものは、北千島は露領及公海漁業と魚族資源が共通してをり、之を除外しての資源維持は徹底せず、新統制會社の漁

場は北洋公海であるが、根據地は北千島に置く本質を有し其の整備は北千島を分離しては不可能であり、北千島は現在の時局下に置き最も統制を有する部門であると、而して北洋統制斷乎強行を表明し官治統制の具體化機運醸成に至れる事を明瞭化せしめたが、之に對し業者は同漁業の特殊性たる祖先以來の財産權を主張し同漁業を統制し包含する事に反對を唱へた。

一方北千島漁業の監督廳たる北海道廳側は、北千島開發計畫の遂行上魚族資源の豊富なる北を分離して、中、南部の開發は殆んど不可能であり權益漁業及根據無き沖取と同一視し全然別箇な北千島を包含統制せしむ事に反對の意向であつて道廳側自體として別箇の統制案を有してゐるものであつた。

されば同問題は何等具體的進捗は無かつたが、はしなくも本年の北千島漁業は未曾有の大凶漁であるので、北千島定置合同は再燃した如く見られてゐるが目下の所具體的實現には至つて無い。

北洋に活躍する本邦監視船

北海道、千島、樺太以北ソ聯邦極東地方に亘る廣大な北太平洋の漁場に、毎夏展開される我が北洋漁業の偉容は、「北の生命線」として國民周知の所であるが、北太平洋は我が日本だけの漁場ではない。日本、ソ聯邦、アメリカ合衆國三國のいはば入會漁場である。而も最近の國際情勢ではこの水域は三強國の接觸地點として特殊の政治的國際的重要性がクロゾアツプされて來た。

故に合衆國にしても、ソ聯邦にしても自國漁業の保護監督沿岸の警備には非常な努力を示してゐる。現在北洋の第一線に馳驅して我が漁業戦線の警備取締等の重任に當つてゐるのは、帝國海軍の精銳は別として、農林省及北海道廳の監視船で左の通りである。

Table with 3 columns: 船名 (Ship Name), 總噸數 (Total Tonnage), 公稱馬力 (Horsepower), 船長名 (Captain Name). Includes ships like 快風丸, 俊鶴丸, 群鳳丸, 海王丸, 昭洋丸.

昭和十四年度北洋漁業一覽表

Main table with 6 columns: 一、創始時期 (Start Period), 二、魚種 (Species), 三、所管官廳關係法規 (Regulatory Framework), 四、漁場獲得方法 (Acquisition Method), 五、漁區數、船數、從業員數 (Fishing Area, Vessels, Crew), 六、經營者 (Operator). Rows include data for 蟹及鮭鱒, 鮭鱒, and 蟹.



九、輸 出	蟹—主ニ米國	紅鮭、銀鮭—主ニ英國及歐洲大陸其他	鮭及鱒—全世界
	蟹 八、九六八千尾(罐詰七八函) 鮭 四、九七〇千尾 紅 八、一四一 鮭 六四、二九六 銀 五二〇 鱒ノ助 五七 其他合計 七八、〇二二 (内罐詰 一、一七一千函) 生産價格 四九、一六三千圓 (内輸出額 約四〇、〇〇〇千圓)	蟹 一六、一一六千尾(二〇四千函) 鮭 一〇、四四一千圓 紅 五、六〇一千尾 鮭 三、八二二 銀 二、〇四七 鱒ノ助 一八三 計 一一、六五五 (内罐詰 三八四千函) 生産價格 二一、一三二千圓	流 網 北緯五十一度以南ノ北千 島沖合 定 置 幌筵、占守ノ沿岸
	蟹 鮭 紅 鮭 銀 鱒ノ助 其他合計 生産價格 (内輸出額 約四〇、〇〇〇千圓)	蟹 鮭 紅 鮭 銀 鱒ノ助 計 生産價格 (内罐詰 三八四千函)	流 網 建 網 紅 三、〇七〇千尾 五〇一千尾 鮭 七、三二七 四、六八三 鮭 五、二二一 一〇九、〇七一 銀 六一〇 一九九 鱒ノ助 一 七 計 一六、二二八 一一四、四六二 (内罐詰製造高 四八〇千函) 製産價格合計 四一、一一六千圓

邦人漁場に對するソ聯邦の壓迫

邦人の漁業を自國領土内から排除せんとするソ聯邦の傳統的政策は、帝政露西亞時代から一貫して陰に陽に我漁業者を壓迫して來たのであるが、防共協定の成

立、日ソ關係の悪化以來は極めて露骨となり、漁業條約の改訂調印を回避すると共に一面漁場現地に於ける邦人漁業者の作業、一般生活に對しては極端な壓迫を加へ、漁業權の行使を制限するに至つた。漁場に於ける各般の作業、生活等は漁業條約並に附屬文書、罐詰工場特別契

約、漁區貸付條件及多少のソ國內法規によつて規定され、ソ聯邦の漁業官吏、税關吏、國境警備隊(ゲ・ペ・ウ)等の官憲が直接その任に當つてゐるが、ソ聯邦官吏は條約、貸下條件等の條章の不備缺陷隱昧は之を悉く利用し、永年の慣行を無視し、又條文を一方的に拘子定規的に歪曲

して解釋し、その嚴守を要求し、或は反則調書を作成し、不當なる違約金を課し來るのである。

之等の要求は何れも邦人漁業の既得權益を侵害し、實際の作業を拘束制限するもので、之を聽従するならば漁業の經營は大打撃を被り、生産は激減し、條約は全くの空文と化することを免れないのである。當業者は之に對して極力現地に於てソ聯邦側官憲と争ふと共に、更に政府當局の協力支援の下に、浦鹽の極東漁業廳に對し、又、中央モスクワ當局に對し交渉を行ひ、その不當要求の撤回を迫るが、解決を見ることは常に僅少で、問題は年々累増紛糾を加へるばかりである。

此等の反則違約金は、昭和十二年度に於て實に件數、百六十餘件、九十萬ルーブルの巨額に上つてゐる。昭和十三年度の出漁期に於て日魯漁業會社の本部船査證問題の紛争を生じ、當業者に一大支障を與へ輿論の憤激を買つたことは尙生々しい事實である。従つて之等の不法なる壓迫に對抗し、

操業を圓滑に遂行せんとする我が現場員の辛苦と努力は、實に驚くべきものである。殊に最近の如く國際關係の逼迫した情勢の下に於て、出來る限り事端の惹起をさけ、國家に累を及ぼさざらんため、此等現場員は關係法規の徹底的研究を行ひ、反則行爲を避ける慎重な態度に出でるのであるが、而も尙且反則の激増を防止することが出來ない。今日權益漁業のかくの如き現狀に對しては國民の深い關心を要請して已まないものである。

昭和十五年度の壓迫狀況

ソ聯邦政府が我が露領漁業、權益に對し條約、取極、又は關係規則の不備缺陷を悪用、又は一方的に勝手な解釋のもとに表面合法性の假面を被つて漸進的に之が回収を企圖し、此の方針に基き計畫的壓迫の手を差伸べつゝあるかの如き觀測は今や表面化した各般の事實に徴し彼の眞意が穿はれるに至つた。昭和十五年度露領漁業に現れた幾多の對ソ紛糾を漁期

件にして當業者側で檢討、關係當局に陳情した處に據ると、ソ聯邦の壓迫は漸次拍車をかけ昨年は一昨年より本年は前年より更に迫撃急なるものあり、現に出漁査證問題にして前年に比較して見ると一、昨年迄一括査證であつた出漁職員の渡航は今年より各個人別旅券査證にされた爲め從來現地往復査證料一名に付き二留五十哥が一躍百十留を徴收され、剩へ査證申請書類に誤記が發見され訂正された場合は訂正料として更に一名に付き百十留を徴收される。

一、仕込物の船積リストの査證については一語の誤字訂正料として四十三留を徴收され之が爲め日魯漁業は去る五日現在十一萬留の訂正料を函館領事館に支拂はされた。  
一、從來不要であつた現場渡航の船頭、漁雜夫、勞働者二萬餘名の査證申請に寫眞の添付を要求し、不鮮明なのは却下して來るが多數勞働者の事として其取扱には當業者は多大の支障を生じ之が爲め出漁期日が遷延させられてゐる



等々凡そ常識的には豫斷を許さぬ問題が、留對邦貨八十錢六厘四毛で計算すると前蒙る差損は數百萬圓に達する模様であり、一方石油石炭の困惑現狀と睨合せ此の成行は極めて重大視されるに至つた。

昭和三年以降漁業廳關係反則罰金等總額一覽表

年 度	違約金又ハ 罰金 其他	沒 收 品 (買戻し)代金	計	一留三二錢五 厘ニテ換算シ タル金高	備 考
昭和三年	五七、三三・三五	留 留 三、三五・八九	九〇、四七・四	二九、四〇・七二	昭和三、四、五年度ハルーブル換算率 確定前ニシテ左記欄ハ便宜ソノ率ニテ 換算シタルノミ合計欄又然リ
同 四 年	三、七五・五五	留 留 三、二五・九六	三六、四九・六三	一三、七五・〇六	
同 五 年	三〇四、二六・七二	留 留 八五、一八・四六	三九、七五・〇六	一五、七〇・六四	
同 六 年	三〇四、二六・七二	留 留 五、二六・五三	三〇、五三・六四	一三、〇八・〇六	
同 七 年	六〇五、三二・〇六	留 留 一、二六・四六・〇三	一、二六・四六・〇三	三七九、〇五・六	昭和七年度ニ六、元〇留(四、四一圓) 昭和九年度ニ免除(十萬圓問題ノ成果)
同 八 年	四七、五七・六七	留 留 四九、六九・一七	四九、六九・一七	一六、一五・三三	
同 九 年	二七、〇二・六六	留 留 四、五一・六六	四、五一・六六	一三、四九・七九	
同 十 年	一、六六・三四	留 留 一、〇三・〇四	一、〇三・〇四	四三、五七・三〇	
同 十 一 年	一〇九、二八・五〇	留 留 一、九、六六・一四	一、九、六六・一四	三五、六八・五〇	外ニ勞働關係反則罰金(、〇〇〇留(六五〇圓))
同 十 二 年	七〇七、六七一・九〇	留 留 八、五九、七〇・〇四	八、五九、七〇・〇四	二七九、一七・七六	同
過去十年間合計	二、五八、七五〇・九四	留 留 三、五八、二一・〇三	三、五八、二一・〇三	一、二五、八八・二九	同
外 貨(圓)	五、二七・九六	外 貨(圓)	五、二七・九六		

昭和三十二年 監視官決定済 殘部豫想高	小 計	總 計	件數	備 考
八二、一六〇・八八	一、五五、一四九・〇〇	一、四、四三・〇〇	二六件	
九九、三〇九・八八	一、〇八、七三三・八八	一、〇八、七三三・八八	二二件	
三、六〇八、〇〇・八二	一、一、〇八、七三三・八八	一、一、〇八、七三三・八八	外ニ勞働關係反則罰金(、五〇〇留(六三圓))	
	外 貨(圓)	外 貨(圓)	同	五、七〇留(一、八三三圓)

ソ聯邦漁業

極 東 漁 業

我が北洋漁業に對するソ聯邦の極東漁業は、勘察加オホツク水域を中心とするものである。

勘察加地方に於けるソ聯邦漁業の發達はソ聯邦政權後漸く開始され増加を示すに至つたのであつて、其の漁業は主として國營機關として全勘察加の經濟開發に當つてゐるアコ(勘察加株式會社の略)が行つてゐる。

同社は一九二八年以來附帶事業として製罐、製材、造船、製樽工場を經營して居り勘察加漁業に對し巨額の投資をなしてゐる。

現在の企業はアコ會社、漁民コルホーズ他八國營トラストに依つてゐる。

極東漁業に、トロール漁業の開始されたのは一九二九年で、同年始めて二隻で配船されたが、數年間に漸次増加され、トロール漁業トラストが組織されて配船數も二十數隻に至つてゐる。

然し乍々一九三三年頃迄には同漁業の將來は悲觀され遂に一九三四年、トラストは解散されて一部は輸送船と化する状態であつた、其後一九三六年末、勘察加沿岸にトロール漁業を實施する事となり組織的な調査が開始されたのであるが現在はまだ漁場調査にある様で同漁業の進展は見るべきものがない現狀である。

極東漁業の近況

極東方面は鱈、鯨、鮭、鱒族等の高價な魚類を生産する爲、ソ聯邦政府は沿海州、黒龍江、勘察加及オホツク海漁業の助長に大なる注意を拂つてゐる。

其の現象として漁船隊、運搬船隊の建設や沿海漁業の擴張に大出資をなし、沿海州及哈府地方には、大造船所、漁類加工場、冷蔵庫等を設置するとか又機動漁船配給所を毎年増設し熟練せる幹部漁夫を養成してゐる。

一方浦鹽造船所は蟹工船ラムート及トウングースの修理を終り、全蟹工船は蟹網沈子及浮子を充分に配賦された沿海州に於ける綜合工場は原料貯藏用氷の必要量を調達濟である。併し多數工場は鱈漁季に對する準備が非常に遅れてゐる。

極東トラストは鱈網用漁船六九隻コズ



ミノ及スレドニヤ各綜合工場に於ては巾着網用川崎船、五〇隻の築造を滯滞して數工場には其の鹽藏容器の準備出來ず、更に容器製造中に昨年の製品殘存し空容器の準備ならず、又容器製造及鹽の配給も進捗せぬ状態である。

一九四〇年四月十二日浦鹽から、オホトツク海向け蟹工船ラムード、トウングース、アナスタス・ミコヤンが出動した。而して鱈及蟹の盛漁季には運搬船及冷蔵船の船操りを事務的に行ひ、船積卸しの際の滞船を短縮し又勘察加、薩哈噠オホトツク海沿岸綜合工場に對し、漁業物資(容器、鹽、鐵葉板、燃料等)の送り込みをする。

一九四〇年度課題

極東漁業者に對する課題として漁業用資材を單に移入に頼ることなく、地方資源の動員及製材、容器製造の様に補助的事業の助成を行ふべき問題がある。

極東漁業は年々大網、叭等約二千三百噸を要し之をカザン及ウフアより輸送す

るに貨車四百車輛を要するのであるが、大網及叭は極東に多産する藁を以て充分製造する事が出来る。

斯様に地方資材の利用を工夫すべきである、極東漁業發展の爲には聯邦の他の地域から極東への漁夫移住は國家的大問題であるので、一九四〇年度ソ聯邦漁業勞務者住宅建設費一千四百六十萬留の中極東に對し一千三百六十萬留を計上した、又聯邦の狭小なる地域から廣大なる極東へ移住する漁夫コルホーズ員の爲に凡ゆる特惠條件が考慮されてゐる。

極東漁業は一九三九年度聯邦漁業の競争に於て首位を占めたるに鑑み一九四〇年も漁期準備の滯滞を克服した上、漁業を組織的に行ひ優良品生産の下に年計畫を遂行し、極力漁獲増加を計らんとしてゐる。

ソ聯邦監視船隊

ソ聯邦監視船はソ聯邦國境警備令で動いて居り完全に武装してゐる、主としてソ聯邦領海内に於ける水産資源の取締等

を任として居る。ソ聯邦は領海十二海里を標榜しても日本に對しては三海里以上の船舶を拿捕せざる旨聲明して居るが三海里外にある我が漁船を領海侵犯と稱して拉致する場合多く、此の種事件の發生が絶えない、此の場合我が帝國海軍警備船の有効適切なる機宜の所置は取らるゝが、我が漁船が距岸三海里外の公海に有する漁業の自由權はソ聯邦監視船以上の完備せざる限り、充分確保したと云ふ事は出来ない。

ソ聯邦監視船隊は、内務人民委員部の管轄に屬するもので正規の軍隊ではないが、監視船としては高度の裝備を持ち二十節乃至三十節の高速力を有するもの多し各種の型を揃へ均勢を得た監視船隊を組織して居る。

其の裝備表及國境警備令は次の如くである。

船名	排水量
オロスコイ	二八九噸
キーロア及ゼルチンスキー	約八〇〇
中型高速艇	數隻 約六〇
小型高速艇	千數隻 約三〇

裝備
四・七吋砲二門、三吋砲二門、機關砲二門
裝備不明、驅逐艇型、水雷は有せざるも武装はオロスコイ號より完備せるものゝ如し
小口徑砲又は重機關銃二門
重機關銃二門

ソ聯邦監視船武器使用規定

第四章

第三十五條 國境警備機關は左記に於て

武器を使用す

(イ)武力を以てする一切の襲撃を排除し及武力抵抗を停止せしむる爲

(ロ)武力を以てせざるも數人にて襲撃又は抵抗し若は一入にて襲撃又は抵抗するときと雖も明に國境警備員に危険を感じしむる場合上記の襲撃又は抵抗を排除する爲

(ハ)抑留者が逃亡せんことを企て他の方法を以て逃亡を防止すること能はざる場合

(ニ)二二杆國境地帯内又は國境の河川湖沼若くは人工的水路に於て抑留す

戒又は刑事上の責任を問はるべし

日ソ漁區數比較

極東露領に於ける邦人漁業は明治四十四年ポーツマス條約による權益として着業以來年々躍進の歩を進め、ソ聯邦側の勘察加地方沿岸漁業着手と共に、同地方の鮭鱒、蟹漁業は日ソ兩國の勢力對立の形となり大正十一年には邦人所有漁區二七二區に對しソ聯邦側は五七區、翌十二年には邦人側二六八區に對し僅か三四區の趨勢を示して居たがソ聯邦側の同地漁業積極化と共に昭和四年以降ソ聯邦側の進出目覺ましく前年まで僅か四二區に過ぎざりしソ聯邦側漁區は昭和四年に至り一躍一六二區に増加、爾來逐年其數を増し昭和十年に於ては日本側三九九區に對しソ聯邦側は四一四區となり邦人所有漁區を凌駕するに至つた。而して昭和十四年度には四月三日の競賣で日本側總計三五六區(懸案漁區含有)ソ聯邦側三九〇となり、昭和十五年に於ては日本側總計三四九ヶ所に對しソ側は三九〇ヶ所内譯表左の通りである。



兩國比較	邦人租借漁區		ソ聯邦側租借漁區		總計
	普通契約漁區	元安定期漁區	特別契約漁區	計	
契約漁區別	六七	二四三	三九	二六三	七三九
漁區數	六五六、三二〇	三、一七一、二〇〇	七、〇〇四、六一五	二、〇二六、〇三〇	九、七七五、七三五
租借料(留)	一、一三、五五二ツ	七、一〇、〇〇〇	一、〇七、五五〇	一、一六、四四六	二、一三、四〇〇
漁獲標準高	一、一三、五五二ツ	七、一〇、〇〇〇	一、〇七、五五〇	一、一六、四四六	二、一三、四〇〇

昭和十五年度日ソ兩國漁區比較表 (單位—ツはツェントル、函は罐詰)

日ソ漁區數比較表

年次	重要事項	漁區數		同上%		日本側借區料總額	日本人一漁區平均租借料
		日本	ソ聯邦	日本	ソ聯邦		
明治四十一年	日露漁業協約ニヨル	二九	一四	八九・五	一〇・五	一〇八、三八〇	九・一〇
同 四十二年		一八三	三七	八三・三	一六・八	一七九、六四三	九・八一
同 四十三年		一五七	二三	八七・三	一二・八	一七六、〇一八	一、一一一
同 四十四年		二四四	三〇	八八・三	一一・八	二七一、一〇四	一、一〇〇
大正元年		二四	二九	八八・一	一一・九	三三八、八二九	一、五八四
同 二年		二五	四九	八一・四	一八・六	四四一、一〇八	二、〇四七
同 三年		二二〇	五四	七九・五	二〇・五	五二六、八九三	二、三九
同 四年		二四	五一	八〇・八	一九・二	六五九、〇二〇	三、三七八
同 五年		二〇三	四三	八二・九	一七・一	七一九、六九三	三、七二八
同 六年		二二八	七三	七四・九	二五・一	九三〇、五八〇	四、二九八
同 七年		二四五	八〇	七五・四	二四・六	一、七三三、〇九九	一六、五八七
同 八年	協約更新期オムスグ政府ト暫定取極	二四七	八七	七四・〇	二六・〇	六九七、三六一	二八、三三三
同 九年	同上	二二五	七三	八一・三	二八・八	七、六四九、六九〇	三三、二八四
同 十年	自由出漁	二二七	五九	七九・四	二〇・六	一、二〇三、七五三	五、二九八
同 十一年	同上	二七三	五七	八二・七	一七・三	一、四四一、八一	五、二九八
同 十二年	一ヶ年暫定	二六八	三四	八八・四	一一・六	一、一六三、〇三〇	四、二九一
同 十三年	三ヶ年暫定	二四五	五〇	八三・一	一六・九	一、二八〇、五四八	五、二六
同 十四年	日ソ基本條約	二六一	五〇	八三・九	一六・一	一、二四六、九四三	五、二六〇
昭和元年	一ヶ年暫定延長	二六八	四七	八五・九	一四・一	一、三六六、七五二	五、一七四
同 二年		二五五	四	八六・一	一三・九	一、五九一、六二八	六、二四三
同 三年	日ソ漁業條約	三〇三	四三	八五・九	一四・一	一、九三四、一九〇	七、五八五

年次	重要事項	漁區數		同上%		日本側借區料總額	日本人一漁區平均租借料
		日本	ソ聯邦	日本	ソ聯邦		
明治四十一年	日露漁業協約ニヨル	二九	一四	八九・五	一〇・五	一〇八、三八〇	九・一〇
同 四十二年		一八三	三七	八三・三	一六・八	一七九、六四三	九・八一
同 四十三年		一五七	二三	八七・三	一二・八	一七六、〇一八	一、一一一
同 四十四年		二四四	三〇	八八・三	一一・八	二七一、一〇四	一、一〇〇
大正元年		二四	二九	八八・一	一一・九	三三八、八二九	一、五八四
同 二年		二五	四九	八一・四	一八・六	四四一、一〇八	二、〇四七
同 三年		二二〇	五四	七九・五	二〇・五	五二六、八九三	二、三九
同 四年		二四	五一	八〇・八	一九・二	六五九、〇二〇	三、三七八
同 五年		二〇三	四三	八二・九	一七・一	七一九、六九三	三、七二八
同 六年		二二八	七三	七四・九	二五・一	九三〇、五八〇	四、二九八
同 七年		二四五	八〇	七五・四	二四・六	一、七三三、〇九九	一六、五八七
同 八年	協約更新期オムスグ政府ト暫定取極	二四七	八七	七四・〇	二六・〇	六九七、三六一	二八、三三三
同 九年	同上	二二五	七三	八一・三	二八・八	七、六四九、六九〇	三三、二八四
同 十年	自由出漁	二二七	五九	七九・四	二〇・六	一、二〇三、七五三	五、二九八
同 十一年	同上	二七三	五七	八二・七	一七・三	一、四四一、八一	五、二九八
同 十二年	一ヶ年暫定	二六八	三四	八八・四	一一・六	一、一六三、〇三〇	四、二九一
同 十三年	三ヶ年暫定	二四五	五〇	八三・一	一六・九	一、二八〇、五四八	五、二六
同 十四年	日ソ基本條約	二六一	五〇	八三・九	一六・一	一、二四六、九四三	五、二六〇
昭和元年	一ヶ年暫定延長	二六八	四七	八五・九	一四・一	一、三六六、七五二	五、一七四
同 二年		二五五	四	八六・一	一三・九	一、五九一、六二八	六、二四三
同 三年	日ソ漁業條約	三〇三	四三	八五・九	一四・一	一、九三四、一九〇	七、五八五



年次	漁區數	使 用 船 隻		從 業 員	漁 獲 高		見 積 價 額
		帆 船	汽 船		鮭 鱒 蟹 鱈	尾	
同 十 五 年	三二〇	一六八	一四八	一五,三六三	八三三,九六三	二二,四〇〇	二七,五〇〇,六八四
同 十 四 年	三二六	三三一	九三	一六,二〇〇	六九〇,五八五	—	二九,八八八,九五四
同 十 三 年	三二五	三二七	二二九	一三,九三六	六六六,六五一	—	三三,二五三,八四四
同 十 二 年	三二二	三二七	二〇六	一三,六九六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 十 一 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 十 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 九 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 八 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 七 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 六 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 五 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 四 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 三 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 二 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一
同 一 年	三二〇	三二九	二〇六	一三,九三六	六六五,九一八	—	三三,〇五五,一九一

特別契約漁區  
留換算率取極  
安定協定  
條約更新期暫定協定  
安定協定期間滿了  
暫定協定延長  
同上  
特定期間滿了  
暫定協定延長

年次	漁區數	使 用 船 隻		從 業 員	漁 獲 高		見 積 價 額
		帆 船	汽 船		鮭 鱒 蟹 鱈	尾	
明 治 四 十 一 年	二二七	一六四	二〇	五,三七〇	二三四,七七七	—	二,四九〇,〇六三
同 四 十 二 年	二二九	一六四	二〇	五,八四四	二二九,二四九	—	二,八三三,八四四
同 四 十 三 年	二二五	二四三	三三	七,六二二	三三三,一三三	—	三,六三三,〇六五
同 四 十 四 年	二二四	二九二	七〇	一〇,〇八一	六二七,八九七	—	五,六三三,九七四
大 正 元 年	二二二	二六六	八〇	一三,七七五	三三七,七五〇	—	三,五二〇,六四四
同 二 年	二二二	二六六	九五	一三,一四四	三三七,七五〇	—	三,五二〇,六四四
同 三 年	二二六	二六六	九五	一三,一四四	三三七,七五〇	—	三,五二〇,六四四
同 四 年	二二六	二六六	九五	一三,一四四	三三七,七五〇	—	三,五二〇,六四四
同 五 年	二二〇	二六六	一〇二	一三,一四四	三三七,七五〇	—	三,五二〇,六四四
同 六 年	二二二	二六六	一〇二	一三,一四四	三三七,七五〇	—	三,五二〇,六四四
同 七 年	二二二	二六六	一〇二	一三,一四四	三三七,七五〇	—	三,五二〇,六四四
同 八 年	二二六	二六六	一〇二	一三,一四四	三三七,七五〇	—	三,五二〇,六四四
同 九 年	二二六	二六六	一〇二	一三,一四四	三三七,七五〇	—	三,五二〇,六四四

露 領 漁 業 統 計  
露 領 に 於 け る 邦 人 漁 業 實 勢











- 一、紛争原因の根絶
  - 二、企業の合理化
  - 三、魚族蕃殖保護
- 而して右三大要綱は左の十項目に細別される。

- 一、紛争原因の根絶
- a、漁區取得上の問題
- b、長期の漁區安定（廣田・ヌラハン協定の長期延長）
- c、競賣制度の廢止
- d、諸支拂金の更正（留換算率問題）

- 二、企業の合理化
- a、契約條項中、違約金の輕減
- b、借區契約の内容改善
- c、漁區の合併經營並に魚獲標準高の通算問題
- d、漁獲標準高の過去の實績（自三年至四年毎の）による變更

- e、副業漁業（昆布、おへう其他の魚族採取漁獲）許加手續の簡易化
- 三、魚族蕃殖保護
- a、河川漁業禁止、魚族資源の日ソ兩國共同調査機關の設定

右十項目の要求貫徹を期して、十年四月より十一年（一九三六年）四月迄、我酒匂代表はソ聯邦側カズロフスキー代表と三十數回に亘る會商を重ねた。右交渉と並行してこの間「企業の合理化」に關しては日魯漁業よりは有賀篠夫氏をモスクワに派遣し、食料工業人民委員部漁業調査部長ゴロフスコイ氏との間に十年六月より十一年五月迄約三十回に亘る所謂民間交渉をなした。

交渉の結果

右數次の交渉の結果十一年四月迄にソ聯邦側の同意を見たものは、競賣制度は従來通りとし、廣田・カラハンの安定漁區は五ヶ年の延長を認め、留は三十二錢五厘替に換算、借區取極の内容改善に關しては或る程度の満足と與へたに過ぎず、漁獲標準高通算の單位は變更しないが、生魚從量の原則は承認する、河川漁業の禁止に關しては條約以外の權限であるとして一蹴し、魚族保護及資源の共同調査機關の件に關しては、各個に學術的

研究をなすこととした。

而して右は我方の要求に對し最少限度の同意であるがソ聯邦側は最初より現行條約の域を一步も出でざる建前を持して居るので見方によつてはこれのみでも相當の成功と言ひやう。

暫定協定の成立

右の如く我方の要求よりすれば、甚だ不満足な結果であるが、略々前述の如くソ聯邦側の承認を得たものゝ其他の問題で未だ双方意見不一致なものがあり、到底條約滿期の五月二十七日迄案文の作製其他の準備が整はないことを見越し、五月二十五日に至り我駐ソ太田大使とストモニヤコフ外務人民委員部次長との間に一九二八年一月二十三日モスクワに於て調印され同年五月二十三日東京に於て批准された日ソ漁業條約の效力を、一九三六年十二月三十一日迄延長する暫定協定の調印を見るに至つた。

日獨防共協定締結と第二次暫定協定

暫定協定の締結によつて小康を得、同年末までに本條約調印の段取で八月末より條約正文の作製の交渉に入り、十月二十三日に至つて安定漁區延長は五ヶ年、條約期間は八ヶ年として酒匂參事官、ストモニヤコフ外務人民委員部次長との間に假調印を了する迄に至り本調印は十一月二十日と内定した、この間東京に於ては有田外相、ユレネフ駐日大使の間に滿ソ國境調整に關する數次の會談が行はれてゐたが、偶々十一月十六日の兩者會談に於て、近く日獨防共協定が成立する旨を傳へたので、ユ大使はその旨本國政府に報告した。

右報告に接してソ聯邦政府の態度は俄然硬化し、十九日に至り我駐ソ大使宛公文書を以て「國內手續未了」を理由に二十日の調印は不能なる旨を通達して來た、其後再三我方よりの督促に對し「日ソ間政治情勢が變化せざる限り條約調印の意

志は無い」旨を通告し、茲に一年有餘にわたる兩國の交渉も完全に水泡に歸したのである。

而して十一月二十五日、日獨防共協定の成立を契機として日ソ間國際感情は事毎に悪化の一途を辿り十二月も末近く二十八日に至つて現行漁業條約を一九三七年十二月三十一日まで延長する旨の第二次暫定協定が重光大使、ストモニヤコフ外務次長の間に調印されたのである。

暫定取極締結に關する外務當局の發表

外務當局は昭和十一年十二月二十八日左の通り説明した。

新漁業協定に就いては大體十一月二十日調印せられる筈であつたが、ソ聯邦に於ては國內手續未了の理由を以て之が調印を遊り、其後我方の説得にも拘らず、遂に年内に調印の意向がないことが判明したので、こうした場合に處する條約所定の手續に鑑み、且明年度出漁に支障なからしめる爲め、ソ聯邦と協議を續けた

結果、ソ聯邦側は現行條約及附屬文書の效力を引續ぎ一年間延長する取極に應ずる意向を明かにした。然るに所謂廣田・カラハン協定は本年末を以て期限が到來するので、此の際條約の效力のみを延長しても、前記協定の效力が延長せられざる以上は、同協定に執き我方が繼續經營しつゝある二百八十餘の漁區は安定を得ざることとなるのである。依つて此點に就き折衝を重ねた結果、ソ聯邦側は所謂安定漁區を明年度の競賣に上程せず、且つ年内に向ふ一年間の契約延長の手續を完了せしむるべき旨を約言した。斯くて二十八日午後モスクワに於て第二次暫定取極の調印を見る運びとなつた次第である。

日ソ漁業條約第三次暫定協定

日ソ漁業條約の改訂交渉は昭和十一年十一月事實上成立したるにも拘らず、ソ聯邦側は、日獨防共協定の成立を楯に言を左右して調印を肯んぜず暫定を以て一



時を糊塗するに至つたので、我外務當局は其後、新條約の締結方をしばしば要請したるも、ソ聯邦側は依然我方の要求に應ぜず已むなく昭和十二年十二月二十二日に至り現行條約を昭和十三年末まで一ヶ年效力を延長する暫定協定を締結することとなつた、依つて政府は右議定書調印の國內手續を執り二十九日の樞府本會議に於て可決されたので、廣田外相は同日在モスクワ重光大使に訓電し、三十日午前二時(東京時間)ストモニアコフ外務人民委員部次長との間に調印を了し、同夜十時右議定書全文並に外務當局談を發表した。

【議定書】

一九二八年一月二十三日署名せられ、一九三六年五月二十五日及び同年十二月二十八日夫々署名せられたる議定書に依り效力延長せられたる日本國ソヴェート社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間は一九三七年十二月三十一日満了するに因り、又一九三七年十二月三十一日前に新條約締結せられざる

べきに因り、大日本帝國及びソヴェート社會主義共和國聯邦の政府は一九二八年一月二十三日署名せられたる日本國ソヴェート社會主義共和國聯邦間漁業條約及び附屬文書が一九三八年十二月三十一日に至る迄效力を存續すべきことを茲に協定す

重光葵、ベ・ストモニアコフ

【外務省發表の交渉經過】

日ソ漁業條約の修正協定に就ては昭和十一年十一月案文確定を見、我方は國內手續を了したるに拘らず、ソ聯邦政府が實際になつて調印を肯じなかつた爲に已むを得ず條約の效力を本年一杯延長し、漁區の安定も同様取計ふこととし暫定取極を結び新協定調印方の交渉を本年に持越すこととなつた経緯は周知の通りである

邦政府の反省を促し、速かに昨秋合意に達したところに依り新協定の締結を實現し長期に亙り漁業に關する紛議を一掃せんことを迫つたのであるが、ソ聯邦政府當局は一向話合の再開に應ずるの氣配を示さず遂に本年初秋に及んだので我政府は爾來幾回となく強くソ聯邦政府の注意を喚起したところ、先方は依然遷延的態度を採り結局昭和十二年も亦年内に新協定締結の望みなきに至り交渉を更に來春に持越さざるを得ざることとなつたことは甚だ遺憾とする所である。

依つて我政府は、取敢ず來十三度の我漁業權行使に支障なからしむる爲、前年末と同様の暫定取極を結ぶこととし現行漁業條約及附屬文書の效力を引續き來年一杯延長すると共に所謂安定漁區約二百八十ヶ所の契約も同様延長し、總て從來通りの條件にて來年度も我當業者が漁業經營に當り得ることに取計ひ斯くて十二月二十九日モスクワにおいて議定書の調印を見たのである。

右はソ聯邦側の態度の爲め十二年度内

に新漁業協定成立の見込がないので已むを得ず執つた措置であつて、我政府としては引續き新協定締結を速かに實現すべく努力することは勿論である。

【露領水産組合聲明】

日ソ漁業條約改訂交渉は今年も遂に正式調印を見るに至らず、一度現行暫定協定の取極に結着したが、民間側は暫定協定に對し多大なる不満足を表明十二月三十日深更露領水産組合は左記聲明を發すると共に新春早々から本年に引續き民間側を總動員して正式調印督促運動を行ふことに態度を決した、即ちソ聯邦側の眞意は明年で特別契約漁區(罐詰工場經營漁區邦人租借漁區數、四十四ヶ所、期限十二年)の期限が満了するので、この機會に邦人漁業をソ領漁場から全面的に驅逐を企て、かくて改訂漁業條約並に廣田カラハン漁區協定取極の解決を意識的に遷延せしめて居るものと見られてゐる。

従つてソ聯邦側が、かゝる魂膽を有してゐる以上、我方は飽迄も北洋の權益擁護のため一刻も早く正式調印の實現を圖

らねばならぬとなし、一月十九日組合で緊急評議員會を開き、明年五月の出漁期迄に目的達成を期して、對策を講ずるが、情勢の如何によつては民間代表をモスクワに派し我大使館と協力し初志の貫徹を圖る筈である、なほ北洋漁業根據地の函館にある北洋同志會、大日本漁撈長同志會及大日本漁業労働者相互救濟會でもそれぞれ代表を上京せしめ露領水産組合と提携し、暫定協定排撃、正式調印促進の運動を起し昭和十三年に至つて全水産會の北洋漁業權益擁護運動は頓に活潑を呈するに至つた。

【聲明書】

日ソ漁業條約改訂に關する交渉が、帝國政府の公正なる態度にも拘らず、ソ聯邦政府の不誠意極る態度により、遂に二十九日再び一ヶ年の暫定協定を締結するの已むなきに至りたるは、眞に遺憾千萬のことである。

ソ聯邦政府は十一月二十二日に至り昨年案文確定せる新協定の調印を拒否し、新提案により更めて商議を行ふべ

しと申出たのであるが、爾來一ヶ月を経過したるに拘らず、ソ聯邦政府は右新提案の揭示すら行はず、遂に現行暫定協定の期限内に新協定を成立せしめることを不可能ならしめるに至つたのである。

併しながら我漁業權は嚴乎として存在し、一日も之を無條約に放置すべからざるにより、帝國政府は已むを得ざる措置として爰に取敢へず一ヶ年の暫定協定を締結したものと信するが、固より吾人當業者はかゝる暫定協定の締結の如き一時的糊塗手段による解決方法で決して満足してゐるものではない、條約上の我方の正當なる權益を尊重し、之を保障せしむるため、吾人は益々一致團結して新協定の調印達成に邁進する覺悟であると共に、今後益々官民一致の協力により堅き決意を以て北洋漁業の確保を期したき所存である。

昭和十二年十二月三十日

露領水産組合

組長 樺山 資英



【樞府本會議と漁業問題】  
日ソ漁業條約問題に關し昭和十二年十二月二十九日の樞府本會議で石塚顧問官より

ソ聯邦に於ては漁業は之を國營となす方針と聞くが、之は將來我國の條約上に認められた漁業權をも侵害する懼れはないか又漁業條約の改訂は條約上ソ聯邦の當然の義務である、政府に於ては我方の態度に就て充分遺憾なきを期せられない

旨を要望し、之に對し廣田外相よりソ聯邦に於ける漁業國營は國內のみの問題であつて、我條約上の權益を侵害する懼れはない、又改訂條約の締結に就ては政府として充分努力する。

### 昭和十三年度施行

#### 露領漁區競賣入札

昭和十三年度露領漁區競賣入札は二月二十八日正午より、浦鹽極東漁業廳で施行され、日本側より日魯漁業、佐野治助、

荻布宗太郎の三社代表參加、邦人側代表

として在浦鹽露領水産組合代表、小林梅藏並に日魯漁業代表、阿部有眞、の兩氏同、近江政太郎、中川元彦、中場稔の諸氏が渡浦したが開票の結果、鮭鱒漁區日本側一九、ソ聯邦側三三、計五二區が落札、蟹漁區はソ聯邦側七、日本側〇、不落及無入札は三區となり日魯漁業の更新五年漁區二〇ヶ所の内カラギンスキー區の第一〇一七區、キジカ區の第五〇五區の二區はソ聯邦側の爲競落された。

不落となつた。二漁區は元日魯の五六七區、元佐野の五〇三區、無入札漁區は元、ダリルイボプロドクトのものであつたが、同年三月十五日再競賣施行した結果、日魯は五六七區をダリルイボは五四七區を落札、不落の五〇三區は又々不落となり、之に對しては再競賣を行はず十三年度入札を終つた。

#### 漁業條約調印拒否と

#### 第四次暫定協定交渉

我が露領漁業は暫定協定の下に漁業經

營を行ふこと既に三年、帝國政府は昭和十三年こそ飽くまで改訂條約の正式調印を期して、屢々モスクワ政府に交渉を試み、嚴重に督促したのであるが、不信なソ聯邦は頑強に調印拒否の態度を續け、本問題と全く關聯性なき北鐵代金支拂問題、宗谷海峡自由航行問題を取上げて苦情を述べ、又日本側の提案は最高會議の外交委員會に於て審議中なるを以て、これが決定を待つを要する等極めて不誠意の言辭を弄し、日本側は國內手續上一九三八年十二月十日迄に確答を與へられた旨を要求したにも拘はらず、十二月十一日東郷リトヴィノフ第三次會談に於ては明かに酒匂カズロフスキー協定案の調印を拒否するに至つたのである。

而して改訂條約の交渉は北鐵代金支拂を前提とするが如き言辭を弄するのみならず、日本側に於て北鐵支拂をなすか、或は同支拂時日を言明するに於ては新條約の交渉に入るに異議なきも、右は酒匂カズロフスキー案の調印に非ず、同案は既に何等の拘束力を有せずと言明、遂にたのである。

帝國政府に於ては、新漁業協定交渉繼續中の措置として、飽くまで

一、現行漁業條約及附屬文書の期間の延長

二、一九三二年八月十三日、日ソ兩國間取極に依る安定漁區契約の延長  
(廣田カラハン協定)

三、罐詰工場特別契約の延長

四、現行留換算率(幣原トロヤノフスキー協定)

等の内容を有する暫定協定取極めの方針を堅持し、ソ聯邦側の申出の如きは斷乎一蹴に決したのである。

#### 第四次暫定協定年内妥結

#### 絶望

斯くして飽くなきソ聯邦の無謀なる措置に依り、第四次暫定協定取極に關する交渉に移行したのであるが、昭和十三年十二月十三日に行はれた第四次會談から同二十三日に於ける第八次會談に至るまで、東郷大使は帝國政府の根本的主張を

條約調印問題は全く絶望となり、第四次の暫定協定締結に方針を變更するの止むなきに至つたのである。

斯くして暴戻不遜なるソ聯邦は條約上の嚴肅な義務を蹂躪して恬として恥ぢないばかりでなく、暫定協定の締結に對してすら驚くべき無暴な提言をなし來つたのである。即ち廣田カラハン漁區安定協定の效力延長拒否と四十漁區接收の要求これである。暫定協定の締結は既述の如く、漁業條約の修正商議が完了せざる場合に執らるゝ特殊の措置に過ぎない。従つて、暫定協定の内容は從來と全く同様でなければならぬのは謂ふまでもない漁區の安定は漁業權行使の上に必須の條件であつて、漁區安定協定は漁業條約と不可分の關係に置かれ、既に漁業條約の内容をなすものと見做すべきもので、突如之を中絶せしめんとするソ聯邦の提案の如きは漁業權行使を停止せしめんとするに等しい。條約規定の根本的修正を意味する以上、斯る要求が我方として容認し得るや否やは別問題として、兎も角も

兩國間の商議の對象となり得るであらう。然し乍ら、右は暫定協定を從來と全く同様の條件を以て締結し、然る後始めてこれを行ふべきものであつて、これを暫定協定締結の條件とするが如きは許すべからざるところと謂はねばならぬ。斯かる困難なる問題を二旬に足らざる短期間に解決せんとするが如きは絶対に不可能であつて、ソ聯邦の提言は唯問題を紛糾せしめ、日ソ間の國交を悪化せしめんとする悪意以外の何ものでもないのである。

斯くして昭和十三年十二月十二日、外務省情報部長談を以て、一度、暫定協定締結の止むなきに至つた経緯並に十二月十一日東郷リトヴィノフ第三次會談に於けるソ聯邦の上記提案の發表さるゝや、飽くまで改訂條約の正式調印を期して居た關係業者は勿論、條約調印促進のため蹶起した全國の經濟機關、自治團體、水産團體は電撃の如き衝動を受けた。國內の言論報導機關は擧つてソ聯邦の不法を責め、暴ソ膺懲の輿論は澎湃として起つ



る前記の四點貫徹のために強硬な折衝を  
續け、條理を盡してソ聯邦の反省を求め  
たのであるが、頑迷なるソ聯邦は我方の  
公正妥當なる主張を納得せず昭和十三年  
十二月十五日の第五次會談に於てはリト  
ヴィノフ外務人民委員は暫定協定の年内  
締結必要なしとの暴言を吐くに至つた。  
茲に於て我方は、第八次會談に於て局面  
打開のため四十漁區接收についてはソ聯  
邦の希望を或程度まで容認し、これに代  
る代漁區を提供せしめんとする互讓妥協  
的態度を示し、日ソ關係をこれ以上悪化  
せしむるが如きは、日ソ間の國交上から  
見て、延いては世界平和の上から見て、  
極力回避すべしとする大局的見地より問  
題の解決を要望したのであるが、ソ聯邦  
の容るゝところとならず、茲に第四次暫  
定協定の交渉は暗礁に乗りあげ、暫定協  
定の年内妥結は遂に絶望となつたのであ  
る。

### 四十漁區の接收問題

第三次東郷リトヴィノフ會談に於て、

暫定協定締結の條件として、安定漁區を  
競賣に附さんとする要求と共に、漁業の  
保護及軍事上の考慮から、四十漁區を日  
本人の經營から除外しこれを接收するこ  
とを提言してゐるが、右は昭和十三年度  
末まで三回に互り暫定協定的に其の效力  
を延長せられた、日ソ漁業條約の内容の  
重大なる變更を意味するもので、暫定協  
定締結の條件となすべきものではないの  
である。

元來、一旦開設せられ、條約の規定に  
従つて經營權を獲得された漁區は、條約  
に於て具體的に規定さるゝ漁區閉鎖の根  
據となるべき事態の發生せざる限り、絶  
對に閉鎖さるべきものではない。

漁業條約附屬議定書第八條には  
「漁業條約第一條ニ特定セラル、地方ニ  
於テ既ニ存在スル漁區ハ、漁業條約ノ全存  
續期間中利用ノタメ開キ置カルヘシ」と  
規定せられてゐるのであつて、合法的手  
續に依つて獲得した漁區の閉鎖は、條約  
附屬最終議定書十一に規定さるゝ自然力  
に原因する場合、即ち新河口の出現によ

り最寄りの漁區が河川のため設定せられ  
たる河川附近の禁漁區域内にあることが  
明かとなれる場合のみに限るべきもので  
ある。其他の理由に依つてこれを閉鎖せ  
んとする場合は、先づ新條約を締結し、  
右の新規定に基いて始めてこれを行ふべ  
きものなるは理論上極めて明かなところ  
であつて、ソ聯邦の主張する如く、抽象  
的な漁業の保護を理由とし、又一方的な  
軍事上の必要を口實として、漁區の閉鎖  
を行はんとするが如きは、無暴な既得權  
の略奪と云はざるを得ないのである。

### 安定漁區否認問題

四十漁區の接收と共に、ソ聯邦の提言  
した他の要求は、廣田カラハン協定の効  
力延長の停止である。即ち、邦人經營漁  
區の大半を占むる安定漁區二百八十二ヶ  
所中、前記の理由に依り邦人經營より除  
外せんとする漁區以外は全部これが競賣  
に附さんとする要求である。

元來、廣田カラハン漁區安定は、漁業  
條約實施直後から行はれたソ聯邦の我が

權益に對する不當な攻勢、露骨な權益回  
收策、即ちソ聯邦側個人企業の漁區不當  
落札、或は國營企業の漁區奪取等に依つ  
て、漁區問題の紛争頓に激化し、ために  
日ソ間國交の危機を孕むに至つたので、  
兩國々交關係改善のために漁區紛争  
を一掃せんとする目的を以て締結された  
もので、本協定は兩國の互讓に依つて成  
立したものに外ならぬ。

即ち昭和七年、當時の駐ソ廣田大使と  
外務人民委員代理カラハンとの間に暫定  
的取極を行ひ、同年に於ける邦人側の保  
有漁區三百九十二ヶ所中、既に安定せる  
五十二ヶ所を除く三百四十四ヶ所の内、二  
百八十二ヶ所を漁業條約の有効期限たる  
昭和十一年度まで競賣に依らずして引續  
き經營せしむることとなつたので、これ  
に依つて漁區奪取に脅かさるゝ邦人漁區  
は一先づ安定するに至つたのである。漁  
區の確保とその安定は實に漁業權行使の  
根幹をなすものである。同協定は昭和十  
三年度まで條約と共に延長せられ、ソ聯  
邦の積極的漁業權壓迫に對する鞏固な防

壁をなして來たので、此點、廣田、カラ  
ハン協定の意義は極めて大なるものと謂  
ひ得るのである。然し乍ら、茲に忘れて  
ならないことは、漁區安定の交換條件と  
して我方はソ聯邦國營企業の經營範圍を  
漁獲高二百萬ブードから五百萬ブードま  
で増加することを同協定に於て容認して  
ゐることである。これに加ふるに、ソ聯  
邦側が條約の一方的解釋に基いて昭和四  
年邦人より奪取した十八漁區のソ聯邦側  
國營企業への歸屬を容認して居り、且つ  
一切の漁區問題を解決したことに取極め  
たのである。

然るに此度のソ聯邦の要求を見るに、  
從來條約と共に無條約に延長せられてゐ  
た本協定を本年に至り突如停止し、安定  
漁區全部を競賣に附さんとし、往年の不  
法手段を反覆し、以て兩國の國交上の危  
機を故意に再び招來せしめんとするもの  
と見做し得べく、實に無暴極まる要求と  
言はざるを得ないのである。

### 昭和十四年度漁區競賣 問題

#### ソ聯邦單獨競賣實施

わが重大權益たる北洋漁區はソ聯邦の  
一方的不法措置により昭和十四年三月十  
五日ウラヂラの極東漁業廳で競賣を斷行  
されるに至つたので外務省は情報部長談  
を發表し最近の漁業交渉の経緯とこの問  
題に對する帝國の決意を中外に闡明した  
即ち我方は今次の漁業交渉において終始  
一貫隱忍自重して公正妥當なる態度をと  
り來つたにもかゝらはらずソ聯邦側は故意  
に條約否認の態度に出で遂に漁區の不法  
競賣を斷行するに至つたものである。わ  
が方ではこの漁區の一方的競賣より生ず  
る責任はあげてソ聯邦側の負ふべきもの  
であるとの強硬態度を保持し今後の交渉  
打開に臨んだのである。三月十四日の會  
談においてリトヴィノフ外務人民委員が  
わが東郷大使に對し漁區の最後の再競賣  
に言及したことは大いに注目される。三



月十五日實施された競賣がソ聯邦側の言明の如くわが安定漁區を包含するものであることはほゞ明確に推定されたが、これは廣田、カラハン協定の全面的否認であり、ポーツマス條約並に日ソ基本條約に基くわが北洋權益の侵犯として、わが方の斷じて容認し得ざる所である。しかも帝國としては今日もなほ外交交渉により本件の平和的解決を期するものであるが、ソ聯邦側においてあくまで反省せざるにおいては儼たる既定方針に従ひ有効適切なる處置の斷行に邁進するものであるとの決意を表明したのである。

漁業交渉経過

外務省、情報部長談

一、さきに發表した通り漁業交渉は東郷、リトヴィノフ間に年初來引續き行はれ來つたが、これに關し三月十六日の衆議院豫算總會劈頭政友會の三善信房氏と有田外相との間に左の如き質疑應答をなした。

三善信房氏 漁區競賣期限たる三月十五日は既に経過したがその後の経過如何

有田外相 十一日と十四日の二回東郷・リトヴィノフ會見が行はれたが十四日の會見は三時から四時まで一時間しか交渉が出来なかつた、この兩會見では別に新なる發展はなくソ聯邦側は依然從來の要求を認める態度がなかつたので十五日の競賣の延期を申出たがソ聯邦側はこれに應ぜず豫定通り競賣を行ひ競落出来なかつた漁區については更に第二の競賣を行ふと言つたので東郷大使は日本はこの競賣を認めず、従つて此の競賣に参加しない旨を言明し、ソ聯邦がそれにも拘らず競賣を強行するならば日本はその結果を承認

に對してもソ聯邦側は更に歩み寄りの色を示さず且つ三月十五日にはわが方の重要視する安定漁區を含む競賣を斷行すべき旨を述べた。

二、次で東郷大使は二月二十八日、十一日及び十四日の會談でリトヴィノフ委員に對し日本國內に捲き起りたる各方面の強硬意見につき篤と注意を喚起し妥結に達するの得策なる旨を反覆懇懇した、これに對しリトヴィノフ委員は細目に關し多少ソ聯邦側の考へを具體的に述べるところはあつたが、依然として競賣案を固執して譲らず、十四日の會談で東郷大使は競賣延期方を求め、これを強行する場合には日本側は斷然これに参加せざることを告げたが、リ委員は競賣は斷行すべく、なほ競賣で全部競落しなければ從來通り最後の再競賣を行ふであらう、と答へた、依つて東郷大使は我方の同意なき競賣の結果についてはこれを承認し得ざる旨を明瞭に申入れると共にソ聯邦側が一方的不法行爲を敢へてする以上我方は自衛的行動に出ずることあるべき旨を

し得ず、従つてその結果に就てはソ聯邦側が一切の責任を負ふべきものであると申入れた、十五日浦鹽で行はれる競賣については、未だ何らの報告も來てゐないが、日本としては東郷大使の申入れの通り競賣の結果を認めず今後とも交渉を續ける方針である。

日ソ漁業交渉妥結

昭和十三年末遂に暫定協定の締結を見ず懸案のまゝ越年した北洋漁業交渉に關しては、昭和十四年初頭以來モスコに於て東郷、リトヴィノフ間に交渉を續行此間ソ聯邦側は三月十五日に一方的行爲による漁區の競賣を實施し事態は頗る憂慮すべき状態となつたが帝國政府は「最悪の場合においては正當なる權益擁護の

述べ反省を求めた。

三、我方としては本件に關し専ら平和的解決を念とし今日に至る迄難きを忍び隱忍自重交渉を重ねること前後十六回四十數時間に互る會商を行ひたるに拘はらずソ聯邦側はあく迄自説を固執して一歩も譲らずわが方との協力に應ぜざるのみかわが方より中止を力説したるに拘はらず一方的競賣の斷行を言明するに至つた、わが方としては何處までも外交交渉により本件を解決せんがために最後の瞬間まで最善の努力を試みもつて目的の貫徹を期するものなるがこれとて自ら限度のあることは言を俟たない。従つてソ聯邦側今後の出方如何によつては遂に斷乎たる決意をなすのやうなきに至るを保しがたい、この場合一切の責任は一に懸つてソ聯邦側にあることを銘記すべきである。

議會に於ける有田外相の說明要旨

爲に適當なる措置をとる」との重大なる決意を秘めながらも飽くまで忍耐強く最後の瞬間まで外交交渉を續行する根本方針によつてソ聯邦側の反省を促しつゝ交渉の妥結に努力して來た、ソ聯邦側に於ても此の我が方の正當なる態度に三月十五日の第一回の競賣直後頃から著るしく反省の色を見せ、交渉は軌道に乗り來つて遂に四月二日深更第二回競賣を前日に控へて遂に原則的諒解に到達し東郷大使とリトヴィノフ、ソ聯邦外務人民委員との間に帝國政府の承認を條件として調印を見たのである調印の内容は双方の歩み寄りによつたものであり而も我方の主張も貫徹し從來の安定漁區の内から僅か數十漁區を失つたに過ぎず、借區料は五分乃至一割値上に止めこれ以上は値上げせずアルプ換算率は從來通りとし豫定より一日延期の上四日に行はれる競賣に我方も参加して我方が競落した漁區は五ヶ年安定せしめるといふことになり、四月二日の東郷、リトヴィノフ協定は從來の暫定協定とは性質を異にし原則的に見れ

に昭和十四年三月十五日に漁區の競賣をなし日ソ漁業問題は益々重視されるに至つたが、これに關し三月十六日の衆議院豫算總會劈頭政友會の三善信房氏と有田外相との間に左の如き質疑應答をなした。

三善信房氏 漁區競賣期限たる三月十五日は既に経過したがその後の経過如何

有田外相 十一日と十四日の二回東郷・リトヴィノフ會見が行はれたが十四日の會見は三時から四時まで一時間しか交渉が出来なかつた、この兩會見では別に新なる發展はなくソ聯邦側は依然從來の要求を認める態度がなかつたので十五日の競賣の延期を申出たがソ聯邦側はこれに應ぜず豫定通り競賣を行ひ競落出来なかつた漁區については更に第二の競賣を行ふと言つたので東郷大使は日本はこの競賣を認めず、従つて此の競賣に参加しない旨を言明し、ソ聯邦がそれにも拘らず競賣を強行するならば日本はその結果を承認



ば有效五ヶ年間の新協定とも見られるのである。

日ソ漁業協定に就て

外務省發表の全文

(日ソ漁業問題交渉経過に關する外務省情報部發表) 昭和十四年四月四日

一、北洋漁業問題に關する日ソ兩國間の交渉は四月二日に至り遂に圓滿なる妥結に達し同日夜半東郷大使とリトヴィノフ外務人民委員との間に協約に調印を了するに至つたが二月未發表後今回妥結に至るまでの交渉経過は左の通りである
三月以降東郷大使は三月八日、十一日、十四日、二十二日、二十六日、二十八日、三十一日、四月一日及び二日と九回に互りリトヴィノフ外務人民委員と折衝しその間西參事官は隨時ツアラブキン極東部次長との交渉に當り激論數時間に互つた事も少くなく決裂の危機に瀕した事一再でなかつたが我が方は權利の確保につき確固たる決意を持しつゝも常に修理を盡し説得に努めたのである、三月八日以後

の會見に於て東郷大使は除外漁區に對し代漁區を求めるとのソ聯邦側の議論を駁し且安定漁區に對する日本側の主張を強く表明し更に三月十五日に豫定せられた競賣の延期を勧告するに努めソ聯邦側が一方的主張を強行する結果生ずべき事態に對してはソ聯邦側に於て重大なる責任を負はなければならぬ事を強調して反省を促すところがあつた。
三月十五日ソ聯邦側は豫定通り競賣を強行し従來日本人が經營した漁區には大體に於て手を觸れる事がなかつたが安定漁區中の四個並にソ聯邦政府が帝國臣民の經營より除外方を提議したる漁區の代漁區として競賣に出すべき申入れ中であつた漁區六個を落札した、右に對し在ソ聯邦帝國大使館に於ては十九日附公文を以て嚴重抗議し競賣の効果を否認する旨ソ聯邦政府に申入れたのである。
爾來交渉を繼續し三月末迄に大體實質上の妥結に達したのでそれ等の點を如何なる文書に取纏むべきかの點に關する交渉に移り遂に四月二日夜半に至り圓滿な

妥結に達し我が方においては四日浦鹽において行はれる競賣に参加することになつた次第である。
本件妥結の結果を要約するに左の通り
(イ) 一九二八年の漁業條約は本年末まで有效とすること
(ロ) 特別契約漁區は後述の除外漁區を除き外四個契約を一年延長する。
(ハ) 安定漁區については後述の除外漁區を除き之を競賣に出すこと、但し
(A) 日本漁業家においてこれを入手する見込み確實 (B) 右入手漁區は五ヶ年間貸付けられる (C) 借區料は一割以上値上げなし (D) 三月十五日にソ聯邦側に競落せる四個は日本側に返還す
(ニ) 除外漁區 安定漁區より三十二漁區特別漁區より四漁區貸付期間中の漁區より一漁區合計三十七漁區を漁業條約附屬議定書甲第八條の例外として競賣より除外する、但し之に對しては十漁區の代漁區提供せられその内九は競賣により五ヶ年間貸付けらる

(ホ) 我が方漁區にして期間満了につき競賣に出されたる九漁區は五ヶ年の期限を以て競落する

(ヘ) 貸付期間中であつた五十二漁區は引續き貸付けらる

(ト) ルーブル換算率は据置き即ち從來の所謂安定漁區は既に満期に達してゐるので之を競賣に出す點に於てソ聯邦側の主張を認めたと除外漁區の外全部之を日本側に於て競落し且五ヶ年間の漁區安定を得又除外漁區については二十七個を經營しない事となしたが尙約三百六十漁區を經營し得る次第で要するに今次交渉の結果は我が方において總數約三百六十漁區を獲得しその内二百六十四漁區の五ヶ年安定を見るに至つた次第である。

昭和十四年度漁區競賣日

本側二五四區を落札

昭和十四年四月四日午後二時ウラヂオ極東漁業廳において行はれた漁區再競賣には豫定の如くわが方も參加した結果い

よ(二百五十四漁區を競落取得するに至つた。よつて外務省では五日正午情報部長談の形式をもつて右競賣においてわが方が取得した漁區及び今次の交渉の結果日本側が取得した、漁區の種類別内容を左の如く發表したが右日本側取得の漁區は五ヶ年間安定を見るに至つた。

日ソ漁業交渉が四月二日夜モスクワにおいて東郷大使、リトヴィノフ人民委員との間に妥結に達した結果四日午後二時ウラヂオ極東漁業廳において追加競賣執行せられ、日本側のほかソ聯邦側企業家三名出席、總數九漁區に入札し前回不落漁區二個を獲得したのみでわが方は二百五十四漁區を競落した、その内譯は鮭鱒二百四十四漁區及び蟹十漁區である。なほ今次交渉の結果日本側の取得した漁區は左の通りである。

- 一、罐詰工場付屬漁區 四十
- 一、期間満了漁區 九
- 一、競賣せらるべきソ聯邦側三漁區 三
- 一、ソ聯邦側より讓渡漁區(安定) 同

漁區を含む
一、ソ聯邦側より提供の代漁區 一
一、期間中漁區 五十二
一、安定漁區 二百四十二
計 三百五十七

露領水産組合發表

昭和十四年四月五日露領水産組合事務所への入電によれば日本側競落漁區は安定漁區二百四十二、期限満了につき更新漁區九、除外漁區に對する代漁區追加競賣三、合計二百五十四、なほフセコ。二は競賣後に突如削除されて今後の折衝の懸案として殘されてゐるが、大體協定通り競落した、今回の協定の結果わが邦の漁區數は左の如し(△印減)

漁區	十三年	協定の	増	渡
安定	二七九	二四六		
同		(懸案) 一	△三二	
普通	六三			
同		(期間中) 五二		
同		(更新) 九		
同		(懸案) 一		



同 (除外代) 一  
 同 漁區提供 六三  
 特別 四〇 △ 四  
 同 (安定及特別漁區除外に對する代漁區) 九 九  
 合計 三八六 三五九 △二七

かくて再競賣の結果日魯鮭鱒二四〇ヶ所、蟹一〇ヶ所、佐野二ヶ所、荻布二ヶ所、計二五四となり、右に對する入札價格は計三百三十四萬ルーブル(一ルーブルは三十二錢五厘)であつた。

漁業條約效力延長

外務省・議定書を發表

四月二日モスコイに於て我が東郷大使とソ聯邦リトヴィノフ外務人民委員との間に妥結せられた日ソ漁業暫定協定の成立に伴ひ一九二八年の日ソ漁業條約效力延長に關する議定書も同時に成立を見たが右議定書は四月八日樞密院本會議で可決され御裁可を得たので、愈々その效力が確定的に發生することゝなつた、之に

關して四月十日正午外務省では左の如く議定書を發表した。

日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約の第四回效力延長に關する議定書

千九百二十八年一月二十三日署名せられ、千九百三十六年五月二十五日、同年十二月二十八日及千九百三十七年十二月二十九日夫々署名せられたる議定書に依り效力延長せられたる日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間は千九百三十八年十二月三十一日満了したるに因り又千九百三十八年十二月三十一日前に新條約締結せられざりしに因り大日本帝國及ソヴェト社會主義共和國聯邦の政府は千九百二十八年一月二十三日署名せられたる日本國、ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約及一切の附屬文書が千九百三十九年十二月三十一日に至る迄效力を存續することを茲に協定す、右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名せり

昭和十四年四月二日即ち千九百三十九年四月二日モスコイ市に於て本書二通を作成す

政府の承認を條件として

東 郷 茂 德  
 マキシム・リトヴィノフ

漁區取得の内容

東郷、リトヴィノフ會談に基く日ソ漁業暫定協定の結果本邦人漁區の取得及確保並にソ聯邦側の漁區取得に對する承認に關して左の如く意見一致を見た。

(甲) 除外漁區に關する件  
 千九百三十八年十一月二十八日ソ聯邦政府より日本國政府に通知せられたる漁區四十個の内其の後ソ聯邦政府より撤回せられたる三個を除きたる三十七個は千九百三十九年競賣より除外せらるゝこと

(乙) (一) 本邦人競落漁區期間に關する件  
 千九百三十九年の競賣に附せられ右競賣の結果日本國臣民に依りて競落せら

表した。

聲 明 書

今回の漁業交渉に於て事實上我權益を毀損せるものありしは權益の擁護上遺憾なり、今後本條約の締結にあつては本交渉の経緯に鑑み一層の努力を拂ひ以て權益の確保に邁進せんことを期す

日ソ漁業條約

第五次暫定協定成立

歐洲戰亂の勃發に依つて國際情勢は急變したが一方ノモンハン停戰協定あり、日ソ國交調整が企圖されたが此の先決問題たる諸懸案解決の中日ソ漁業條約は現行假條約改訂期が十四年十二月に切迫してゐるので、野村外相は同年十一月駐日ソ聯邦スマタニン大使を招致、日ソ漁業問題に關し速かに交渉を開始し度き旨通告し、其後同二十八日に再びスマタニン大使と會見、漁業問題に關する開始方を督促した。

然るにソ聯邦大使は本國政府の回訓未着に付交渉不可能であるが、回訓接受に

る、漁區は五箇年の期間を以て從來通りの貸付條件に従ひ日本國臣民に貸付けらるべきこと

(二) 罐詰工場及同附屬漁區の經營に關する件  
 ソ聯邦政府は千九百二十八年十一月三日當該日本國臣民と二十ヶ所の罐詰工場附屬漁區三十九個の經營に關し締結せられたる特別契約の效力を同契約の關係文書其の後の追加協定と共に從來通りの條件にて千九百三十九年十二月三十一日まで效力を有す

(三) ソ聯邦側國營企業の漁區取得に關する件  
 一九三九年に於てソ聯邦國營企業に對し五百萬布迄の漁獲を許與す

(四) 代漁區たるソ聯邦側「ポリシエレツク」三漁區の競賣方に關する件  
 從來日本國臣民の經營に屬せざりし漁區第八三三號、第八三四號及第八三五號は追加的に競賣に附せらるべきこと

(五) 代漁區たるソ聯邦側六漁區及ソ聯邦側の競落せる我方安定四漁區の讓

渡に關する件

ソ聯邦漁業機關は本年三月十五日の競賣に於て競落せる六漁區並に從來日本漁業經營の漁區たりし四漁區合計十漁區をソ聯邦機關の競落價格に依り日本國臣民に讓渡すること

(六) 代漁區たるソ聯邦側一漁區の提供に關する件  
 借區期間が一九四一年に満了する日本漁業者經營の漁區第四四五號の代りに日本漁業者に對し漁區第三七〇號を無競賣にて同一期間提供すること

(七) 競賣に於ける借區料値上に關する件  
 競賣に對する漁區最低價格は本年において各漁區に付一割以上引上げせざること、尙「ルーブル」換算率(一留に付三十二錢五厘)は据置とすること

露水組合聲明書發表

日ソ漁業第四次暫定取極妥結と共に露領水産組合では昭和十四年四月四日評議員會及臨時總會を催し、左記聲明書を發



は督促すべき旨を答へたが其後依然としてソ聯邦側は何等の態度を示さず、一方モスコに於ては我東郷大使はモロトフ外相と會見、日ソ漁業問題に關し、再三申入れたが、充分なる回答には接せられなかつた。

昭和十二年日ソ漁業條約廢棄以來暫定協定、重ねて三度、亦もこの重大權益に關し折衝が行はれんとし此際、本格的交渉の行はれんことは我國の熱烈なる要望であつた。

斯くして十二月十五日、引續きモスコにて東郷大使とモロトフ外相との間に於て協議が行はれ、モロトフ外相は北鐵讓渡金問題解決を前提として長期的漁業條約を締結し度き旨を表明した。

即ち滿洲國よりソ聯邦に支拂ふべき北鐵代金最終割賦金五百九十萬圓の請求及其の斡旋方を要請するものである。此の不法なるソ聯邦の要求に應ずべきではなかつたが現行漁業條約の改訂期が十二月末に切迫して居り、同月二十三日の會見に於て日ソ双方より取敢ず暫定協定を締

結し度き旨表明し、急據暫定協定並に北鐵讓渡金問題の協議に入り十二月三十一に至り、第五次暫定協定の締結の調印を了した、又北鐵讓渡金問題も圓滿解決を見ることゝなつた。

### 日ソ漁業協定に就て外務省發表

先般政府は日ソ間長期漁業條約締結の爲、東京及びモスコに於て折衝してゐたが、ソ聯邦側の回答遅延し、到底本年中に交渉を纏め得ないことが明らかとなつたので取敢ず明年限りの暫行協定を取結ぶことゝし交渉を進めた結果、昨三十日の東郷・モロトフ會談に於て政府の承認を條件として暫行協定に本三十一日署名することに話が纏つた、協定の内容は大體昭和十四年の通りであるが、ソ聯邦側は昭和十五年中に長期本條約を締結して、本暫行協定に代らしむる趣旨の規定を設けることに同意した。従つて長期漁業條約交渉は今後繼續して行はれる次第である。

### 第五次暫定取極に關する留換算率諒解要項

日本漁業者は本年中也從來と同様に「ソ聯邦」國立銀行に於て「アコ」債券を額面百留に付三十二圓五十錢の割合にて取得し之を以て借區料、課金及手数料並に保證金の支拂に充當する事を得、尙「アコ」債券に對する支拂圓價に付附せらるる金約款に付ては圓の相場に變動ある場合支拂の調整を行ふ爲、右變動率を算出する基準を從來は「ロンドン」に於ける金の價格(磅貨にて表示せるもの)に求めたるも本年は紐育に於ける金の價格(ドル貨にて表示せるもの)に之を求め且客年四月一日を基準日とする事にす。

### 昭和十五年度漁區競賣邦人側三漁區喪失

昭和十五年度露領漁區競賣は三月十日、浦潮で執行され入札參加者は邦人側日魯及佐野の二名、ソ聯邦側は、ダリル

尙昨年來漁業條約締結交渉と關聯して問題となつてゐた北鐵代償金最終割賦金六百萬圓弱の支拂方に關しては政府は、今次交渉と並行してこれが解決のため積極的に滿洲國ソ聯邦間に斡旋を行ひ種々切衝の結果、右割賦金に利子及び金約款増し金を付したるものより、滿洲國側が北鐵讓渡協定に基き有する明確なる對ソ債券額百三十萬圓弱を控除して、滿洲國側の支拂を了することゝし右支拂金に就てはソ聯邦側はその三分の二を下らざる金額まで日滿兩國より物資を購入することゝして茲に本問題の解決をみるに至つた。

次いで日ソ漁業條約效力延長に關する暫定協定案は十五年一月十三日の樞府本會議に於て可決されたので、政府はソ聯邦政府に對し直ちに右議定書承認通告の手續をとりその效力を發生することゝなつたが右議定書の内容は次の如くである。

### 議 定 書

イバ・プロドクト及フセコプロム・ルイバの二名、提出バケット數五個入札漁區は邦人側更新漁區日魯六ヶ所、同佐野一ヶ所、ソ聯邦側同ダリルイバー一ヶ所、フセコ一七ヶ所で其の結果邦人側はソ聯邦側更新漁區に對しては競争をさけ全然入札しなかつたが、ソ聯邦側は日魯の更新漁區三ヶ所に入札しそれを奪取した。

漁區番號	日魯入札	ソ側入札
六五〇	六、一〇〇留	七、五〇一留
六七四	三、一〇〇留	三、四〇〇留
六七五	三、一〇〇留	三、五〇〇留
邦人側漁區	三四九ヶ所	
ソ聯邦漁區	三九〇ヶ所	

### 奪取漁區の返還交渉

昭和十五年度露領漁區競賣に際し三ヶ所奪取された問題に就て三月二十九日浦潮駐在阿部代表より露水組合入電に依れ

千九百二十八年一月二十三日署名せられ、千九百三十六年五月二十五日、同年十二月二十八日、千九百三十七年十二月二十九日及千九百三十九年四月二日夫々署名せられたる議定書により效力延長せられたる、日本國ソヴェート社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間は千九百三十九年十二月三十一日満了するに因り又千九百三十九年十二月三十一日前に於て新條約締結せられざるべきに因り大日本帝國及ソヴェート社會主義聯邦の政府は左の通協定せり

第一條 千九百二十八年一月二十三日署名せられたる日本國ソヴェート社會主義共和國聯邦間漁業條約及一切の屬附文書は千九百四十三年十二月三十一日に至る迄效力を存續すべし

第二條 本議定書は日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦の政府間に目下交渉中にして、千九百四十年中に締結せらるべき新條約に依り代らるべきものとす。



ば、同競賣執行前阿部代表はソ聯邦極東  
漁業廳當局を訪ね日本側はソ聯邦側漁區  
には入札せぬ意向であればソ聯邦側に於  
ても我が方關係漁區には入札せぬ様取計  
ひ方の協調を求めた所、ソ聯邦側に於て  
も非公式ながら同意の旨を表明したる事

實に基き其後三漁區の返還方を再三交渉  
中の處、漁業廳當局は近日回答をなす旨  
表明したと。  
然るに其後極東漁業廳より我代表に對  
し同漁區の返還を認めずとて我方の申入  
を拒否して來た旨、四月四日同阿部代表

より入電あり、右回答に依り我が露領漁  
業問題に對する依然たるソ聯邦側の對日  
態度を示唆するものとして、當時業界及  
國民に注目を引いたのであつたがソ聯邦  
の容れる所とあらず遂に返還されなかつ

昭和十五年度日ソ企業漁區比較表

一、鮭 鱒 漁 區 (單位借區料……留)

監視區別	企業者別		ソ 聯 邦 側		合 計	
	數漁區	借區料	數漁區	借區料	數漁區	借區料
沿 海 區	五	三、五〇四・〇〇	六	四九、一五四	一一	三、五〇四・〇〇
薩 哈 噠 區	四	九、三〇〇・〇〇	一	一四、七〇〇	五	九、三〇〇・〇〇
ニコラエフスキー區	—	—	—	—	—	—
オホトスキ区	二	一三四、三八九〇〇	二	六、七四三	四	一三四、三八九〇〇
タウイススキー區	—	—	—	—	—	—
ギジギンスキー區	二	一三六、〇八六〇〇	一	一四、七〇〇	三	一三六、〇八六〇〇
イーチンスキー區	—	—	—	—	—	—
キクチンスキー區	—	—	—	—	—	—
計	一一	一、四四四、五三三・〇〇	一〇	一、四四四、五三三・〇〇	二一	二、八八八、〇六六・〇〇

二、蟹 漁 區 (單位借區料……留)

監視區別	企業者別		ソ 聯 邦 側		合 計	
	數漁區	借區料	數漁區	借區料	數漁區	借區料
沿 海 區	—	—	—	—	—	—
イーチンスキー區	—	—	—	—	—	—
キクチンスキー區	—	—	—	—	—	—
ボリシエレツキー區	—	—	—	—	—	—
東 堪 察 加 區	—	—	—	—	—	—
オリユートルスキー區	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—



第七十五議會に於ける  
北洋漁業問題

一 日ソ漁業條約交渉問題

有田外務大臣の演説  
次に日ソ間年來の懸案たる漁業條約の締結に付きましては舊臘成立を見ました暫定漁業協定所定の約束に従ひ成るべく速に是が實現を期せんとするものであります(二月一日衆議院本會議に於ける外相演説より抜萃)

田村代議士と外相との質疑應答

田村秀吉委員 私是对ソ、對米其他の外交關係に付て二三御伺ひ致し度いと思ふのであります、先づ第一に日ソ關係のことから伺ひたいのであります、日ソ關係に付ては外務大臣も豫算總會に於て色々御話がありました、既にノモンハン停戦協定のこともあり、こちらには防共協定の強化と云ふことは今考へて居ないと云ふやうな御話もありました、歐洲の情勢は露西亞が極東に力を強化すると云ふ餘裕を持たない、斯う云ふ事態になつ

て來て日ソ國交調整に付ては洵に絶好の機會になつて居るやうに思ふのであります、そこで日ソだけの關係から見ますと私は不可侵條約まで結んで滿蒙の國境を固める、さうして日ソ間の懸案も此の不可侵條約を原則として解決して行く方法も宜からうと思ふのであります、併し防共を本旨とする所の東亞新秩序の建設と云ふことに國家を擧げてやつて居る場合に、第三インターナショナルのことを考へましても、日ソ不侵條約と全面的に行ふことが、果して國家として良いことかどうか、之に付て私は多少の疑問を持つて居るのであります、隨つて國境を確定する、國境協定をやると云ふ所までは進んでも宜いでせうがそれと同時に個々の懸案解決に今は全力を注いで行くことが、日ソ關係の筋道ではないかと云ふ風に考へるのであります、此の點に對する大臣の御所見を承りたい。

有田外務大臣 今の場合は個々の懸案を成る可く速に解決すると云ふ方向に行かなければならぬと思つて居るのであります

内に新しい條約を作ると云ふ風な一種の義務をソ聯邦が負つて居ると云ふことも事實でありますから日本としては勿論成るべく速かに本條約の締結になるやうにしたいと考へて居るのであります、目下本條約の準備としてモスコに於て是が交渉を開始しようと思つて居るのであります

河野一郎委員 昨日の新聞を拜見しますと、日露漁業交渉の點に付て再びソ聯邦側が壓迫的、積極的態度に出で参りまして漁區の競賣等に付て不當な事實を具現する事態に立至つて居ることが報ぜられて居るのであります、吾々がこゝ數年來恰も議會開會時期が日露漁業交渉の時期と何時も同一時期となりますので、常に議會で問題になつて居りました所が、本年は幸ひにも昨年末外務當局の御盡力に依りまして、又ソ聯邦側の比較的理解ある態度に依りまして其の事なしに今日まで至つたのであります、偶々突如として昨日あたりの態度を見ると再びソ聯邦の態度が遺憾な方向に向ひつゝある様

な風に見受けられるのであります、之に付て外務大臣の御意見を伺つて置きたいのであります。  
有田外務大臣 御承知の様に漁區の中で安定漁區と稱せられるもの或は特別漁區と稱せられるもの、是は手を付けずして依然日本側の保有の儘になつて、繼續せられることになつて居ります、其れ以外の漁區に付ては、期限の切れたものはソ聯邦側からも競賣に出す、又日本側のものも競賣に出す、是は毎年の例であるのであります、其の今年期限が切れて競賣に出したもののうちで三漁區、從來日本側が持つて居つたもの、中三漁區が、ソ聯邦側に落札した、斯ふ言ふ事であるのであります、此のソ聯邦の方に落札した漁區の經濟上の價值に付ては、今私は正確な情報を持つて居りませぬが、主なるものは安定されて居る譯でありまして、期限が來て競賣に出されるものは比較的價值が少いものであつた譯であります、今回ソ聯邦に落札された三つの漁區はどの程度のものか今承知致しませぬが、今

に依つて暫定協定に代へよう、斯う云ふことにソ聯邦側も義務をつけられ居ると云ふことが、本年一月三日の浦鹽の赤旗新聞にも麗々しく掲げられて居る、ソ聯邦側が義務つけられて居り、詰り國交の調整をやらなければならぬと云ふことはソ聯邦側も今日の國際情勢から認めて來て居るやうに思ふのであります。さうすれば本年は、此の漁業條約は五箇年暫定協定々々で此の間の紆余曲折を経て常に北洋の我國の權益が動搖して居つた之を建直すべき機會に到達して居ると思ふのであります、先づ本年中に此の機會が與へらるゝとすれば、之に對する交渉は既に開始せられて居るのであるか、又如何なる準備を以て居られるのであるかを承り度い。

有田外務大臣 御説の通り漁業問題は日本として極めて重視して居るのであります、今何回も暫定取極で繋いで來ましたけれども、其の後漁業本條約の締結と云ふことを熱心に主張して來たのであります、昨年暫定取極の際に、十五年

ます。

田村委員 さう致しますと、個々の懸案は随分澤山あるやうですが、其の中でも最も大きな、而も日露戰爭の代償のなるものとして、ポーツマス條約の當時出來た重要な我國の不搖の權益であります所の所謂日ソ漁業條約、此の問題を如何に解決するかと云ふことは日ソ懸案解決の根本を成し、中心を成す問題ではないかと思ふのであります、既に日ソ漁業條約の問題は暫定協定を毎年やつて参りまして、既に五回になつて居ります、所が昨年の暮の東郷・モロトフの協定の際に日ソ關係の國交が稍々好轉し得る可能性を認め、其の具體的な例と申上げる必要もないと思ひますが、色々な條件から東郷・モロトフの協定の第二案に、一九四〇年即ち昭和十五年中に新なる條約を締結して暫定協定を廢める、斯う云ふことが明記せられて居る、此の點に付て愈々多年の懸案であり、昨年の如きは露々たる國家の重要問題にまで展開した日ソ漁業條約、之を本年中に新しい條約



日迄の處では特に壓迫行爲があつたからと云ふ様な報告に接して居りませぬ、普通の競賣手續に依つて競賣に付せられたものが三區ある、従來日本の持つて居つた三區が向ふの競落になつた、斯う云ふ事丈けしか目下判つて居ないのであります。(二月十六日衆議院豫算委員第一分科會速記録より)

三 北洋漁業統制問題

山本厚三委員 農林關係の豫算は随分多岐に亘つて居りますが、私は唯其中の水産關係に付て、極めて簡單なことを御尋したいと思ひます、一つは北洋漁業の統制のことであり、昨年は北洋漁業の日ソ協定に付ては大分採めたのであります、今年には幸ひに暫定的ではあるが收まつて居るやうであります、之に關聯して歴代の政府で北洋漁業を統制せなければなるまいと云ふことは非公式に度々伺つて居つたのであります、目下どう云ふ方針でありますか伺ひます。

島田農林大臣 北洋漁業の統制のことは御話のやうに問題になつて居ります

が、之をどう云ふ形にしてやるのが政府の考へて居る統制の目的に一番合致するかと云ふことに付きまして、色々事情に即して研究をして居り、或る意味に於きましては此の事柄は相當機運も熟して居るやうに見られる點もあるものであります、所謂統制の目的に副ふ様な形に於て其の實現を致し度いと云ふ考へを以て當業者等の方面に付きまして左様な考へを以て接觸致して居る様な次第であります。

大體以上御答へ致します。

山本委員 今の政府は之を急速に御實行になる御計畫であるかどうか、此の問題に付て一つ申上げて置きたいことは、北千島の漁業は洵に微細なもので、取るに足らぬものであつたのが、豫想外どころではない豫想を超越して非常に巨額な收穫になりまして、非常に大きな水産資源になつて居りますが、北海道廳の管轄下にある北千島のある莫大な鮭、鱒の漁業も是は北洋漁業として露領漁業と同一に見て之を合併すると云ふやうな御解釋

であります、大體御決りになつて居れば伺ひ度いと思ひます。

島田農林大臣 統制する場合には大體それを含める、斯う云ふ様な考へ方で進んで居るのであります。(二月十七日衆議院豫算委員第六分科會第二回速記録より)

北洋漁業統制問題

北洋漁業は其の重要性に鑑み、農林當局其他は今日迄斯業の擁護に努め來つたが、國家權益たる露領確保の爲に全面的統制は絶對必要とせられ、先に農林當局に於て統制法案を議會に提出せんとし、七百五十萬圓の豫算を計上したが、昨年同豫算は否決せられた。

然し北洋漁業はソ聯邦の取締りを受ける關係上、漁業權の獲得以來、年來幾多の紛糾を重ね操業上非常なる不利であり不法なるソ聯邦の壓迫に對抗し國家權益の代行機關となし強力なる企業形態に統制する事は現下の國際情勢より見ても必然であり、亦一面、資源の維持、國民の

食糧問題、戰時下の外貨獲得を期す輸出振興等、時局に處するものであつて當局は該法案の成立なくも、全漁業の一元化を以て國家的體制を企圖したのである。

一方業者側では此の統制機運の必然性を良く察知し自治的統制に就て協議を進めたのである。而して當局の意圖する所は國家的見地に立つ體制となし政府が出資をなし強力なる國策會社を設立せんとするものであり、業者側の一元案が當局に反せざる以上は差支へなしとの見解を持した。此處に懸案の北洋漁業統制問題は官治統制と自治統制との二つの方向に分れ、統制機運は亦必至と見られた。

然るに其後、業者間に於ては種々賛否兩論が操り返され、海洋漁業協會では五月七日に第一回の懇談會を幹旋、更に五月十六日の二回に亘つて協議を進める等の事あつたが、具體化的進捗はなく、業者は北洋漁業在來の特殊的立場を堅持し極力反對を唱へるものもあり、他面本年五月以來、北洋漁業の前提的意義を有するものと注目された陸上蟹企業の自治的

合同の如きは評價問題等に行機みの状態

で、業者の自治的統制は遂に進捗を見ず或は北洋漁業統制も不可能との聲もあつたが、當局は著々其の具體案を作成、あく迄單一合同を企圖し、此の完遂工作の爲、七月二十二日函館に於て北千島漁業者との官民懇談會を開催し、問題の北千島を北洋統制に包含し、權益の擁護、魚族資源維持、貿易振興、現時局に即應等の四項目を以て斷乎決行の意思を表明し業者の協力を望む事あつて、當局の方針を明瞭化せしめた。

近く官民合同の委員會結成も唱へられ、懸案の北洋大統制案は來議會に提出され、愈々官治統制に依つて其の實現が期せられるに至つてゐる。

北洋水産物の對英輸出問題

歐洲戰亂勃發後、我北洋水産物の對外貿易中主要市場たる英國は奢侈品として蟹罐詰の如き輸入禁止をなしたが、昭和十五年三月二十日商務省に於て輸入取締令に基づき食料品輸入許可制を公布發表

をなした。

此の英國の輸入停止發表は、英國が戰時經濟確立の爲に廣く輸入品の全面的檢討をなし、必需品の輸入許可制を企圖した經濟統制の一と見らるゝものであつたが、同月二十六日、外務省着電に依ると今次英國商務省の公表せる所の許可制は今日迄輸入許可制が施行されて無い

食料品の全部に對し新たに許可制を實施せんとするもので、右の結果我對英輸出水産物も輸入許可を受ける事になつた、即ち此の許可制は深化せる歐洲動亂に伴ひ英國は在外正貨の著しく減少してをり磅ブロックに於て極力自給自足を企圖せんとしたものである。然し、我業者は鮭鱒罐詰の如き、當然必需品と見なされるものは、影響なきものと見解を持したのであつた、併し乍ら、其後歐洲戰亂は益々激化の道を辿り、戰局の見透し不可能の状態となり、一方統制下の資材入手難と共に對外輸出は減少し、年々二百六、七十萬圓も輸出する英國への商談もなく、此處に對外貿易に對し再檢討を要



する事態となつたが、我農林當局は六月十五日輸出水産物取締規則に基き水産罐詰販賣制限規則を公布、新態制に對應する方策を講じ對外輸出の振興を計らんとした。

然し依然たる戰亂の波及の擴大化は、輸送關係に於て至難な事柄であつて、我北洋水産物の對外輸出問題は極めて悲觀的狀態にあるので業者は其の對策に萬全を期しつゝあるものである。

### 昭和十六年度狀況

昭和十六年度北洋漁業は第六次日ソ漁業暫定協定成立によりソ聯の對日態度緩和が齎らされるものと豫期してゐたが、三月三十一日浦潮に於て施行されたソ聯領漁區競賣に就いて意外のソ聯側妨害に逢着しソ聯領漁業の成行が目されたのである。然るに松岡外相の訪歐はソ聯の對日態度を急轉せしめ従つて極東出先官憲も其れを急速に反應するに至つたが、日ソ中立條約の成立はソ聯の對日政策に友好的反影を見せたことは勿論であ

る。

四月十三日の先發隊出發に次ぎ同二十七日の北千島行第一船をはじめとし、五月四日沿海州行第一船幸光丸、同七日カムチャツカ行どうか丸と次々に五萬に達する漁業戦士が送込まれ且漁獲豫想高七十萬石と目されてゐたが、本年度は氣候潮流等の關係よりして初期の目的に充分でなかつたことは甚だ遺憾とするところであつた。初漁期には紅鮭の群來が相當あつたが、中後半に至つて不活潑となり反對に鱒が後半に入つて好漁を示し鱒漁未曾有の成績を挙げたのである。

一方内地に於ては食糧確保問題、遠洋漁業、一丸問題、各社統合問題配給機構改革問題、或は獨航船重油問題、配船制當等を繞つて飛躍的時代に於ける多難な期間を送つたのである。

### 昭和十六年度の追加支拂

昭和十五年度日本側漁區の租借區は普通漁區、安定漁區、特契漁區を合せて三四九漁區であり、之に對する昨年度の租

借料總額は七、〇〇四、六一五留で借區料及抵代税共邦貨換算三百三十九萬餘圓を支拂つた。之は昭和六年の幣原トロヤノフスキイ協定に基いて租借料は一留換算三二錢五厘の基率を換用してゐるが、第六次協定により借區料並に抵代税の二割を追加支拂ふことにより妥結した。之によつて昭和十六年度留換算は金約款に於てより三七錢八五六となつたのである。

昭和十六年度日本側借區料及抵代税並に追納金二〇%支拂

△一般漁區(三〇一漁區)

借區料 三、七六八、七三三・〇〇留

抵代税 一、〇五五、五三三・五

計 四、八二四、二六六・五

△特別契約漁區(三九漁區)

借區料 三、一七七、〇五三・〇三

抵代税 八八九、五五六・六

計 四、〇六六、六一九・六

△漁區保有合計(三四〇漁區)

借區料 六、九四六、八八六・〇三

抵代税 一、九四五、二九三・九七

總合計 八、八九一、一七九・〇〇

△追加支拂(三三八漁區)

一〇% 一、七五三、三三〇・八

總 計 一〇、六七〇、四〇六・八

邦貨換算 四、〇三六、二九・九三

### 北洋漁業昭和十六年度配船

北洋漁業關係各社では本年度配船運營の圓滑を期するため海運中央統制輸送組合内に北洋會を設立し、同會を通じて本年度北洋配船計畫を樹立組合側と折衝し、各關係社は所要トン數獲得に努力したが、右北洋會の構成は左の如くである。

- 日本郵船、中村汽船、栗林商船、島谷汽船、郵下部汽船(以上幹事) 日魯漁業、炭礦汽船、小川合名、荻布汽船部、岡田組、川崎汽船、太平洋漁業、藤山汽船、北千島水産、北日本漁業

### タラバ蟹調査會の設立

北洋漁業の白眉たるタラバ蟹の濫獲防止及増殖促進の目的のためにタラバ蟹調査會が設立され、農林省水産局、同水産

試験場、北海道水産試験場、樺太廳、同中央試験場、民間側では日魯漁業、日本水産等の關係各社により構成され、カムチャツカ、樺太、北海道の三地區に分けて擔當調査を開始することになつたが、其の調査要項は左の如くである。

一、漁況調査

海洋氣象、廻游系統、漁群年齢

一、生物學的調査

分布、生殖環境、年齢組成

一、増殖試験

人工的諸試験

### 露領漁區の入札經過

露領漁區競賣入札に就いては昭和十六年一月三十日浦潮漁業廳で發表した如く鮭鱒更新漁區邦人側七個所、ソ聯側二個所で之が立會として日本内地業者側より日魯三名(松谷、徳永、貝沼三氏) 荻布一名(谷田氏)が派遣され、三月三十一日浦潮に於て漁區競賣入札が施行された。入札参加者は日本側三名、ソ聯側はダリルイボ・プロドウクト(極東漁獲物會社)

フセコ(全ソ漁業協同組合)の二名が参加、競賣漁區七個所を入札したが其の結果はソ聯側の奪取する所となつたのである。

△ダリルイボ・プロドウクト競落漁區  
オホトスキー區

四〇〇號漁區 二六、九三〇留(前年日魯)

四三三號漁區 三七、五〇〇留(ダリルイボ)

カラギンスキー區

一、〇八三號漁區 七、三五〇留(日魯)

計三個所

△フセコ・プロム・ルイバク・ソユーズ

競落漁區

イーチンスキー區

五三三號漁區 七、三〇〇留(前年日魯)

五五七號漁區 七、三〇〇留( )

五八八號漁區 六、八〇〇留( )

六八八號漁區 二五、二〇〇留(フセコ)

計四個所

斯くて日魯漁業漁區はソ聯側に落札され、佐野及び荻布の入札二個所は何れも入札價格が官廳價格に充たざりしため不落となつた。而もこの競賣に参加すべく



内地より派遣の出張員四名(日魯三名、荻布一名)は入国査證の都合により遂に間に合はず参加不可能に終つたのである。

佐野及荻布の不活漁区キジギンスキ区五二七及五二九兩漁区は翌四月十二日再競賣に附されたが、之も亦ソ聯側ダリ・ルイ・ポプロドウトに落札されたためソ聯側と折衝中のところ日ソ中立條約成立によりソ聯側の態度軟化し、遂に日本側の再競賣入札價格により譲渡されたのである。

漁場への渡航解禁好轉

北千島に於ける鮭鱒流網、定置漁業共

昭和十六年度日ソ企業漁區數及借區料、漁獲標準高比較表

一、鮭 鱒 漁 區 (單位借區料……留 漁獲標準高……ツェントネル)

監視區別	企業者別			監視區別	企業者別		
	數漁區	借區料	漁獲標準高		數漁區	借區料	漁獲標準高
沿 海 區	四	三,四〇〇・〇〇	一一,〇七〇	沿 海 區	四	三,四〇〇・〇〇	一一,〇七〇
薩 哈 噠 區	一	九,三三〇・〇〇	三,七五五	薩 哈 噠 區	一	九,三三〇・〇〇	三,七五五
ニ コ ラ エ フ ス キ ー 區	一	—	—	ニ コ ラ エ フ ス キ ー 區	一	—	—
計	五	一三,七三〇・〇〇	一四,八四〇	計	五	一三,七三〇・〇〇	一四,八四〇

種類	本年度		昭和十五年	
	數	尾	數	尾
紅 鮭	一	六九、六九尾	一	七〇、五〇尾
白 鮭	五	九四、四三尾	六	八九、四五尾
銀 鮭	三	三〇、五八尾	二	四〇、九三尾
鱒	九	四〇、六六尾	七	四四、二五尾
計	一七	三三、三五尾	一八	八五、〇三尾

二、蟹 漁 區 (單位借區料……留 製造標準高……函)

監視區別	企業者別			監視區別	企業者別		
	數漁區	借區料	製造標準高		數漁區	借區料	製造標準高
オ ホ ト ス キ ー 區	三	一一、八八九・〇〇	五九、九六六	オ ホ ト ス キ ー 區	三	一一、八八九・〇〇	五九、九六六
タ ウ イ ス キ ー 區	一	—	—	タ ウ イ ス キ ー 區	一	—	—
ギ シ ギ ン ス キ ー 區	二	九七、七〇〇・〇〇	二四、五〇〇	ギ シ ギ ン ス キ ー 區	二	九七、七〇〇・〇〇	二四、五〇〇
イ ー チ ン ス キ ー 區	四	四一、八四〇・〇〇	三六、三六	イ ー チ ン ス キ ー 區	四	四一、八四〇・〇〇	三六、三六
キ ク チ ン ス キ ー 區	三	七五、二九九・〇〇	一〇〇、一一九	キ ク チ ン ス キ ー 區	三	七五、二九九・〇〇	一〇〇、一一九
ポ リ シ エ レ ッ キ ー 區	三	三三、三九八・五七三・九五	二四七、六四八	ポ リ シ エ レ ッ キ ー 區	三	三三、三九八・五七三・九五	二四七、六四八
東 堪 察 加 區	一	一、四四四、五五・〇〇	一八三、二二五	東 堪 察 加 區	一	一、四四四、五五・〇〇	一八三、二二五
カ ラ ギ ン ス キ ー 區	七	三六、五五六・〇〇	一五五、四八〇	カ ラ ギ ン ス キ ー 區	七	三六、五五六・〇〇	一五五、四八〇
キ チ ギ ン ス キ ー 區	三	一七、五八五・〇〇	六三、二六〇	キ チ ギ ン ス キ ー 區	三	一七、五八五・〇〇	六三、二六〇
オ リ ユ ー ト ル ス キ ー 區	三	六四、九七五・〇〇	七四、四〇〇	オ リ ユ ー ト ル ス キ ー 區	三	六四、九七五・〇〇	七四、四〇〇
ア ナ ド イ ル ス キ ー 區	一	—	—	ア ナ ド イ ル ス キ ー 區	一	—	—
計	三三	六四、八三三、二七〇・〇〇	一、一五四、四三三	計	三三	六四、八三三、二七〇・〇〇	一、一五四、四三三

監視區別	日 本 側			監視區別	ソ 聯 邦 側			監視區別	合 計		
	數漁區	借區料	製造標準高		數漁區	借區料	製造標準高		數漁區	借區料	製造標準高
沿 海 區	一	—	—	沿 海 區	一	—	—	沿 海 區	一	—	—
イ ー チ ン ス キ ー 區	三	二八、六四〇	七四、五〇〇	イ ー チ ン ス キ ー 區	三	二八、六四〇	七四、五〇〇	イ ー チ ン ス キ ー 區	三	二八、六四〇	七四、五〇〇
キ ク チ ン ス キ ー 區	五	一七四、九〇〇	三〇、〇〇〇	キ ク チ ン ス キ ー 區	五	一七四、九〇〇	三〇、〇〇〇	キ ク チ ン ス キ ー 區	五	一七四、九〇〇	三〇、〇〇〇
ポ リ シ エ レ ッ キ ー 區	—	—	—	ポ リ シ エ レ ッ キ ー 區	—	—	—	ポ リ シ エ レ ッ キ ー 區	—	—	—
東 堪 察 加 區	—	—	—	東 堪 察 加 區	—	—	—	東 堪 察 加 區	—	—	—
オ リ ユ ー ト ル ス キ ー 區	—	—	—	オ リ ユ ー ト ル ス キ ー 區	—	—	—	オ リ ユ ー ト ル ス キ ー 區	—	—	—
計	一七	四六、五四〇	一〇四、五〇〇	計	一七	四六、五四〇	一〇四、五〇〇	計	一七	四六、五四〇	一〇四、五〇〇



### 第七次漁業暫定協定成立

日ソ漁業暫定協定は昭和十六年一月三十一日締結の第六次暫定協定は同年未迄延長することとなり、其れと同時に新長期條約締結に關し交渉し一年中に締結せらるべき豫定のところ惜しくも獨ソ戰勃發しソ聯の危機切迫が傳へられ、ソ聯政府機關のモスクワ撤退と共に相當進捗した右本條約締結交渉も一時中絶するの止むなきに至つた。之がため日本側に於ても再三本交渉再開方を提議したが、遂に四一年度内に妥協の見込み立たざりし爲本條約交渉の外に現行の暫定協定の効力を更に一ヶ年延長せしめるために提議をなして交渉中のところ三月に入り日ソ相方の意見一致を見るに至り、同二十日第七次漁業暫定協定は成立を見たのである。

### 日ソ漁業暫定協定の歴史

日ソ漁業暫定協定は正に日ソ交渉の史的経過を示してゐると云はれ、田中・カ

ラハン協定、廣田・カラハン協定等をはじめ其の努力の跡を物語つてゐる。左に第一次以後の暫定協定を抄出して見る。

△第一次 昭和十一年五月二十七日締結 廣田・カラハン協定（昭和七年八月）が昭和十一年五月満了となるため交渉したがソ聯側の遷延により遂に暫定協定を締結した。

△第二次 昭和十一年十二月二十八日締結 廣田・カラハン協定の八ヶ年存続を中心とする本條約交渉が昭和十一年十月漸く纏り御批准を終了したが、時偶々日獨共協定成立のためソ聯側は調印を拒否し來つたので第一次暫定協定効力の一ヶ年延長を以て之に代へるに至つた。

#### 結

△第三次 昭和十二年十二月二十九日締結 前年に引續き本條約締結方交渉、日ソ間の妥協成らず、重光・ストモニヤコフ間に第三次暫定協定が成立した。

△第四次 昭和十四年四月二日締結

ソ聯の極東政策は極度に悪化し昭和十三年度のソ聯側官憲の横暴は甚だしき物あり、蚊龍丸査證問題、北鐵償金問題等を繞つて複雑した状態の下に終始したが、我が方の努力により翌十四年四月の出漁期に至り東郷・リトヴィノフ間に第四次協定が成立したのである。

△第五次 昭和十四年十二月三十一日締結 前年度の微妙な日ソ關係は本年に入り漸く平常化し十四年十二月東郷・モロトフ間に第五次暫定協定が成立したが、本協定中に昭和十五年度に於て長期本條約の締結をなす旨ソ聯側より約すに至つた。

#### 結

△第六次 昭和十六年一月二十一日締結 建川・モロトフ間に第六次暫定協定が成立したが同時に長期本條約締結方につき其促進を實現するため、日ソ混合委員會を設置することになり、兩國より各委員五名宛を選出した。然るに六月二十二日の獨ソ戰勃發により本條約

### 北洋漁業(公海)

#### 母船式沖取漁業

#### 母船式漁業の意義

公海漁業は母船式沖取漁業であつて北洋公海に於ける漁業の形式は現在これを次の如く大別する事が出来る。

- 母船式蟹漁業
- 母船式鮭鱒漁業
- 蟹 漁 業
- 船トロール漁業

交渉は自然中絶されてしまつたのである。

#### 漁糧工船漁業

#### 發母船式捕鯨船業

このうち漁糧工船漁業は昭和十三年以降出漁を休止してゐる。此等の公海漁業による總生産額は露領漁業をも含めて大體鮭鱒六千萬尾、鯨九萬尾、蟹八、九百萬尾、鮭百二、三十萬尾、其等の金額は五六千萬圓を上下してゐる。

この公海漁業は農林省等に於ける正式の呼稱は母船式漁業と稱されてゐる、母船式漁業は二、三千噸から一萬噸近い汽船に罐詰や鹽漁の製造工場、冷凍工場、冷蔵庫等を設けて之を母船とし、附屬漁船を適宜配置して漁獲から製造までの一貫作業をなす漁業である。

即ち母船は海上の漁業根拠地であると共に製造工場でもある。公海漁業は我日本人が其國家的生活の必要からさまざまの困難を越え、多くの苦闘を積んで蟹漁業を始め各種漁業とも今日の大をなさしむるに至つたものである。然るに數年前よりソ聯郷は露領漁業と共に北洋公海漁業にも積極的に打つて出で、蟹工船其他

トロール漁船等も、五ヶ年計畫によつて飛躍的な擴張發達を遂げつゝある。

かくて日本の獨占に屬した北洋公海漁業は、ソ聯郷側の躍進によつて、著しく其情勢を變るに至り同一富源と同一輸出市場を對象とする兩國の利害關係はこの公海漁業においても著しく對立的となつて來た。殊にソ聯郷は國際公法による領海三哩の建前に對して監視區十二哩を主張し、沿岸十二哩以内の漁業は之を領海漁業と同一視し日本側漁船を取締らんとしたため兩國間の紛議は絶えなかつたが、國際公法に立脚する我國政府の嚴重なる抗議により、日本に對しては十二哩説を放棄し、三哩を承認するに至つた。

然しながらソ聯邦官憲により本邦蟹工船乃至川崎船の拿捕事件はすでに年中行事と化し三哩承認前と殆んど變りない状態にあつたが、えれが本邦漁船が過つて三哩内のソ聯邦領海に達する場合に發生することもあつたが、ソ聯習が公海と誤認して日本側を壓迫する場合も少なくなつたのである。



公海漁業の技術の點では、日本は極めて優秀で他の追隨を許さないが、ソ聯邦は反對に著しく幼稚である。従つて、工船蟹漁業のためソ聯邦は年々多數の日本人熟練漁夫を雇傭し、日本人の技術的援助を得てゐたが、突如一九三三年には全然日本人漁夫を雇傭しなくなつたのである。

公海漁業の領域において發生した日ソ兩國の對立關係の故に日本側はソ聯邦の此弱點を利用して、一九三〇年末ソ聯邦の蟹漁夫雇傭數に嚴重なる制限を付し、出願雇傭漁夫數の半數以下を許可した爲にソ聯邦側では五箇年計畫の標語の一たる『追ひ付け、追ひ越せ』の適用によつて、自己の熟練技術家養成に努め且又外貨調達、プーチイ島における漁夫紛争事件等々のためにソ聯邦は再び日本人漁夫を雇傭するに至つた。

公海漁業における日ソの對立は、兩國に種々の不利をもたらしつゝあることは否定し難い。殊に蟹罐詰の輸出市場に對して、從來の如き競争關係を排除し何等

かの協定を結ぶことは、蟹の資源保護のため兩國間に協定を結ぶことと同様兩國有志の痛感しつゝあるところである。

母船式漁業取締規則

昭和四年四月發令  
昭和九年七月改正  
昭和十五年三月改正

第一章 總則

第一條 左に掲ぐる母船式漁業は漁業法第三十五條第一項の規定に依り農林大臣の許可を受くるに非ざれば之を營むことを得ず

- 一、母船式蟹漁業
- 二、母船式鮭鱒漁業
- 三、母船式鯨漁業

前項に於て母船式蟹漁業と稱するは罐詰製造設備を有する母船又は其の附屬漁船に依り爲す蟹漁業を謂ひ母船式鮭鱒漁業と稱するは製造若は保藏の設備を有する母船又は其の附屬漁船に依り爲す鮭鱒漁業を謂ひ母船式鯨漁業と稱するは鯨體處理設備を有する母船の附屬漁船に依り爲す鯨漁業を謂ふ

第二條 本則に於て搭載附屬漁船と稱するは母船に搭載する附屬漁船を謂ひ獨航附屬漁船と稱するは母船に搭載せざる附屬漁船を謂ふ

第三條 第一條第一項各號に掲ぐる母船式漁業の許可を受けんとする者は漁業毎に申請書に左に掲ぐる書類を添附し農林大臣に之を提出すべし

- 一、様式第一號に依る事
- 二、計畫書に許可を受けんとする者法人なるときに定款、登記簿の謄本、財産目録及貸借對照表
- 三、二人以上共同して許可を受けんとするときは事業に關する各共同者の出資額及權利義務の關係を記載したる書類

二人以上共同して許可を受けんとするときは内一人を代表者と定め其の氏名又は名稱を申請書に記載すべし

第一項の書類の外農林大臣は必要と認むる書類の提出を命ずることあるべし  
第四條 農林大臣母船式漁業の許可を爲したるときは様式第二號に依る許可證を交付す

第五條 母船式漁業の許可の期間は五年以内とす

第六條 母船式漁業者は農林大臣の承認を受けたる母船に非ざれば其の漁業の爲之を使用することを不得す

第七條 母船式漁業者前條の承認を受けんとするときは母船毎に申請書に左に掲ぐる書類を添附し農林大臣に之を提出すべし

- 一、船舶國籍證書寫及漁船検査證書寫
- 二、様式第三號に依る母船設備細書

前項の申請書提出の際同項各號に掲ぐる書類を提出すること能はざる場合に於ては之に代へ様式第四號に依る船舶件名書を提出すべし

前項の規定に依り船舶件名書を提出し前條の承認を受けたる者は農林大臣の指定する期間内に第一項各號に掲ぐる書類を提出すべし

第八條 農林大臣母船使用の承認を爲したるときは様式第五號に依る母船使用承認證を交付す但し前條第二項の場合に於ては同條第三項の規定に依り當該

書類を提出したる後之を交付す  
第九條 母船式漁業者は母船使用承認證を母船内に保持し其の兩舷及附屬母船の最も見易き場所に様式第六號に依る母船使用承認番號を表記すべし

母船式漁業者は操業中様式第七號に依る旗章を母船及附屬漁船の最も見易き場所に掲揚すべし  
第十條 母船式漁業は許可證又は母船使用承認證に記載したる條件若は制限又は第十九條第二十條若は第二十一條の規定に依る制限若は第二十一條の規定に依る制限若は停止の處分に違反して之を營むことを得ず

第十一條 許可證に記載したる條件又は制限の變更の許可を受けんとする母船式漁業者は其の事由を具し申請書を農林大臣に提出すべし母船使用承認證に記載したる條件又は制限の變更を承認せんとする者に付亦同じ

第十二條 母船式漁業者は農林大臣の交付したる様式第八號に依る附屬漁船票を有する附屬漁船に非ざれば母船式漁

業の爲之を使用し又は母船に之を搭載することを不得す

母船式漁業者附屬漁船票の交付を受けんとするときは搭載附屬漁船に在りては母船毎に様式第九號に依る申請書を、獨航附屬漁船に在りては漁船毎に申請書に船舶國籍證書寫、漁船検査證書寫及様式第十號に依る獨航附屬漁船明細書を添附し農林大臣に之を提出すべし

第十三條 母船式漁業者は附屬漁船票を附屬漁船の船内の見易き場所に釘着すべし  
第十四條 母船式漁業者は其の業務を指揮する管理人十一人を操中母船に乗船せしむべし

第十五條 母船式漁業者は毎年十二月三十一日迄に各母船の其の年に於ける事業報告書を農林大臣に提出すべし農林大臣必要ありと認むるときは隨時事業の報告を命ずることあるべし

第十六條 左に掲ぐる場合に於ては母船式漁業者は遲滞なく農林大臣に其の旨



を届出べし

- 一、母船式漁業者其の氏名若は名稱又は住所を變更したるとき
- 二、母船の船名又は船舶番號に變更ありたる時
- 三、附屬漁船の船名に變更ありたる時
- 四、本則に依り許可又は承認を受くべき場合を除くの外母船式漁業者其の計畫書又は母船設備細目書に記載したる事項を變更したるとき
- 五、母船式漁業者たる法人其の定款を變更したるとき
- 六、母船式漁業者たる法人の代表者に變更ありたる時
- 七、第三條第二項の代表者に變更ありたる時
- 八、母船式漁業者管理人を選任し又は變更したるとき

前項第八號の規定に依る管理人選任の届書には履歴書を添附すべし

第十七條 第十一條の許可若は承認を爲したるとき又は前條第一項第一號、第二號、第七號若は第二十三條第一項の届出ありたる時は農林大臣は許可證

後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對し之を爲したるものと看做す

第二十四條 左に掲ぐる場合に於ては母船使用の承認は其の效力を失ふ

- 一、母船式漁業の許可の效力消滅したるとき
- 二、母船の使用を廢止したるとき
- 三、母船滅失し、沈没し、解散し又は國籍を喪失したるとき
- 四、母船を讓渡し、之を貸付し、借受けたる母船を返還し其の他母船を使用する權利を失ひたる時

第二十五條 母船式漁業の許可の效力を消滅したるときは直に許可證を返納すべし但し之を返納すること能はざるときは事由を具し其の旨を届出づべし

第二十三條第一條の場合に於ては相續人、清算人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に於て前項の手續を爲すべし

母船使用の承認の效力消滅したるときは直に母船使用承認證を返納すべし第一項但書及前項の規定は此の場合に之

又は母船使用承認證を書換へ交付す

第十八條 母船式漁業者許可證、母船使用承認證又は附屬漁船票を亡失し又は毀損したるときは其の再交付を申請すべし

第十九條 母船式漁業者の許可を受けたる後一年以内に其の漁業に着手せず又は引續き二年以上其の漁業の全部若は一部を營まざるときは農林大臣は其の許可又は母船使用の承認を制限し又は取消すことあるべし

第二十條 水産動植物の蕃殖保護、漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船若は附屬漁船の使用を停止し又は母船式漁業の許可若は母船使用の承認を制限し若は取消すことあるべし

第二十一條 母船式漁業者本則又は本則に基く處分に違反したるときは農林大臣は母船若は附屬漁船の使用を停止し又は母船式漁業の許可若は母船使用の承認を制限し若は取消すことあるべし

を準用す

第二十六條 左に掲ぐる場合に於ては母船式漁業者は直に附屬漁船票を返納すべし

- 一、母船使用の承認の效力消滅したるとき
  - 二、附屬漁船の使用を廢止し又は附屬漁船票の有効期間満了したるとき
- 前條第一項但書及二項の規定は前項の場合に之を準用す

第二章 母船式蟹漁業

第二十七條 母船式蟹漁業の爲東經百五十度以東のオホーツク海に於て使用することを母船は十三隻以内を限り其の使用を承認す

第二十八條 母船式蟹漁業は農林大臣の告示したる禁止區域内に於ては之を營むことを得ず

第二十九條 總噸數二十噸未満の船舶は母船式蟹漁業の獨航附屬漁船に之を使用することを得ず

第三十條 母船式蟹漁業者は其の使用する刺網の浮標に母船使用承認番號を表示すべし

ありと認むるときは農林大臣は母船式漁業者に對し管理人又は母船若は獨航附屬漁船の船長の下船を命じ又は漁夫の乗船禁止を命ずることあるべし

第二十三條 母船式漁業者死亡し若は解散し又は母船式漁業を廢止したるときは母船式漁業の許可は其の效力を失ふ但し死亡又は解散の場合に於て其の相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對して爲したる母船式漁業の許可は爾後相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對し之を爲したるものと看做す

前項但書の場合に於ては左に掲ぐる書類を具し死亡又は解散の日より三十日以内に農林大臣に其の旨を届出づべし

- 一、相續又は合併ありたることを證明する書類
- 二、合併後存續する法人又は合併に因りて設立したる法人に在りては定款、財産目録及貸借對照表第一項但書の場合に於ては母船使用の承認は爾後相續人又は合併

第三十一條 母船式蟹漁業者は網目五センチメートル以下の刺網を母船式蟹

漁業の母船又は其の附屬漁船に於て支持し又は使用することを得ず

第三十二條 母船式蟹漁業者は農林大臣の承認を受くるに非ざれば母船の確詰製造設備を増設し改設し又は撤去することを得ず

第三十三條 削除

第三十四條 削除

第三章 母船式鮭鱒漁業

第三十五條 鮭鱒漁業は北緯五十一度以北の北太平洋(ベーリング海及オホーツク海を含む)に於ては條約に依り又は母船式鮭鱒漁業に依るに非ざれば之を營むことを得ず

第三十六條 母船式鮭鱒漁業は東經百七十度以西北緯五十一度以南の海面に於ては之を營むことを得ず

第三十七條 總噸數二十噸未満の船舶は母船式鮭鱒漁業の獨航附屬漁船に之を使用することを得ず

第三十八條 母船式鮭鱒漁業者は其の使



用する建網及流網の浮標に母船使用承認番號を表示すべし

第三十九條 母船式鮭鱒漁業者は農林大臣の承認を受けるに非ざれば母船用の製造設備又は保藏設備を増設し、改設し、又は撤去することを不得す

第四章 母船式鯨漁業

第四十條 母船式鯨漁業の爲北緯二十度以北の北太平洋（ベーリング海、オホーツク海及北氷洋を含む）に於て使用することを得る母船は一隻を限り其の使用を承認す

第四十一條 母船式鯨漁業は東經百八度及東經百五十九度の經線並に北緯二十度及北緯五十二度三十分の緯線に依りて圍まれたる海面に於ては之を營むことを得ず

第四十二條 母船式鯨漁業者は農林大臣の承認を受けるに非ざれば母船の鯨體處理設備を改設することを不得す

第五章 罰則

第四十三條 管理人其他母船式漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若

は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者左の各號の一に該當するときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

一、母船式漁業の許可證又は母船使用認證に記載したる條件又は制限に違反して操業したるとき

二、第十九條、第二十條又は第二十一條の規定に依る制限又は停止の處分に違反して操業したるとき

三、第九條第一項の規定に依り表記したる母船使用承認番號を隠蔽し或は抹消したるとき

四、第十九條の規定に依り釘着したる附屬漁船票を隠蔽し抹消し、又は破棄したるとき

第四十四條 管理人其他母船式蟹漁業者に代りて業務を指揮する者は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者左の各號の一に該當するときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

一、第二十八條の規定に依り告示したる禁止区域内に於て操業したるとき

二、網目五十センチメートル以下の刺網を母船又は其の附屬漁船に於て所持し又は使用したるとき

第四十五條 管理人其他母船式鮭鱒漁業者に代りて業務を指揮する者は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者第三十六條の規定に違反して操業したるときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第四十六條 管理人其他母船式鯨漁業者に代りて業務を指揮する者は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者第四十一條の規定に違反して操業したるときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第四十七條 第二十七條の二又は第三十五條の規定に違反したる者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す此の場合に於ては犯人の所有し又は所持する漁獲物、製品及漁具は之を沒收することを得若し犯人の所有したる漁獲物及製品の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴すること

とを得  
第四十八條 母船式漁業者第十四條の規定に違反したるときは百圓以下の罰金に處す

第四十九條 第九條、第十三條、第十五條第一項、第十六條第一項、第十八條第二十三條第二項、第二十五條、第二十六條、第三十條又は第三十八條の規定に違反したる者は科料に處す第十五條第二項又は第二十二條の命令に従はざる者亦同じ

附則

第一條 本令は昭和八年法律第三十三號施行の日より之を施行す

第二條 工船蟹漁業取締規則及母船式鮭鱒漁業取締規則二條を廢止す

本令施行前に工船蟹漁業取締規則又は母船式鮭鱒漁業取締規則の罰則を適用すべき行爲ありたるときは本令施行の後と雖も其の罰則を適用す

第三條 本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り工船蟹漁業の許可を受けたる者は本令に依り母船式蟹漁業の許可を受

けたる者と看做す但し二箇以上の工船蟹漁業の許可を有する者は之を一箇の母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做す前項の場合に於て母船式蟹漁業の許可の期間は工船蟹漁業の許可の日より五年とす但し同項但書の場合に在りては工船蟹漁業の許可中間の殘存期間最も長きもの、許可の日より五年とす

第四條 前條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做されたる者は許可證の交付申請書に第三條第一項各號に掲ぐる書類を添附し本令施行の日より三十日以内に農林大臣に之を提出すべし

前項の場合に於て農林大臣必要ありと認むるときは従前の許可證に記載したる事項を整理し許可證を交付することあるべし

第五條 本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り工船蟹漁業の許可を受けたる工船に付ては附則第三條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者

と看做されたる者に對し昭和九年十二月三十一日迄本令に依り其の漁業の爲母船使用の承認を爲したるものと看做す

本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り交付したる許可證は昭和九年十二月三十一日迄本令に依り交付したる母船使用承認證と看做す

第六條 工船蟹漁業取締規則第五條の規定に依り表記したる許可番號は昭和九年十二月三十一日迄第九條第一項の規定に依り表記したる母船式蟹漁業の母船使用承認番號と看做す

(様式)

- 第一號 母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業事業計畫書
- 一 根據地
- 二 操業區域
- 三 漁獲物及製品の陸揚港
- 四 操業の時期
- 五 母船の數
- 六 母船の船種及總噸數
- 七 母船式蟹漁業に在りては母船の罐



詰製造許備の概要  
母船式鮭鱒漁業に在りては母船の製造設備又は保藏設備の概要  
母船式鯨漁業に在りては母船の製油設備、製肥設備又は鯨肉及食用皮の貯藏の概要

- 八 附屬漁船の船種、數及大きさ
- 九 漁具の種類構造及數
- 十 母船式蟹漁業に在りては漁獲物の種類及罐詰製造數母船式鮭鱒漁業に在りては漁獲物の種類別數量、漁獲物の處理及製造の方法母船式鯨漁業に在りては鯨の種類別捕獲頭數、鯨體處理、製油及製肥の方法並に鯨肉及食用皮の採取方法
- 十一 乗組員其他從業員の職務別人員

表

【備考】  
一、二隻以上の母船を使用する場合に在りては第五號以外の事項は母船別に之を記載すべし  
二、母船式蟹漁業に在りては第二號の操業區域は經緯度を之に示すべし

三、母船式鮭鱒漁業に付建網を使用する場合に在りては之を敷設する場所を明示する圖面を添附すべし  
四、母船式鯨漁業に在りては第九號に掲ぐる事項の記載は之を省略することを得  
第一號

第 號	母船式蟹(鮭鱒)(漁)業許可證
住所	氏名又は名稱
許可期間	操業區域
條件又は制限	漁獲物及製品の陸揚港
年月日	農林大臣

第三號

母船式蟹漁業母船設備明細書  
一 船名及船舶番號  
二 罐詰製造設備(見取圖添附を要す)  
三 船員以外の者にして専ら漁撈又は漁獲物の製造に従事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積並に採光通風の装置の概要(見取圖添附を要す)

四 無線電信及無線電話の有無、信號  
符字裝置方式及空中線電力  
五 清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積  
右の通 年 月 日設備完成せしものに相違無之候也  
年 月 日  
氏名又は名稱

母船式鮭鱒漁業母船設備明細書  
一 船名及船舶番號  
二 製造設備(見取圖添附を製す)  
三 保藏設備(見取圖添附を製す)  
四 船員以外の者にして専ら漁撈又は漁獲物の製造若は保藏に従事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積並に採光通風の装置の概要(見取圖添附を製す)  
五 無線電信及無線電話の有無、信號符字、裝置方式及空中線電力  
六 清水槽石炭庫又は燃油庫の容積  
右の通 年 月 日設備完成せしものに相違無之候也  
年 月 日  
氏名又は名稱

- 二 鯨體の曳揚其の他の處理設備(見取圖添附を要す)
- 三 製油設備、製肥設備又は貯藏設備(配置圖添附を要す)
- 四 醫療設備(見取圖添附を要す)
- 五 船員以外の者にして専ら漁撈又は漁獲物の製造若は保藏に従事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積並に採光通風の装置の概要(見取圖添附を要す)
- 六 無線電信及無線電話の有無、信號符字、裝置方式及空中線電力
- 七 清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積  
右の通 年 月 日設備完成せしものに相違無之候也  
年 月 日  
氏名又は名稱

第四號

- 船舶件名書(計畫又は現在)
- 一 船質、船種及船名
- 二 船體の長さ、幅及深さ
- 三 總噸數
- 四 甲板の層數

- 五 機關の種類、數及公稱馬力
  - 六 汽罐の種類、數及制限汽壓
  - 七 最高速度
  - 八 進水年月日
  - 九 所有者の住所氏名又は名稱
- 【備考】  
母船式鯨漁業の母船に在りては各號に掲ぐる事項の外船尾の構造を附記すべし  
第五號

何第 號	母船式蟹(鮭鱒)(漁)業母船使用承認證	住所	氏名又は名稱
母船式蟹(鮭鱒)(漁)業許可の番號及許可期間	操業區域	漁獲物及製品の陸揚港	
母船の船種番號	母船の船種及船名	母船使用承認期間	條件又は制限
年月日	農林大臣		

第六號

1

何 2  
【備考】  
一 各文字の大きさは五十糎大以上、文字の太さは十糎以上、各文字の間隔は三十糎以上七十糎以下とし明瞭に記載することを製す  
二 附屬漁船に在りては其の船種及大小に應じ前號に準じ明瞭に記載することを製す  
第七號

旗 章(圖面略)  
斜線の部分  
母船式蟹漁業に在りては緋  
母船式鮭鱒漁業に在りては藍  
母船式鯨漁業に在りては綠  
其の他の部分 白  
【備考】  
圖面略附屬漁船に在りては其の船種及大小に應じ本様式に準じ其の太さを縮小することを得



第八號

母船 丸第 條
母船式蟹(鮭鱒)漁業獨航附屬漁船票
所屬母船の 使用承認番號
船 船 番 號
船 種 及 船 名
有 效 期 間
年 月 日
農 林 省

【備 考】  
母船式鯨漁業獨航附屬漁船票に在りては  
使用漁具の記載は之を爲さず

母船 丸第 號
母船式蟹(鮭鱒)漁業搭載附屬漁船票
所屬母船の 使用承認番號
船 船 番 號
船 種 及 船 名
有 效 期 間
年 月 日
農 林 省

第九號

搭載附屬漁船票交付申請書

何	何	何丸(何號)	船 名		機 關	使 用 漁 具	搭 載 人 數
			長 幅 深	種 類			

右漁船を母船 丸の搭載附屬漁船として  
使用致候に付搭載附屬漁業票交付相  
成度此段及申請候也

年 月 日

住 所

氏名又は名稱

- 農林大臣 殿
- 第十號
- 母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業獨航  
附屬漁船明細書
- 一 船名及船舶番號
  - 二 所屬母船の船名及使用承認番號
  - 三 清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積
  - 四 使用漁具の種類及數量
  - 五 職務別搭載人員數

母船式蟹漁業

蟹工船概説

母船式蟹漁業は農林省制定の母船式蟹  
業取締規則に依る許可漁業で同規則に基  
いて命名されたものであるが、一般には  
蟹工船と云はれてゐる。

最初は北洋公海漁業は蟹工船のみであ  
つたので、其名稱も工船蟹漁業取締規則  
と言はれてゐた。

これは母船式鮭鱒漁業と同様に、五千  
噸から一萬噸近い母船に附屬漁船を配置  
し、漁獲した蟹を母船内で処理する漁業

である。

蟹工船が漁獲する蟹は露領租借漁區で  
漁るものと共通のものであり又其の操  
業區域はソ聯邦領海に近いけれども露領  
漁業とは別個の立場に在るものである。

此の漁業は大正三年水産講習所の實習  
船雲鷹丸がオホーツク海に航行したとき  
當時蟹罐詰製造上の問題であつた蟹肉の  
鮮度の保存と品質の低下を防ぐ爲め漁獲  
したものを直ちに船内で罐詰に製造する  
ことを試験したのにその起源を發し、大  
正九年富山縣水産講習所の練習船吳羽丸  
が蟹肉の洗滌には淡水でなければならぬ  
やうに考えられてゐたのに海水を使用し  
て罐詰の製造試験をして成功し三百函を  
製造したのが事業化せられる動機となつ  
て今日の隆盛を見るに至つたのである。

大正十年には吳羽丸の試験に做つて二  
三百噸の補助機關付帆船二隻が着業して  
罐詰二千七百函を製造し翌十一年には一  
千噸足らずの汽船を混へ三隻の工船が出  
動して、罐詰七千二百函餘の製品が出來  
た。

斯くの如くにして工船蟹漁業は漸く勃  
興せんとする機運に至つたが本漁業の無  
節度な發達は或ひは蟹の蕃殖を阻害し又  
製品の濫造に由り蟹罐詰の市價を低落し  
又製品の濫造に由り斯業の前途を害する  
恐れがあつたので、之が取締の爲め大正  
十二年取締規則が制定發布せられるに至  
つた。

爾來、本漁業は取締規則に依つて工船  
毎に許可せられるやうになつたが、工船  
の數は昭和二年度初めには操業區域を堪  
察加西海岸沖合とするもの十六隻、其の  
他六隻合せて二十二隻を算するに至つ  
た。此の内同年出漁したものは堪察加西  
海岸沖合に十五隻同東海岸沖合に二隻で  
あつた。東海岸沖合に出たものは新規の  
試みであつたが爲に成績は思はしくなか  
つたが西海岸沖合に出たものは前年同様  
の好成績を收さぬ罐詰三十三萬函、價額  
千一三萬百圓の生産を擧げた。即ち三年  
前の生産二千七百餘函、價額十萬圓餘に  
比すると其の發展の急激なことに驚くで  
あらう。

蟹漁業の合同

當時堪察加西海岸沖合を操業區域とする  
工船十六隻の漁業經營者は十名であつた  
が此の間無益の競争が多く此のまゝでは  
漁場を荒廢し市場を攪亂する虞れがあつ  
たので取締規則の改正と共に當局の意  
に従つて當業者は合同することとなり昭  
和二年末日本工船漁業株式會社と昭和工  
船漁業株式會社とが成立した。

然るに昭和六年に至り東堪察加公海に  
出漁して相當の成績を擧げ來れる群小漁  
工船業者は合同して資本金百九十九萬圓の  
東工船會社を組織して再び漁工船合同の  
機運をつくつたが昭和六年末より七年初  
頭へかけ日本工船會社(資本金六百萬圓)  
昭和工船會社(資本金二百萬圓)東工船會  
社(百九十九萬圓)林兼商店(工船二隻)の本  
邦カニ工船全體を網羅する大合同計畫が  
著しく具體化し、昭和七年十二月十九日  
前記四社の代表者により合同の基礎的條  
件一致し、遂に調印を見るに至つたので  
ある。其後、昭和十二年に至り日本合同